



東証上場会社

---

コーポレート・  
ガバナンス白書

---

2019

White Paper on  
Corporate Governance

株式会社東京証券取引所



**東証上場会社  
コーポレート・ガバナンス白書  
2019**

2019年5月  
株式会社東京証券取引所

## ▶はじめに

株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）では、東証上場会社のコーポレート・ガバナンスの取組状況、進捗状況を多角的に明らかにすることを通じ、内外の投資家が安心して投資できる、国際的に遜色のない株主の権利保護とそれに基づくコーポレート・ガバナンスを実現する観点から、上場会社が開示した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」（以下「CG報告書」という。）のデータを用いて、東証上場会社のコーポレート・ガバナンスの現状について総合的な分析を行い、2007年以降、隔年でコーポレート・ガバナンス白書を発刊している。今回の「コーポレート・ガバナンス白書2019」（以下「本白書」という。）は、その7回目の発刊にあたる。

これまで東証では、1999年にコーポレート・ガバナンスの充実を上場会社に対して要請したことを皮切りに、2004年の上場会社コーポレート・ガバナンス原則の策定や2006年のCG報告書の制度化、2009年の独立役員制度の導入などの各種取組を進めてきた。2015年には、上場会社の実効的なガバナンスの実現に資する主要な諸原則を取りまとめたコーポレートガバナンス・コード（以下「コード」という。）を策定しており、2018年6月には、企業と投資家との対話を通じ、コーポレート・ガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくためにコードの改訂を行ったところである。

本白書では、我が国企業を巡る近年のコーポレート・ガバナンス改革の進展も踏まえ、分析を行っている。関係各位にとって、本白書が、変貌している我が国の上場会社のコーポレート・ガバナンスの取組状況を概観するための一助となれば幸いである。

最後に、本白書の作成にあたっては、株式会社大和総研に多大なるご協力をいただいた。この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

2019年5月

株式会社東京証券取引所

# コーポレート・ガバナンス白書2019 目次

<b>I. 総論編</b>	1
<b>本白書の構成</b>	1
<b>分析対象</b>	1
<b>分析の方法</b>	2
<b>1. 企業属性</b>	3
1 - 1. 市場区分	3
1 - 2. 決算期	3
1 - 3. 連結従業員数	4
1 - 4. 連結売上高	4
1 - 5. 時価総額	5
1 - 6. 連結子会社数	6
1 - 7. 外国人株式所有比率	6
1 - 8. 大株主の状況	7
1 - 9. 支配株主・親会社の有無	8
<b>2. コーポレートガバナンス・コードの対応状況</b>	10
<b>II. 各論編</b>	14
<b>1. 株主の権利・平等性の確保</b>	14
1 - 1. 招集通知の早期発送	14
1 - 2. 集中日の回避	16
1 - 3. 電磁的方法による議決権行使	16
1 - 4. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用	17
1 - 5. 招集通知等の英訳版の作成	17
1 - 6. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けたその他の取組	18
1 - 7. 政策保有株式（原則1-4）	18
〔コラム①〕 政策保有株式について	25
1 - 8. 買収防衛に関する事項	28
(1)買収防衛策を導入している会社の数	28
(2)買収防衛策導入会社のコーポレート・ガバナンス体制	30
1 - 9. 関連当事者間の取引（原則1-7）	30
1 - 10. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針	33
1 - 11. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情	34
<b>2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働</b>	35
2 - 1. 社内規程等によるステークホルダーの立場についての規定	35
2 - 2. 環境保全活動、CSR活動等の実施	36
2 - 3. ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	36
2 - 4. 資本市場における女性活躍の「見える化」に関する記述	37
〔コラム②〕 女性活躍推進の見える化	41
2 - 5. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮（原則2-6）	42

〔コラム③〕 ESGに対する取組に関する開示について .....	45
<b>3. 適切な情報開示と透明性の確保 .....</b>	<b>48</b>
3 - 1. 情報開示の充実（原則3-1） .....	48
(1)会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画 .....	49
(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針 .....	50
〔コラム④〕 コーポレートガバナンス・ガイドラインの作成状況 .....	51
(3)報酬決定の方針と手続 .....	54
(4)経営陣幹部の選解任及び役員の方針と手続 .....	59
(5)個々の役員を選解任・指名についての説明 .....	61
〔コラム⑤〕 コーポレート・ガバナンス報告書の英訳版の開示状況について .....	63
<b>4. 取締役会等の責務 .....</b>	<b>66</b>
4 - 1. 組織形態 .....	66
4 - 2. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要 .....	67
4 - 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 .....	68
(1)監査役会設置会社の場合 .....	69
(2)監査等委員会設置会社の場合 .....	69
(3)指名委員会等設置会社の場合 .....	69
4 - 4. 取締役・取締役会 .....	70
(1)定款上の取締役の任期 .....	70
(2)取締役会の議長の属性 .....	72
(3)取締役の人数 .....	73
4 - 5. インセンティブ付与に関する施策の実施状況 .....	74
(1)インセンティブ付与に関する施策の概観 .....	74
(2)ストックオプション制度の導入 .....	75
(3)業績連動報酬制度の導入 .....	76
(4)その他 .....	76
(5)ストックオプションの付与対象者 .....	77
4 - 6. 経営陣に対する委任の範囲（補充原則4-1①） .....	78
4 - 7. 独立社外取締役の選任状況 .....	80
(1)独立社外取締役の選任状況及び人数 .....	80
(2)独立社外取締役の社外取締役に占める比率 .....	86
(3)独立社外取締役の属性 .....	86
(4)独立社外取締役と会社との関係 .....	87
4 - 8. 社外監査役属性 .....	89
4 - 9. 独立社外取締役の有効な活用（原則4-8） .....	90
4 - 10. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質（原則4-9） .....	91
4 - 11. 委員会等 .....	95
(1)指名 .....	95
(2)報酬 .....	99

(3)監査 .....	103
〔コラム⑥〕 任意の指名委員会・報酬委員会の実態 .....	106
4 - 12. 取締役会の多様性等に関する考え方（補充原則4-11①） .....	108
4 - 13. 取締役・監査役の兼任状況（補充原則4-11②） .....	111
〔コラム⑦〕 社外役員の兼任数の状況 .....	112
4 - 14. 取締役会の実効性評価（補充原則4-11③） .....	113
4 - 15. トレーニングの方針（補充原則4-14②） .....	118
4 - 16. 独立役員 .....	121
(1)独立役員の選任状況 .....	121
(2)独立役員の属性 .....	123
(3)独立役員と会社との関係 .....	123
(4)独立役員に指定した理由の記載 .....	127
4 - 17. 社外取締役・社外監査役をサポート体制 .....	128
(1)全般 .....	128
(2)監査のサポート体制等 .....	128
4 - 18. 執行役関係 .....	130
4 - 19. 代表取締役社長等を退任した者の状況 .....	131
〔コラム⑧〕 事例から見る相談役・顧問等の呼称・選任・報酬 .....	133
4 - 20. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 .....	134
4 - 21. 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する事項 .....	136
<b>5. 株主との対話 .....</b>	<b>137</b>
5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針（原則5-1） .....	137
5 - 2. ディスクロージャーポリシーの作成・公表 .....	139
5 - 3. 定期的説明会の開催 .....	140
(1)個人投資家向け .....	140
(2)アナリスト・機関投資家向け .....	141
(3)海外投資家向け .....	141
5 - 4. ホームページ掲載 .....	141
5 - 5. IRに関する部署（担当者） .....	142
〔コラム⑨〕 資本コストを巡る動向 .....	142
<b>今後の展望－むすびにかえて .....</b>	<b>144</b>

# 図表目次

図表1	「東証コーポレート・ガバナンス白書」分析対象社数の推移	2
図表2	上場会社数（市場区分別）	3
図表3	決算期（市場区分別）	3
図表4	連結従業員数（市場区分別）	4
図表5	連結売上高（市場区分別）	5
図表6	時価総額（市場区分別）	5
図表7	連結子会社数（市場区分別）	6
図表8	外国人株式所有比率（市場区分別）	7
図表9	外国人株式所有比率（連結売上高別）	7
図表10	筆頭株主の所有比率（市場区分別）	8
図表11	筆頭株主の所有比率（連結売上高別）	8
図表12	支配株主・親会社の有無の推移	9
図表13	支配株主・親会社の有無（市場区分別）	9
図表14	会社別にみたコードの実施／説明の状況（市場区分別）	11
図表15	会社別にみたコードの実施／説明の状況（時価総額別）	11
図表16	会社別にみたコードの実施／説明の状況（業種別）	12
図表17	改訂・新設された原則における実施／説明の状況及び前年比較（市場区分別）	13
図表18	株主総会の活性化等の取組状況（市場区分別）	15
図表19	株主総会の活性化等の取組状況（連結売上高別）	15
図表20	株主総会の活性化等の取組状況（外国人株式所有比率別）	15
図表21	政策保有に関する方針及び議決権行使の方針のキーワード	20
図表22	主要企業（TOPIX100）の政策保有株式の保有銘柄数の変化状況	26
図表23	主要企業（金融等除く）の政策保有株式の削減状況（累計）	27
図表24	TOPIX採用企業（金融除く）の政策保有株式の総資産・時価総額比率	27
図表25	買収防衛策の導入状況（市場区分別）	29
図表26	買収防衛策の導入状況（連結売上高別）	29
図表27	買収防衛策の導入状況（外国人株式所有比率別）	29
図表28	買収防衛策の導入状況（筆頭株主の所有比率別）	30
図表29	買収防衛策の導入状況とガバナンスの関連	30
図表30	関連当事者間の取引のキーワード	33
図表31	ステークホルダーの立場の尊重に係る取組状況（市場区分別）	36
図表32	ステークホルダーの立場の尊重に係る取組状況（連結売上高別）	36
図表33	女性活躍状況の「見える化」に関する記述（市場区分別）	38
図表34	女性活躍状況の「見える化」に関する記述（連結従業員数別）	38
図表35	女性活躍状況の「見える化」に関する記述（連結売上高別）	38
図表36	女性役員の登用率（市場区分別）	39
図表37	女性役員の登用率（業種別）	40

図表38	女性役員の登用率（連結売上高別）	41
図表39	上場企業の女性役員数の推移	42
図表40	アセットオーナーの機能発揮に関するキーワード	45
図表41	統合報告書の発行社数の推移	47
図表42	温室効果ガス（二酸化炭素等）排出量情報の開示状況	47
図表43	会社の目指すところ （経営理念等）や経営戦略、経営計画の開示に関するキーワード	50
図表44	コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と 基本方針に関するキーワード	51
図表45	コーポレートガバナンス・ガイドライン等の作成状況	52
図表46	コーポレートガバナンス・ガイドライン等の開示場所	52
図表47	コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方	54
図表48	役員報酬を決定するに当たっての方針に関するキーワード	55
図表49	役員報酬を決定するに当たっての手續に関するキーワード	56
図表50	取締役報酬の開示状況（監査役会設置会社）	58
図表51	取締役報酬の開示状況（監査等委員会設置会社）	58
図表52	取締役報酬・執行役報酬の開示状況（指名委員会等設置会社）	58
図表53	役員選任の方針に関するキーワード	61
図表54	役員解任の方針に関するキーワード	61
図表55	役員選解任の手續に関するキーワード	61
図表56	コーポレート・ガバナンス報告書英訳版の公表率（外国人株式所有比率別）	64
図表57	コーポレート・ガバナンス報告書英訳版の公表率（連結売上高別）	65
図表58	組織形態（市場区分別）	67
図表59	組織形態（外国人株式所有比率別）	67
図表60	定款上の取締役の任期（監査役会設置会社）	70
図表61	定款上の取締役の任期（市場第一部・監査役会設置会社）	71
図表62	定款上の取締役の任期（市場区分別・監査役会設置会社）	71
図表63	定款上の取締役の任期（連結売上高別・監査役会設置会社）	71
図表64	定款上の取締役の任期（外国人株式所有比率別・監査役会設置会社）	72
図表65	取締役会の議長の属性（市場区分別）	73
図表66	取締役の人数（市場区分別）	73
図表67	取締役の人数（連結売上高別）	74
図表68	インセンティブ付与に関する施策の実施状況	75
図表69	インセンティブ付与に関する施策の実施状況（市場区分別）	75
図表70	インセンティブ付与に関する施策の実施状況（連結売上高別）	75
図表71	インセンティブ付与に関する施策の実施状況（外国人株式所有比率別）	76
図表72	ストックオプションの付与対象者 （監査役会設置会社・ストックオプション導入会社）	77



図表73	ストックオプションの付与対象者 (監査等委員会設置会社・ストックオプション導入会社)	78
図表74	ストックオプションの付与対象者 (指名委員会等設置会社・ストックオプション導入会社)	78
図表75	社外取締役の人数別の会社数の比率(全社)	81
図表76	独立社外取締役の人数別の会社数の比率(全社)	81
図表77	社外取締役の人数別の会社数の比率(組織形態別)	82
図表78	独立社外取締役の人数別の会社数の比率(組織形態別)	82
図表79	独立社外取締役の人数別の会社数の比率(市場区分別)	83
図表80	独立社外取締役の平均人数(市場区分別)	83
図表81	独立社外取締役の取締役会に占める比率(市場区分別)	84
図表82	独立社外取締役の人数別の会社数の比率(外国人株式所有比率別)	84
図表83	独立社外取締役の平均人数(外国人株式所有比率別)	85
図表84	外国人株式所有比率10%未満 独立社外取締役の人数別の会社数の比率	85
図表85	独立社外取締役の取締役会に占める比率(外国人株式所有比率別)	85
図表86	社外取締役のうち、独立社外取締役の占める比率	86
図表87	独立社外取締役の属性(全社)	87
図表88	独立社外取締役の属性(組織形態別)	87
図表89	独立社外取締役と会社との関係(本人・近親者)	88
図表90	独立社外取締役と会社との関係	89
図表91	社外監査役の属性	90
図表92	2名以上の独立社外取締役を選任している会社割合の推移(市場第一部)	91
図表93	独立社外取締役を3分の1以上選任している会社割合の推移(市場第一部)	91
図表94	独立社外取締役の独立性判断基準の主なキーワード	93
図表95	指名委員会設置状況(市場区分別)	96
図表96	指名委員会の人数	97
図表97	指名委員会における社内取締役と社外取締役の比率	97
図表98	指名委員会における社内取締役の人数	98
図表99	指名委員会における社外取締役の人数	98
図表100	指名委員会の委員長の属性	99
図表101	報酬委員会設置状況(市場区分別)	100
図表102	報酬委員会の人数	100
図表103	報酬委員会における社内取締役と社外取締役の比率・人数	101
図表104	報酬委員会における社内取締役の人数	101
図表105	報酬委員会における社外取締役の人数	102
図表106	報酬委員会の委員長の属性	102
図表107	監査委員会・監査等委員会・監査役会の人数	103
図表108	監査委員会・監査等委員会・監査役会における社内役員と社外役員の比率	104
図表109	監査委員会・監査等委員会・監査役会における社内役員の数	104

図表110	監査委員会・監査等委員会・監査役会の社外役員の人数	105
図表111	監査委員会・監査等委員会における常勤者の人数	105
図表112	監査委員会・監査等委員会の委員長の属性	106
図表113	指名委員会・報酬委員会の設置会社数の推移	107
図表114	指名委員会・報酬委員会の開催回数	108
図表115	取締役会の多様性等に関する考え方のキーワード	111
図表116	社外取締役・社外監査役の兼任状況	112
図表117	取締役会の実効性評価のキーワード	118
図表118	役員トレーニングのキーワード	120
図表119	独立役員の人数	122
図表120	独立役員の平均人数（市場区分別）	122
図表121	独立役員の平均人数（外国人株式所有比率別）	122
図表122	独立役員の内訳	123
図表123	全社外役員に占める独立役員の比率（属性別）	123
図表124	独立性判断基準	124
図表125	独立役員と会社との関係	125
図表126	独立役員と会社との関係（本人・近親者）	126
図表127	社外役員を選任した理由及び独立役員に指名した理由の分析	127
図表128	監査役等と会計監査人・内部監査部門との連携状況	130
図表129	執行役の兼任状況	130
図表130	相談役・顧問等の市場区分等別の開示状況	131
図表131	社長等退任日からの年数別人数分布	132
図表132	相談役・顧問等の勤務・報酬の状況	132
図表133	内部統制システムの基本的な考え方及びその整備状況	135
図表134	株主との建設的な対話に関する方針の補充原則5-1②の視点によるキーワード	139
図表135	IRに関する活動状況（市場区分別）	140
図表136	IRに関する活動状況（外国人株式所有比率別）	140

## 添付資料

添付資料：項目別集計表（会社の属性情報とコード全78原則の実施状況）

本白書の記載内容は、著作物として著作権法によって保護されています。本白書の全部又は一部について、無断で、転用、複製、引用、改変又は販売等を行うことは禁じられており、(株)東京証券取引所の著作権の侵害となります。また、予告無しに内容を変更又は廃止する場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

Copyright © 2019, Tokyo Stock Exchange, Inc. ALL RIGHTS RESERVED.

# I. 総論編

## 本白書の構成

本白編の構成は、大きく「I. 総論編」、「II. 各論編」と「添付資料」に分かれる。

「I. 総論編」では、CG報告書の分析対象としている東証上場会社の資本構成、企業属性等を紹介したうえで、コードのコンプライ・オア・エクスプレインの状況を概観している。

「II. 各論編」では、コードの章立てと同様に「1. 株主の権利・平等性の確保」、「2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働」、「3. 適切な情報開示と透明性の確保」、「4. 取締役会等の責務」及び「5. 株主との対話」の5つの章に分け、CG報告書における上場会社の開示内容を分析している。

最後に、「添付資料」としてコードの全78原則のコンプライ・オア・エクスプレインを横軸に、上場会社の属性情報を縦軸にした集計表を添付している。

なお、東証及び金融庁は、コーポレートガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、2018年6月にコードの改訂を実施しており、本白書も改訂後のコードを踏まえた分析としている。

## 分析対象

今回の分析では、原則として、2018年7月13日時点で東証の市場第一部・市場第二部・マザーズ・JASDAQに株式を上場している内国会社（ただし、2018年7月1日から7月13日までの間に上場した4社を除く、計3,594社）が当該時点までに提出したCG報告書データを対象として分析した。

また、改訂後のコードを踏まえたCG報告書<sup>1</sup>の提出期限が2018年12月31日であったことを考慮し、コードのコンプライ・オア・エクスプレインの状況及び各原則に基づく開示の状況、「4 - 11. 委員会等」については、2018年12月31日までに提出されたCG報告書データを対象として分析している（コードに関する事項は、市場第一部・第二部の2,621社、「4 - 11. 委員会等」は市場第一部・第二部・マザーズ・JASDAQの3,621社が対象）。

また、これまでの調査を参照し、数値の増減についても適宜触れることとしている<sup>2</sup>。

- 1 今般のコード改訂では、6つの原則、8つの補充原則を新設・改訂しており、市場第一部・第二部の上場会社においては、改訂後の原則に基づき、CG報告書における「コードの各原則を実施しない理由」及び「コードの各原則に基づく開示」の記載欄の更新が行われている。
- 2 本白書に掲載している図表において「前回調査比」とあるのは、前白書のデータ（2016年7月14日時点）との比較である。グラフによっては、それ以前のデータも収録して、時系列比較を行っている。なお、2006年、2008年、2010年、2012年、2014年及び2016年のデータ取得日はそれぞれ2006年10月31日、2008年8月21日、2010年9月10日、2012年9月10日、2014年7月14日及び2016年7月14日である。なお、百分比の比較は、ポイント単位である。

図表 1 「東証コーポレート・ガバナンス白書」分析対象社数の推移



作成基準日	2007年版 2006年10月31日	2009年版 2008年8月21日	2011年版 2010年9月10日	2013年版 2012年9月10日	2015年版 2014年7月14日	2017年版 2016年7月14日	2019年版 2018年7月13日(※)
市場第一部	1,687	1,717	1,669	1,680	1,814	1,956	2,098
市場第二部	495	466	443	419	545	539	511
マザーズ	174	195	182	176	194	239	256
JASDAQ					861	773	729
合計	2,356	2,378	2,294	2,275	3,414	3,507	3,594

(※) 2018年7月1日から7月13日までの間に上場した4社を除く

## 分析の方法

東証に提出されるCG報告書は、2008年7月7日以降、XBRLファイルが生成される仕組みとなっており、今回の分析も全社のXBRLファイルを使用して、数値データの分類及び集計を行っている<sup>3</sup>。また、自由記述方式の項目については、適宜キーワードを設定し、該当するキーワードが含まれるデータ数を集計することで、全体の傾向を分析している。更に、コードの各原則に基づく開示について、典型的な記載や特徴的と思われる記載の事例を紹介している。

3 数値データは四捨五入して用いているため、図表のデータの合計が100%にならない場合や図表の各項目の値を合算した数値と文中の数値が合致しない場合もある。

# 1. 企業属性<sup>4</sup>

## 1-1. 市場区分

東証上場会社の市場区分別の社数は、市場第一部が2,098社、市場第二部が511社、マザーズが256社、JASDAQが729社となっている（図表2）。なお、国内の他の取引所に重複上場している会社の数は、全体で318社（8.8%）である。

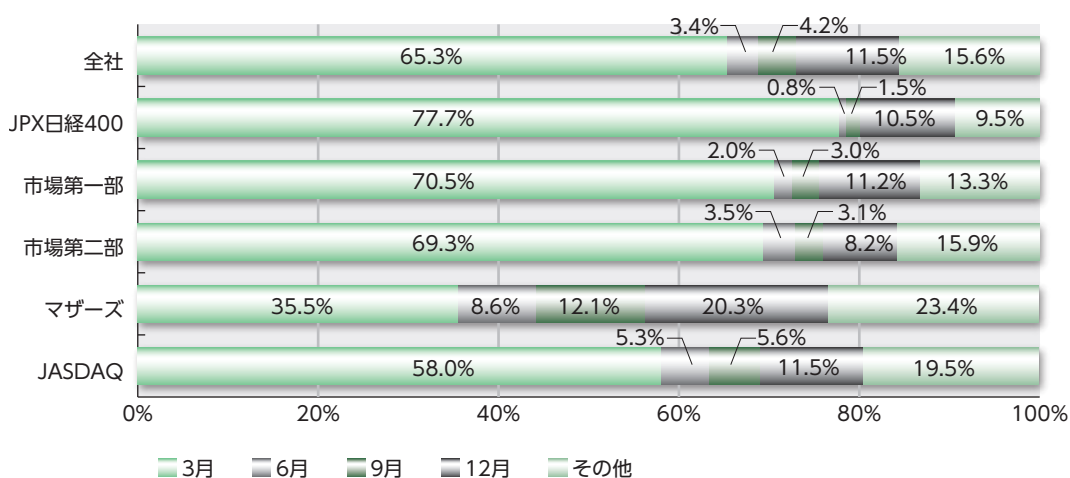
図表2 上場会社数（市場区分別）

市場	社数		比率
		前回差	
全社	3,594	87	100.0%
JPX日経400	399	-	11.1%
市場第一部	2,098	142	58.4%
市場第二部	511	▲28	14.2%
マザーズ	256	17	7.1%
JASDAQ	729	▲44	20.3%

## 1-2. 決算期

東証上場会社の決算期の状況は図表3のとおりである。3月期決算を採用している会社が65.3%と最も多い。なお、3月期決算の比率は2006年の76.4%から、12年間で11.1ポイント減少している。市場区分別にみると、3月期決算の会社の比率は、市場第一部では70.5%、市場第二部では69.3%と高いのに対し、マザーズでは35.5%、JASDAQでは58.0%にとどまり、12月期決算や9月期決算などに分散している。

図表3 決算期（市場区分別）

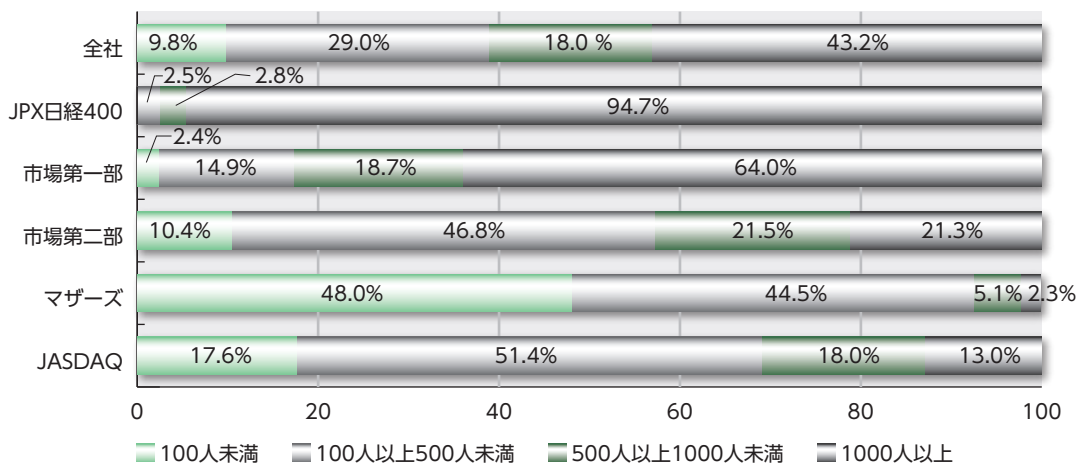


4 CG報告書では基本的に提出日現在の状況を記載することとしているが、連結従業員数、連結売上高、連結子会社数、外国人株式所有比率、大株主の状況については、直前事業年度末現在の状況を記載している。なお、時価総額については、CG報告書で記載が求められていないため、2018年7月13日時点の時価総額を別途集計している。

### 1 - 3. 連結従業員数

東証上場会社の連結従業員数<sup>5</sup>の状況は図表 4のとおりである。連結従業員数1,000人以上の会社が43.2%を占める。また、市場区別にみると、市場第一部は連結従業員数1,000人以上の会社が64.0%と、他の市場区分より多く、規模の大きい会社が多いことが分かる。

図表 4 連結従業員数（市場区分別）

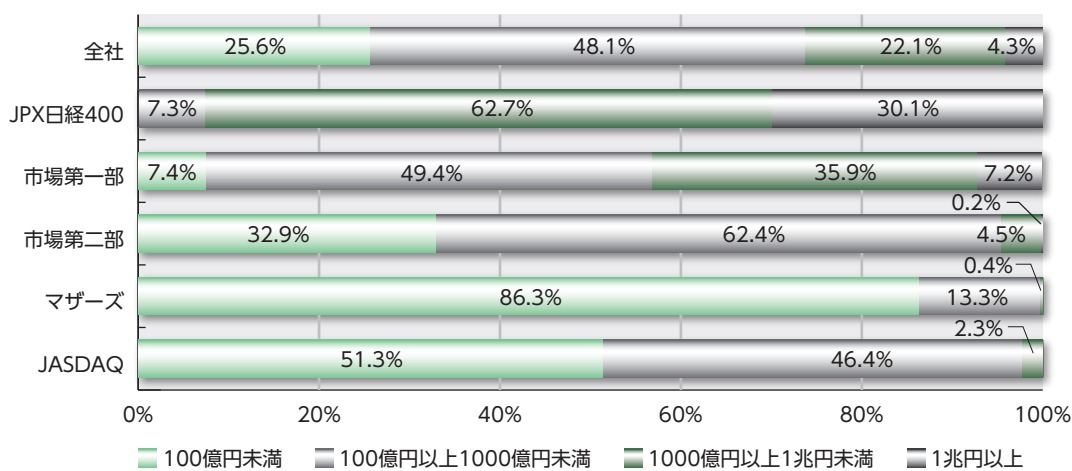


### 1 - 4. 連結売上高

東証上場会社の連結売上高の状況は図表 5のとおりである。連結売上高100億円以上1,000億円未満の区分が48.1%と最も多い。市場区別にみると、市場第一部、市場第二部、JASDAQ、マザーズの順で連結売上高が大きい傾向にある。なお、JPX日経インデックス400（以下「JPX日経400」という。）構成会社では、連結売上高1,000億円以上の規模の会社が92.8%を占めており、1兆円以上の会社も30.1%に達する。

5 連結財務諸表を作成していない会社の場合は単体ベースの従業員数を用いた。

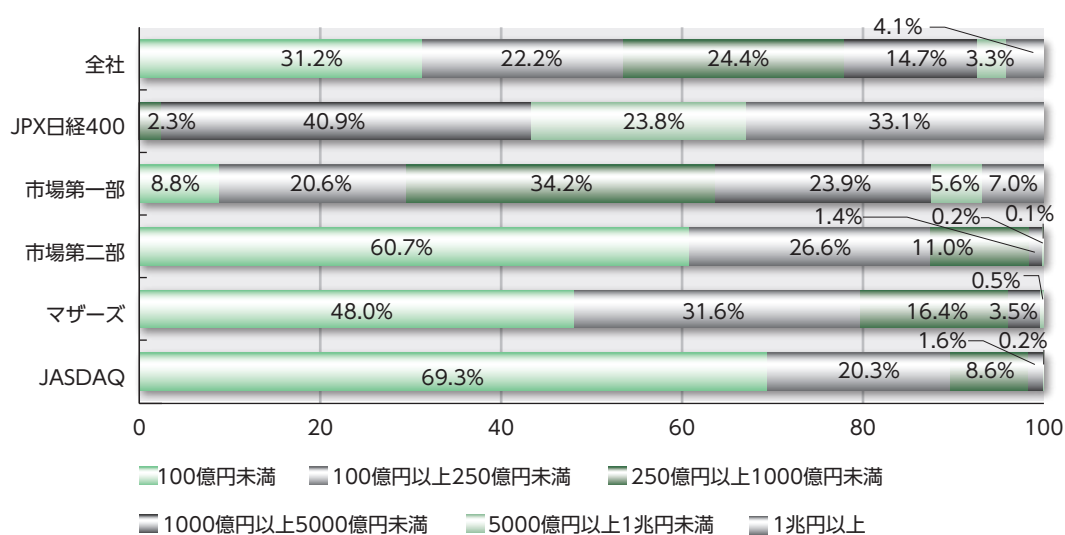
図表 5 連結売上高（市場区分別）



### 1・5. 時価総額

東証上場会社の時価総額の状況は図表 6のとおりである。市場区分別にみると、市場第一部は時価総額が大きい会社の比率が高く、市場第二部、マザーズ、JASDAQ については時価総額100億円未満など、時価総額の小さい企業も多く上場している傾向にある。なお、JPX日経400構成会社では、時価総額1,000億円以上の会社が97.7%と大半を占めており、1兆円以上の会社も33.1%に達する。

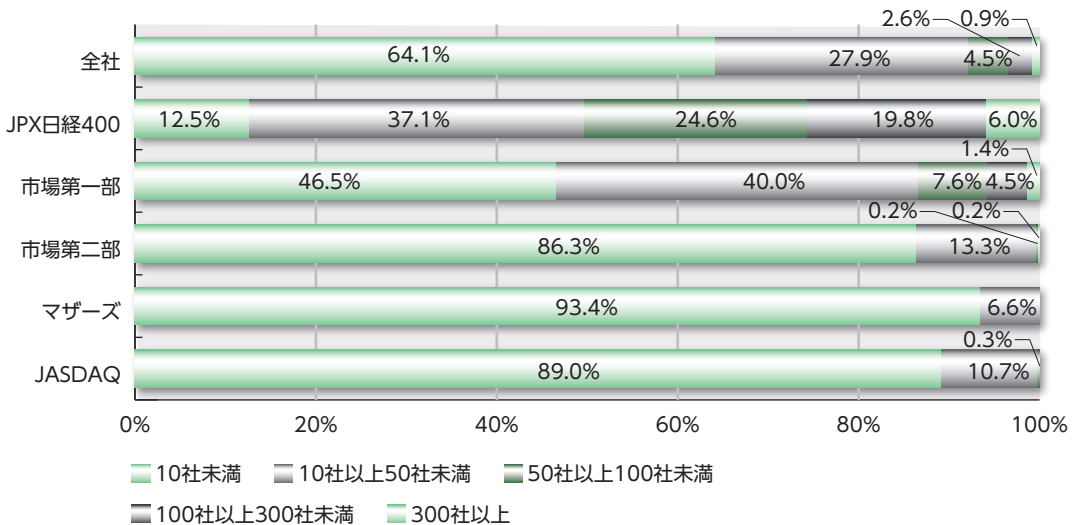
図表 6 時価総額（市場区分別）



## 1 - 6. 連結子会社数

東証上場会社の連結子会社数の状況は図表 7のとおりである。連結子会社数が10社未満の会社が64.1%と最も多い。市場区分別にみると、連結子会社数が10社以上の会社の比率は、市場第一部、市場第二部、JASDAQ、マザーズの順で高くなっている。なお、JPX 日経400構成会社では、10社以上の会社が87.5%を占めている。

図表 7 連結子会社数 (市場区分別)



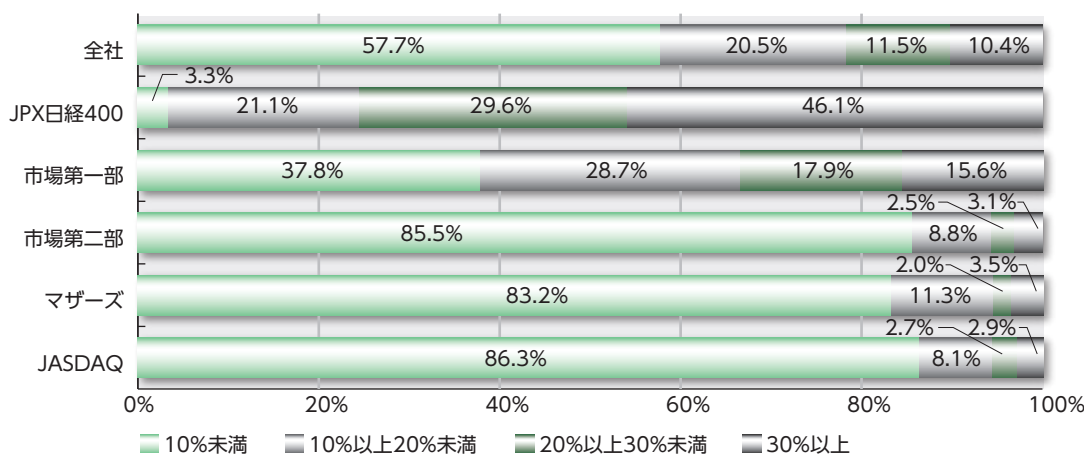
## 1 - 7. 外国人株式所有比率

東証上場会社の外国人株式所有比率の状況は図表 8のとおりである。市場区分別にみると、市場第一部は、他の市場区分と比べて、外国人株式所有比率が高い会社の占める割合が大きい。具体的には市場第一部において、外国人株式所有比率が30%以上の会社は15.6%であり、市場第二部の3.1%、マザーズの3.5%、JASDAQの2.9%より高くなっている。なお、JPX 日経400構成会社における外国人株式所有比率は、10%未満の会社は3.3%にとどまり、30%以上の会社が46.1%と最大になっている。

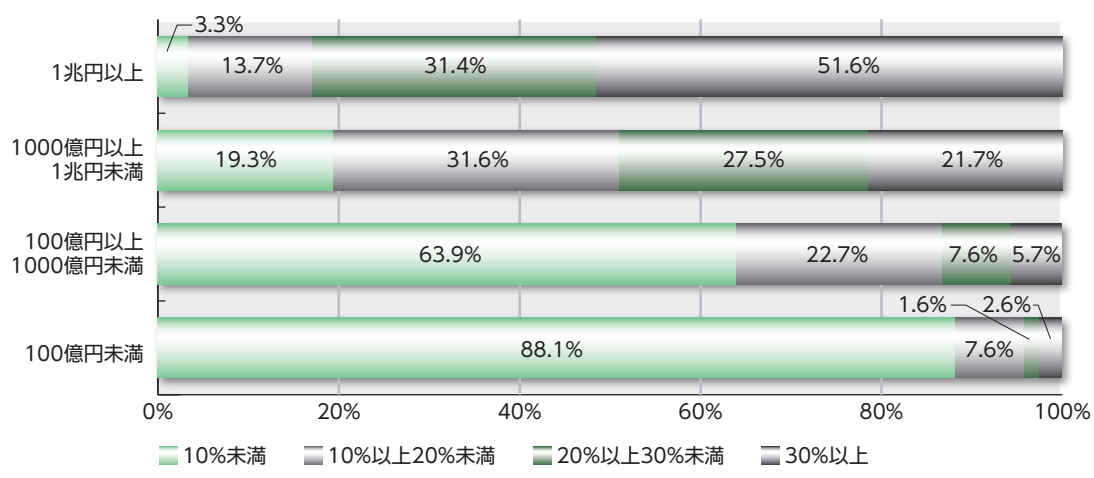
また、連結売上高別でみると、連結売上高が大きくなるに従って、外国人株式所有比率の高い会社の占める比率が大きくなっている (図表 9)。



**図表 8 外国人株式所有比率（市場区分別）**



**図表 9 外国人株式所有比率（連結売上高別）**

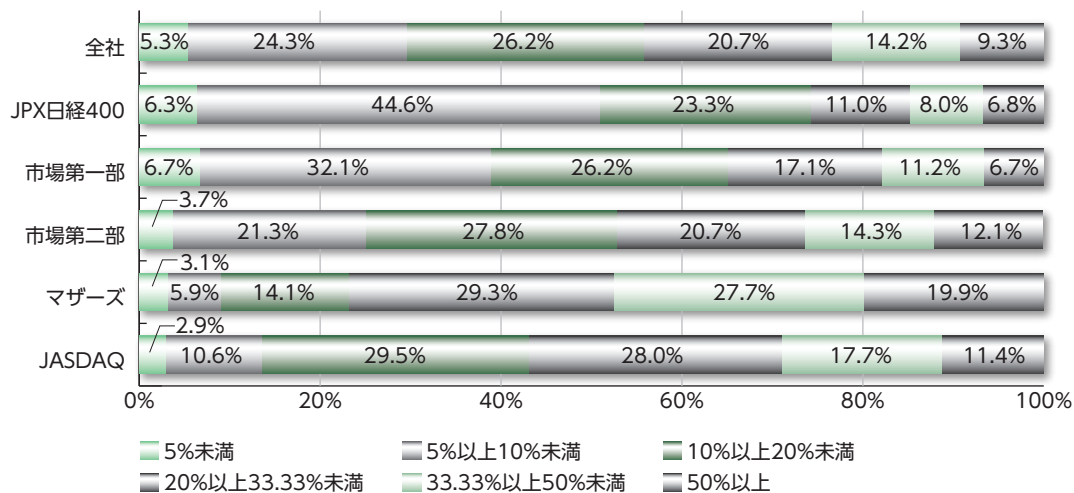


**1・8. 大株主の状況<sup>6</sup>**

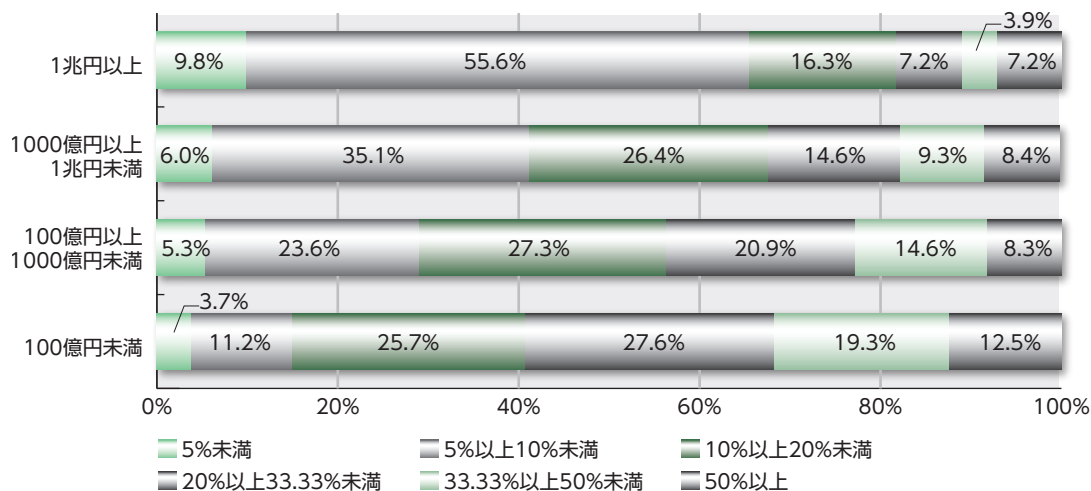
CG報告書では、大株主の状況として、大株主上位10名についてその名称、所有株式数及び所有比率の記載を要請している。このうち、筆頭株主の市場区分別の所有比率の状況は図表10のとおりである。マザーズ、JASDAQ、市場第二部、市場第一部の順で筆頭株主の所有比率が高い傾向にある。なお、JPX日経400構成会社においては、市場第一部より、筆頭株主の所有比率が低い会社が多くなっている。図表11の連結売上高では、連結売上高が大きいほど筆頭株主の所有比率が低い。市場第一部や連結売上高の大きい会社では株主の分散度合いが高いことを示している。

6 CG報告書では、株主名簿の記載に基づき、有価証券報告書における「大株主の状況」に準じて記載される項目である。

図表 10 筆頭株主の所有比率（市場区分別）



図表 11 筆頭株主の所有比率（連結売上高別）



### 1・9. 支配株主・親会社の有無

CG報告書では、支配株主<sup>7</sup>及び親会社<sup>8</sup>の有無について記載を要請している。支配株主とは、①親会社と、②主要株主<sup>9</sup>で、自己の計算により所有する議決権と近親者や自己が議決権の過半数を所有する会社などが所有する議決権とを合わせて、上場会社の議決権の過半数を占めている者とを包含する概念である。東証上場会社のうち支配株主を有する会社は629社であり、全上場会社の17.5%を占める。そのうちの372社（全社中10.4%）については親会社を有する会

7 有価証券上場規程第2条第42号の2、有価証券上場規程施行規則第3条の2。

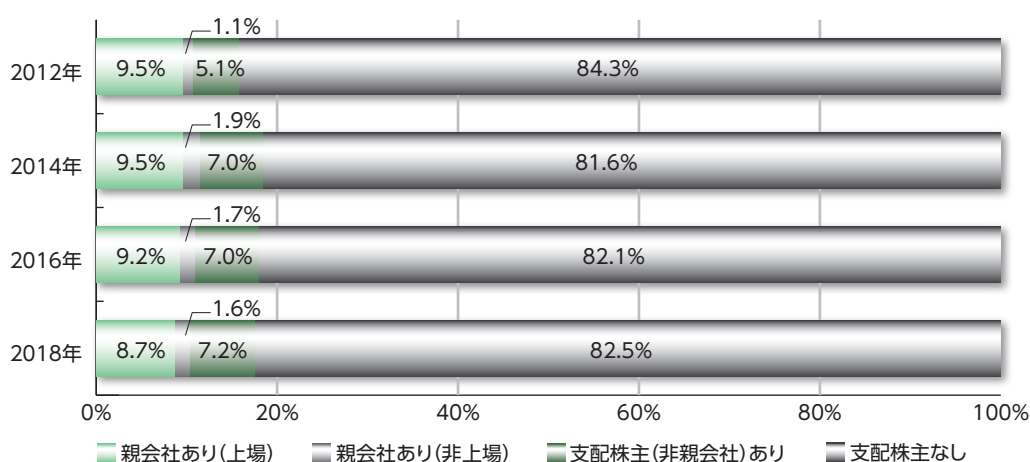
8 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に規定する親会社をいう。

9 金融商品取引法第163条第1項。

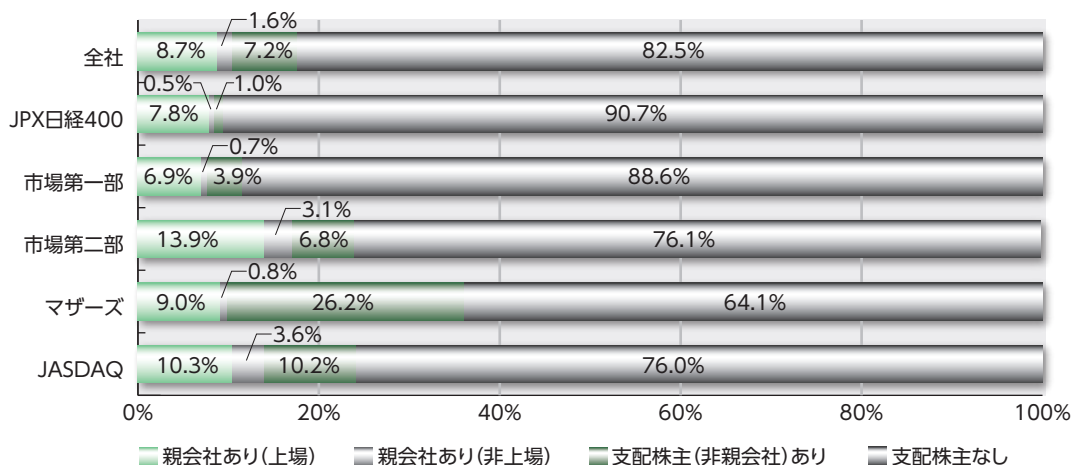
社であり、257社（同7.2%）については親会社以外の支配株主<sup>10</sup>を有する会社である。親会社を有する会社の84.1%にあたる313社（同8.7%）は、親会社が上場会社である（図表 12）。

市場区別にみると、親会社を有する会社については、市場第二部（17.0%）及びJASDAQ（13.9%）、親会社以外の支配株主を有する会社については、マザーズ（26.2%）及びJASDAQ（10.2%）で比率が高くなっている（図表 13）。これは、マザーズやJASDAQでは、創業者などの個人が支配株主である場合が多いことが要因であると考えられる。全上場会社に占める支配株主を有する上場会社の比率は、2013年の東証と大阪証券取引所の統合時にJASDAQ等が加わった影響で若干増加したが、その後は親会社を有する会社が減少し、親会社以外の支配株主を有する会社が増加している。（図表 12）。

図表 12 支配株主・親会社の有無の推移



図表 13 支配株主・親会社の有無（市場区分別）



10 親会社以外の支配株主は、いわゆるオーナーなどの個人が一般的である。

## 2. コーポレートガバナンス・コードの対応状況

コード<sup>11</sup>は、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に資する原則を取りまとめたものであり、基本原則：5原則、原則：31原則、補充原則：42原則の全78原則から構成されている。「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用しており、コードの各原則（基本原則・原則・補充原則）の中に、各社の個別事情に照らして実施することが適切でないと考えられる原則があれば、それを「実施しない理由」を十分に説明することにより、一部の原則を実施しないことも想定している。市場第一部・第二部の上場会社は、上場規程において、全78原則のコンプライ・オア・エクスプレインの状況をCG報告書において開示することが義務付けられている。

2018年6月には、コーポレート・ガバナンス改革をより実質的なものへと深化させていくため、コードを改訂し、1原則・4補充原則が新設、5原則・4補充原則が改訂されている。東証では、上場会社の改訂後のコードを踏まえたCG報告書の提出が一巡した2018年12月31日時点で、市場第一部・第二部の2,621社の改訂後のコードへの対応状況を集計した。図表 14は市場第一部・第二部の改訂後のコードに対する取組の状況である。市場第一部・第二部全体では、全78原則を実施しているとした会社は15.0%であった。コード改訂前にあたる2017年7月時点で全73原則を実施しているとした会社の比率が25.9%であったことを踏まえると、全原則を実施する会社の比率が大きく低下している。これは新設・改訂された一部の原則において、より高い水準の取組が求められる中で、会社が従来の「実施」から「説明」に対応を切り替えている事が背景にある。

市場区分別にみると、市場第一部（2,128社）のうち、全原則を実施している会社は18.1%、90%以上実施している会社が67.3%であった。一方、市場第二部（493社）では、全原則を実施している会社が1.2%、90%以上実施している会社が60.2%となっており、市場第一部の方が市場第二部よりも実施している原則の数が多い傾向となっている。JPX日経400構成会社においては、全原則を実施している会社の割合は市場第一部・第二部合計を大きく上回る43.9%となっている。

時価総額別の状況は図表 15のとおりであり、おおむね、時価総額が大きい会社ほど実施している原則が多い傾向となっている。

業種別にみると、全原則を実施している会社の比率が最も高かったのは銀行業（45.8%）であり、次に保険業（44.4%）、石油・石炭製品（33.3%）、医薬品（29.3%）と続く（図表 16）。

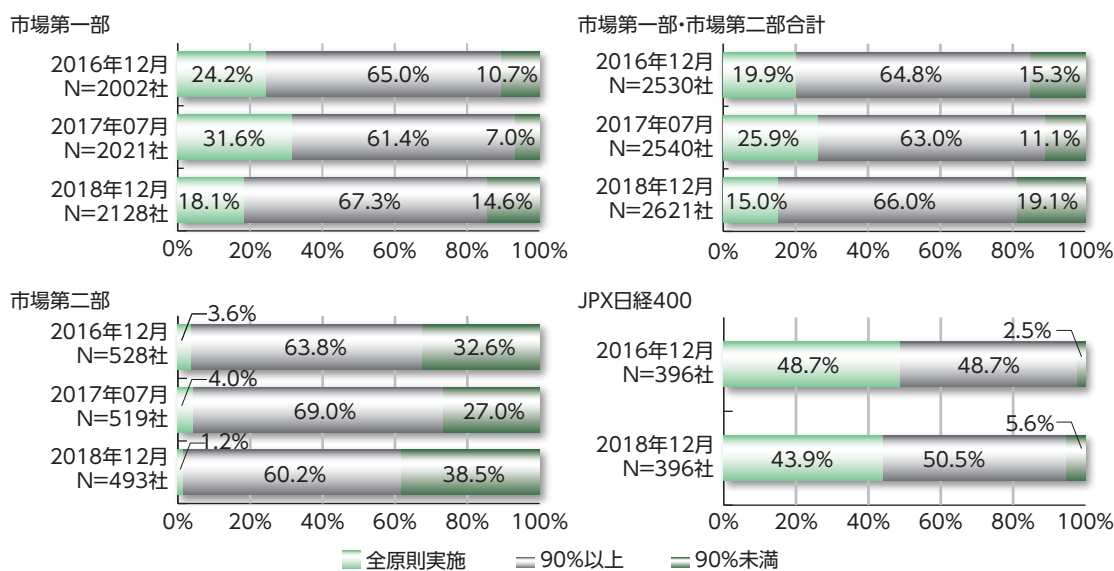
今回のコード改訂により新設・改訂された原則の実施率を、コード改訂前の2017年7月時点と比較すると、図表 17に示すように、補充原則4-1③（後継者計画）や補充原則4-10①（任意の指名委員会・報酬委員会）、原則4-11（取締役会の多様性等）等の原則で実施率が低下している。今回新設・改訂の対象となった原則は、従来より上場会社と投資家との間で、必要と考える取組の水準にギャップのあったものが中心であり、改訂に伴い、追加的な取組が求められる中で、対応の検討に時間がかかっている上場会社も一定程度あると推察される。例えば、補充原則4-10①については、従来は、任意の指名委員会・報酬委員会の設置を、独立社外取締役の適切な関与・助言を得るための1つの「例示」としており、指名委員会・報酬委員会

11 コードの本文については日本取引所グループウェブサイト参照。 <https://www.jpx.co.jp/equities/listing/cg/>

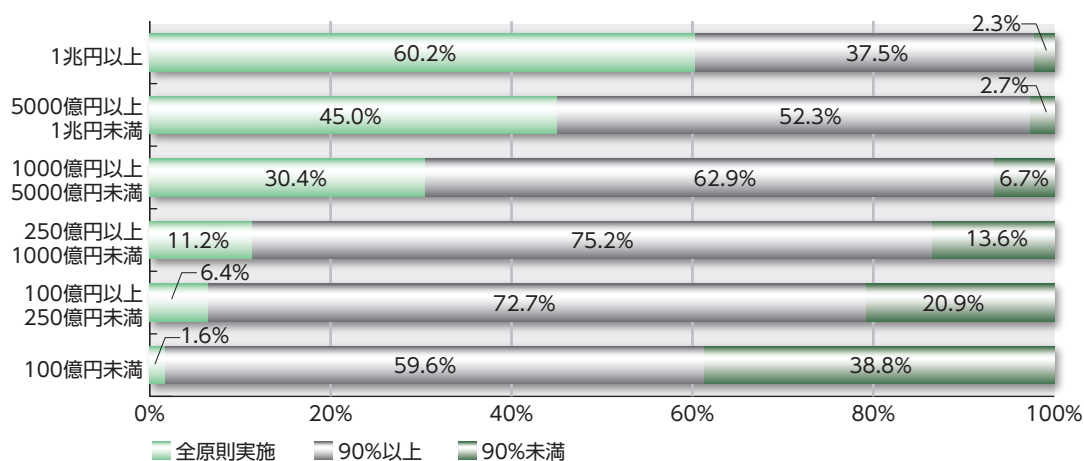
を設置していない会社においても独立社外取締役の適切な関与・助言が得られていれば「実施」としている場合があったが、今回のコード改訂により、指名委員会・報酬委員会などの独立した諮問委員会の設置がない会社は「説明」が求められることとなった。原則4-11については、取締役会の多様性において「ジェンダーや国際性」が明記されたことで取締役会に女性や国際経験のある人材がいない会社においては従来の「実施」から「説明」に変更している例が多い。

なお、コード策定の目的が、機関投資家との建設的な対話を通じて、上場会社の中長期的な企業価値の向上、持続的な成長のための積極的な経営判断を後押しすることにあることを踏まえれば、形式的な「実施」よりも、上場会社各社の事情を踏まえた慎重な検討と質の高い「説明」が期待されていることは言うまでもない。今後、今回のコード改訂により新設・改訂された原則を含めて、上場会社における検討が深まっていくことが期待される。

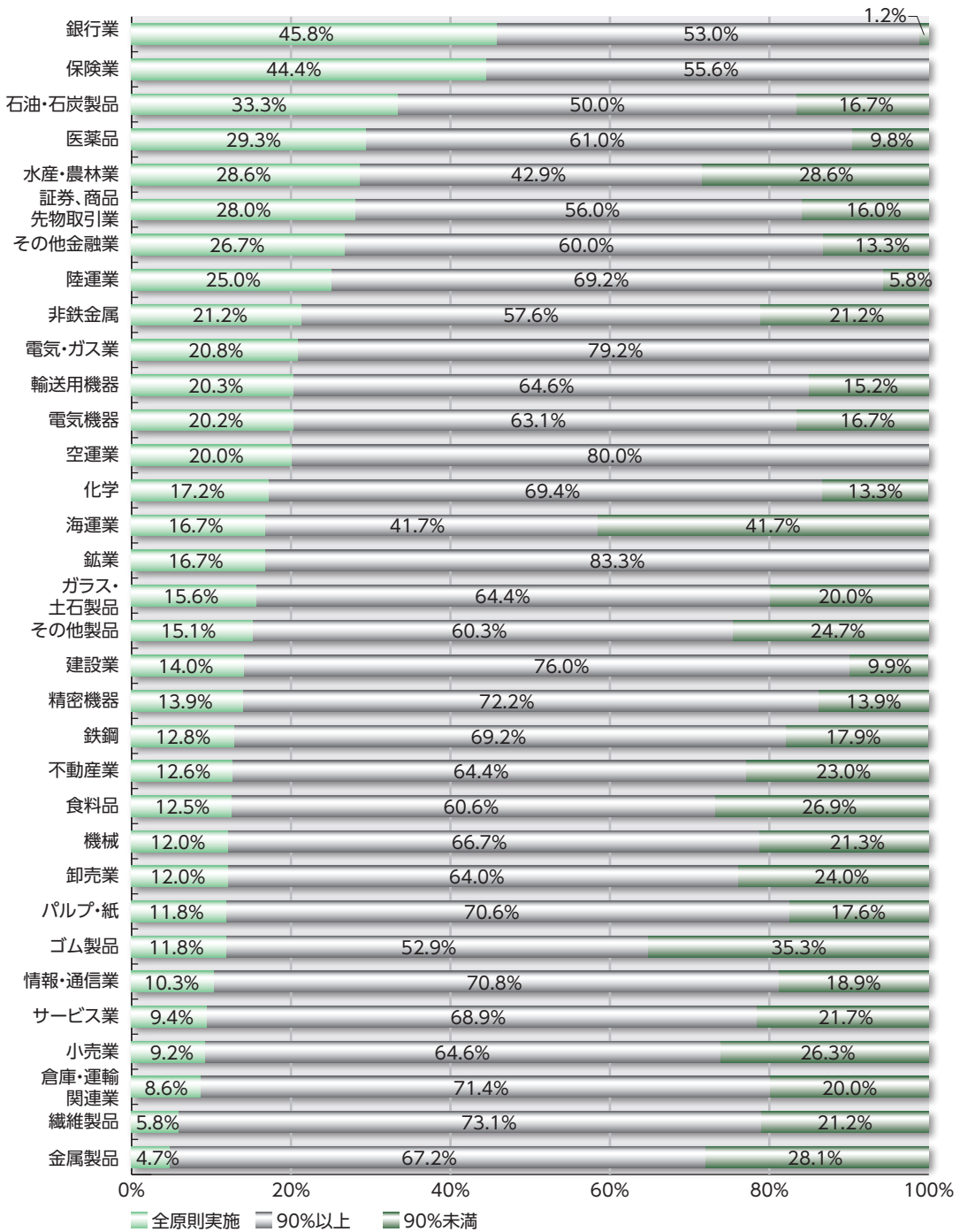
図表 14 会社別にみたコードの実施／説明の状況（市場区分別）



図表 15 会社別にみたコードの実施／説明の状況（時価総額別）



図表 16 会社別にみたコードの実施/説明の状況 (業種別)



図表 17 改訂・新設された原則における実施／説明の状況及び前年比較（市場区分別）

原則	改訂・新設された原則の概要	実施率（2017年7月比）		
		市場第一部	市場第二部	合計
原則 1-4	政策保有株式の縮減に関する方針・考え方の開示、個別の政策保有株式について保有の適否の検証及びその内容の開示、具体的な議決権行使基準の策定・開示	86.5% (-10.7pt)	82.8% (-12.6pt)	85.8% (-11.0pt)
補充原則 1-4①	取引の縮減を示唆することなどによる政策保有株式売却の阻害の禁止	99.4% (新設)	99.8% (新設)	99.5% (新設)
補充原則 1-4②	政策保有株主との取引の合理性確保	99.7% (新設)	99.6% (新設)	99.7% (新設)
原則 2-6	企業年金の資産オーナーとしての機能発揮に向けた母体企業による支援及び利益相反管理	95.5% (新設)	93.5% (新設)	95.1% (新設)
原則 3-1	経営陣幹部の解任に当たっての方針・手続及び個々の解任についての説明の開示	92.7% (-1.5pt)	86.0% (+0.5pt)	91.5% (-0.9pt)
補充原則 3-1①	法令に基づく開示を含む旨の明文化	99.6% (-0.3pt)	99.4% (-0.4pt)	99.5% (0.3pt)
補充原則 4-1③	経営責任者等の後継者計画の策定・運用への関与、後継者候補の計画的な育成の監督	70.4% (-17.3pt)	60.6% (-21.4pt)	68.6% (-18.0pt)
補充原則 4-2①	経営陣の報酬の客観性・透明性ある手続に従った報酬制度の設計及び具体的な報酬額の決定	69.9% (-5.1pt)	48.9% (-5.6pt)	66.0% (-4.9pt)
補充原則 4-3②	客観性・適時性・透明性ある手続に従ったCEOの選任	84.2% (新設)	78.7% (新設)	83.2% (新設)
補充原則 4-3③	その機能を十分発揮していないと認められる場合にCEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続の確立	86.4% (新設)	83.6% (新設)	85.8% (新設)
原則 4-8	少なくとも3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える会社における十分な人数の独立社外取締役の選任	91.4% (+2.1pt)	69.4% (+1.9pt)	87.2% (+2.5pt)
補充原則 4-10①	独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など独立した諮問委員会の設置	52.1% (-27.2pt)	31.8% (-34.6pt)	48.3% (-28.4pt)
原則 4-11	ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模が両立された取締役会の構成、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者の監査役への選任	69.9% (-27.0pt)	64.5% (-30.3pt)	68.9% (-27.6pt)
原則 5-2	資本コストの的確な把握、事業ポートフォリオの見直し	82.7% (-10.4pt)	67.1% (-14.4pt)	79.8% (-10.9pt)

## Ⅱ. 各論編

### 1. 株主の権利・平等性の確保

コードの第1章では、株主が上場会社における多様なステークホルダーの要であり、コーポレート・ガバナンスの主要な起点であるとの認識のもと、上場会社に対して、以下のように株主の権利と平等性の実質的な確保を求めている。

#### 【基本原則1】

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

東証は従来から、株主の権利・平等性の確保による実効的なコーポレート・ガバナンスの実現に向け、株主がその権利を適切に行使することができる環境整備として、招集通知の早期発送、集中日の回避、電磁的方法による議決権行使、機関投資家向け議決権行使プラットフォームの利用、招集通知等の英訳版の作成等について、上場会社各社に要請してきた<sup>12 13</sup>。

本章においては、これらの取組の実態に加え、コードの第1章の各原則への対応状況について分析する。特に、コードで各社における取組内容の開示を求めている政策保有株主と関連当事者間の取引については、その開示内容の分析を行う。

#### 1・1. 招集通知の早期発送

株主総会の招集通知の早期発送<sup>14</sup>を行っている会社は2,493社（全社中69.4%）であり、そのうち株主総会開催日の3週間前をめどとする会社は548社（同15.2%）、4週間前をめどとする会社は40社（同1.1%）であった。

市場区分別にみると、市場第一部において招集通知の早期発送を行っている会社の比率は80.2%と、市場第二部（62.8%）、マザーズ（79.3%）及びJASDAQ（39.4%）に比べて高い比率を示している（図表 18）。JPX日経400構成会社の場合は、89.7%が早期発送を実施しており、市場第一部を9.5ポイント上回っている。また、図表 19のとおり、連結売上高が大きい、すなわち規模の大きな会社ほど招集通知の早期発送に行っていることが分かる。また、図表 20のとおり、外国人株式所有比率が高いほど早期発送を行っている会社の比率が高くなるのも特

12 東証「株主総会における株主の議決権行使の促進に向けた環境整備のお願い」東証上サ第255号（2003年3月18日）。

13 有価証券上場規程第446条、有価証券上場規程施行規則第437条。

14 CG報告書においては、「早期発送」とは、直近の定時株主総会についての招集通知を法定期日より3営業日以上前に発送した場合をいうこととしている。



徴的である。

図表 18 株主総会の活性化等の取組状況（市場区分別）

	招集通知の 早期発送	集中日を回避した 株主総会の設定 (3月決算会社)	電磁的方法による 議決権の行使	議決権電子行使 プラットフォーム への参加	招集通知の 英訳版作成
全社	69.4%	38.6%	40.8%	31.4%	35.4%
JPX日経400	89.7%	54.1%	88.5%	85.0%	90.2%
市場第一部	80.2%	44.7%	54.4%	45.3%	50.5%
市場第二部	62.8%	31.7%	15.9%	7.4%	11.2%
マザーズ	79.3%	30.5%	60.2%	43.4%	43.8%
JASDAQ	39.4%	28.9%	12.1%	4.3%	5.8%

図表 19 株主総会の活性化等の取組状況（連結売上高別）

	招集通知の 早期発送	集中日を回避した 株主総会の設定 (3月決算会社)	電磁的方法による 議決権の行使	議決権電子行使 プラットフォーム への参加	招集通知の 英訳版作成
100億円未満	58.2%	26.8%	30.7%	18.0%	18.8%
100億円以上 1000億円未満	66.7%	39.3%	27.7%	18.9%	24.7%
1000億円以上 1兆円未満	83.2%	45.8%	69.9%	61.8%	65.7%
1兆円以上	94.8%	64.7%	97.4%	96.1%	97.4%
全社	69.4%	38.6%	40.8%	31.4%	35.4%

図表 20 株主総会の活性化等の取組状況（外国人株式所有比率別）

	招集通知の 早期発送	集中日を回避した 株主総会の設定 (3月決算会社)	電磁的方法による 議決権の行使	議決権電子行使 プラットフォーム への参加	招集通知の 英訳版作成
10%未満	62.0%	33.1%	25.0%	14.1%	15.7%
10%以上20%未満	76.9%	45.9%	49.7%	40.1%	48.2%
20%以上30%未満	78.5%	45.0%	68.0%	61.7%	69.5%
30%以上	85.5%	48.0%	80.7%	77.2%	81.5%
全社	69.4%	38.6%	40.8%	31.4%	35.4%

なお、株主総会議案の検討期間の確保のため、招集通知の早期発送や発送に先立った電子的公表（TDnet、ウェブサイト）について定めるコードの補充原則1-2②の実施率<sup>15</sup>は、2018年12月31日時点で97.9%であった<sup>16</sup>。

15 コードは、いわゆる「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を採用している。「実施率」とは、集計対象会社のうち、各原則を実施している会社の割合をいう。以下同じ。

16 2018年12月31日までに開示した市場第一部・第二部の上場会社2,621社を母集団とした集計による。以下、特段の断りのない限りコードの各原則の実施率について同じ。

## 1 - 2. 集中日の回避

東証上場会社のうち決算期を3月としている会社（以下「3月期決算会社」という。）の比率は65.3%（図表 3）と、引き続き高い水準にあり、基準日の有効期間が3か月であること<sup>17</sup>などの理由により、定時株主総会の開催日は6月末に集中している。2018年3月期においては、30.9%（725社）の会社が、集中日<sup>18</sup>に定時株主総会を開催した<sup>19</sup>。開催日の集中は、複数の株式を所有する株主の出席を困難とするため、東証においても株主総会の開催時期の分散を要請している<sup>20</sup>。近年では、一部の上場会社で、事業年度末日とは異なる日を株主総会基準日として設定し、株主総会の日程をより柔軟に設定する動きもみられ、今後、3月期決算会社においても、こうした集中日回避に向けた取組が広がっていくことが期待される<sup>21</sup>。

CG報告書において、集中日を回避した株主総会の設定を行っているとした会社は、3月期決算会社のうち38.6%である（図表 18）。また、補足説明として、「出来るだけ多くの株主が出席できるような環境整備」に言及する内容が多くみられた（324社、3月期決算会社中13.8%）。例えば、株主が出席しやすいよう、土曜日又は日曜日に定時株主総会を開催しているとの事例や、開催場所について、駅からの距離等、アクセスの利便性を考慮しているという記載もみられた。

市場区分別にみると、3月期決算会社のうち集中日の回避を行う会社の比率は、市場第一部においては44.7%と、市場第二部の31.7%、マザーズの30.5%及びJASDAQの28.9%に比べて高い比率を示している（図表 18）。なお、JPX日経400構成会社の場合は、54.1%が集中日を回避しているとしており、市場第一部を9.4ポイント上回っている。また、連結売上高との関係では、規模が大きくなるほど集中日を回避する傾向にあることが分かる（図表 19）。また、外国人株式所有比率との関係では、所有比率が高まるほど集中日を回避する傾向にある（図表 20）。なお、株主総会関連の日程の適切な設定について定めるコードの補充原則1-2③の実施率は98.7%であった。

## 1 - 3. 電磁的方法による議決権行使

電磁的方法による議決権行使は、取締役会において、株主総会に出席できない株主が、電磁的方法により議決権を行使できることを定めることによって利用することができる<sup>22</sup>。電磁的方法による議決権行使を定める会社は、全社のうち40.8%と、前回の33.1%から増加しているものの、いまだ定着したとは言い切れない。もっとも、以下のように大規模な会社を中心に徐々に環境整備が進みつつあるとの見方もできる。

市場区分別にみると、マザーズ（60.2%）と市場第一部（54.4%）が、市場第二部（15.9%）及びJASDAQ（12.1%）に比べて電磁的方法による議決権行使を定める比率が高い（図表18）。

17 会社法第124条第2項。

18 「集中日」とは、直近の定時株主総会の日を基準として、その日と同一の日において定時株主総会を開催した他の上場会社が著しく多い場合の当該日（主に、年間を通しての第一集中日を想定）をいう。

19 日本取引所グループウェブサイトの3月期決算会社株主総会情報  
(<https://www.jpx.co.jp/listing/event-schedules/shareholders-mtg/01.html>)

20 有価証券上場規程第446条、有価証券上場規程施行規則第437条第1号。

21 2016年4月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告における提言を踏まえ、企業内容等の開示に関する内閣府令及び会社法施行規則が一部改正され、有価証券報告書における「大株主の状況」、事業報告書における「上位十名の株主に関する事項」の記載時点が事業年度末日から、原則として議決権行使基準日へ変更されるなど、株主総会日程の柔軟化に向けて制度面での環境整備も進められている。

22 会社法第298条第1項第4号、同条第4項。

なお、JPX日経400構成会社においては、88.5%であり、市場第一部の54.4%を大きく上回っている。また、連結売上高が大きいほど、すなわち規模の大きな会社ほど電磁的方法による議決権行使を定める比率が高い（図表 19）。さらに、外国人株式所有比率が高いほど電磁的方法による議決権行使を定める傾向にある（図表 20）。

#### 1・4. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームの利用

東証ではこれまで、機関投資家が議決権行使しやすい環境の整備に努めてきた。CG報告書では、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組状況の一つとして、株式会社ICJ<sup>23</sup>や信託銀行等の運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用している場合はその旨をチェックボックスにより選択することとしている。

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用している会社は、全社中31.4%であった。

市場区分別にみると、市場第一部では45.3%が利用しており、JASDAQ（4.3%）など他の市場区分と比べると高い水準にある。一方、JPX日経400構成会社は85.0%が利用しており、市場第一部を大きく上回った（図表 18）。また、連結売上高が大きい、すなわち規模の大きな会社ほどその比率が高く、連結売上高が1兆円以上の会社では96.1%が利用している（図表 19）。また、外国人株式所有比率が高い会社ほど利用率が高く、30%以上の区分では77.2%に達する（図表 20）。

#### 1・5. 招集通知等の英訳版の作成

全国取引所が公表している「2017年度株式分布状況調査<sup>24</sup>」によると、海外機関投資家などの外国法人の株式保有比率は3割を超え、近年、外国人株主の存在感がより増している。このため、外国人株主の増加を反映して、英文による招集通知を作成するなど独自の取組を進める会社が増えつつある。CG報告書では、株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けた取組状況の一つとして、定時株主総会の招集通知等について英訳を作成している場合は、要約版の英訳を作成している場合も含めて、その旨をチェックボックスにより選択することとしている。

定時株主総会の招集通知等（要約も含む）の英語版を作成している会社の比率は、全社中35.4%であった。市場区分別にみると、市場第一部（50.5%）及びマザーズ（43.8%）において、英訳版を作成する会社が半数近く存在する一方、市場第二部（11.2%）やJASDAQ（5.8%）においては1割前後にとどまっている（図表 18）。なお、JPX日経400構成会社では、90.2%と市場第一部と比べても39.7ポイントも高い比率である。また、連結売上高についても、規模が大きい会社ほど実施率が高くなっており、1兆円以上の連結売上高の区分では97.4%の会社が作成している（図表 19）。一方、外国人株式所有比率では、30%以上の区分において実施率が最も高く（81.5%）、その減少とともに実施率が低下している（図表 20）。

なお、議決権の電子行使のための環境整備（例：議決権電子行使プラットフォームの利用等）

23 「ICJ」とは、インベスター・コミュニケーションズ・ジャパンの略。詳細は、同社のウェブサイト（<http://www.icj.co.jp>）を参照。

24 日本取引所グループウェブサイトの株式分布状況調査（<https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/examination/01.html>）

や招集通知の英訳について定めるコードの補充原則1-2④の実施率は45.2%で原則別の実施率では最も低かった。実施しない理由の説明としては、現状の外国人株主の株式所有比率が低いことから実施しないが、将来的に高くなった場合は実施を検討するという内容のものが大半を占めている。

## 1・6. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けたその他の取組

上記のほか、上場会社ウェブサイトへの招集通知の掲載など株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組がある場合には、その内容を補足説明欄に記載することとしている。

CG報告書における補足説明について確認したところ、ウェブサイト等<sup>25</sup>の活用について言及している会社は、東証上場会社の33.5% (1,205社)であった。また、説明のビジュアル化に関連する記述<sup>26</sup>をしている会社は11.5% (415社)であった。例えば、株主総会においては、招集通知の読み上げに留まらず、証券アナリスト・機関投資家向け決算説明会で使用したスライド資料等を個人株主にも分かりやすくアレンジしたうえで、会場にて議長自らの言葉で株主に説明するスタイルをとり、質疑応答についても基本的に議長自ら丁寧に回答する方針としている等の事例がみられる。

また、株主とのコミュニケーションを一層推進しようとする動きとしては、株主総会終了後に、会社説明会を開催したり、定時株主総会の開催場所を自社工場とし、株主総会終了後は、同工場において株主懇談会を兼ねた製品説明会、工場見学会等を開催し、株主に対して自社製品の理解を深めてもらえるような工夫をする事例がみられる。

## 1・7. 政策保有株式（原則1-4）

近年、政策保有株式は減少傾向にあるものの、特に事業法人による保有の減少は緩やかであり、政策保有株式が議決権に占める比率は依然として高い水準にある。政策保有株式については、安定株主の存在が企業経営に対する規律の緩みを生じさせているのではないかといった懸念や、企業のバランスシートにおいて活用されていないリスク性資産であり、資本管理上非効率ではないかといった指摘も示されている。

こうした状況を踏まえ、政策保有株式について定めるコードの原則1-4の改訂においては、①従来の政策保有株式の「保有」に関する方針・考え方に代わり「縮減」に関する方針・考え方の開示が求められることとなった。また、②取締役会における政策保有株式の検証についても、個別の政策保有株式について、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証し、検証内容を開示することとなった。さらに、③従前より開示が求められていた議決権行使の基準に関しても、具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきであることが明示された。

25 「ウェブサイト等」は、「ウェブサイト」・「ホームページ」のいずれかのキーワードが記載されている会社を対象としている。

26 「ビジュアル」は、「ビジュアル」・「パワーポイント」のいずれかのキーワードが記載されている会社を対象としている。

原則1-4の実施率は85.8%<sup>27</sup> (2,249社)であり、コード改訂前の2017年7月時点との比較では実施率が11.0ポイント低下している。今回のコード改訂に際し、縮減に関する方針・考え方の開示などが新たに求められたことから、一部の会社においては、「実施」から「説明」に切り替えたとみられる。

以下では本原則を実施している会社を対象に、その開示内容を分析する。

まず、①政策保有株式の縮減に関する方針・考え方の開示は、記載時点において、政策保有株式を保有し、縮減方針を示している事例と政策保有株式を保有していない事例とに大別される。前者は、同原則を実施している会社の86.3% (1,940社)、後者は13.7% (309社)である。

後者の政策保有株式を保有していない会社においては、「当社は純投資目的以外の目的で、上場株式を保有していません」等と、現時点で保有していない事実を述べる会社や、現時点では保有していないものの、「将来的に、企業価値の向上に資すると判断される場合には保有も検討」とする会社もみられた。

一方で、前者の政策保有株式を保有している会社における縮減に関する方針・考え方をキーワード分析すると、「縮減・売却・処分」を明記している会社は実施会社の67.5% (1,519社)であり、「原則として保有しない」等といった「保有しない方針」まで踏み込んで記載している会社は同7.6% (171社)であった。一部の会社においては、縮減・売却方針を示すとともに、原則として新たな取得は行わない旨を明記している事例もあった。コード改訂前の2016年7月時点で、政策保有株式の保有に関する方針において、将来的な政策保有株式の縮小の意思を示唆するキーワードである「売却 (処分等)」を含む会社が16.8% (362社)であったことを踏まえると、コード改訂で縮減の方針の明確化が求められたことにより、多くの市場第一部・第二部の上場会社が政策保有株式の縮減・売却を意識し始めていることが伺える。

次に、②取締役会における政策保有株式の保有の適否の検証については、「資本コスト」や「資本効率」等をキーワードとして明記している会社は実施会社のうち33.7% (758社)であった。従来のコードにおいても経済合理性の検証は求められていたが、多くの会社は保有目的や取引金額等を基準とした検証にとどまり、資本コストを踏まえた検証まで踏み込んでいた会社は、一部の金融機関を除きほとんどなかった。今回のコード改訂により、多くの会社が資本コストを意識するようになったと推察される。また、一部の会社は資本コストを踏まえた検証プロセスを詳細に記載しており、例えば、取引関連収益や配当金等の経済メリットがWACC (加重平均資本コスト)に見合っているか検証している旨を明記している会社もみられた。そのほかにも、自社の目標・実績ROEやROA、ROICを踏まえ保有の適否の検証を記載している会社も散見された。

また、一部の会社においては、こうした検証の結果や実際の売却実績についても説明している。例えば、「●月の取締役会で政策保有株式の保有の適否について検証を実施しました。」と明記し、その際の検証結果を開示している会社は実施会社のうち14.3% (322社)であった。また、実際の売却実績に言及している会社は4.7% (105社)であった。政策保有株式の縮減に対する資本市場の要請が強まる状況において、取締役会における検証結果や売却実績を具体的に示すことにより、会社の政策保有株式の縮減に向けた取組を投資家・株主等にアピールしていく狙いがあると考えられる。

27 「政策保有株式なし」は「実施」として集計している。

最後に、③政策保有株式の議決権行使に関する具体的な基準について、開示内容を分析すると、大部分の会社が「議決権行使につきましては、当社の中長期的な企業価値向上の観点から議案毎に確認し、議決権を行使しております」と記載したうえで、議案を個別に分析し、実際に行っている旨を明示している。一部の会社においては、買収防衛策や退職慰労金、配当等の剰余金処分案等、個別具体的な議案を例示してそれらの議案に対する考え方を整理している。ただし、キーワード分析において、「買収防衛策」に言及している会社は52社、「(役員)選任」は70社、「剰余金処分(案)」は50社、「退職慰労金」は32社と全体的にまだ少数派となっている。機関投資家や議決権行使助言会社の方針等を参考に議決権行使を行っている旨を開示している会社も16社あった。

図表 21 政策保有に関する方針及び議決権行使の方針のキーワード

項目	社数	該当比率	(参考) 前回集計 (2016年7月)
原則1-4を実施している会社	2,249社	100%	-
■保有の方針			
保有を前提とした記載	1,940社	86.3%	89.9%
現時点で保有なし	309社	13.7%	-
■方針に関するキーワード			
企業価値	1,695社	75.4%	48.5%
取引に関するキーワード(取引/営業)	1,609社	71.5%	69.7%
縮減に関するキーワード(縮減/売却等)	1,519社	67.5%	(注1) 16.8%
中長期	1,436社	63.9%	49.2%
リスク	793社	35.3%	15.4%
資本コスト(資本効率等)	758社	33.7%	-
経済合理性	617社	27.4%	21.7%
戦略に関するキーワード(事業戦略等)	573社	25.5%	19.0%
配当	246社	10.9%	3.0%
株価	185社	8.2%	(注2) 5.7%
■議決権行使に関するキーワード			
企業価値	1,695社	75.4%	-
株主価値	434社	19.3%	-
(役員)選任	70社	3.1%	-
買収防衛策	52社	2.3%	-
剰余金処分	50社	2.2%	-
(退職)慰労金	32社	1.4%	-
毀損(企業価値や株主価値の)	415社	18.5%	-
慎重もしくは反対	257社	11.4%	-

(注1) 2016年時点では「売却・処分等」というキーワードを含む割合だが、2018年では「縮減・売却・処分等」を含む割合である

(注2) 2016年時点では「株価・市場動向等」というキーワードを含む割合だが、2018年では「株価」を含む割合である

具体的な開示事例をみていくと、銀行業や保険業等の金融機関において、資本規制等のためにリスク性資産である政策保有株式の削減が従来から求められていたことなどを背景に、政策保有株式の削減を前面に出した方針を打ち出している会社が多い。

金融機関の開示例として、〈事例1〉の金融機関においては「政策投資目的で保有する株式の残高削減を基本方針とします」と明記しており、削減目標を定量的に示している。また、経済合理性の検証方法として、自社グループの株主資本利益率（ROE）目標を基準とした総合取引RORA（Return on Risk-Weighted Assets）を目標値としている旨を明記し、実際の検証結果を説明している。また、〈事例2〉のように、原則として政策保有株式を保有しないことを方針として明記したうえで、削減計画や経済合理性の検証プロセス、結果を明記している事例もある。

### 〈事例1〉

#### ■政策保有に関する方針

◇近年、国際金融規制の強化やコーポレートガバナンス・コード導入など、政策保有株式（注1）を取り巻く環境は大きく変化しております。

◇当社及びグループ銀行では、このような環境変化を踏まえ、株式保有リスクの抑制や資本の効率性、国際金融規制への対応等の観点から、取引先企業との十分な対話を経た上で、政策投資目的で保有する株式の残高削減を基本方針とします。

◇政策投資目的で保有する株式については、成長性、収益性、取引関係強化等の観点から、保有意義・経済合理性を検証し、保有の妥当性が認められない場合には、取引先企業の十分な理解を得た上で、売却を進めます。また、妥当性が認められる場合にも、残高削減の基本方針に則し、市場環境や経営・財務戦略等を考慮し、売却することがあります。

◇2017年度は約2,010億円（グループ銀行単純合算、取得原価ベース）の政策保有株式を削減し、2018年3月末時点の取得原価対Tier1比率は16.6%から14.2%に低下しました。今中期経営計画終了時（2021年3月末）を目処に10%程度への縮小をめざします。

#### ■保有意義・経済合理性の検証

◇グループ銀行では政策投資目的で保有する全ての株式について、個別に中長期的な視点から成長性、収益性、取引関係強化等の保有意義及び経済合理性（リスク・リターン）を確認しています。当社の取締役会ではコーポレートガバナンス・コード原則1-4に基づき、個別の政策保有株式についての検証を行います。

◇なお、経済合理性の検証は、●●●の株主資本利益率（ROE）目標を基準とした総合取引RORAを目標値として実施します。

◇2018年3月末基準の検証結果は以下の通りです。

・保有意義については、検証対象の大半が、当社及びグループ銀行の中長期的な経済的利益を増大する目的で保有しており、その妥当性を確認しました。経済合理性については、検証対象全体を合計した総合取引RORAが目標値を上回っております。

・なお、個別には約8割の取引先企業が目標値を上回っております。目標値を下回る約2割については採算改善を目指しますが、一定期間内に改善されない場合には売却を検討します。

（銀行業）

### 〈事例2〉

#### 〈株式等の政策保有に関する方針〉

・当社グループは、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、又は協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合を除き、原則として取引先等の株式等（以下、「政策保有株式」といいます。）を保有しません。

・個別の政策保有株式については、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点を踏まえつつ、取締役会において保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査し、保有適否等について検証を行います。

・当社グループは、政策保有株式について、保有する意義や合理性が認められない場合には、市場への影響を含め各種考慮すべき事情に配慮したうえで、原則売却します。

#### 〈政策保有株式の削減計画について〉

・2016年度以降5年程度で、普通株式等Tier1資本（有価証券評価差額除き）に対する比率を2016年3月末42%から、半減させることに目処をつけることを目指します。

・削減実績：2017年度 352億円（現行計画2016年度以降2年間累計額674億円）、2018年3月末時点の普通株式等Tier1資本対比35%

#### <保有意義・合理性の検証>

・採算性基準に基づき、下記指標により、政策保有株式の保有に伴う便益・リスクと資本コストとの関係を精査・検証しております。

##### ●採算性指標

(信用コスト・経費等 控除後利益) ÷ (株式リスクアセット + 与信リスクアセット)

・採算性基準が未充足となった取引先の株式については、取引先との総合的な関係の維持・強化の観点を踏まえ、保有の必要性があるものは、採算向上・改善に向けた交渉を実施します。保有の必要性が認められない株式については、売却交渉を実施します。

・2018年3月末時点では、政策保有株式の簿価残高の2割程度が、採算性基準未充足です。

(銀行業)

次に、事業会社の事例を紹介していく。まず、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方については、政策保有株式を保有する意義について説明したうえで、定期的な検証により、保有意義が希薄化した銘柄については、縮減を進めていくとする記載が一般的である。例えば、<事例3>では、事業機会の創出等のための手段の一つとして政策保有株式を保有する場合があることを明示したうえで、保有意義が希薄化した銘柄については売却している旨を記載している。

#### <事例3>

上場株式の取得・保有・縮減の考え方

●●●●では、事業機会の創出や取引・協業関係の構築・維持・強化のための手段の一つとして、関係会社以外の株式・持分を「一般投資株式」として取得・保有する場合があります。いわゆる政策保有株式はこの「一般投資株式」に含まれます。

「一般投資株式」を取得する際には、社内規程に基づき、取得意義や経済合理性の観点から取得是非を判断すると共に、取得後は定期的に保有方針を見直した上で、保有意義が希薄化した銘柄については縮減を進めています。また、「一般投資株式」のうち主要な上場株式については、全社経営の観点でも保有意義の確認を行い、後述のとおり、取締役会で定期的にその検証を行っています。上記の枠組みに加え、成長投資への積極的な入替方針もあり、「一般投資株式」のうちの上場株式を2017年度中に約0.1兆円（連結・時価ベース）売却し、前年度比で1割縮減しました。

(以下略)

(卸売業)

また、資本コストを踏まえた政策保有株式の経済合理性について、具体的な検証方法を記載している事例を紹介する。今般のコード改訂に伴い、多くの会社で資本コストを踏まえた経済合理性の検証プロセスへの見直しが行われているが、CG報告書においては、「資本コスト等を踏まえた検証を行っている」という程度の記載にとどめている会社も多い。そうした中で、<事例4>は検証方法として保有便益と資本コストについて具体的な考え方を示している。特に資本コストについてはWACC6%と具体的な数値に言及している。<事例5>も検証方法を具体的に明記している事例である。ROAや株式の時価、取引金額について一定の定量基準を明示している。基準が明確であり、投資家にとって、会社の考え方が分かりやすい事例である。<事例6>では資本コストの算出方法を明示している。特にリスクフリーレートの計算において国内外の機関投資家の保有比率で加重平均をとっており、機関投資家の目線を意識した工夫を行っている。このように、検証プロセスをより具体的・客観的に示すことで、検証プロセス及び検証結果に対する投資家の理解及び納得感が深まると考えられる。

#### <事例4>

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進等を通して中長期的な視点で当社の企業価値向上を図るため、取引先の株式を取得し保有することがあります。



上場会社の政策保有株式については、取締役会にて銘柄毎に取得価格に対する保有便益（受取配当金および事業取引利益）と当社資本コスト（WACCは6%に設定）など関係性を検証し、必要性が薄くなった銘柄については速やかに売却を検討していきます。

（金属製品）

#### <事例5>

当社は、持続的な成長と社会的価値、経済的価値を高めるため、業務提携、原材料の安定調達など経営戦略の一環として、また、取引先との良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図るために必要と判断する企業の株式を保有しています。当社は、直近事業年度末の状況に照らし、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、できる限り速やかに処分・縮減していく基本方針のもと、毎年、取締役会で個別の政策保有株式について、政策保有の意義、経済合理性等を検証し、保有継続の可否および保有株式数を見直します。なお、経済合理性の検証の際は、直近事業年度末における各政策保有株式の金額を基準として、これに対する、発行会社が同事業年度において当社利益に寄与した金額の割合を算出し、その割合が当社の単体5年平均ROAの概ね2倍を下回る場合には、売却検討対象とします。また、簿価から30%以上時価下落した銘柄及び、当社との年間取引高が1億円未満である銘柄についても、売却検討対象とします。その上で、得意先企業のうちこれらの基準のいずれかに抵触した銘柄については、毎年、取締役会で売却の是非に関する審議を行い、売却する銘柄を決定します。見直しの結果、2018年度に一部保有株式を売却いたしました。

（食料品）

#### <事例6>

当社はコーポレートガバナンス・コードが適用された2015年より、原則1-4の趣旨に則り、政策保有株式の解消に取り組んでまいりました。政策保有株式の保有状況について、2015年度末と2018年度末を比較すると、銘柄数では6銘柄、総資産に占める政策保有株の割合は2.4ポイントの縮減を行いました。

また、個別の政策保有株式の議決権行使については、当社の保有方針に適合および発行会社の企業価値の向上に資するものであることを総合的に勘案して実施しております。

今後も継続して事業年度末に取締役会において、政策保有株式の保有状況につきレビューを実施し、個別の政策保有株式について保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コスト（株主資本コスト＝※リスクフリーレート＋ $\beta$ 値×リスクプレミアム）に見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、当社保有方針に適合しない銘柄については、政策保有株式の縮減を進めてまいります。【原則1-4】

※上記のリスクフリーレートについては、国内・海外機関投資家の保有比率を勘案した加重平均リスクフリーレートをを用いております。

（食料品）

次に、政策保有株式の検証結果や売却実績等について記載している事例を紹介する。<事例7>は実際の検証結果を説明している事例である。具体的には、定量・定性の両面から検証結果について説明しており、定量的な検証では、約半数の銘柄において関連収益が期末の貸借対照表表示額を踏まえた資本コスト相当額を下回った一方で、定性的な検証ではすべての銘柄について保有意義を確認した旨を説明している。加えて、今後の売却に向けた対応も明示しており、政策保有株式について丁寧に検証・説明しているといえる。<事例8>は売却実績を明記している。<事例9>は売却実績とあわせて、特定の銘柄について継続保有する理由を記載している。同社が保有する当該政策保有株式は同社の総資産の3割を占め、投資家・株主の関心も高い。そうした事情から資本市場との対話を意識して記載していると考えられる。

#### <事例7>

<原則1-4：政策保有株式>

（中略）

■取締役会での検証内容

2018年3月末時点で保有する政策保有株式についての取締役会での検証内容は以下のとおりです。

「持分法適用会社」

社内で定める収益性基準・定性基準からなる撤退基準への抵触状況をすべての個別銘柄毎に検証の上、抵触先につい

て撤退・保有・見極めの方針を確認しています。

「一般投資上場株式」

経済合理性は、すべての個別銘柄毎に、期末の貸借対照表表示額に対する資本コストと比較した配当金・関連取引利益などの関連収益の状況を検証した結果、約半数の個別銘柄において関連収益が資本コストを上回っていることを確認致しました。併せ、すべての個別銘柄毎に定性的な保有意義を検証・確認致しました。定量・定性両面を踏まえた保有意義の希薄化などにより、今後、売却を検討していく銘柄も確認しています。

(略)

(卸売業)

#### <事例8>

(略)【検証結果概要】2018年12月度取締役会において、上記基本方針に基づき、個別銘柄毎に出資比率、役員派遣、事業提携の有無、取引内容、受取配当等をもとに検証および保有適否の確認を行いました。なお、保有銘柄数は2018年3月末時点で36銘柄でしたが、今年度は5銘柄の売却を実施し、2018年11月末現在31銘柄となっております。(略)(化学)

#### <事例9>

政策保有株式に関する方針：

当社は、取引関係の強化、維持、発展及び株式保有による収益獲得を通じた企業成長、並びに企業の社会的意義等を踏まえ、中長期的に企業価値を向上させるという視点に立ち、政策保有株式を保有しています。

毎年の政策保有株式の保有に係る検証の結果、株式の保有意義がないと判断された株式につきましては、原則、売却を実施しています。

同方針の下、当社は●●●●株式会社の株式を保有しています。当株式については、経済合理性及び将来の事業機会における重要な事業パートナーとして保有を継続しています。

政策保有株式の保有に係る検証：

当社は年1回、全ての政策保有株式について、個別銘柄ごとに取引の維持・強化等事業活動上の必要性及び資本コストを含む資産効率性等を勘案し、●●グループ経営委員会及び取締役会において保有の適否を検証します。保有する合理性が確認できなかった銘柄については、発行会社との対話等を踏まえ、縮減等の対応を進めてまいります。

なお、2018年3月期においては、検証を実施した結果、一部保有株式を売却しました。

(電気機器)

また、議決権行使に関する基準における特徴的な開示事例として、<事例10>がある。同社は投資先企業の企業価値に重大な影響が生じる可能性のある議案として、例えば重大な不祥事が発生した会社や業績低迷が長期化している会社の取締役・監査役選任に係る議案や買収防衛策の議案を列挙し、留意して対応する旨を明記している。また、<事例11>のように、外部の議決権行使助言会社や運用機関が公表している議決権行使基準を踏まえて議決権行使を実施する旨を明記している会社もある。政策保有先の議決権行使については、多くの会社が取引関係を前提として保有しているがゆえに、保有先の経営陣に対して甘い議決権行使となっているのではないかといった懸念があるところ、機関投資家等の第三者の議決権行使の考え方を行使の判断に当たって参考にすることは、客観性を確保するための一つの工夫だと考えられる。その場合には、第三者の基準に形式的に依拠するだけでなく、主体的に基準の妥当性を検証するといった対応も期待されるところである。

#### <事例10>

(2) 政策保有株式の議決権行使に関する基準

当社及び投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点を踏まえて、議決権を行使する。議決権の行使にあたり、投資先企業の企業価値に重大な影響が生じる可能性のある以下の議案等については、特に留意して必要な情報を収集し精査の上で賛否の判断を行う。

・取締役・監査役選任に係る議案（重大な不祥事が発生した場合や業績低迷が長期化している場合）

- ・ 組織再編に関する議案
- ・ 敵対的買収防衛策の導入に係る議案  
(電気機器)

### <事例11>

(略) 政策保有株式に係る議決権につきましては、当社は、外部の議決権行使助言会社や運用機関等の行使基準を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否か、また、投資先の株主共同の利益に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、適切に行使用いたします。

(医薬品)

### 【コラム①】政策保有株式について

改訂後のコードの原則1-4において、政策保有株式の縮減の方針の明確化と資本コストを踏まえた経済合理性の検証が求められている。従来から投資家における政策保有株式の縮減に向けた要望は強く、一部の機関投資家が株主提案等で政策保有株式の売却を定款に明記することや、現物配当として株主に還元することを求めているのに加え、個人株主が政策保有株式や株式持ち合い等について株主総会で質問する件数も増加傾向にある。

こうした外部環境の変化等を受けて、上場会社においても政策保有株式の縮減が進んでいる。全国株懇連合会のアンケート調査<sup>28</sup>によれば、アンケートに回答した上場会社(1,682社)のうち政策保有株式のすべて又は一部を売却する方針の会社が18.3%(平成29年度調査:21.3%)、売却について検討中の会社が32.9%(同22.9%)となっている。半数近くの会社が政策保有株式について売却を実施又は検討していることが伺え、時系列の比較においても、政策保有株式の売却の実施又は検討中の会社は2017年時点より7.0ポイントと大幅に上昇している。実際、近年上場会社においては、政策保有株式を売却し、売却資金で成長投資や自己株式の取得を行う動きがみられ、「保有の経緯・理由が不明」、「過去の取引先と株式の持ち合いを行ったが、事業環境の変化で、現状は取引がなく持ち合い株式だけが残っている」、「過去は少額の持ち合い株式だったが、先方の株価が急騰し、財務諸表に占める割合が大きくなってしまった」等、株主・投資家に対して保有の意義を合理的に説明することのできない政策保有株式を中心に売却を進めているという話も聞かれる。

また、金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」の報告を受け、2019年1月に「企業内容等の開示に関する内閣府令」が改正され、機関投資家との建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供として、有価証券報告書における政策保有株式に関する開示が強化された。保有の合理性の検証方法等について開示が求められるとともに、個別開示の対象となる銘柄数についても、現状の30銘柄から60銘柄に拡大されることとなっており、2019年3月末を決算期とする上場会社より適用される。

政策保有株式の増減について、一つの目安となるのが、有価証券報告書で開示されている保有目的が純投資以外の特定投資株式(政策保有株式)の保有銘柄数である。図表22は主要企業100社(TOPIX100)の政策保有株式の銘柄数の前年比の増減である。金融機関等を中心に、100社中62社が銘柄数を減らしている。また、図表23は金融及び特殊要因のある1社を除く事業会社(86社)の過去5年の政策保有株式の累計数の推移である。コードの適用前から政策保有株式について減少傾向にあるが、コード適用を契機に削減が更に進んだことが読み取れる。

28 全国株懇連合会「平成30年度全株懇調査報告書」。

加えて、市場第一部上場会社の政策保有株式の銘柄数及び総資産・時価総額に占める割合の分布は図表 24のとおりである。多くの会社において、総資産・時価総額に占める政策保有株式の割合は5%未満となっている。しかしながら、総資産・時価総額の20%を超える政策保有株式を保有する会社も散見される。

政策保有株式の縮減に向けた動きは、コードの改訂や有価証券報告書における開示の充実、機関投資家などの更なる削減要請圧力の高まり等を背景に、今後も加速していくと考えられる。既に、事業会社においても、決算説明会資料や中期経営計画等において、政策保有株式の縮減計画等を公表している事例が散見される。政策保有株式を保有する会社においては、今まで以上に、保有意義について株主・投資家に丁寧な説明することが求められている。

図表 22 主要企業（TOPIX100）の政策保有株式の保有銘柄数の変化状況

政策保有株式（特定保有目的の上場株）の削減状況（削減数上位20社）					前期比較の状況		
業種	2017年保有銘柄数	2018年保有銘柄数	増減数	増減率	前期比	社数	
銀行業	2,348	2,247	-101	-4%	増加	25	
保険業	2,887	2,801	-86	-3%	変わらず	12	
銀行業	2,181	2,119	-62	-3%	減少	62	
銀行業	2,747	2,692	-55	-2%	-	1	
保険業	2,026	1,977	-49	-2%	合計	100	
保険業	1,946	1,908	-38	-2%	保有銘柄の増加企業（2銘柄以上）		
卸売業	505	472	-33	-7%	業種	保有数増加数	期末時点
卸売業	317	288	-29	-9%	電気機器	2	152
保険業	956	931	-25	-3%	輸送用機器	2	189
電気機器	364	341	-23	-6%	電気機器	2	72
電気機器	309	288	-21	-7%	電気・ガス業	2	188
卸売業	288	267	-21	-7%	電気機器	2	22
食料品	337	318	-19	-6%	輸送用機器	2	125
機械	226	207	-19	-8%	陸運業	2	43
銀行業	1,401	1,385	-16	-1%	空運業	3	87
化学	107	93	-14	-13%	保険業	4	12
輸送用機器	62	49	-13	-21%	陸運業	5	75
鉄鋼	372	361	-11	-3%	電気・ガス業	6	178
電気機器	79	68	-11	-14%	輸送用機器	6	123
小売業	114	104	-10	-9%	不動産業	9	210
					情報・通信業	9	106
					食料品	26	204
					化学	141	340
					保険業	186	232

(注1) 色字は金融業、2銘柄以上増加の化学・保険業は持株会社傘下の子会社保有分の集計範囲が前年と異なっているため、大幅増加となっている。

(注2) 「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」を政策保有株式として集計している。

(出所) 各社の有価証券報告書より作成

図表 23 主要企業（金融等除く）の政策保有株式の削減状況（累計）



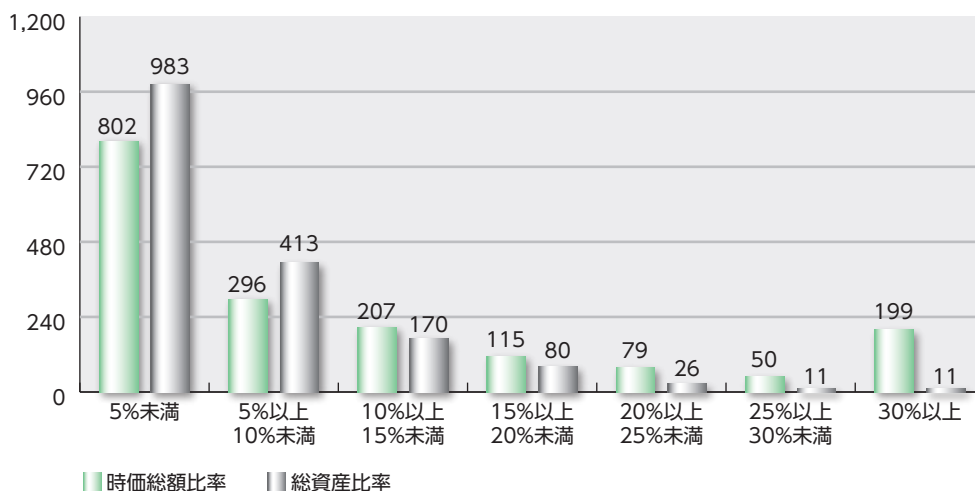
	2014年3月	2015年3月	2015年3月	2017年3月	2018年3月
政策保有株式の銘柄数 (金融及び特殊要因1社を除く86社)	11,660	11,438	10,941	10,631	10,383
1社平均保有銘柄数	134	131	126	122	119
削減数	-4%	-2%	-4%	-3%	-2%

(注1) 2018年と2017年において集計対象子会社の範囲が異なる化学会社を除き集計。

(注2) 「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」を政策保有株式として集計している。

(出所) 各社の有価証券報告書より作成

図表 24 TOPIX採用企業（金融除く）の政策保有株式の総資産・時価総額比率



	時価総額比率	総資産比率
平均値	12.0%	5.6%
中央値	6.0%	3.7%

(注) 「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」を政策保有株式として集計している。

(出所) QUICK AMSUSより作成

## 1・8. 買収防衛に関する事項

東証では、企業行動規範の遵守すべき事項として、買収防衛策<sup>29</sup>を導入<sup>30</sup>する場合の遵守事項<sup>31</sup>を定めるとともに、コードの原則1-5では、買収防衛策の導入・運用について、必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきとしており、本原則の実施率は99.4%（2,605社）であった。

また、CG報告書では、買収防衛策の導入の有無と、買収防衛策を導入している会社については、導入の目的及びスキームの概要の記載を要請している。買収防衛策は、株主の権利内容に影響を与え得るものであり、また、役員の見守りのために濫用される可能性があるものなので、その合理性などを含めて記載を要請している事項である。

### (1) 買収防衛策を導入している会社の数

CG報告書において買収防衛策を導入している旨の記載があった会社は、東証上場会社の10.6%に相当する382社であった。買収防衛策を導入している会社は、株式持ち合いの解消等の経営環境の変化や敵対的買収に対する関心の高まり等を受けて、2005年頃から大きく増加したが（本白書による調査開始時点である2006年132社から2008年461社へ）、濫用的買収を巡る法制度等の整備や、買収防衛策に対する投資家の厳しい評価もあり、近年は徐々に減少している。実際、株主総会での買収防衛策の導入・継続に関する議案に対する国内の機関投資家の反対率は高まっており、株式会社ICJの集計<sup>32</sup>によると、2018年3月期では国内機関投資家の反対比率が8割を超えている状況にある。

市場区別にみると、市場第一部で導入している会社は14.3%、市場第二部で9.2%、マザーズで1.6%、JASDAQで4.1%である（図表 25）。なお、JPX400構成会社は、11.8%となっており、市場第一部より低くなっている。

会社規模との関係を見ると、おおむね規模が大きくなるにつれて、買収防衛策を導入している比率が高くなっているが、1兆円以上になると、比率が下がっている（図表 26）。更に、1兆円以上の区分では、前回調査から5.1ポイントと大きく減少する傾向もみられる。また、外国人株式所有比率でみると、概ね所有比率が高まるにつれて、買収防衛策を導入している比率が高くなっているが、30%以上になると、比率が下がっている（図表 27）。

また、筆頭株主の所有比率との関係を見ると、筆頭株主の所有比率が低い区分で導入する傾向が顕著であり、直近では、所有比率が5%未満の区分が最も高くなった（図表 28）。

買収防衛策の導入状況の概要は以上であるが、そのほとんどは事前警告型ライツプランで、株主総会の了承を得るタイプのものである。具体的には、平時において、敵対的買収の有事となった際に買収者が従うべき手続等を設定しておき、その手続に従わない敵対的買収行為がなされた場合、企業の価値を落とさせる濫用的な買収行為とみなして、取締役会にて新株

29 「買収防衛策」とは、上場会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行を行うこと等による当該上場会社に対する買収（会社に影響力を行使し得る程度の数の株式を取得する行為をいう。）の実現を困難にする方策のうち、経営者にとって好ましくない者による買収が開始される前に導入されるものをいう。

30 「導入」とは、買収防衛策としての新株又は新株予約権の発行決議を行う等買収防衛策の具体的内容を決定することをいう。

31 有価証券上場規程第440条。

32 株式会社ICJ「議決権電子公使プラットフォームからみた機関投資家の議決権行使の状況について」

予約権の発行を決定し、ライツプランを発動するというものである。

一方、買収防衛策を導入していない会社の中で、その理由を説明している会社をみると、企業価値を高めることが、最良の買収防衛策であると考え、現状では買収防衛策の導入を予定していないとの説明が大半である。

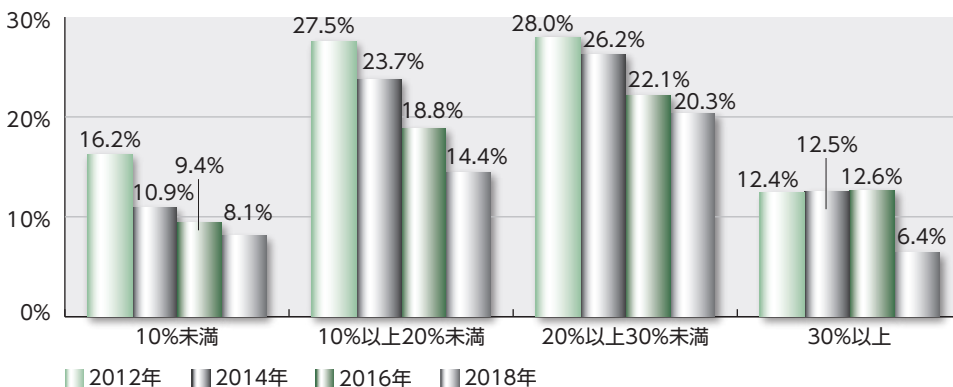
図表 25 買収防衛策の導入状況（市場区分別）



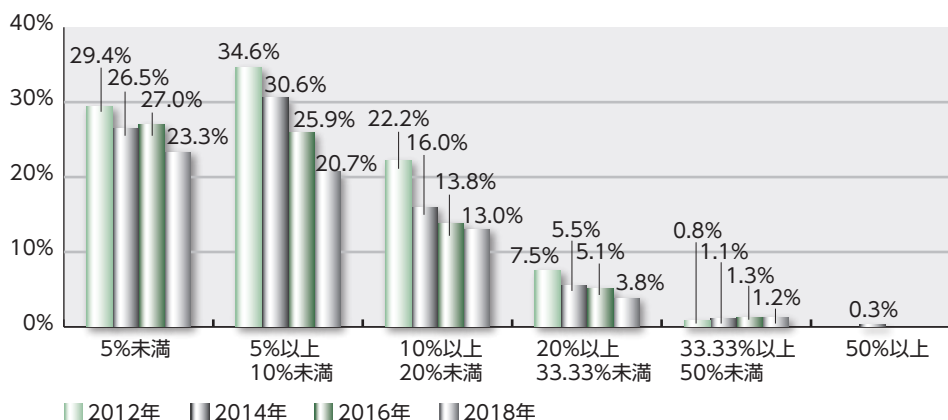
図表 26 買収防衛策の導入状況（連結売上高別）



図表 27 買収防衛策の導入状況（外国人株式所有比率別）



図表 28 買収防衛策の導入状況（筆頭株主の所有比率別）



## (2) 買収防衛策導入会社のコーポレート・ガバナンス体制

買収防衛策を導入している会社、導入していない会社におけるコーポレート・ガバナンス体制を比較すると、図表 29のとおりである。買収防衛策を導入している会社においては、少数株主の利益の代弁者としての独立社外取締役の役割が重要となると考えられるところ、独立社外取締役を選任している割合などは、買収防衛策を導入している会社の方が高くなっている。これは、買収防衛策の導入は、おおむね、規模の大きい会社において多くみられる一方で、独立社外取締役の選任も、規模の大きい会社において特に進んでいることによるものと考えられる。

図表 29 買収防衛策の導入状況とガバナンスの関連

	取締役の人数 (1社平均)	独立社外取締役の 人数 (1社平均)	独立社外取締役を 選任している割合	2名以上の独立社外 取締役を選任して いる割合	3分の1以上の独立 社外取締役を選任 している割合
導入会社	9.18	2.33	98.2%	85.6%	30.6%
非導入会社	8.18	2.16	93.0%	70.1%	27.9%

## 1 - 9. 関連当事者間の取引（原則1-7）

原則1-7は、上場会社とその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合に、株主共同の利益等が害されないための利益相反防止手続を定め、その枠組みを開示したうえで、その手続を踏まえた監視をすべきとしている。関連当事者間の取引については、会社法や金融商品取引法において一定の開示等が求められており、コードの適用以前から、多くの会社において、投資者保護のための仕組みが整備されてきた。CG報告書においても、従前から、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針の開示が求められている。そうした背景から、本原則の実施率は99.8%（2,617社）と高い。

原則1-7の記載内容は、「利益相反防止手続」と「取引条件」に大別できる。

「利益相反防止手続」については、多くの会社が従前から会社法等の法令に基づいて、関連当事者間の取引の手続として、取締役会による承認又は決議や取引についての状況報告を求める体制を構築していることが伺える。キーワード分析を行うと、90.1%（2,360社）の会社



が「取締役会」に言及している。次に多いのが「決議又は承認」であり、83.4%（2,183社）が言及している。また、「報告」は47.4%（1,241社）、「法令・会社法」は32.2%（843社）の会社が言及していた。また、「規則・規程等」に言及する会社は49.4%（1,294社）であり、上記の体制を社内規則等で明文化している事を明記している会社が約半数あった。なお、関連当事者間取引の状況について、定期的にモニタリングするためのアンケート・調査票等を通じた「調査」に言及する会社は17.5%（457社）であった。

「取引条件」を含む記載をした会社は21.5%（564社）であった。その多くは、取引条件の妥当性等を確認するための手続を開示している。取引条件等を決定する際に「市場価格」を勘案にしていると具体的に言及する会社は4%（93社）にとどまる。

個別事例を分析していくと、具体的な関連当事者取引のプロセス等を詳細に記載している事例がある。例えば、〈事例1〉においては関連当事者取引の基本方針及び体制に言及したうえで、適正性を確保するための体制について、「取引の把握」「新規取引の承認」「既存取引の管理」「監査役チェック」といったプロセスごとに詳細な記述を行っている。「取締役会の決議を求める」といった表現にとどめる会社が多い中で、特徴的な事例といえる。

また、関連当事者間取引の承認手続において社外役員や外部専門家がその取引の妥当性等について確認するプロセスを設けていることを明記し、関連当事者間取引により一般株主の利益が害されることがない体制を構築していることを示している会社もみられる。例えば、〈事例2〉では、社外取締役等で構成される第三者委員会で取引の合理性や手続の適正性を検証し、取締役会決議に際しては、顧問弁護士のリールチェックを行っている。また、〈事例3〉は、必要に応じて、社外取締役で構成される社内委員会や弁護士等で構成される第三者委員会の意見を確認することを明記している。

〈事例4〉や〈事例5〉のように、親子上場の会社のうち、特に親会社向けの売上構成比率の高い会社においては、親子間取引の透明性を確保するために、取引価格決定のプロセス等を記載している。市場価格等を加味した価格交渉を行うことにより、親子間取引により一般株主の利益が不当に害されていない旨を説明している。

## 〈事例1〉

### 〔原則1-7〕

当社は、関連当事者との取引が当社および株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、関連当事者との取引に関する基本方針、手続き、管理方法等を定めた「関連当事者取引管理規程」を制定し、同規程に則った体制を整備しています。

### 〈関連当事者取引の実施に対する基本方針〉

関連当事者取引の対象者は、会社と特定な関係を有する者であり、会社に対して影響力を行使し得る存在であると認識されています。

従って、関連当事者との取引については、取引の必要性等を含め一般株主の利益保護の観点から極めて慎重に判断します。

### 〈関連当事者取引の適正性を確保するための体制〉

#### a. 取引の把握

取引先が関連当事者に該当するかについては、各部門からの新規取引先登録申請時に財務部において判定し、関連当事者に該当する場合は、財務部において当該相手先との全ての取引について把握・管理しています。

連結子会社の関連当事者取引については、毎期、連結子会社から提出される「連結調査票」により調査・把握しています。

役員およびその近親者との取引の有無については、毎期、各役員から提出される「関連当事者調査票」により調査・把握しています。

b. 新規取引の承認

新たに関連当事者に該当する者と取引を開始する場合には、その取引を行うこと自体に対する合理性（事業上の必要性）および取引条件の妥当性等を確認のうえ、職務権限規程・職務権限基準表の規定に基づく決裁手続きにより承認を得ています。

会社法、金融商品取引法、財務諸表等規則、会計基準等に基づき、開示対象となる重要な取引については、取締役会の承認を得ています。

c. 既存取引の管理

既存の継続中の関連当事者取引については、定期的に経営会議および取締役会に報告することにより、当該取引を継続する合理性（事業上の必要性）と取引条件の妥当性を監視し、取引の適正性に関して留意すべき事項が発現した場合には、取引継続の是非も含め検討・見直しています。

d. 監査役のチェック

新規取引については、毎期定期的に実施している業務監査における決裁書の閲覧・調査時に、関連当事者取引の合理性、妥当性等についてチェックしています。

既存継続中の取引については、定期的に財務部より報告を受けることによりチェックしています。

（食料品）

## <事例2>

（中略）

取締役及び主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合、会社や株主共同の利益に重要な影響を及ぼす可能性のある取引については、独立社外取締役及び独立性のある第三者で構成される委員会にて、取引の合理性や手続きの適正性を検証しております。

関連当事者間取引にかかる取締役会決議にあたっては、経営管理部が顧問弁護士に依頼し、リーガルチェックを実施することとしております。また、当社及び当社の子会社との間の取引に関する事項に関しても、必要に応じ当該部署による顧問弁護士のリーガルチェックを実施することとしております。

（精密機器）

## <事例3>

当社が、役員や主要株主等との間の取引（「関連当事者間取引」）を行う場合は、取締役等を構成員とする会議体が、当該取引の承認を取締役に上程するか否かを決定していますが、必要に応じて社内委員会（社外取締役等を構成員とします。）又は第三者委員会（弁護士等を構成員とします。）の意見を取得する運用としております。取締役会において関連当事者間取引の承認決議を行う場合、当該取引に関連する取締役は特別利害関係人として決議に参加せず、定数にも含まれておりません。また、関連当事者間取引の監視については、今後、取組み内容を開示してまいります。（サービス業）

## <事例4>

当社では、当社が役員や主要株主との取引を行う場合において、かかる取引が会社及び株主共同の利益を害することのないよう、以下の態勢を整備しております。当社は親会社である●●●株式会社及び●●●グループ各社との取引については「●●●内グループ取引管理細則」を定め運用しており、関連当事者間の取引におけるアームズ・レングス・ルールの遵守を徹底しております。また、親会社等との取引のうち重要なものは取締役会による承認を要することとしております。当社と取締役との間の競争取引及び利益相反取引については、会社法に基づき原則として取締役会による承認を要することを明示しております。また、当該取引に関係する取締役を特別利害関係人相当として決議から除外するなど厳格な手続きによっております。なお、取締役、監査役及び主要株主等との取引については、定期的にその有無を確認しています。

（その他金融業）

## <事例5>

1. 当社と取締役との取引および取締役の利益相反取引については、法令に従い、取締役会に当該取引の重要事実を開示して承認を受けるとともに、取引後、取締役会に報告いたします。2. 主要株主である●●●株式会社とは、市場価格、総原価を勘案して当社希望価格を提示し、交渉のうえ決定するなど、当社の利益が損なわれることの無いよう適切・公正に取引を実施しています。

（電子機器）

図表 30 関連当事者間の取引のキーワード

項目	社数	該当比率	(ご参考) 前回集計 2016年7月
原則1-7を実施している会社	2,617社	100%	-
■手続に関するもの			
取締役会	2,360社	90.1%	88.1%
決議又は承認	2,183社	83.4%	81.5%
規則（取締役会規則） 規程等	1,294社	49.4%	53.2%
報告	1,241社	47.4%	47.4%
法令・会社法	843社	32.2%	31.3%
調査（アンケート、調査票等）	457社	17.5%	16.8%
社外取締役・監査役・弁護士	430社	16.4%	17.0%
■取引条件に関するもの			
取引条件	564社	21.5%	19.7%
市場価格	93社	4.0%	4.0%

### 1・10. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

CG報告書では、支配株主を有する会社に対し、少数株主保護の方策に関する指針を記載することを求めている。具体的には、支配株主がその影響力を利用し、支配株主等を利する取引を行うことにより、会社ひいては少数株主を害することを防止することを目的とした、社内体制構築の方針、社内意思決定手続や外部機関の利用等について具体的に記載することとしている。また、指針に定める方策の履行状況については、「支配株主等に関する事項の開示」の一部として、毎事業年度経過後、適時開示することが求められている<sup>33</sup>。

なお、支配株主を有する会社は、全上場会社の17.5%に相当する629社であり、そのうち親会社を有する会社は10.3%に相当する372社、親会社以外の支配株主を有する会社は7.2%に相当する257社である（図表12）。

指針に定める方策の内容をみると、支配株主との取引条件については、少数株主の利益を損なわないよう、一般の取引と同様の条件とする旨の記載が多くみられた。一部の上場会社においては、一般の取引と比較して有利なものとなることがないよう、販売及び仕入れに関する規則を制定していることに言及している事例や、「支配株主と不動産賃貸借取引を行っているが、既存賃借人及び近隣の市場価格等を勘案して通常の取引条件で行われることなどに留意している」等と具体的な取引内容に言及する事例もみられた。一方で、支配株主との取引自体を原則行わないという記載もみられた。

また、社内意思決定手続としては、支配株主との取引に関しては取締役会で意思決定を行うという記載が多く、上場会社独自の経営判断を担保するため、支配株主から独立した社外取締役を選任している旨をあわせて説明する事例も多くみられた。また、一部の上場会社においては、取締役会での決議に加え、監査役会における取引の妥当性の検証に言及する事例もみられた。

なお、少数ではあるが、支配株主との取引の妥当性に関し、必要に応じて会計監査人、弁護士、税理士等の外部機関に意見を求める旨の記載もみられた。

33 有価証券上場規程第411条、有価証券上場規程施行規則第412条。

## 1・11. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

CG報告書では、「その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情」として、親会社や上場子会社を有する場合においてはその事実及び当該関係を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する考え方（方針）の記載を要請している。具体的には、①親会社を有している場合については、当該親会社からの独立性確保に関する考え方・施策、②上場子会社を有している場合については、当該子会社の独立性に関する考え方・施策等の記載が望まれる。また、その他、各社の個別事情に照らして、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えると考えられる事実等があれば記載することを求めている。

①については、224社（親会社を有する会社中、60.2%）が親会社からの独立性について説明している。具体的には、親会社の指示等ではなく、独立社外取締役を含む取締役会を中心とした独自の意思決定に基づき、具体的な業務執行を行っているなど、親会社からの独立性について説明するものが多くみられた。中には、グループ経営を円滑に行うために、コンプライアンスやリスク管理をはじめとする内部統制方針等を親会社と共有しながら、事業活動においては独自の事業活動を展開している例などもみられた。

②については、86社が上場子会社の独自性・自主性を尊重する旨を説明している。中には、独立性を尊重しつつ、グループ運営を適切・円滑に行うために必要な事項や法令等に基づき管理等が必要となる事項については、事前協議又は報告を求めることとしている等の記載もみられた。

## 2. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

コード第2章では、以下のように株主以外のステークホルダーとの適切な協働に努めることを求めている。

### 【基本原則2】

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

上場会社には、株主以外にも、従業員、顧客、取引先・債権者等の社外の関係者、更には、地域社会のように会社の存続・活動の基盤をなす主体など、重要なステークホルダーが数多く存在し、これらのステークホルダーとの適切な協働を通じて持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図ることが期待されている。

東証では従来から、社内規程等によるステークホルダーの立場の尊重についての規定や、環境保全活動、CSR活動等の実施、ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定など、ステークホルダーの立場の尊重に係る取組の状況について、CG報告書で記載することを要請してきた。

更に、「日本再興戦略」(2013年6月14日閣議決定)において、女性の活躍推進が成長戦略の中核として位置付けられたといった動きを踏まえ、東証では、女性の活躍状況の開示を推奨してきた。

本章においては、上場会社のこれらの取組状況の進展について分析する。特に、その取組状況の進展の一つである女性役員の選任状況に関してコラムとしてその内容分析を紹介する。

### 2・1. 社内規程等によるステークホルダーの立場の尊重についての規定

社内規程等によるステークホルダーの立場の尊重に関する規定があるとCG報告書に記載した会社は、東証上場会社全体の68.7%にあたる2,469社であった。市場区分別にみると、市場第一部が77.4%と最も高く、続いてマザーズの63.7%、市場第二部の59.9%、JASDAQの51.7%であった(図表31)。なお、JPX日経400構成会社では87.7%の会社が規定している。また、連結売上高においても、その規模の拡大とともに、記載している会社の比率が高まっている(図表32)。

社内規程等の規定について補足説明をしている会社は2,465社(68.6%)であった。説明で取り上げられたステークホルダーの対象としては、株主(720社)、従業員・社員(852社)、取引先(386社)、地域社会(263社)、消費者・お客様(314社)などが多いが、仕入先・サプライヤー(17社)、銀行(20社)といった記載もあった。その目的としては、立場の尊重(245社)、社会貢献(63社)、信頼(391社)、期待(103社)、倫理(515社)などが掲げられている。記載内容としては、ステークホルダーの信頼と期待に応えるべく、経営理念及び行動指針等において定めているといった内容の記載が多かった。

図表 31 ステークホルダーの立場の尊重に係る取組状況（市場区分別）

	社内規程等に規定	環境保全活動、 CSR活動等の実施	情報提供に係る方針等の策定
全社	68.7%	67.7%	56.0%
JPX日経400	87.7%	93.7%	73.9%
市場第一部	77.4%	79.6%	63.1%
市場第二部	59.9%	62.4%	39.3%
マザーズ	63.7%	40.2%	80.5%
JASDAQ	51.7%	46.6%	38.7%

図表 32 ステークホルダーの立場の尊重に係る取組状況（連結売上高別）

	社内規程等に規定	環境保全活動、 CSR活動等の実施	情報提供に係る方針等の策定
100億円未満	54.0%	41.6%	53.5%
100億円以上1000億円未満	67.2%	67.8%	50.8%
1000億円以上1兆円未満	83.8%	91.7%	64.1%
1兆円以上	95.4%	98.7%	88.2%

## 2・2. 環境保全活動、CSR活動等の実施

環境保全活動、CSR活動等を実施しているとCG報告書に記載した会社は東証上場会社全体の67.7%にあたる2,433社であった。市場区分別にみると、市場第一部が79.6%と最も高く、続いて市場第二部の62.4%、JASDAQの46.6%、マザーズの40.2%であった。なお、JPX日経400構成会社では93.7%の会社が実施しているとしており、市場第一部の79.6%を14.1ポイント上回っている（図表 31）。また、連結売上高が大きくなるに従い、実施比率が高まっている。100億円未満の連結売上高の会社の実施率は41.6%である一方、1兆円以上の連結売上高の会社の実施率は98.7%であり、連結売上高の規模によって開きが大きくなっている（図表 32）。

環境保全、CSR活動等について補足説明を行った会社は2,430社（67.6%）あった。環境マネジメントシステムの構築についての国際標準であるISO14000又はISO14001を取得しているとの説明は685社が行っているが、前回調査の722社より減少している。一方で、環境報告書やCSRレポート（364社、前回調査331社）又は、統合報告書（46社）を発行し、自社のCSR活動等の取組状況を記載している事例は増加している。この他にも、CSR委員会の設置（91社）、地球温暖化対策への関わり（112社）やCO<sub>2</sub>排出量に関する記載（68社）等、環境問題への取組の活動を記載する説明が多くあった。更に、2011年の東日本大震災への支援（41社）、2016年の熊本地震への支援（15社）、ボランティア活動（91社）などの直接的な活動の記載があったほか、災害防止・防災への取組（90社）、節電・省エネルギー（256社）、太陽光発電（65社）、リサイクル（196社）、省資源への取組（106社）等の記載もみられた。

なお、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題への適切な対応について定める原則2-3の実施率は99.7%であった。

## 2・3. ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等を策定しているとCG報告書に記載した会社は東証上場会社全体の56.0%にあたる2,013社であった。市場区分別にみると、マザーズが

80.5%と最も高く、続いて市場第一部の63.1%、市場第二部の39.3%、JASDAQの38.7%であった（図表 31）。なお、JPX日経400構成会社では73.9%の会社が方針を策定しているとしており、市場第一部の63.1%を10.8ポイント上回っている（図表 31）。また、連結売上高でみると、1兆円以上の会社では88.2%が方針を策定し、次いで1,000億円以上1兆円未満の会社では64.1%が方針を策定しており、おおむね、その規模が大きくなるに従い、実施する会社の比率が高くなる傾向にある（図表 32）。

ステークホルダーに対する情報提供に関して補足説明を行った会社は2,011社（56.0%）であった。その多くは、株主・投資家に対し、金融商品取引法及び東証の定める規程に準拠した情報開示を行い、タイムリーかつ積極的な情報開示に努める等の内容の記載であり、ホームページのURLや、当該ホームページにおいてディスクロージャーポリシーを公表している等の内容を記載している事例もみられた。

## 2・4. 資本市場における女性活躍状況の「見える化」に関する記述

東証では、女性の活躍状況の開示に係るCG報告書の記載要領の改訂（2013年4月18日付）を行い、役員への女性の登用に関する現状をCG報告書の「ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」の任意的な記載事項とした。

記載内容をみると、「女性」、「性差」、「性別等」等のキーワード<sup>34</sup>に言及している会社の数は758社（21.1%）であり、前回調査の721社（20.6%）から微増した（図表 33）。市場区分別にみると、市場第一部が28.5%と最も高く、続いてJASDAQの11.1%、市場第二部の11.0%、マザーズの9.4%であった。JPX日経400構成会社では50.6%の会社が女性活躍に言及しており、市場第一部の28.5%を22.1ポイント上回っている（図表 33）。また、連結従業員数の区分及び連結売上高でみると、従業員数あるいは売上高が増えるごとに女性活躍状況に言及する会社の比率が高くなっている（図表 34及び図表 35）。

女性が企業で活躍するためには、育児や介護を支援する環境整備への取組、例えば、育児短時間勤務制度や、フレックスタイム制度及び看護休暇等の環境整備が求められる。そのような会社側の取組状況について「ワークライフバランス」、「育児」、「休業」等のキーワード<sup>35</sup>に言及している会社の数は460社（12.8%）であり、前回調査の439社（12.5%）から会社数は微増している。市場区分別にみると、市場第一部が18.3%と最も多く、続いて市場第二部の5.9%、JASDAQの5.8%、マザーズの2.0%であった。また、JPX日経400構成会社では36.3%の会社が女性活躍に言及しており、市場第一部の18.3%を18.0ポイント上回っている（図表 33）。更に、連結従業員数及び連結売上高でみると、従業員数あるいは売上高が増えるごとに女性活躍状況に言及する会社の比率が高くなっている（図表 34及び図表 35）。

今後も引き続き、会社側の女性活躍に対する取組が進展することが予想され、本項目に対する記載内容の充実が期待される。

なお、会社の持続的な成長を確保するための、女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保の推進について定める原則2-4の実施率は99.6%であった。

34 「女」・「性別」・「性差」・「ダイバーシティ」のいずれかのキーワードを含む。

35 「多様な人材」・「均等」・「ワークライフバランス」・「育児」・「子育て」・「休業」のいずれかのキーワードを含む。

図表 33 女性活躍状況の「見える化」に関する記述（市場区分別）

	女性活躍の状況	前回調査比	女性活躍の環境	前回調査比
全社	21.1%	+0.5%	12.8%	+0.3%
JPX日経400	50.6%	+2.1%	36.3%	+2.6%
市場第一部	28.5%	+0.3%	18.3%	-0.1%
市場第二部	11.0%	+0.2%	5.9%	+0.7%
マザーズ	9.4%	+1.8%	2.0%	+0.7%
JASDAQ	11.1%	-1.2%	5.8%	-0.6%

図表 34 女性活躍状況の「見える化」に関する記述（連結従業員数別）

	女性活躍の状況	前回調査比	女性活躍の環境	前回調査比
100人未満	9.6%	-0.0%	2.5%	-0.4%
100人以上500人未満	11.0%	+0.4%	6.3%	+0.1%
500人以上1000人未満	18.2%	+0.4%	8.2%	-1.5%
1000人以上	31.7%	+0.7%	21.4%	+1.2%

図表 35 女性活躍状況の「見える化」に関する記述（連結売上高別）

	女性活躍の状況	前回調査比	女性活躍の環境	前回調査比
100億円未満	9.5%	-1.0%	4.2%	-0.8%
100億円以上1000億円未満	18.3%	+0.8%	10.2%	-0.2%
1000億円以上1兆円未満	31.7%	+1.2%	22.0%	+1.9%
1兆円以上	66.7%	+3.4%	45.8%	+3.2%

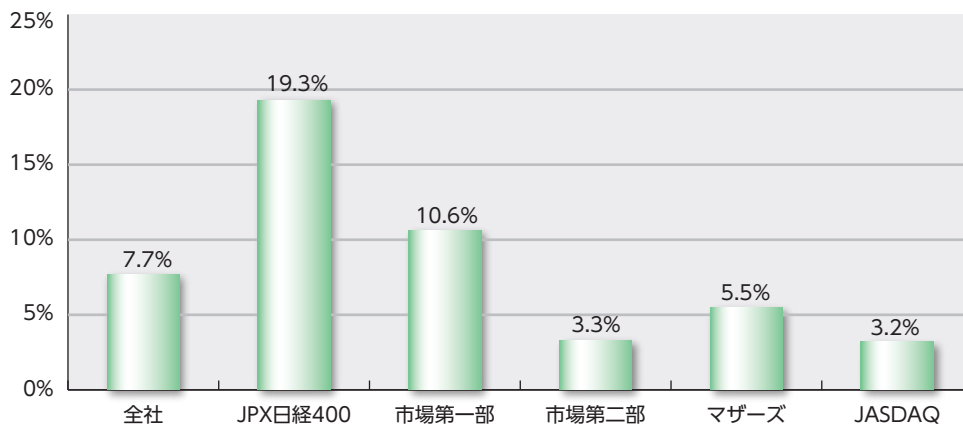
更に、CG 報告書では、「3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」の「その他」における補足説明において、役員への女性の登用に関する現状を任意で記載することとなっている。本欄で、女性役員（本社と子会社の取締役、監査役、執行役、執行役員）を登用していると記載している会社は、東証上場会社全体の7.7%にあたる276社<sup>36</sup>であった（図表 36）。

市場区分別にみると、市場第一部が10.6%が最も高く、続いてマザーズの5.5%、市場第二部の3.3%、JASDAQの3.2%であった。また、JPX日経400構成会社では19.3%の会社が女性役員の登用に言及しており、市場第一部の10.6%を8.7ポイント上回っている。

36 「3.ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況」の「その他」における補足説明で女性役員を登用していると記載している会社を対象としている。このため、実際に女性役員が登用されていてもその旨が記載されていない場合はこの会社数に含まれていない。



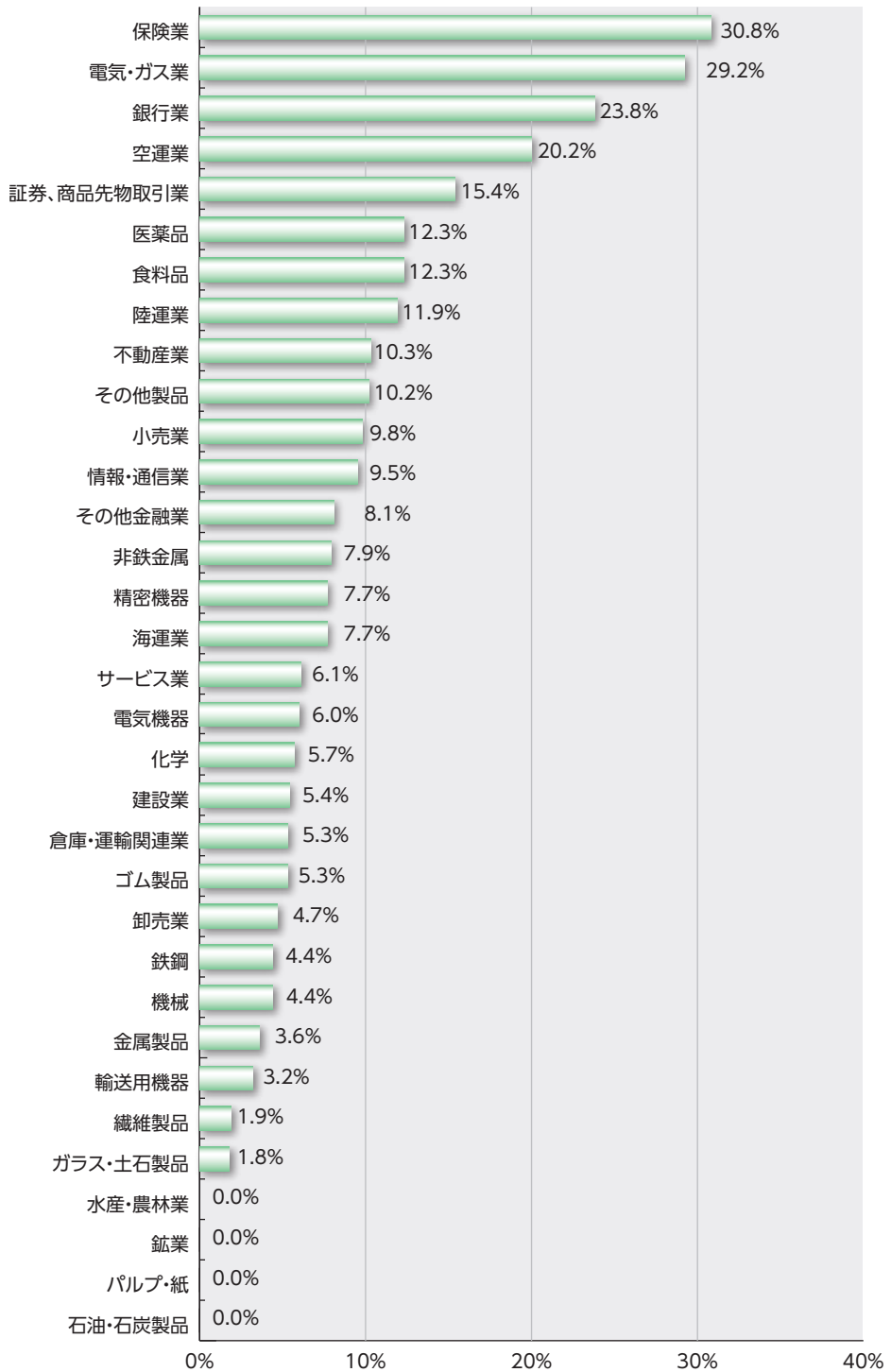
図表 36 女性役員の登用率（市場区分別）



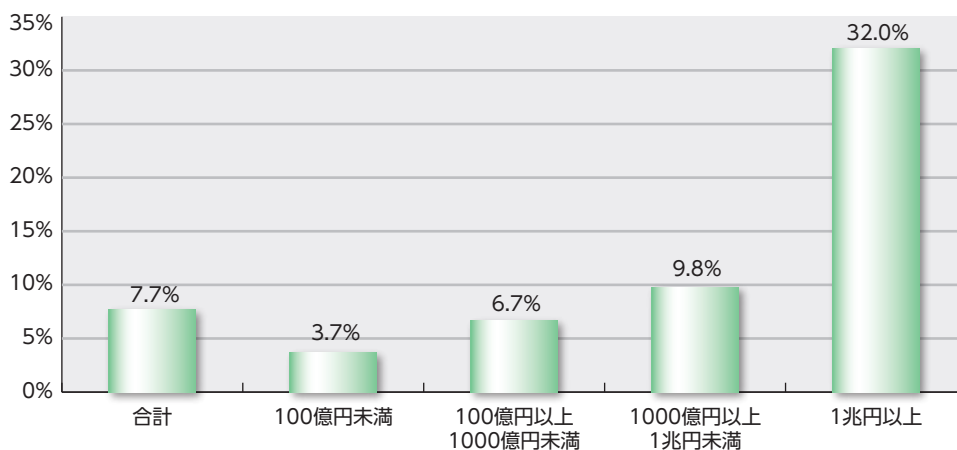
業種別にみると、保険業の登用率が30.8%（保険業13社中4社が登用）と最も高く、続いて電気・ガス業が29.2%（24社中7社）であった（図表 37）。

また、連結売上高別にみると、連結売上高が大きくなるほど女性役員を登用していると記載する会社の比率が高い傾向にあり、連結売上高1兆円以上の会社では32.0%の会社が女性役員を登用していると記載している（図表 38）。

図表 37 女性役員の登用率（業種別）



図表 38 女性役員の登用率（連結売上高別）



女性役員の登用に関する記載内容としては、上場会社本体あるいは会社集団全体で、女性役員が何人いるのかを記載している会社が大半である。なお、女性役員を登用しているとの記載のない会社では、「能力次第で女性役員の登用を行う方針」や「女性管理職育成方針」といった方針、「女性社員比率」や「女性管理職比率」といった比率等を記載している会社がみられた。

### 【コラム②】女性活躍推進の見える化

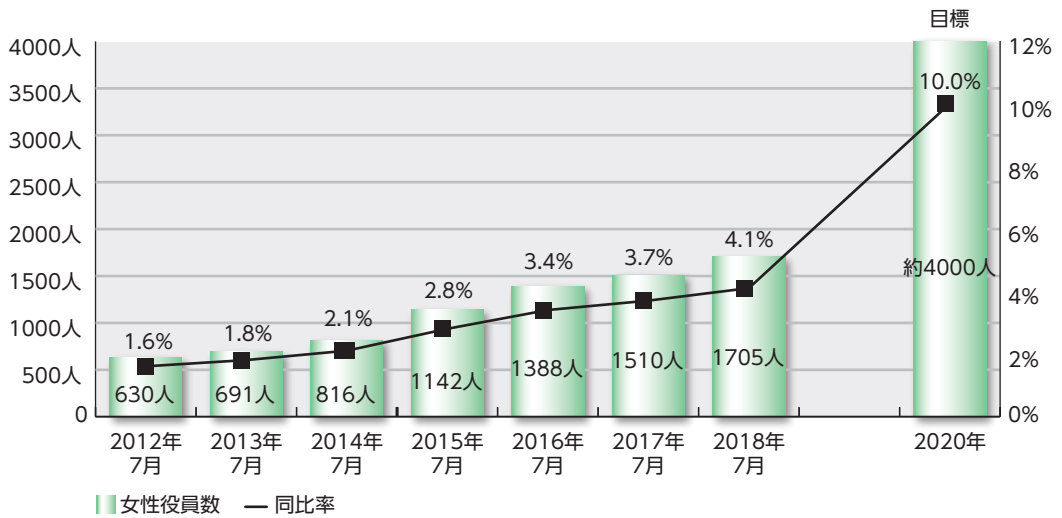
女性の活躍推進は我が国の持続的成長のために重要であり、安倍内閣の最重要課題の一つとなっている。それは、女性が会社の意思決定に関わることで、多様な価値観が会社経営に反映されるだけでなく、多様な価値観を受容する組織ではイノベーションが促進され、企業競争力や社会的評価が向上し、企業価値の向上にもつながると期待されているからである。

2013年4月には安倍首相から経済界に対し、「「2020年30%」の政府目標の達成に向けて、全上場企業において積極的に役員・管理職に女性を登用していただきたい。」との要請があり、その結果、2012年から2018年の6年間で、上場会社の女性役員数は630人から1,705人へと約2.7倍に増え、着実に成果が上がっている<sup>37 38</sup>。

37 内閣府男女共同参画局 2018年8月3日 (<http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/yakuin.html>)

38 もっとも、2018年の日本における女性役員の割合は4.1%であり、諸外国の女性役員割合、例えば、ノルウェー38.7%、フランス34.4%、イギリス23.2%、ドイツ22.6%、米国17.9%（いずれも2015年の割合。出所は、注37と同じ。）と比較すると低い水準にとどまっている。

図表 39 上場企業の女性役員数の推移



(出所) 内閣府男女共同参画局 2018年8月3日「上場企業における女性役員の状況」

また、女性の活躍状況について資本市場でみていく動きが、内閣府が2012年度に設置した女性の活躍状況の資本市場における「見える化」に関する検討会からスタートし、2013年度からはCG報告書における女性の活躍状況の開示についての調査が行われ、定量的な開示状況だけでなく、好事例や諸外国の情報開示制度についての調査も行われている。その後、CG報告書だけでなく、CSR・統合報告書などについても記載状況の調査が行われている。

更に、2018年にはESG投資の観点から女性活躍情報の活用状況がフォローされており<sup>39</sup>、その調査研究では、7割近くの機関投資家が女性活躍情報を活用しており、女性活躍の推進が「企業の業績に長期的には影響がある情報」として捉えているとのことである。

調査研究では、機関投資家等へのヒアリングから見えてきた、女性活躍の推進が企業の成長につながるポイントとして、「イノベーション（男性中心だった職種に女性の視点が入ることによる見直しが新たな取組になる）」、「働き方改革による生産性の向上」、「人材の確保」、「ダイバーシティによるリスク低減（意思決定や判断にまで多様性が浸透してきて早く気付くことがある）」の4つが挙げられている。また、機関投資家が重視する女性活躍情報の開示に関するポイントとしては、「1. 「当たり前」と思っていることを開示することの重要性」、「2. 数字を羅列するだけでなく経営戦略上との関連性で示す」、「3. トップマネジメント層からの発信があり、それが施策と結びついている」、「4. 経年で比較できるデータがある」、「5. KPIを設定している」の5つが挙げられている。

## 2・5. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮（原則2-6）

原則2-6は、企業年金がアセットオーナーとしての機能を発揮できるよう、適切な人材配置や運用面等の取組及びその内容の開示、並びに企業年金の受益者と会社間に生じ得る利益

39 内閣府男女共同参画局 2018年度「機関投資家が評価する企業の女性活躍推進と情報開示」

相反が適切に管理することを求めている。2018年6月のコード改訂で新たに追加された原則であり、本原則が追加された背景には、資金の出し手である年金基金（アセットオーナー）から委託運用機関（アセットマネージャー）、投資先企業に至る一連のインベストメント・チェーンの最適化において、最上流に位置付けられる企業年金が真に受益者の利益となるアセットオーナーとしての役割・機能を十分に果たせていないのではないかという問題意識が背景にある<sup>40</sup>。

2018年12月14日時点においてスチュワードシップ・コードの受入れを表明している委託運用機関である機関投資家239機関のうち、企業年金は14機関であり、企業年金連合会によれば、基金型の確定給付企業年金が761基金（2019年3月1日時点）あることを踏まえると、企業年金のスチュワードシップ・コードの受入れはまだ少数にとどまっている。

企業年金基金がスチュワードシップ・コードの受入れに消極的な理由としては、専門人材の不足が最大の課題として挙げられる。多くの会社では、企業年金基金は人事部等の管轄であり、理事等も人事畑出身者が多いため、運用機関に対するモニタリング等の専門的知見が不足しているケースが多い。

加えて、今回のコード改訂においては、企業年金の受益者と会社との利益相反の管理も求められている。企業年金の投資先会社の議決権行使や運用会社の選定において、会社都合が優先され、受益者の利益が軽視されることへの懸念が背景にある。

原則2-6の実施率は95.1%<sup>41</sup>（2,493社）となっており、記載内容を分析すると、大別して、①「確定給付型年金制度を導入している会社」、②「確定拠出型年金制度を導入している会社」、③「年金制度のない会社」の3つに整理できる<sup>42</sup>。

①「確定給付型年金制度を導入している会社」においては、人事面・運用面の取組として、適切な人材配置・人材教育の実施、資産運用委員会の設置、外部コンサルタントの活用等を行っている記載が多くみられる。また、一部の会社においては、運用面の取組として、運用委託先のモニタリングを実施している旨を明記しているものもあった。利益相反の管理については、「資産運用委員会等で適切に管理しています」と記載している会社が多くみられた。

②「確定拠出型年金制度を導入している会社」においては、確定拠出年金に関する従業員教育を実施していることや運用管理機関を適切に選定していることについての記載がみられた。確定拠出型年金制度を導入している会社の場合、従業員が自ら運用商品を選択し資産運用を行うため、会社による直接的なアセットオーナーとしての役割・機能は想定されないが、従業員の年金資産形成の観点から適切な環境整備等が求められる。

キーワード分析を行うと、原則2-6を実施しているとした会社のうち、年金形態に関するキーワードとして「確定給付」が594社（23.8%）、「規約型」が138社（5.5%）、「確定拠出（401K）」が517社（20.7%）となっている。

40 なお、確定給付企業年金法施行規則第84条第1項第2号では、資産の構成割合の決定に関し、専門的知識及び経験を有する者を置くよう努める旨定められており、人事面の取組に関する努力規定が設けられている。また、「確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン」では、資産の額が100億円以上の確定給付企業年金は「資産運用委員会を設置しなければならない」とされており、改訂コードと同様の考えは法令やガイドライン等においてもみられる。

41 ③「年金制度のない会社」は原則2-6を実施している会社として集計している。

42 確定給付型年金制度と確定拠出型年金制度をいずれも導入しており、それぞれの制度に関する取組を記載する例もみられる。

また、機能発揮に向けた取組に関するキーワードとして「人材」に言及している会社は657社（26.4%）、「専門（専門性・専門家等）」に言及している会社は576社（23.1%）であった。そして、委員会等を通じて多面的な視点で年金の適正な運用を目指しているといった趣旨から、「委員会（資産運用委員会）」に言及している会社は564社（21.5%）、また、そうした委員会の参加者として人事部以外の部署が資産運用委員会に関わる旨として「経理」や「財務」に言及している会社は545社（21.9%）であった。

更に、「（外部・運用）コンサルタント」等を活用している旨を記載している会社は72社（2.9%）、運用委託先等を「モニタリング」していることに言及している会社は836社（33.5%）であり、その多くが運用委託先の議決権行使等を適切にモニタリングすることでコードの趣旨を実施している旨を記載している。

また、「スチュワードシップ（スチュワードシップ・コードやスチュワードシップ活動等）」に言及している会社は297社（11.9%）であり、その多くがスチュワードシップ・コードを受け入れている運用委託先を選定している旨を記載している（図表 40）。

個別事例をみると、〈事例1〉のように、企業年金基金において専門知識・資質を有した人材を派遣すると同時に、外部アドバイザーを採用し専門性を補完している旨を明記している会社がある。また、会社と受益者の利益相反についても、従業員等を含むメンバーで構成される資産運用委員会の承認を得て理事会で最終決定することで利益相反を適切に管理している意思決定プロセスを明記している。

〈事例2〉は年金基金がスチュワードシップ・コードに署名した会社の事例であり、同社の年金基金はスチュワードシップ・コードに署名すると同時にESG投資を開始していると記載されている（ただし、現時点では人的資源が十分ではなく、財務部門のサポートを得ている旨を明記している）。

〈事例3〉は議決権行使の判断を委託先運用会社に一任し、会社による議決権行使の介入の余地を排除する旨を明記しているものである。

#### 〈事例1〉

当社の企業年金制度として国内の確定給付年金制度の運営を担う●企業年金基金（以下「●基金」）は、●基金加入者・受給者の受給権の保全及び母体企業の掛金負担の安定を図る事等を目的に定められた運用基本方針等（以下「方針等」）に則り資産運用を行っています。

●基金における資産運用について、当社は、財務部長の指名により専門知識・資質を有した人材を当社より派遣し、運用執行理事として業務に従事させるとともに、●基金にて外部アドバイザーを採用し専門性を補完することにより、健全かつ適切な運用体制の実現に努めています。

なお、資産運用に係る意思決定は、方針等にもとづき、●●基金の受益者たる当社従業員等を含めたメンバーで構成される資産運用委員会の承認を経て最終的に理事会にて決定することで、●基金と当社の間で生じ得る利益相反を適切に管理しています。また、運用機関に対しては運用開始時に運用方針を定めた書面を交付し、その遵守状況等について定期的に確認・評価を行っています。

（電気機器）

#### 〈事例2〉

コーポレートガバナンス改革の一環として、人的資本の重要性から「●●企業年金基金（以下基金）」において2018年2月にスチュワードシップ・コードの受入れを表明し、ESG投資を開始しました。今後も年金リターンの最大化を図るとともに、人的資本の充実等により、基金の改善に取り組んでいきます。現在、基金においては十分な資源の配分には至っておらず、財務部門がサポートする体制をとっています。将来的には、基金がアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めるなど、

十分な資源を配分していきます。

資産運用に関する主要な意思決定は、資産運用委員会での審議を踏まえ、代議員会において決定・承認しています。資産運用委員会には財務部門もメンバーとなりサポートしていますが、代議員会は人事部門と組合主体で構成されており、財務部門には決定権がないため、利益相反を適切に管理できる体制にあると考えています。

<https://www.●●.or.jp/pop.html> (●●●企業年金基金「責任ある機関投資家」の諸原則)

(医薬品)

### <事例3>

(中略) なお、国内上場株式については、日本版スチュワードシップ・コードの受入れを表明している運用機関に運用を委託し、そのスチュワードシップ活動のモニタリングを実施しています。企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反については、-1運用機関の選定において運用実績などの定量面のみならず、運用機関の投資方針、運用体制、コンプライアンス等の定性面からも総合的に評価を行う-2運用機関における利益相反管理に係る方針の策定・公表を求める-3議決権行使の判断は委託先運用機関の判断に一任し当社の介入の余地を排除する等により、適切に管理しています。

(電気機器)

図表 40 アセットオーナーの機能発揮に関するキーワード

項目	社数	該当比率
原則2-6を実施している会社	2,493社	100%
■年金形態に関するもの		
確定給付	594社	23.8%
規約型	138社	5.5%
確定拠出 (401K)	517社	20.7%
■取組に関するもの		
人材	657社	26.4%
専門 (専門性・専門家等)	576社	23.1%
委員会 (資産運用委員会)	564社	21.5%
経理・財務	545社	21.9%
■その他		
コンサルタント	72社	2.9%
モニタリング	836社	33.5%
スチュワードシップ	297社	11.9%

### 〔コラム③〕 ESGに対する取組に関する開示について

昨今の資本市場では企業のESG (環境・社会・ガバナンス) に対する取組への関心が高まっている。グローバルでは2008年の世界金融危機における短期投資偏重への反省から長期投資への取組が本格化しており、2018年のESG投資の運用残高は30.7兆米ドルとなり、全世界の運用残高は、2016年から34%増加している<sup>43</sup>。

日本においてもESG投資は急速に存在感を増しており、2015年9月に年金積立金管理運用独立行政法人 (GPIF) がESGを投資プロセスに組み入れる「責任投資原則」 (PRI, Principles for Responsible Investment) に署名したのを皮切りに、日本の投資運用業界におけるESG投資が広がっている。日本のESG投資の運用残高は2018年で2.1兆米ドルであり、投資運用残高全体に占める割合は18.3%<sup>43</sup>となっているものの、グローバル水準と比較するといまだ低水準

である。

また、2017年7月にGPIFがESGの優れた企業から構成される指数を選定し、約1兆円規模で運用を開始したこともあり、上場会社においても急速にESG投資に対する関心が広がっている。また、機関投資家が投資先企業に対しエンゲージメントする際、伝統的な対話テーマである「ガバナンス (Governance)」に加えて、「環境 (Environment)」や「社会 (Social)」への対応を対話テーマとする投資家も近年増えつつある。一般社団法人生命保険協会が毎年公表している「株式価値向上に向けた取り組み」に関する提言・調査において、2017年度の調査では「ESG情報の開示の充実」を上場会社への新たな要望事項として提言しており、また、同調査によれば、機関投資家の41.2%が環境や社会等の非財務情報についての開示の充実を求めているとのことである。

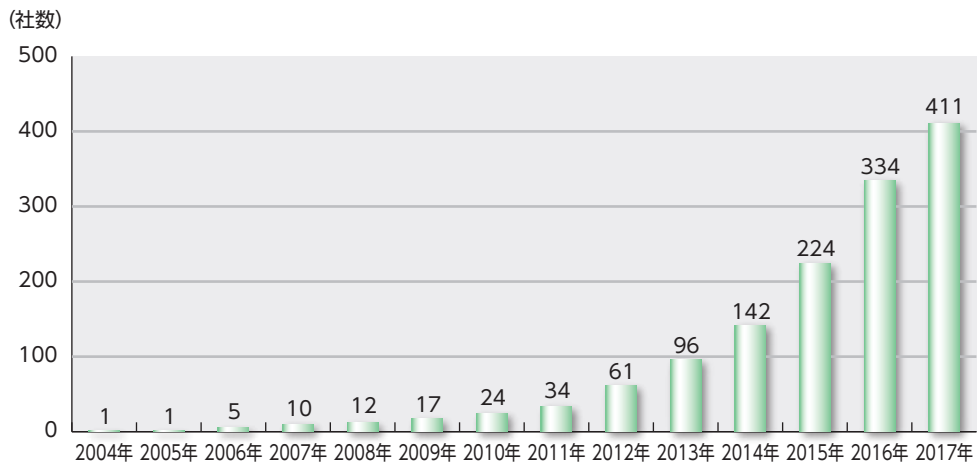
こうした投資家や株主のESGに対する関心の高まりを受け、上場会社においてもESGを含めた非財務情報の開示が広がりつつある。例えば、図表 41のとおり、近年急速に統合報告書を発行する会社が増加しており、2017年には411社が統合報告書を発行している。また、全国株懇連合会が2018年に行った株主総会等の実態調査によれば、23.8%の会社がESG等についての活動内容を株主総会招集通知に記載しており、今後記載する予定の会社を含めると全体の40%に上る。ここ数年、決算説明会資料や中期経営計画説明資料等においてもESGに対する取組を記載する事例が増えており、会社側の関心の高まりがみられる。

ESGについて、資本市場で世界的に関心が高まっているテーマが「女性活躍」及び「気候変動 (低炭素) への取組」である。女性活躍については「2-4 資本市場における女性活躍状況の「見える化」に関する記述」や「コラム② 女性活躍推進の見える化」で詳細に言及しているが、近年の資本市場における動きとしては、大手機関投資家が女性役員が不在の投資先企業に対しては経営トップなどの選任議案に対して、反対票を投じる方針を定めたり、大手議決権行使助言会社が2019年より女性役員が不在の日本企業に対してはその責任があると思われる取締役の選任について反対推奨する旨を公表するといったものがある。加えて、改訂コードの原則4-11では、取締役会はジェンダーを含む多様性のある構成にすべきとされており、今後、上場会社で女性役員の新規選任の動きが広がっていくことが見込まれる。

また、「気候変動 (低炭素) への取組」も広がりつつある。2016年、金融システムの安定化を図る国際的組織である金融安定理事会 (FSB) によって「気候変動関連財務情報開示タスクフォース (The FSB Task Force on Climate-related Financial Disclosures)」(TCFD) が設立され、気候変動がもたらす「リスク」及び「機会」の財務的影響を把握し、開示することを狙いとした提言が行われている。事例は限定的ではあるものの、TCFD提言に沿った開示を統合報告書等で始めているケースや、決算説明会等で気候変動・低炭素への取組をKPIを含めて開示しているケースもみられる。一方で、図表 42のとおり、上場会社の温室効果ガス (二酸化炭素等) の排出量の開示状況は規模によって大きな差がある。TOPIXCore30やTOPIX100の会社では80%以上の会社で温室効果ガスの排出量について開示される一方で、TOPIX500やTOPIX1000の会社では開示率が低くなっている。

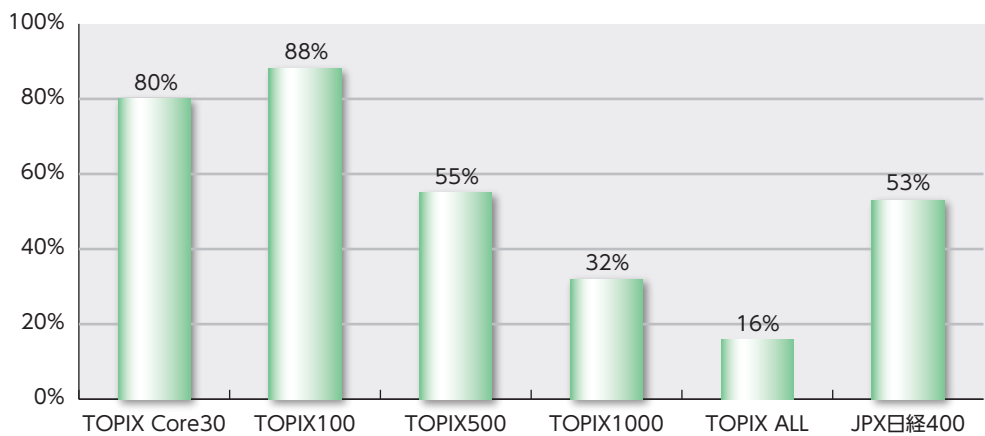


図表 41 統合報告書の発行社数の推移



(出所) ディスクロージャー & IR 総合研究所 ESG/ 統合報告研究室「2017 年版 統合報告書発行状況調査<最終報告>」

図表 42 温室効果ガス（二酸化炭素等）排出量情報の開示状況



(注) 開示の有無はS&P/JPXカーボン・エフィシエント指数採用銘柄（1,692社）、分母はTOPIX全社

(出所) S&P/JPXカーボン・エフィシエント指数より集計

### 3. 適切な情報開示と透明性の確保

コード第3章では、適切な情報開示と透明性の確保について以下のように示している。

#### 【基本原則3】

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

上場会社が、法令に基づく開示を適時適切に行うことは、投資家保護や資本市場の信頼性確保の観点から不可欠である。加えて、上場会社は、財務情報のみならず、会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、コーポレート・ガバナンスといった非財務情報を含めて、法令に基づく開示以外の情報提供を主体的に行うべきである。

本章においては、CG報告書で開示が要請されている原則3-1「情報開示の充実」の開示内容について、従来からCG報告書において開示を求めてきた事項とも合わせて分析するとともに、コラムとしてコーポレートガバナンス・ガイドラインの作成状況とCG報告書を英文で開示している上場会社の傾向分析を紹介する。

#### 3・1. 情報開示の充実（原則3-1）

原則3-1は、「情報開示の充実」として、以下の(i)から(v)の事項についての情報開示を求めている。

- (i) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- (ii) 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- (iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- (iv) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- (v) 取締役会が上記(iv)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

改訂コードでは、新たに補充原則4-3③において客観性・適時性・透明性あるCEOの解任手続の確立を求めており、原則3-1の(iv)と(v)では、選任・指名に加えて解任に関しても方針と手続の開示や説明が求められている。

これらの事項については、既に有価証券報告書、株主総会招集通知、CG報告書、自社ウェブサイト等の各種開示資料・媒体等を通じて開示している会社も多いため、既に開示している資料等を参照する旨の記載が多いことが特徴であり、原則3-1の実施率は91.5%（2,397社）となっている。以下では原則3-1を実施している会社について、(i)から(v)までの記載内容を分析していく。

## (1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画については、多くの会社が既に他の媒体で同様の内容を開示していることもあり、「経営理念や経営戦略、中期経営計画を当社ホームページにて掲載しております」といった記載が多い。キーワード分析においても「ホームページ等」を含めている会社は72.4%（1,736社）となっており、具体的なURLを記載した会社は52.4%（1,257社）であった。他の参照先としては、決算説明会10.8%（260社）、決算短信8.1%（193社）、決算説明資料6.0%（145社）、事業報告2.8%（67社）、招集通知1.8%（43社）がある（図表 43）。

具体的な事例としては、参照先の書類名やURLのみを記載する例が多くみられる。こうした記載方法は、上場会社の開示の負担を軽減するために可能とされているものである一方、情報の利用者の観点からは、参照方式では見づらい場合もあるとの指摘もある。そうした中、＜事例1＞のように、CG報告書には概要を記載するとともに、詳細については自社ウェブサイトに掲載しているとする例もみられる。

### <事例1>

#### 1 経営理念

●●グループの企業活動の拠りどころとなる企業理念として「●●ウェイ」を以下の通り定めています。

##### (1) 使命

私たちは、消費者・顧客の立場にたって、心をこめた“よきモノづくり”を行ない、世界の人々の喜びと満足のあふる豊かな生活文化を実現するとともに、社会のサステナビリティ（持続可能性）に貢献することを使命とします。この使命のもと、私たちは全員の熱意と力を合わせ、清潔で美しくすこやかな暮らしに役立つ商品と、産業界の発展に寄与する工業用製品の分野において、消費者・顧客と共に感動を分かち合う価値ある商品とブランドを提供します。

##### (2) ビジョン

私たちは、それぞれの市場で消費者・顧客を最もよく知る企業となることをグローバルにめざし、全てのステークホルダーの支持と信頼を獲得します。

##### (3) 基本となる価値観

- 1) よきモノづくり
  - 2) 絶えざる革新
  - 3) 正道を歩む
- ##### (4) 行動原則
- 1) 消費者起点
  - 2) 現場主義
  - 3) 個の尊重とチームワーク
  - 4) グローバル視点

(●●ウェイの全文：URL)

(化学)

図表 43 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画の開示に関するキーワード

項目	社数	該当比率	参考 (2016年7月時点)
原則3-1を実施している会社	2,397社	100%	100%
ホームページ等（HP、ウェブサイト）	1,736社	72.4%	72.8%
個別URLの記載（https://～）	1,257社	52.4%	51.8%
決算説明会	260社	10.8%	9.5%
決算短信	193社	8.1%	11.0%
決算説明資料	145社	6.0%	4.5%
事業報告	67社	2.8%	3.1%
招集通知	43社	1.8%	1.9%

## (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

### ① 原則3-1(ii)に基づく開示

本項目は、既にCG報告書の「基本的な考え方」や有価証券報告書において類似の記載が求められている事項であることから、「コーポレート・ガバナンスの基本方針をCG報告書及び有価証券報告書に記載しております」のように記載箇所を明示する会社が多い。キーワード分析によれば、「ガバナンス報告書(CG報告書、本報告書等)」は52.1% (1,250社)、「ホームページ等（HP、ウェブサイト等）」は21.2% (509社)、「有価証券報告書」は11.8% (282社)、参照先のURLは15.2% (365社) の会社において記載されていた（図表 44）。

＜事例2＞は、自社の基本方針を自社の取り巻く事業環境や資本コスト等を踏まえて説明しており、また、＜事例3＞は、コードを踏まえて取りまとめた「コーポレートガバナンスガイドライン」を参照している。

### ＜事例2＞

(1) 当社グループは、純粋持株会社である●●株式会社のもと、グループ共通の経営理念に『●●グループは、最高の品質と心のこもった行動を通じて、お客様の満足を追求し、世界の人々の健康で豊かな社会の実現に貢献します。』を掲げて、「酒類」「飲料」「食品」及び同分野の「国際」事業を展開しています。また、企業活動を展開するうえで不可欠な「持続可能な社会」の実現に向けて、「食と健康」「環境」「人と社会」の3つの活動領域とその領域におけるマテリアリティ（重要課題）を定め、事業を通じて社会的課題の解決に取り組んでいます。

(2) 当社は、『長期ビジョン』の実現を目指して策定した『中期経営方針』において、以下の3つの重点課題を設定し、「企業価値向上経営」の更なる深化を目指しています。

1. 国内収益基盤の盤石化と国際事業の成長エンジン化による「稼ぐ力」の強化
  - ・高付加価値化、差別化を基軸としたイノベーションの促進とリーダーシップの発揮
  - ・事業統合やバリューチェーンの高度化による収益構造改革、ビジネスモデルの進化
  - ・日本発の「強み」を活かす海外を中心とした成長基盤の獲得

2. 資本コストを踏まえた資産・資本効率の向上
  - ・エクイティスプレッド（ROE－株主資本コスト）を重視した資本効率の向上
  - ・ROIC（投下資本利益率）を活用した事業管理、事業ポートフォリオの再構築

3. サステナビリティの向上を目指したESGへの取り組み強化
  - ・自然、社会関係資本や人材など「見えない資本」の高度化、CSV戦略への発展
  - ・企業価値向上経営の実行に資する「攻めのコーポレートガバナンス」の推進

また、『中期経営方針』では、3年程度先を想定した主要指標のガイドラインを示しつつ、事業環境の変化などに応じてローリングしていく方針とすることにより、経営戦略の柔軟性を担保しつつ、『長期ビジョン』や『中期経営方針』を「エンゲージメント・アジェンダ（建設的対話の議題）」として、持続的な企業価値の向上を目指しています。

（食料品）

### <事例3>

#### 《コーポレートガバナンスの基本方針》

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するためのより良いコーポレートガバナンスを追求するため、当社が具体的に取り組むべきことを明確にし、株主の皆様への説明責任を果たすため、コーポレートガバナンスの基本方針としてコーポレートガバナンスガイドラインを制定し、公表しております。(平成27年5月●日制定/平成30年6月●日改正)

(URL)

(建設業)

図表 44 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針に関するキーワード

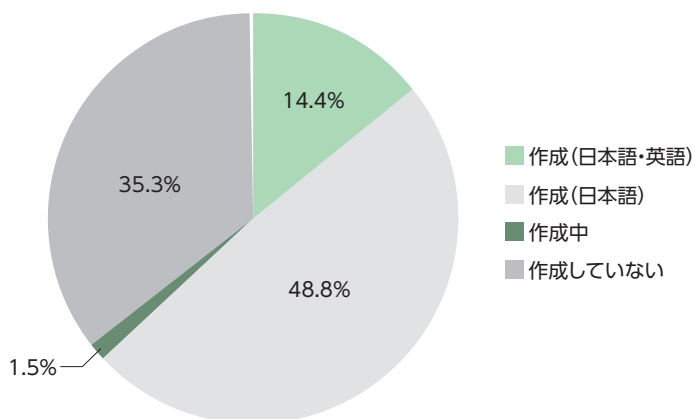
項目	社数	該当比率	参考 (2016年7月時点)
原則3-1を実施している会社	2,397社	100%	100%
ガバナンス報告書等 (CG報告書、本報告書等)	1,250社	52.1%	50.0%
ホームページ等 (HP、ウェブサイト等)	509社	21.2%	20.8%
個別URLの記載 ( <a href="https://">https://</a> ~)	365社	15.2%	15.2%
有価証券報告書	282社	11.8%	10.9%

#### 【コラム④】コーポレートガバナンス・ガイドラインの作成状況

独自のコーポレートガバナンス・ガイドライン等を策定している会社は少なくない。全国株懇連合会の調査によれば、図表 45に示すように、調査に対して回答を行った会社のうち、2018年10月時点で63.2% (1,063社) の会社がコーポレートガバナンス・ガイドラインを作成しており、14.4% (242社) の会社は日本語のみならず英語のコーポレートガバナンス・ガイドラインを作成している。また、図表 46に示すように、コーポレートガバナンス・ガイドラインを作成している会社のうち、73.2% (797社) の会社はCG報告書で当該ガイドラインを開示しており、64.2% (699社) の会社が自社ホームページで開示している。

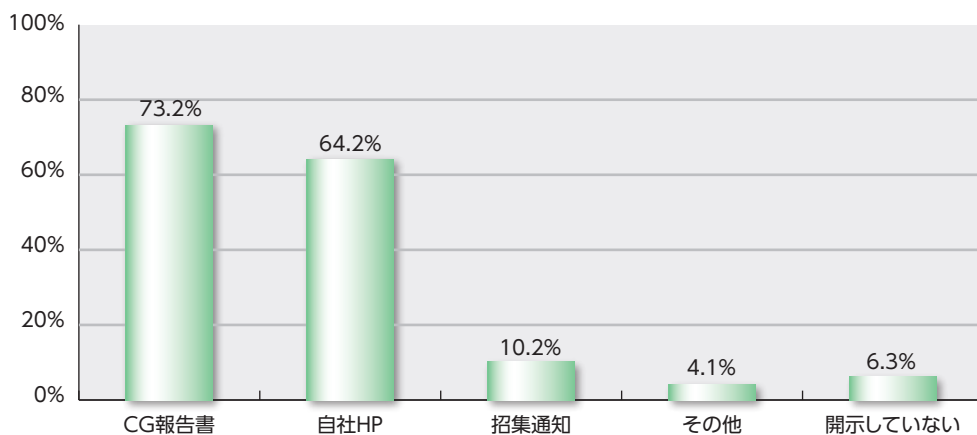
株主や投資家が投資先企業と建設的な対話を行うのに際し、投資先企業のガバナンス体制を理解するために自社のコーポレート・ガバナンスに関して一貫した考え方を体系立てて整理したコーポレートガバナンス・ガイドラインは有用であると考えられる。また、上場会社においても、新任役員に自社のコーポレート・ガバナンスの考え方や状況等を理解してもらうツールとしても有用である。より多くの会社が積極的に自社のコーポレートガバナンス・ガイドラインを活用することが期待される。

図表 45 コーポレートガバナンス・ガイドライン等の作成状況



(出所) 全国株懇連合会 平成30年度全株懇調査報告書 (アンケート調査、母集団は1,682社) より作成

図表 46 コーポレートガバナンス・ガイドライン等の開示場所



(注) 母数は図表 45 で作成又は作成中と回答した1,089社。複数回答。  
 (出所) 全国株懇連合会 平成30年度全株懇調査報告書より作成

## ② コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

原則3-1(ii)では、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針の開示が求められているが、従前よりCG報告書では、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方として、上場会社の取組に関する基本的な方針（方針の背景事情を含む）、コーポレート・ガバナンスの目的などについて具体的かつ平易に記載することを要請している。記載要領では、具体的な記載事項として株主その他のステークホルダーの位置付け、経営監視機能に対する考え方、企業グループ全体における考え方を例示している。以下では本欄の記載内容を分析する。

まず、コードでは、実効的なコーポレート・ガバナンスの実現が、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するとしているところ、本欄の記載内容をみると、「中長期」、「持続」、「成長」に言及している会社は、それぞれ28.4%、49.0%、31.9%であった（図表

47)。従前から本項目の調査のキーワードとしていた「企業価値」、「ステークホルダー」<sup>44</sup>、「透明性」に言及する会社がそれぞれ67.2%、72.7%、73.1%と高い割合を示しており、意思決定プロセスにおける透明性、株主のみならず従業員・顧客・取引先・地域社会等を含めた利害関係者との良好な関係、適切な事業活動による企業価値の向上といったことは、コーポレート・ガバナンス上の基本的な考え方の要素として広く定着していることが伺える。具体的な記載内容をもても、「コーポレート・ガバナンスの基本原則は、経営の健全性、透明性を高め、企業価値の向上を図る」、「ステークホルダーとのより良い関係の構築」といった内容を含む記載が多い。

経営監視機能については、「監視」や「監督」に言及している会社は東証上場会社全体では38.5%である。組織形態別にみると、監査役会設置会社では38.3%、監査等委員会設置会社では36.7%であるが、指名委員会等設置会社では67.6%と高い水準にあり、指名委員会等設置会社では取締役会における監督機能を重視する特徴があるといえる。また、「執行」に言及している会社は東証上場会社全体では32.7%、監査役会設置会社では32.6%、監査等委員会設置会社では30.4%であるが、指名委員会等設置会社では66.2%と高い水準にあり、指名委員会等設置会社ではその特徴である業務執行と監督の明確な分離についての記載が多いことが数値に反映されている。

会社の社会的責任が重視されている傾向は継続されており、今回の調査においても東証上場会社全体の24.6%の会社が「社会的責任」<sup>45</sup>に言及している。会社の基本方針として、こうした社会的責任に配慮した事業活動を実施し、その活動を情報開示しようとする動きが継続してみられる点も注目に値する。また、従来、コーポレート・ガバナンスは不祥事防止の観点で語られることが多かったということもあり、経営の健全性の観点から「法令遵守」<sup>46</sup> (35.1%) や「内部統制」 (16.4%) への言及もみられる (図表 47)。

44 「ステークホルダー」は、「ステークホルダー」・「従業員」・「地域社会」・「利害関係者」・「顧客」・「消費者」・「債権者」・「取引先」・「地域住民」のいずれかのキーワードが記載されている会社を対象としている。

45 「社会的責任」は、「CSR」・「社会的責任」・「社会責任」・「企業倫理」のいずれかのキーワードが記載されている会社を対象としている。

46 「法令遵守」は、「法令遵守」・「法令順守」・「コンプライアンス」のいずれかのキーワードが記載されている会社を対象としている。

図表 47 コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

		中長期	持続	成長	企業価値	株主価値	株主
		該当比率	該当比率	該当比率	該当比率	該当比率	該当比率
全データ		28.4%	49.0%	31.9%	67.2%	5.1%	68.6%
組織形態	監査役会設置会社	27.9%	49.1%	31.9%	66.5%	5.2%	67.6%
	監査等委員会設置会社	28.5%	48.2%	31.8%	69.0%	4.6%	71.1%
	指名委員会等設置会社	45.1%	56.3%	33.8%	71.8%	5.6%	74.6%

		投資家	監視・監督	執行	意思決定	内部統制	ステークホルダー
		該当比率	該当比率	該当比率	該当比率	該当比率	該当比率
全データ		11.1%	38.5%	32.7%	41.2%	16.4%	72.7%
組織形態	監査役会設置会社	11.3%	38.3%	32.6%	41.4%	17.2%	73.2%
	監査等委員会設置会社	10.8%	36.7%	30.4%	40.4%	14.6%	70.9%
	指名委員会等設置会社	9.9%	67.6%	66.2%	45.1%	7.0%	76.1%

		社会的責任	法令遵守	透明性	効率性	健全性
		該当比率	該当比率	該当比率	該当比率	該当比率
全データ		24.6%	35.1%	73.1%	19.3%	26.5%
組織形態	監査役会設置会社	25.0%	36.4%	72.8%	19.2%	26.5%
	監査等委員会設置会社	23.3%	32.4%	73.8%	19.1%	27.1%
	指名委員会等設置会社	23.9%	19.7%	74.6%	21.1%	18.3%

### (3) 報酬決定の方針と手続

#### ① 原則3-1(iii)に基づく開示

原則3-1(iii)では、取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続についての開示を求めている。役員報酬の決定方針等についてはコード適用前からCG報告書や有価証券報告書で開示している会社も多いが、「コーポレート・ガバナンス報告書」等のキーワードを含む会社は19.1% (457社)、「有価証券報告書」を含む会社は9.1% (217社)であり、原則3-1(i)及び(ii)と比較すると、他の開示資料を参照する会社は一部にとどまる。役員報酬の決定に関する「方針」と「手続」の両方の開示が必要であることから、既存の開示内容ではカバーされていないことが多いとみられる。

「業績」に言及する会社は51.9% (1,244社)と過半を占めており、多くの会社において業績に鑑み役員報酬を決定しているとみられる。また、「株主総会」についても47.9% (1,149社)の会社の記載に含まれており、株主総会で決議された報酬総額の枠に言及している例もみられる。また、「社外取締役」に言及する会社も32.0% (766社)あり、報酬決定プロセスにおいて社外取締役の意見などを踏まえるとするものや、社外取締役の報酬内容については社内役員とは別枠で記載しているものなどがある。

役員報酬の決定の「方針」としては、固定報酬（基本報酬）と賞与、業績連動報酬に区分して記載する会社がみられた。固定報酬（基本報酬）については、職責や役割を鑑みて設定していることを明記している会社が多い。固定報酬（基本報酬）的な要素として、「責任/職



責」に言及している会社は20.7% (495社)、「役割/役位」に言及している会社は18.1% (434社)である。業績連動報酬的な要素としては、前述した「業績」が最も多く、会社によっては「売上高」、「利益 (営業利益・経常利益・当期純利益)」、「ROE/ROA」、「配当金」等に言及している。また、「世間水準」や「外部機関の提供するデータ」等を参考にしているとする会社もみられる。業績連動に言及している会社は16.8% (403社)で、ストックオプションを含む株式報酬に言及している会社は14.1% (339社)、インセンティブに言及している会社は10.8% (260社)であった。2016年時点と比較しても株式報酬に言及する会社は増加しており、株式報酬が普及していることが伺える。なお、複数の要素を「総合的に勘案/判断」と記載している会社は8.9% (214社)であった (図表 48)。

役員報酬の決定の「手続」としては、「株主総会」に言及する会社が47.9% (1,149社)と半数弱となっている。「報酬委員会等」には23.6% (566社)の会社が言及している (図表 49)。コード改訂を契機に役員報酬の決定プロセスの透明性を確保するため、新たに任意の報酬委員会を設置した会社も多いとみられる (「4-11. 委員会等 (2)報酬」参照)。

<事例5>は報酬決定の方針及び手続について詳細に記載している事例である。役位・職務に応じた基本報酬、業績連動報酬の考え方、信託スキームによる株式報酬の導入について、各要素の構成割合も含めて説明している。<事例6>は、基本報酬については業界水準や外部調査機関による調査結果を踏まえた水準を設定しており、また中長期インセンティブとして「株式取得型報酬」を支給している旨を記載している。賞与については、連結経常利益の期初計画達成度に加え、連結営業キャッシュ・フロー、連結ROEなどの経営指標を明記している点、役職に応じて賞与係数が高くなる点、連結経常利益が当初業績予想に対して一定の水準を下回る場合、賞与は原則として支給されない点まで記載しているのが特徴的といえる。

図表 48 役員報酬を決定するに当たっての方針に関するキーワード

項目	社数	該当比率	参考 (2016年7月時点)
原則3-1を実施している会社	2,397社	100%	-
業績	1,244社	51.9%	51.0%
株主総会	1,149社	47.9%	44.9%
社外取締役	766社	32.0%	27.8%
基本/固定	763社	31.8%	20.7%
協議	513社	21.4%	18.4%
責任/職責	495社	20.7%	19.7%
賞与	456社	19.0%	20.7%
役割/役位	434社	18.1%	16.5%
業績連動	403社	16.8%	7.9% (注1)
株式報酬 (ストックオプション)	339社	14.1%	7.6% (注2)
インセンティブ	260社	10.8%	-
利益	198社	8.3%	8.6%
総合的に勘案/判断	214社	8.9%	8.5%

(注1) 2016年時点の集計では「業績連動報酬」であったが、今回は「業績連動」で集計している。

(注2) 2016年時点の集計では株式報酬とストックオプションを分けて集計したが、今回はストックオプションの記載も株式報酬に含めている。

図表 49 役員報酬を決定するに当たっての手續に関するキーワード

項目	社数	該当比率	参考 (2016年7月時点)
原則3-1を実施している会社	2,397社	100%	-
株主総会	1,149社	47.9%	44.9%
報酬委員会等	566社	23.6%	13.6%

### <事例5>

当社の取締役の報酬については、取締役会において、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役を区別して、次の通り決定の方針等を定めております。

#### 1. 監査等委員でない取締役の報酬

##### (1) 報酬決定の方針

監査等委員でない取締役（経営陣幹部である取締役会長、取締役社長及び代表取締役を含む。）の報酬は、会社業績の反映と株主価値との連動性をより明確にする観点から、a.基本報酬（固定）、b.業績連動型金銭報酬（賞与）、c.業績連動型株式報酬により構成します。

ただし、社外取締役の報酬については、職責に照らしその独立性を重視する観点から、基本報酬（固定）のみとします。

a. 監査等委員でない取締役の基本報酬（固定）については、その役位、職務などを勘案し、相応な金額とします。

b. 監査等委員でない取締役の業績連動型金銭報酬（賞与）については、連結業績（営業利益、当期純利益）の達成度等に応じて決定します。

c. 監査等委員でない取締役の業績連動型株式報酬については、株式交付信託の仕組みを用い、連結業績（当期純利益、ROE）の達成度に応じて付与する株式交付ポイントに基づき、当社株式の交付及び金銭の支給を行います。

なお、b.業績連動型金銭報酬（賞与）及びc.業績連動型株式報酬については、会社業績と中長期的な企業価値の向上に向けた取締役の貢献意欲を高めるため、報酬全体に占める割合を適切に設定します。

上記の方針を踏まえ、現状においては、a.基本報酬（固定）及びb.業績連動型金銭報酬（賞与）、c.業績連動型株式報酬の基本額（業績連動型報酬については業績目標100%達成時の基準額をいう）の報酬全体に占める割合を概ねa.70%、b.20%、c.10%と設定しております。また、b.業績連動型金銭報酬（賞与）及びc.業績連動型株式報酬の業績に連動する報酬の変動幅を基本額又は基本ポイントに対し0～200%としております。

##### (2) 報酬決定の手續

監査等委員でない取締役の報酬の決定にあたっては、その決定のプロセスの透明性と内容の客観性を確保する観点から、独立社外取締役全員と取締役社長で組織する指名・報酬諮問委員会（委員長は独立社外取締役）において、審議の上、その答申に基づき、取締役会において具体的に決定します。

監査等委員でない取締役の基本報酬（固定）及び業績連動型金銭報酬（賞与）については、株主総会で承認を受けた監査等委員でない取締役の報酬等の総額の範囲内とし、また業績連動型株式報酬については、株主総会で承認を受けた報酬等の額及び内容の範囲内とします。

(以下略)

(建設業)

### <事例6>

当社は、取締役報酬について、当社の経営理念に沿った持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現に向けたインセンティブと位置づけています。

業務執行取締役の報酬は、月額固定報酬の「基本報酬」、単年度業績に連動した「賞与」、および中期経営計画の達成度に連動した「株式報酬」により構成されています。

基本報酬については、業界水準や外部調査機関による役員報酬の調査結果なども参考に、役職に応じた取締役報酬テーブルを定めており、対応するテーブルのレンジ内で各取締役の役割と責任に応じた報酬案を算定します。

賞与については、総額案を算定した後に各業務執行取締役への配分案を算定します。賞与総額案については、単年度業績のうち、特に連結経常利益の期初計画達成度に加え、連結営業キャッシュ・フロー、連結ROEなどの経営指標を総合的に勘案した上で算定します。各業務執行取締役への配分は、取締役報酬テーブルのランクが高くなるほど賞与係数（基本報酬と賞与の総額に占める賞与の割合）も高くなるよう設定されており、単年度経営目標に対するコミットメントをより強めることを目的としています。なお、連結経常利益が当初業績予想に対して一定の水準を下回る場合、賞与は原則として支給されません。

株式報酬については、株主との価値共有をより一層促進し、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を構築することを目的として、業務執行取締役に対し、一定の譲渡制限期間内に中期経営計画を達成した場合には、その達成度合いに応じて譲渡制限が解除される「譲渡制限付株式報酬」として付与いたします。

業務執行取締役以外の取締役については、賞および株式報酬は支給せず、個々の役割と責任に応じた基本報酬のみを支給します。

監査等委員以外の取締役の個別の報酬決定手続としては、上記方針に従い、株主総会の承認によって定められた枠内で、取締役会の決議に基づき決定しています。かかる決定に際しては、指名・報酬等委員会の諮問を経ることとしています。

監査等委員である取締役の個別の報酬決定手続としては、上記方針に従い、株主総会の承認によって定められた枠内で、監査等委員会の全員一致の決議に基づき決定します。

指名・報酬等委員会は、上記に加え、取締役報酬等に関する方針、構成、報酬テーブルや算定ルールについての妥当性の検証や改定案の提示等を行ないます。

(小売業)

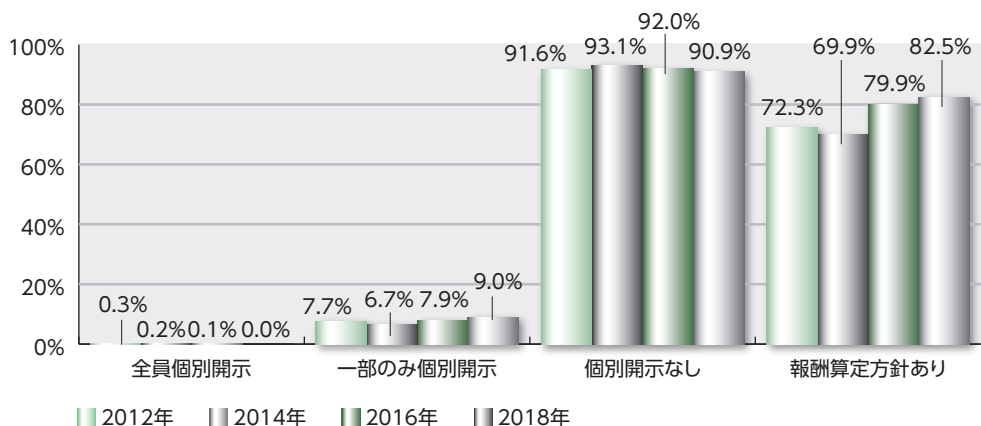
## ② 個別の取締役報酬の開示状況

原則3-1(iii)で開示が求められる役員報酬については、有価証券報告書においても開示が求められている。有価証券報告書では、役員区分毎の報酬等の総額や報酬等の種類別の総額、1億円以上の報酬等を受け取っている役員報酬等の総額、役員報酬等の決定方針等について開示することが義務付けられており、CG報告書では取締役の個別報酬の開示状況について、「全員個別開示」、「一部の者だけ個別開示」又は「個別報酬の開示はしていない」の内から選択して記載することを求めている。

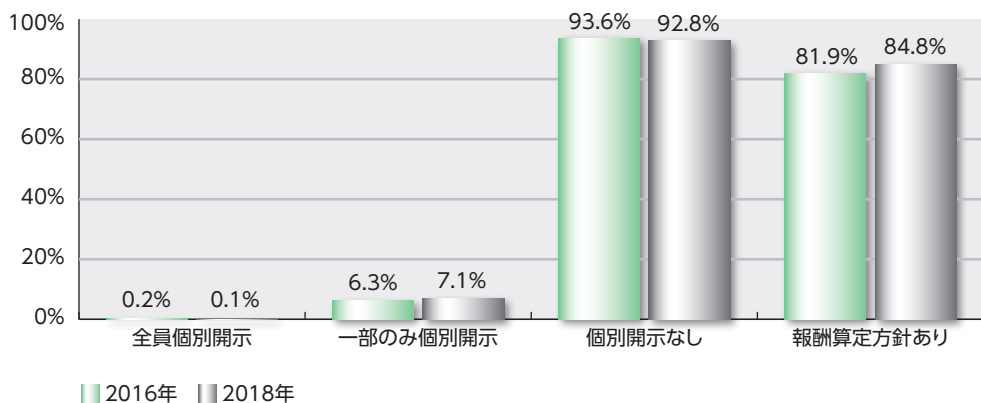
CG報告書において、個別報酬の開示をしていないとする会社の比率は監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社でそれぞれ90.9%、92.8%に達する一方、取締役全員の報酬について個別開示を行っている会社の比率はそれぞれ0.0%、0.1%にとどまる。また、一部の取締役の報酬についてだけ個別開示している会社の比率はそれぞれ9.0%、7.1%であるが、これらの会社は法令で義務付けられている1億円以上を受領した役員について個別開示をしている会社が大半であるといえる（図表 50及び図表 51）。

指名委員会等設置会社でみると、取締役の個別報酬の開示をしていない会社の比率は76.1%、執行役の個別報酬の開示をしていない会社の比率は60.6%である。また、取締役全員の報酬について個別開示を行っている会社の比率は1.4%、執行役全員の報酬について個別開示を行っている会社の比率は2.8%であり、監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社に比べると高くなっている（図表 52）。

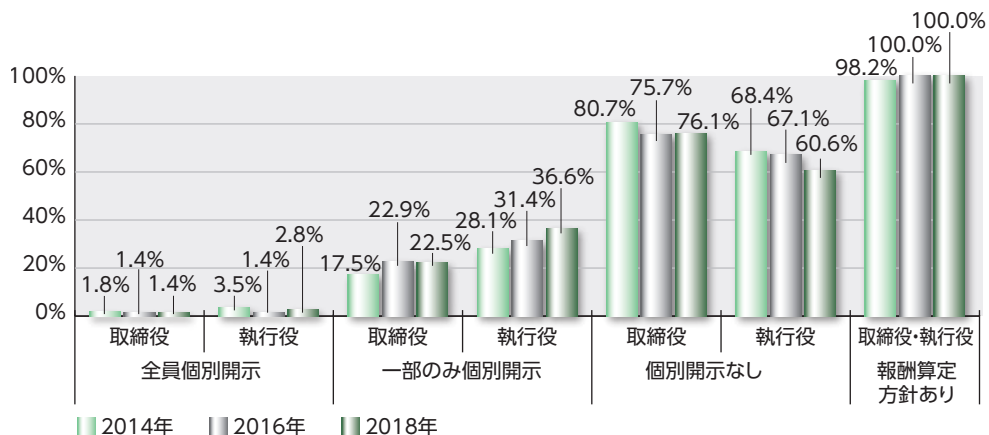
図表 50 取締役報酬の開示状況（監査役会設置会社）



図表 51 取締役報酬の開示状況（監査等委員会設置会社）



図表 52 取締役報酬・執行役報酬の開示状況（指名委員会等設置会社）



### ③ 報酬の額又はその算定方法の決定方針

役員報酬の決定方針について、有価証券報告書では、役員の報酬等の額又はその算定方法に関する方針を定めている場合には、当該方針の内容及び決定方法を記載することが求められており<sup>47</sup>、CG報告書でも、取締役報酬の額や算定方針の決定方針を有している場合は、その内容の記載を求めている。

CG報告書において、取締役の報酬の算定方法の決定方針があると記載した会社の比率は、監査役会設置会社で82.5%、監査等委員会設置会社で84.8%、指名委員会等設置会社100.0%であった（図表 50～52）。

本欄において決定方針があるとした会社の記載内容を分析すると<sup>48</sup>、決定方針があるとした2,998社のうち、「業績」に言及する会社が59.3%（1,777社）と過半を占めており、原則3-1(iii)に基づく記載と同様、役員報酬の決定に当たっては業績が考慮されているとみられる。また、「業績連動報酬」に言及する会社は9.8%（294社）、「株式報酬」に言及する会社は17.5%（525社）、「ストックオプション」に言及する会社は7.7%（231社）であった。決定プロセスに関しては、「株主総会」に言及する会社が77.1%（2,310社）、「社外取締役」に言及する会社が32.8%（984社）、「報酬委員会等」に言及する会社が13.2%（396社）であった。

なお、社外取締役の報酬は業績連動報酬ではなく固定報酬としている会社は11.1%（334社）であった。記載内容としては、社外取締役は業務執行から独立した立場であることから、基本報酬のみとし賞与は支給していないといった内容が多くみられた。

### (4) 経営陣幹部の選解任及び役員指名の方針と手続

原則3-1(iv)で開示が求められている「経営陣幹部の選解任及び役員指名の方針・手続」は有価証券報告書等では開示が求められていないこともあり、CG報告書や有価証券報告書等を参照している会社は少数にとどまっており、「コーポレート・ガバナンス報告書等」に言及している会社は3.4%（82社）、「有価証券報告書」は1.9%（46社）であった。

役員選任の「方針」においては、多くの会社で個人の資質に言及しており、「経験」に言及している会社は58.5%（1,403社）、「能力」に言及している会社が43.4%（1,040社）、「知識」に言及している会社が39.2%（940社）、「見識」に言及している会社が34.2%（819社）、「人格」に言及している会社が29.5%（707社）であった。このほか、候補者の専門性に関わる「財務・会計」や「法律」、「会社経営（経営者等）」、「リスク」等もみられた（図表 53）。

一方、改訂コードで新たに求められた経営陣幹部の解任についての「方針」については、重大な法令違反や定款違反等の場合に解任する旨を記載する会社が多く、「解任」（ただし、「選解任」は除く）に言及する会社は54.1%（1,297社）、「解職」に言及する会社は4.5%（107社）であった。また、解任・解職理由については、「違反（法令違反や定款違反を含む）」に言及する会社が24.7%（591社）、「不正」に言及する会社が11.9%（285社）であった（図表 54）。業績不振を解任理由として記載している会社も一部でみられた。

47 なお、企業内容等の開示に関する内閣府令の改正により、2019年3月31日以後に終了する事業年度に係る有価証券報告書等から役員報酬等についての記載事項に変更があったが、本白書では改正前の役員報酬等についての記載事項に基づいて分析を行っている。

48 原則3-1(iii)に基づく開示については市場第一部・第二部の2,397社を分析対象としている一方、本項目における分析はすべての東証上場会社のうち報酬の決定方針があるとした2,998社を分析対象としており、母集団が異なる。

経営陣幹部の選解任の「手続」においては、多くの会社が株主総会で決議するために取締役会で決定している旨記載しており、「株主総会」に言及する会社は32.4%（777社）、「取締役会」に言及する会社は86.6%（2,076社）であった。また、選解任プロセスの透明性等を確保するために、社外取締役等の意見や助言を尊重している旨記載している会社もあった。また、任意の指名委員会等の関与について記載している会社もあり、「指名委員会等」に言及している会社は21.4%（514社）であった。指名・報酬に係る独立した諮問委員会を設置することにより独立社外取締役の適切な助言・関与を得るべきであるとする補充原則4-10①の改訂を契機に新たに指名に係る任意の諮問機関の設置が増えていることが背景にあるとみられる（「4 - 11. 委員会等(1)指名」参照）。

なお、「監査役」又は「監査等委員」に言及する会社は83.4%（1,999社）であり、多くの会社が監査役又は監査等委員については、取締役とは別に求められる資質や選任プロセスを記載している（図表 55）。

<事例7>は、取締役・監査役のそれぞれについて、「取締役の資格及び選解任手続」、「選定基準」、「解任基準」及び「構成に関する考え方」を具体的に記載しているものである。

#### <事例7>

##### 《取締役の資格及び選解任手続》

取締役候補者の選定にあたっては、選定基準ならびに取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、指名諮問委員会における協議を経たうえで、取締役会で決定しております。

##### （選定基準）

1. 優れた人格・見識を有し、経営感覚に優れ、経営の諸問題に精通していること
2. 全社的な見地、客観的に分析・判断する能力に優れていること
3. 先見性・洞察力に優れていること
4. 時代の動向、経営環境、市場の変化を適確に把握できること
5. 自らの資質向上に努める意欲が旺盛なこと
6. 全社的な見地で積極的に自らの意見を申し述べるができること

取締役の解任提案にあたっては、解任基準を踏まえたうえで、取締役会において決定いたします。

##### （解任基準）

1. 公序良俗に反する行為を行った場合
2. 健康上の理由から、職務の継続が困難となった場合
3. 職務を懈怠することにより、著しく企業価値を毀損させた場合
4. 選定基準に定める資質が認められない場合

##### （構成に関する考え方）

1. 取締役会は、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる多様な取締役で構成する。
2. 取締役会の機能が最も効果的・効率的に発揮できる適切な員数として、2名以上の社外取締役を含む20名以内で構成する。
3. 社内取締役は、最高経営責任者（CEO）、最高執行責任者（COO）、最高財務責任者（CFO）ならびに各本部長、各事業担当役員、技術部門役員、管理部門役員を中心に経営の監督が行き届くように構成する。
4. 取締役会は、各取締役の有する多様な経験や見識をもって、取締役会全体の機能を補完し、取締役会全体として受託者責任を果たせるよう構成する。

（以下略）

（建設業）

図表 53 役員選任の方針に関するキーワード

項目	社数	該当比率	参考 (2016年7月時点)
原則3-1を実施している会社	2,397社	100%	-
経験	1,403社	58.5%	54.8%
能力	1,040社	43.4%	39.4%
知識	940社	39.2%	36.9%
見識	819社	34.2%	-
人格	707社	29.5%	27.1%
財務・会計	607社	25.3%	22.8%
企業経営・経営者等	452社	18.9%	17.5%
バランス	404社	16.9%	16.7%
総合的に判断・勘案	390社	16.3%	14.1%
法律・法務等	322社	13.4%	12.4%
多様性	235社	9.8%	8.6%
リスク	135社	5.6%	6.0%

図表 54 役員解任の方針に関するキーワード

項目	社数	該当比率
原則3-1を実施している会社	2,397社	100%
解任	1,946社	81.2%
解職	107社	4.5%
違反（定款違反、法令違反等）	591社	24.7%
不正	285社	11.9%

図表 55 役員選解任の手続に関するキーワード

項目	社数	該当比率	参考 (2016年7月時点)
原則3-1を実施している会社	2,397社	100%	-
株主総会	777社	32.4%	18.9%
取締役会	2,076社	86.6%	80.6%
指名委員会等	514社	21.4%	14.3%
監査役・監査等委員等	1,999社	83.4%	83.9%
社外取締役	1,172社	48.9%	40.8%

#### (5) 個々の役員の選解任・指名についての説明

原則3-1(v)においては個々の役員の選解任・指名に当たっての理由の説明を求めている。社外役員の選任理由については株主総会参考書類への記載が会社法で求められているが、本項目においては社内役員の選任理由の説明も求めている。また、コード改訂により、解任理由の説明が新たに求められることとなった。多くの会社では株主総会参考書類等に記載する対応を取っており、「取締役・監査役候補の選解任に当たっては、株主総会参考書類等において、その選解任理由を開示しております。」といった記載をしていることが一般的であり、「株主総会」に言及する会社は85.4%(2,046社)、「招集通知」に言及する会社は75.8%(1,816社)、「参

考書類（株主総会参考書類等）」に言及する会社は32.0%（768社）となっている。また、〈事例8〉のようにCG報告書に直接、役員を選任理由等を記載する事例もみられた。

### 〈事例8〉

○取締役会が取締役および監査役候補者の指名を行う際の指名理由の説明

当社では、全ての取締役および監査役の候補者について、株主総会招集ご通知（参考書類）に記載のそれぞれの選任議案において、「候補者とした理由」を記載しています。第●回定時株主総会で選任の取締役6名および監査役2名の「候補者とした理由」は、以下の通りです。また、第●回定時株主総会終結の時点で監査役の地位にある5名の監査役のうち、上記2名以外の3名の選任理由も併せて以下に記載しています。

〔取締役〕

●：

●氏につきましては、経営者として十分な実績を有しており、特にマーケティングにおいてその手腕が高く評価されていることなどから、当社が執行役員社長として招聘し、2014年4月に同職に就任しました。同年6月25日開催の第●回定時株主総会での当社取締役への選任後、取締役会において当社代表取締役を選定され、株主のみならずの負担に充てるべく、経営の舵取りを担ってきました。

中長期戦略●の第2フェーズとなる、後半3カ年の初年度である2018年度も「●」の実現に向け、成長加速の新戦略の実行に取り組みました。その結果、売上高、営業利益で過去最高を記録した2017年度を、2018年度はさらに上回り、売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益のすべてにおいて、過去最高を更新しました。

これらの実績や改革を推進するリーダーシップを考慮し、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

（第●回定時株主総会）

●：

●氏は、当社入社以来、当社研究所（現 ●）等において、研究開発・技術関連の業務に携わり、当分野で豊富な経験を有しております。執行役員就任後は、新成長領域や技術アライアンスなどの責任者を務めたほか、化粧品情報開発やインキュベーションなども担当し、当社の成長に寄与しています。

これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

（第●回定時株主総会）

●：

●氏は、●で主に事業戦略の策定に携わり、製薬業界やヘルスケア領域にも関与しました。その後、●では国際人事部門責任者として、世界各国の事業展開に必要な人材の獲得、開発、維持に努め、世界36カ国の人事制度の整備や人事戦略構築に携ってきました。当社入社後は、グローバル人事体制の設計・構築支援、グループ人事戦略および人事制度の策定に取り組んできました。

これらのことから、取締役会は同氏を引き続き取締役候補者に決めました。

（第●回定時株主総会）

●：

●氏は、国際企業戦略に関する高い学識を有しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいています。また、役員報酬諮問委員会委員長および役員指名諮問委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的に意見を述べていただきました。

同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。

（第●回定時株主総会）

●：

●氏は、会社法や金融法を中心とした法学研究を専門とする大学教授として深い法律知識を有するほか、法制審議会や金融審議会の重要な役割を歴任し、金融庁等の監督当局による監督・検査体制の構築にも関与してきた豊富な経験を有しています。当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくことで、当社の取締役会の実効性の向上に寄与していただいています。

また、役員指名諮問委員会および役員報酬諮問委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的に意見を述べていただきました。

同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外取締役として職務を適切に遂行できると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。

（第●回定時株主総会）

●：

●氏は、国内外で経営に携わってきたキャリアや患者視点からの医療業界の変革に取り組む現役経営者としての経験・識見を有しており、当該観点から取締役会において積極的にご発言いただくなど、当社の社外取締役として業務



執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいています。また、役員報酬諮問委員会の委員長および役員指名諮問委員会の委員としてこれらの委員会に出席し、積極的に意見を述べていただきました。

このことから、社外取締役として職務を適切に遂行することができると判断しましたので、取締役会は同氏を引き続き社外取締役候補者に決めました。

(第●回定時株主総会)

〔監査役〕

●：

●氏は、当社入社以来パーソナルケア分野を中心にキャリアを重ね、さらに事業企画部長として、日本の化粧品事業およびその事業管理に関する豊富な経験を有しています。また、米州地域における持株会社である●上級副社長として、同地域における化粧品事業を牽引しました。さらに、当社監査部長として、内部統制に注力し、当社グループの安定した事業運営に寄与しました。

また、同氏は財務・会計・税務について相当程度の経験・知見を有することから、取締役会は同氏を新たに監査役候補者に決めました。

(第●回定時株主総会)

●(新任)：

●氏は、当社入社以来、消費者調査を通じた化粧品市場分析や販売チャネル開発を中心にキャリアを重ね、その後、●(当時)において、病気治療の副作用や加齢等による外見上の悩みを抱えるすべての方が自分らしく日常を過ごせるように、メイクアップでサポートするアピアランスケアを管轄する新部門の開設・運営を主導しました。さらに、お客さまセンター(現 ●)において、お客さま対応、リスクマネジメントを主管して、世界中のお客さまの声を一カ所に集めて経営に反映し、社内の各部門へ伝達する「●」の開発も推進しました。

同氏は以上のように、当社グループのCSR活動やお客さまとのリレーション構築、リスクマネジメントに尽力しました。

これらの経験・知見を活かすことで監査役の機能を果たすことができると判断し、取締役会は同氏を新たに監査役候補者に決めました。

(第●回定時株主総会)

●(新任)：

●氏は、●省(現 ●省)初の女性キャリアとして●観光宣伝事務所長を務めたほか、●県副知事、●研究所所長などさまざまな重職を歴任し、幅広いネットワークを有しています。

退省後は、●株式会社で旅行事業を担当し、その後常務取締役CFOとして財務を率いた後に取締役監査等委員に就任しており、事業に加え財務・会計に関しても一定の経験・知見を有しています。

これらのことから、幅広い経験を活かし、監査役として取締役の職務の執行に関する適法性・妥当性を監査いただくことができると考え、取締役会は同氏を新たに社外監査役候補者に決めました。

(第●回定時株主総会)

●：

●氏は、●等、法曹界における重職を歴任し、法務分野を中心として幅広い経験と知見を有しています。また、複数の会社の社外監査役を務めており、豊富な経験と高い識見を有しています。同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役として職務を適切に遂行することができると判断いたしましたので、取締役会は同氏を社外監査役候補者に決めました。

(第●回定時株主総会)

●：

●氏は、●教授を務め、公認会計士資格を有する財務・会計・税制の専門家です。また、複数の会社の社外取締役および社外監査役を務めており、豊富な経験と高い識見を有しています。

同氏は、社外役員以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から社外監査役として職務を適切に遂行することができると判断いたしましたので、取締役会は同氏を引き続き社外監査役候補者に決めました。

(第●回定時株主総会)

(化学)

## 【コラム⑤】コーポレート・ガバナンス報告書の英訳版の開示状況について

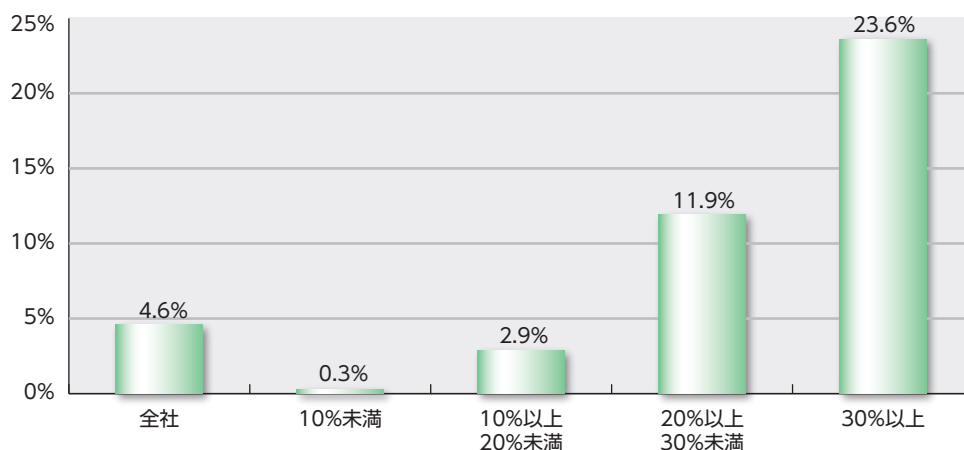
日本企業に投資を行う外国人投資家にとって、投資先のコーポレート・ガバナンスの状況は大きな関心事の一つといえ、日本の資本市場における外国人投資家のプレゼンスの高まりとともに、社外取締役の人数やその独立性等のコーポレート・ガバナンス上の問題点が指摘されてきたところである。

コードの補充原則3-1②では「上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。」とされており、特に外国人株主の株式所有比率が高い会社においては英文での情報開示が望まれるところである。しかしながら、補充原則3-1②の実施率は70.5%と比較的低くなっており、実施しない理由としては、「現状、海外の投資家比率が低いことから実施しないが、将来的に高くなった場合は実施を検討する」といった内容のものが多くみられる。

東証では、上場会社が英文で会社情報を発信し、外国人投資家等とのコミュニケーションを強化することを促しており、CG報告書についても、その英訳版（抄訳も可）を作成した場合には、TDnetより「東証英文資料配信サービス」への登録を勧めている。同サービスに登録することで、CG報告書の英訳版が海外投資家の利用する各情報ベンダーへ配信されるほか、日本取引所グループのウェブサイトにも掲載される。これまでに同サービスを通じてCG報告書の英訳版を公表した会社の一覧及びCG報告書については、以下の日本取引所グループウェブサイトに掲載されている<sup>49</sup>。

2018年7月13日現在、165社が英訳版CG報告書を作成しているが、すべて市場第一部の上場会社である。また、JPX日経400構成会社で英訳版CG報告書を作成しているのは118社で、英訳版CG報告書を作成している会社の71.5%と非常に大きな割合を占めている。

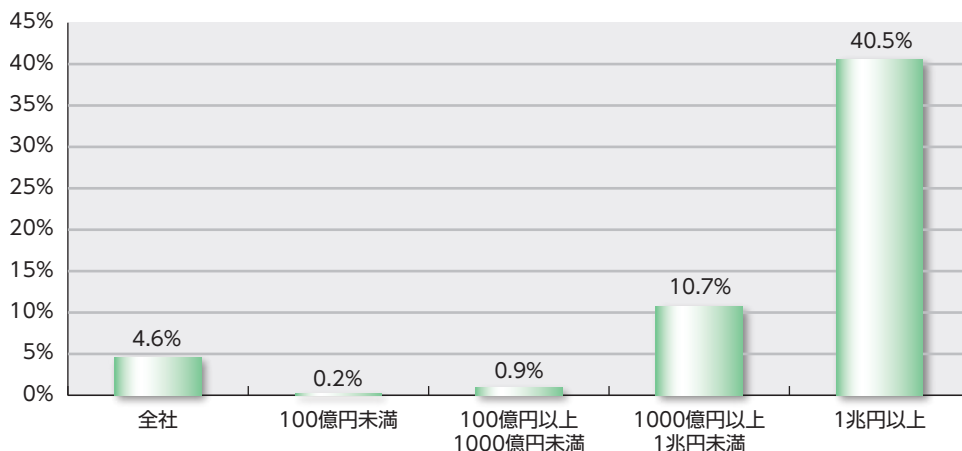
**図表 56 コーポレート・ガバナンス報告書英訳版の公表率（外国人株式所有比率別）**



外国人株式所有比率で見ると、図表 56のとおり、英訳版CG報告書の公表率は4.6%と全体として低いものの、外国人株式所有比率が高いほど、公表率も高くなる傾向にあり、外国人株式所有比率が30%以上の会社では、23.6%の会社が英訳版CG報告書を公表している。

49 <https://www.jpx.co.jp/english/equities/listing/cg/01.html>

図表 57 コーポレート・ガバナンス報告書英訳版の公表率（連結売上高別）



連結売上高でみると、図表 57のとおり、連結売上高が大きいほど、英訳版CG報告書の公表率が高くなる傾向があり、連結売上高が1兆円以上の会社では、40.5%の会社が英訳版CG報告書を公表している。

このように、外国人株式所有比率が高く、かつ連結売上高も大きい会社ほど英訳版CG報告書を公表する傾向にあるが、東証上場会社全体ではわずか4.6%（165社）であり、招集通知の英訳版を公表している会社が東証上場会社全体の35.4%（1,272社）であることと比較すると大きな開きがある。自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、CG報告書についても英語での積極的な情報開示が望まれる。

## 4. 取締役会等の責務

コード第4章では、以下のように取締役会等の責務を明らかにしている。

### 【基本原則4】

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- (1)企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- (2)経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- (3)独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

そのうえで、第4章の各原則では、この役割・責務を適切に果たすための実効的な枠組みが示されている。CG報告書では従前から、組織形態や現状の体制を選択している理由、取締役会の構成や独立社外取締役の選任状況、指名・報酬・監査に関する委員会等の枠組みなどについての記載を求めてきた。

本章では、取締役会を中心とするガバナンス体制について、前回までの調査と同様に組織形態、取締役会や各委員会の構成等を分析するとともに、コード第4章の各原則に基づく開示の分析を行っている。

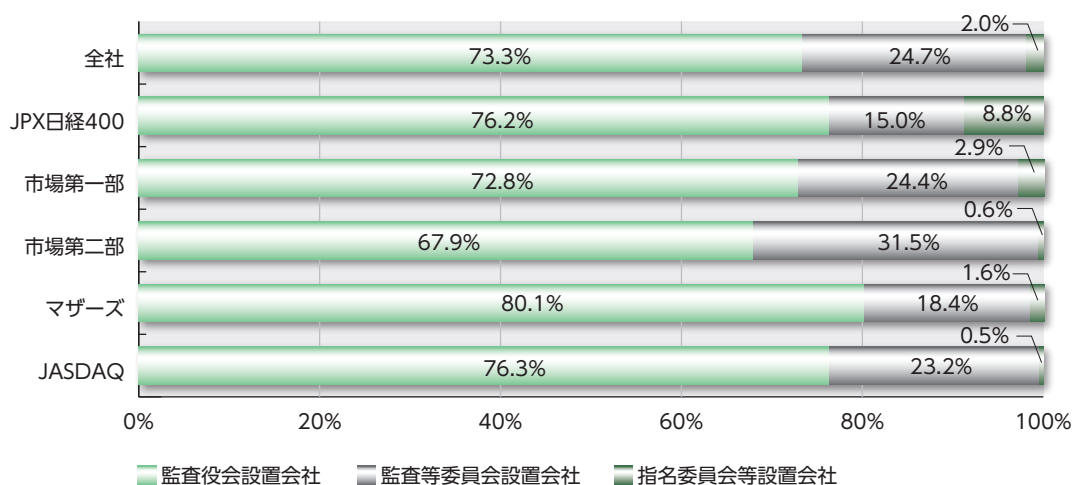
### 4・1. 組織形態

組織形態をみると、東証上場会社全体の73.3%（2,635社）が監査役会設置会社であり、続いて2015年の会社法改正で導入された監査等委員会設置会社が24.7%（888社）、指名委員会等設置会社は2.0%（71社）となっている（図表 58）。

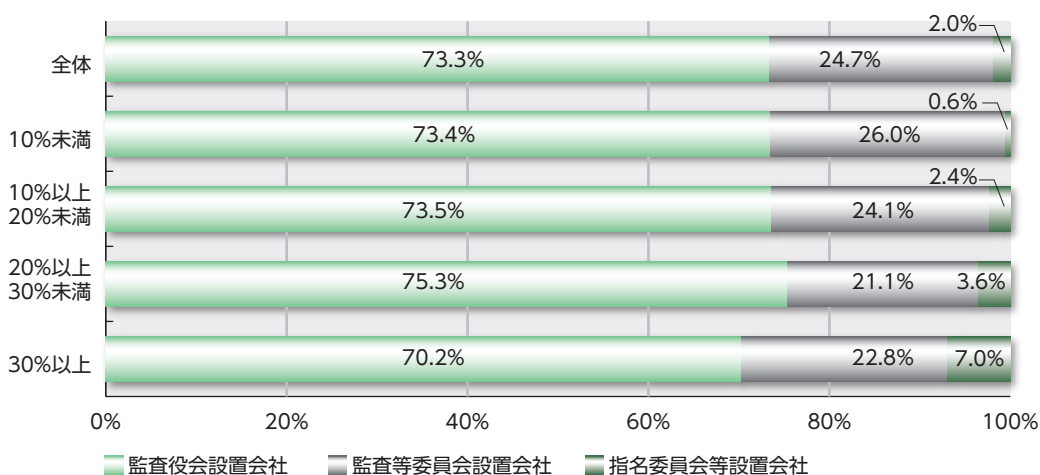
市場区分別にみても、各市場ともに監査役会設置会社の占める割合が一番高く、次に監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社と続くことに変わりはない。なお、JPX日経400構成会社では指名委員会等設置会社の比率が比較的高く、8.8%を占める。また、市場第二部においては、監査等委員会設置会社が31.5%とやや高くなっている（図表 58）。

外国人株式所有比率でみると、比率が高くなるにつれて、指名委員会等設置会社の比率が高くなっており、外国人株式所有比率が30%以上の会社では7.0%の会社が指名委員会等設置会社となっている（図表 59）。

図表 58 組織形態（市場区分別）



図表 59 組織形態（外国人株式所有比率別）



#### 4・2. 現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要<sup>50</sup>

CG報告書の「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」欄においては、業務執行、監査・監督の方法など、取締役会をはじめとするガバナンス機構に関する現状の体制について、その概要や、業務執行、監督機能等の充実に向けた追加的な施策の内容等を具体的に記載することとなっている。

監査役会設置会社（2,635社）においては、迅速な意思決定を行うための取締役会以外の体制として、「経営会議」に言及する会社は48.1%（1,268社）、「常務会」に言及する会社は6.7%

50 なお、2019年2月21日付通知（東証上場第2号）において、取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会の活動状況として、開催頻度、主な検討事項、個々の役員・委員の出席状況等を記載することが望ましい旨の追加など、CG報告書の記載要領の一部改訂を行っているが、本書では改訂前の記載要領に基づいて分析を行っている。

(176社)であった。取締役会に付議する前段階の審議機関という位置付けで設置していることが多いようである。また、監督と執行の分離を進めていくために「執行役員制度」の導入に言及する会社は52.2%(1,375社)であった。この他、「コンプライアンス」、「リスクマネジメント」等の内部統制関連の委員会の設置に言及する会社は19.5%(515社)であった。

監査等委員会設置会社(888社)においては、「経営会議」に言及する会社は46.6%(414社)、「常務会」に言及する会社は6.0%(53社)、「執行役員制度」に言及する会社は47.4%(421社)であった。また、「コンプライアンス」、「リスクマネジメント」等の内部統制関連の委員会を設置していることに言及する会社は、19.9%(177社)であり、監査役会設置会社と比率に大きな差異はみられなかった。

指名委員会等設置会社(71社)においては、「経営会議」に言及する会社は43.7%(31社)であるのに対し、「常務会」に言及する会社は存在しなかった。指名委員会等設置会社においては法定の執行役制度があるが、執行役のほか、「執行役員制度」に言及する会社は22.5%(16社)であった。また、「コンプライアンス」、「リスクマネジメント」等の内部統制関連の委員会を設置していることに言及する会社は19.7%(14社)であり、監査役会設置会社や監査等委員会設置会社と比率に大きな差異はみられなかった。

監査役会設置会社の監査役による監査に関しては、「監査体制」に言及する会社は12.1%(319社)であり、社内と社外監査役、常勤監査役の人数などが記載されている。また、「監査方針」に言及する会社は17.8%(469社)、「監査基準」に言及する会社は7.1%(186社)であり、監査役監査基準に準拠した監査を行っている旨の記載が多くあった。この他、監査役会の開催状況や、各監査役の活動状況として、重要会議への出席、書類の閲覧、子会社への往査等について言及する会社もあった。また、監査役業務の充実及び実効性の向上を図るため監査役室を設置しているという記載や、監査方針及び監査基準に基づき監査を実施しているという記載もみられた。

監査等委員会設置会社における監査等委員会による監査に関しては、「監査体制」に言及する会社は8.2%(73社)、「監査方針」に言及する会社は14.0%(124社)、また、「監査基準」に言及する会社は1.9%(17社)であった。

指名委員会等設置会社における監査委員会による監査に関しては、「監査体制」に言及する会社は15.5%(11社)、「監査方針」に言及する会社は15.5%(11社)、また、「監査基準」に言及する会社は5.6%(4社)であった。

監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の監査体制は、監査等委員会／監査委員会の社内と社外取締役の人数等の構成を記載するものが多く、各監査(等)委員は監査等委員会／監査委員会で定めた監査方針、監査基準に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議に出席するほか、取締役の業務の執行状況を監査するといった記載が多くみられた。また、監査機能の強化のために監査等委員会事務局に専任のスタッフを配置するといった記載もみられた。

#### 4・3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

CG報告書は、組織形態が監査役会設置会社、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社のいずれであるか、監査役会設置会社については社外取締役を選任しているか否かに区分して、取締役会をはじめとするガバナンス機構の構成に関して、現状の体制を採用している理由について記載することを求めている。

### (1) 監査役会設置会社の場合

監査役会設置会社であって社外取締役を選任している会社（2,553社）には、各社の現状に照らして当該体制を採用している理由を記載すること及び各社における社外取締役の役割や機能を記載することを求めている。社外取締役の役割や機能として、経営陣から独立した立場で、取締役の業務執行の監督、意思決定の適正性を確保するための助言を担っている等の趣旨の記載が多くみられた。

監査役会設置会社であって社外取締役を選任していない会社にも、各社の現状に照らして当該体制を採用している理由を記載することを求めており、上場会社が会社法上の大会社である場合、社外取締役を置くことが相当でない理由を記載することとなっている。監査役会設置会社であって社外取締役を選任していない会社は82社あり、これは監査役会設置会社形態をとっている上場会社の3.2%を占める。

社外取締役を選任していない場合の記載内容としては、要件を満たす適任者の選定が困難、会社規模からして現取締役会が効率的で意思決定も迅速、取締役相互の牽制が十分、コンプライアンス・リスクマネジメント委員会等の内部統制に関する委員会での強化といったものがみられた。この他、業界に対する深い知識や経営に対する識見が十分でない社外取締役を選任した場合、実情に適さない意思決定で取締役会の機能を低下させ無用なコストを及ぼすというような理由もあった。

### (2) 監査等委員会設置会社の場合

監査等委員会設置会社が当該組織形態を採用した理由の具体的な記載内容として記載要領では、意思決定の迅速化、経営の透明化、海外投資家の支持率の向上等について、監査役会設置会社形態の時と比較評価することや、これらの機能等を強化するために現在導入を検討している施策の概要、社外取締役の役割や機能を記載することを例示している。

監査等委員会設置会社（888社）が同制度を選択している理由につき、「社外」に言及する会社は66.4%（590社）であり、社外取締役による監督機能の強化への言及が多い。一方、意思決定の迅速化（「決定」に言及する会社は50.9%（452社））、権限委譲に伴う業務執行の迅速化（「権限」に言及する会社は11.1%（89社））、監督と執行の分離を明確化（「分離」に言及する会社は9.1%（81社））、執行機能の強化（「執行機能」に言及する会社は4.4%（39社））といった事項への言及は指名委員会等設置会社に比較すると少なくなっている。

### (3) 指名委員会等設置会社の場合

指名委員会等設置会社が当該組織形態を採用した理由の具体的な記載内容としても、監査等委員会設置会社と同様、監査役会設置会社形態の時との比較評価等を記載要領において例示している。

指名委員会等設置会社（71社）が同制度を選択している理由をみると、監査等委員会等設置会社と比べると、監督と執行の分離に関する記載の比率が高くなっている。意思決定の迅速化（「決定」に言及する会社は67.6%（48社））、社外取締役による監督機能の強化（「社外」に言及する会社は66.2%（47社））、監督と執行の分離を明確化（「分離」に言及する会社は64.8%（46社））、権限委譲に伴う業務執行の迅速化（「権限」に言及する会社は31.0%（22社））、執行機能の強化（「執行機能」に言及する会社は21.1%（15社））といったものが多くみられた。

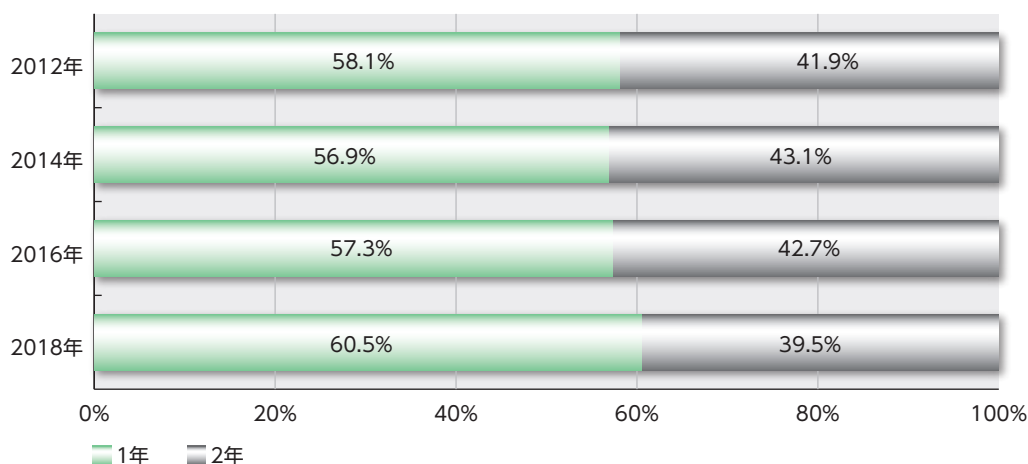
## 4 - 4. 取締役・取締役会

### (1) 定款上の取締役の任期

会社法第332条第1項は、取締役の任期について原則として選任後2年と定める一方、定款又は株主総会の決議によってその任期を短縮することができる<sup>51</sup>と定めている。近年では、経営環境の変化に機動的に対応するため、経営責任の明確化及び株主の信任を毎年得ることによるコーポレート・ガバナンス体制の強化のためなどを目的として、監査役会設置会社において、取締役の任期を1年とする会社が増加している（図表 60、図表 61）。

今回の調査においては、東証上場の監査役会設置会社のうち、取締役の任期を1年と定めた会社の比率は、60.5%と6割を超える水準となった（図表 60）。市場区分別にみると、市場第一部では68.2%であり、市場第二部では52.4%、マザーズでは43.4%、JASDAQでは50.5%であった。JPX 日経400構成会社においては、1年と定めている会社の比率は77.0%と市場第一部を8.8ポイント上回る。連結売上高でみると、1兆円以上の区分が78.1%と最も高く、その減少とともに、取締役の任期を1年とする会社の比率も低下する（図表 63）。また、外国人株式所有比率でみると、30%以上、20%以上30%未満の区分においてそれぞれ73.7%、71.1%と高く、外国人株式所有比率の減少とともにその会社の比率も低下している（図表 64）。

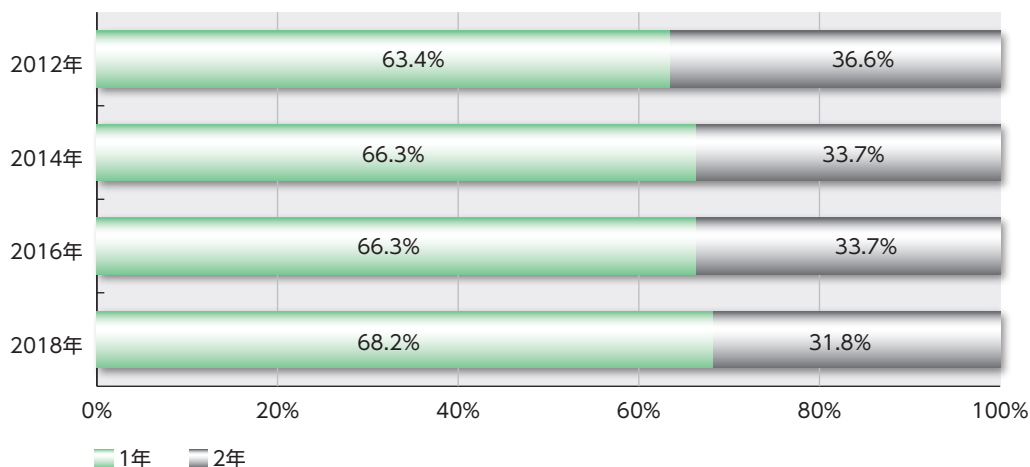
図表 60 定款上の取締役の任期（監査役会設置会社）



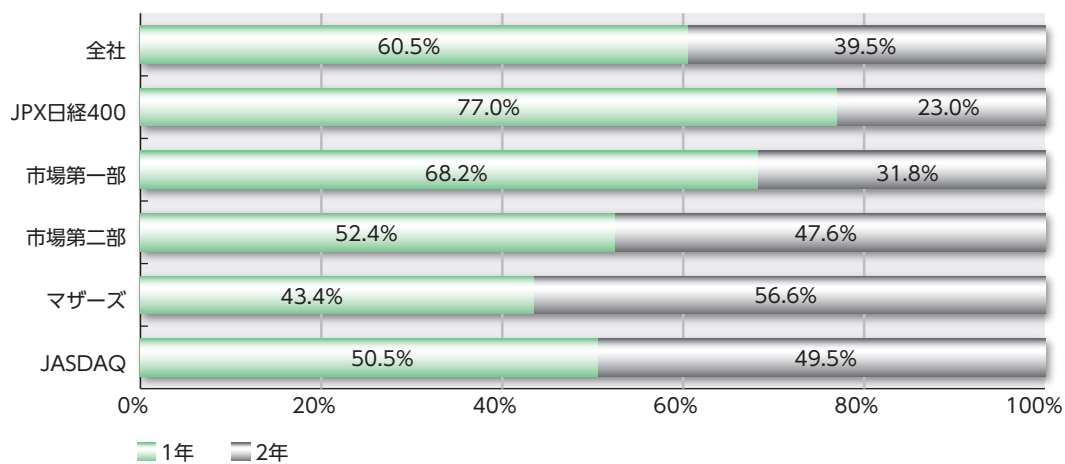
51 なお、監査等委員会設置会社における取締役の任期は、監査等委員である取締役は2年（短縮不可）、それ以外の取締役は1年（会社法第332条第3項、第4項）、指名委員会等設置会社における取締役の任期は、1年となっている（会社法第332条第6項）。



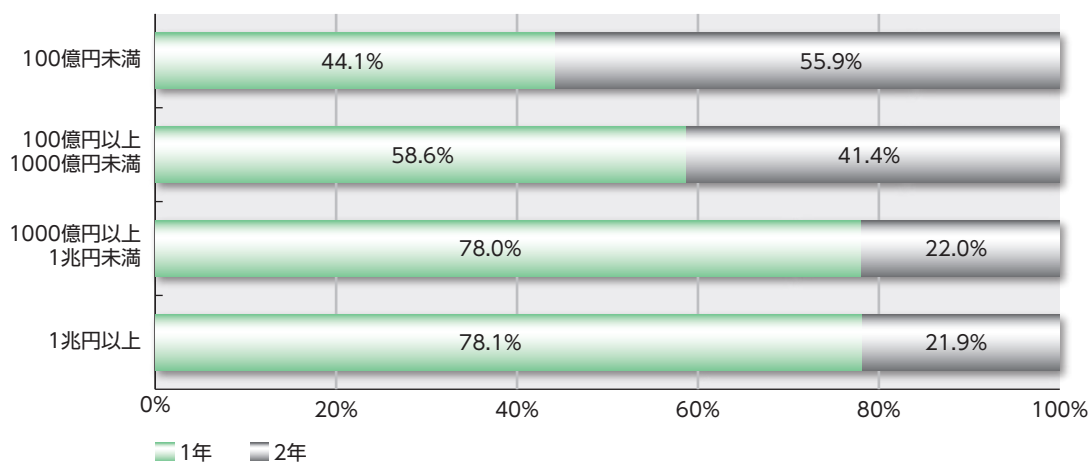
図表 61 定款上の取締役の任期（市場第一部・監査役会設置会社）



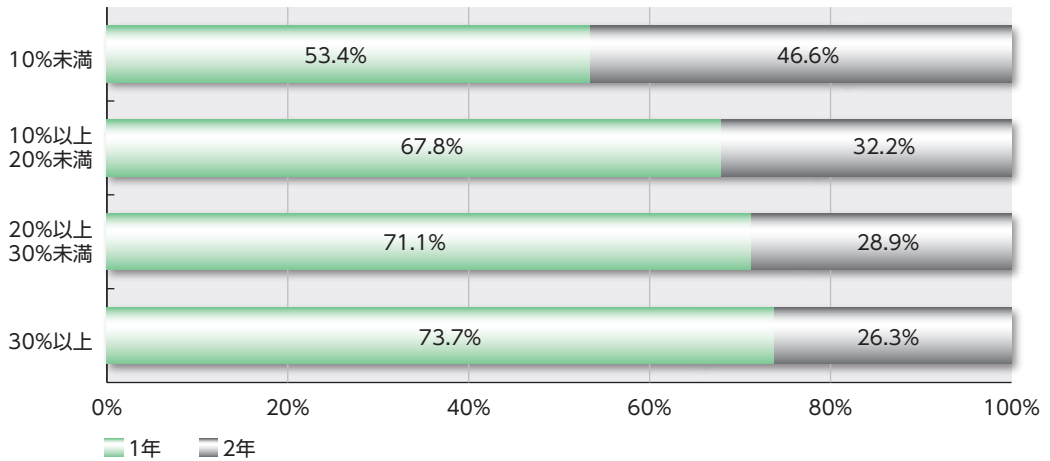
図表 62 定款上の取締役の任期（市場区分別・監査役会設置会社）



図表 63 定款上の取締役の任期（連結売上高別・監査役会設置会社）



図表 64 定款上の取締役の任期（外国人株式所有比率別・監査役会設置会社）



## (2) 取締役会の議長の属性

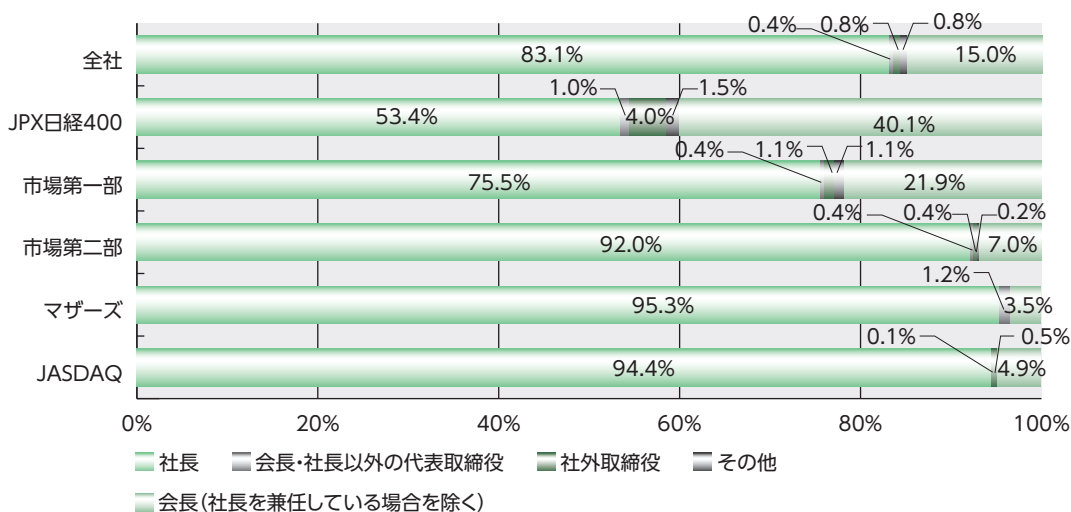
CG報告書においては、取締役会の議長について、設置の有無及び設置している場合はその属性について、(1)社長、(2)会長<sup>52</sup>、(3)会長・社長以外の代表取締役、(4)社外取締役、(5)その他の取締役、又は(6)なし、から選択することとなっている。

東証上場会社全社が取締役会の議長を設置しており、その属性の傾向をみると（図表 65）、社長の比率が最も高く、83.1%を占めた。また、会長の比率は15.0%であり、両者の合計は98.1%と、ほぼすべての上場会社において、社長又は会長のいずれかが取締役会の議長を務めている。なお、会長が取締役会の議長を務めている比率は、市場第一部では21.9%、JPX日経400構成会社では、40.1%となっており、会社の規模が大きくなるほど、会長が務めている比率が多くなっているといえる。

取締役会における議論の活性化や監督と執行を分離し取締役会の監督機能を強化する観点から、取締役会の議長を社外取締役とすることを求める投資家の声も増してきているものの、今回の調査では社外取締役が議長を務めている比率は0.8%にとどまっており、今後の課題の1つとなってくるであろう。なお、JPX日経400構成会社においては、社外取締役が議長を務めている比率が4.0%と他の会社よりも多くなっている。

52 社長を兼任している場合を除く。

図表 65 取締役会の議長の属性（市場区分別）



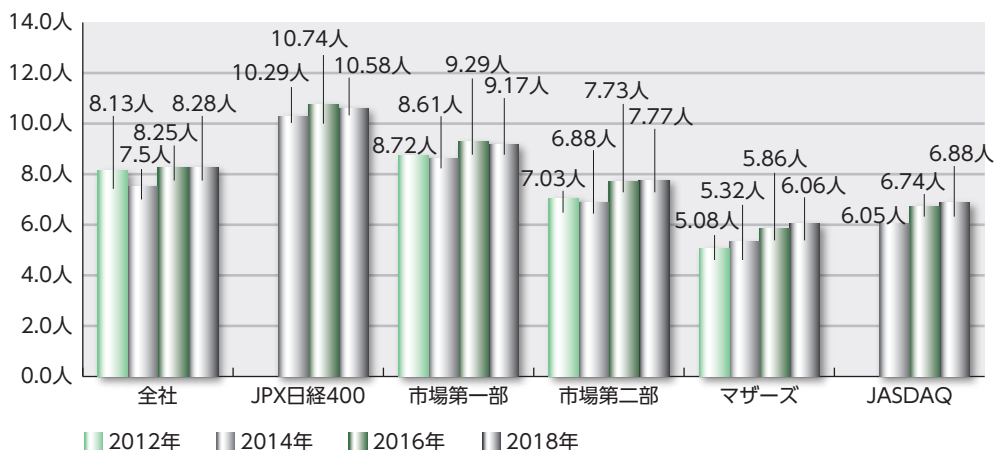
### (3) 取締役の人数

今回の調査において1社あたりの取締役の人数は、東証上場会社全社で平均8.28名となった。2008年から取締役の人数は減少傾向だったものの、前回の調査で増加に転じ、今回の調査ではほぼ横ばいの水準となった。

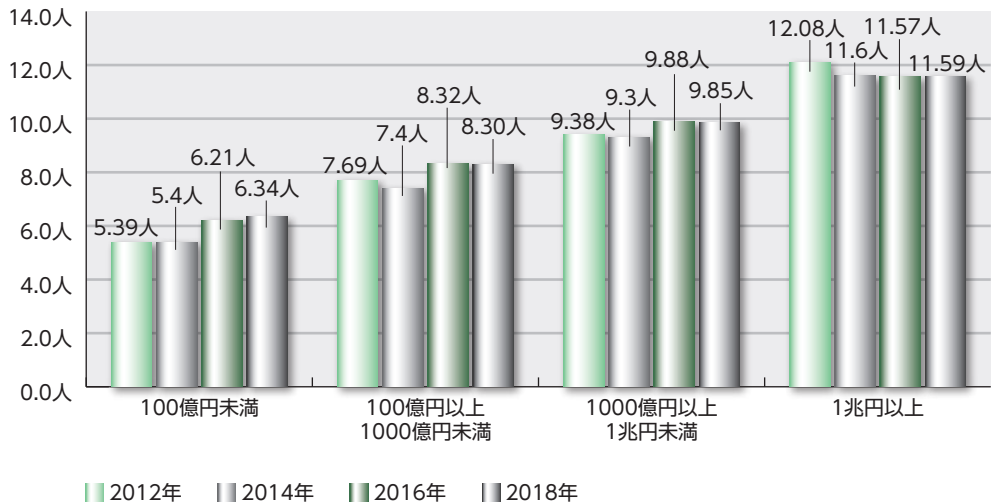
監査役会設置会社においては、取締役の平均人数が7.96人（2016年）から7.88人（2018年）へ減少している。一方、社外取締役の平均人数は1.90人（2016年）から2.03人（2018年）へ、独立社外取締役の平均人数は1.76人（2016年）から1.78人（2018年）へ増加している。

市場区分別にみると、市場第一部では平均人数が9.17名と減少した一方、その他の市場においては、市場第二部では7.77名、マザーズでは6.06名、JASDAQでは6.88名とすべての市場で増加している（図表 66）。また、連結売上高別にみると、連結売上高が大きいほど取締役の人数が多くなる傾向が継続している（図表 67）。

図表 66 取締役の人数（市場区分別）



図表 67 取締役の人数（連結売上高別）



#### 4・5. インセンティブ付与に関する施策の実施状況

CG報告書では、「取締役等へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況」の開示を要請している。これは、取締役等への報酬について「中長期的」な企業価値の向上に連動したインセンティブ付けを行い、取締役等と一般株主の利害を一致させることで、取締役等による適切なリスクテイクを取締役会が支える環境を整備することができると考えられるからである。なお、2019年1月に改正された「企業内容等の開示に関する内閣府令」を踏まえ<sup>53</sup>、CG報告書の記載要領を改訂していることから、今後のCG報告書における開示の充実が期待される。

具体的には、業績連動報酬制度を導入している場合において、当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法などについて、加えて、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を、補足説明に記載することが望まれるとした。また、ストック・オプション制度を採用しているときは、補足説明において、その総額や個人別支給水準に関する考え方などについて補足説明に記載することが望まれるとした。

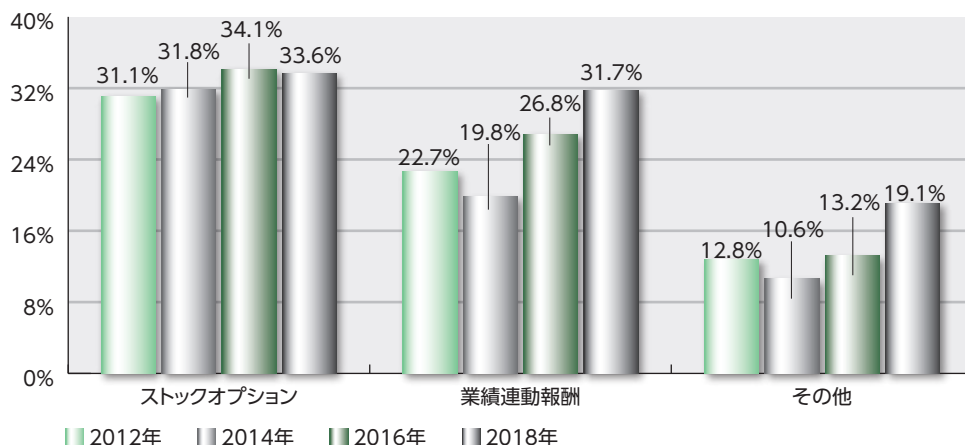
##### (1) インセンティブ付与に関する施策の概観

東証上場会社のうち、何らかのインセンティブ付与に関する施策を実施している会社は68.6%を占める。インセンティブ付与に関する施策の内訳をみると、ストックオプション制度を実施している会社が33.6%、業績連動報酬制度を導入している会社が31.7%、その他の施策が19.1%であった（図表 68）。

インセンティブ付与に関する施策の実施についての補足説明を行った会社は、3,566社（全社の99.2%）であった。

53 有価証券報告書においては、建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供の観点から、役員報酬に係る情報において、報酬プログラム、報酬実績及び報酬決定の枠組みについて記載の充実が図られることとなった。

図表 68 インセンティブ付与に関する施策の実施状況



## (2) ストックオプション制度の導入

ストックオプション制度を導入している会社は東証上場会社のうち33.6%である。市場区別にみると（図表 69）、マザーズの会社で85.5%となっており、市場第一部（32.0%）、市場第二部（20.4%）及びJASDAQ（28.9%）の会社に比べて突出して高い傾向がみられる。なお、JPX日経400構成会社におけるストックオプション制度導入会社は37.6%であり、市場第一部の平均を5.6ポイント上回っている。外国人株式所有比率の水準別にみると（図表 71）、当該比率が高くなるほどストックオプション制度を導入している会社の比率が高くなっている。

図表 69 インセンティブ付与に関する施策の実施状況（市場区分別）

	ストックオプション	業績連動報酬	その他
全社	33.6%	31.7%	19.1%
JPX日経400	37.6%	60.7%	30.6%
市場第一部	32.0%	43.5%	23.7%
市場第二部	20.4%	20.4%	16.4%
マザーズ	85.5%	5.9%	5.5%
JASDAQ	28.9%	15.1%	12.3%

図表 70 インセンティブ付与に関する施策の実施状況（連結売上高別）

	ストックオプション	業績連動報酬	その他
全社	33.6%	31.7%	19.1%
100億円未満	48.5%	12.2%	10.8%
100億円以上1000億円未満	27.5%	29.7%	18.9%
1000億円以上1兆円未満	29.8%	50.6%	25.9%
1兆円以上	30.7%	73.9%	35.3%

**図表 71 インセンティブ付与に関する施策の実施状況（外国人株式所有比率別）**

	ストックオプション	業績連動報酬	その他
全社	33.6%	31.7%	19.1%
10%未満	32.6%	21.3%	16.3%
10%以上20%未満	32.1%	39.0%	20.8%
20%以上30%未満	31.0%	50.4%	22.5%
30%以上	44.5%	55.0%	27.6%

ストックオプションに関する補足説明では、コードでも示している「中長期的」な企業価値との連動に言及する記載を行っている会社が143社あり、具体的には、中長期的な企業価値向上への意欲を高めること及び株主との利害の共有化を進めるためストックオプションを付与しているというような記載内容が多くみられた。

ストックオプションを「インセンティブ」として付与しているという記載を行っている会社は139社あり、取締役等における業績向上に対するインセンティブの明確化を目的とするといった内容のものが多かった。

また、ストックオプションを導入しない会社の比率は、66.4%であるが、導入しない理由については、例えば、短期的な利益拡大や株価上昇を目指すのではなく中長期的かつ安定して企業価値を増大させることを目指しているので導入していない、将来において人材獲得や取締役のインセンティブ向上を通じて企業価値を高められると判断した場合に検討する、インセンティブとして有効な制度と考えているものの現在ストックオプションは発行していない、などがあった。

### (3) 業績連動報酬制度の導入

業績連動報酬制度を導入している会社は東証上場会社のうち31.7%である。市場区分別にみると、市場第一部が43.5%と、市場第二部（20.4%）、マザーズ（5.9%）及びJASDAQ（15.1%）に比べて高い比率を示している（図表 69）。また、JPX 日経400構成会社においては60.7%であり、市場第一部の平均を17.2ポイント上回った。

また、会社規模との関係では、連結売上高の多い会社ほど、業績連動報酬制度を導入している会社の比率が高くなっている（図表 70）。外国人株式所有比率との関係についても、当該比率が高くなるほど業績連動報酬制度を導入している会社の比率が高くなっている（図表 71）。

具体的な導入例としては、前事業年度の連結売上高及び連結営業利益の増減率に連動した業績連動テーブルに応じた株式報酬ストックオプション、中期経営計画の業績目標の達成度に応じた株式報酬型ストックオプションなどを導入する会社があった。なお、業績連動報酬や株式報酬型ストックオプションの付与対象者を業務執行取締役に限っており、社外取締役にはその独立性を確保するため付与しないとする会社も多くみられた。

### (4) その他

2016年4月に経済産業省は、役員向けの新たな株式報酬として特定譲渡制限付株式（リスト

リクテッドストック)の導入の手引<sup>54</sup>を公表した。これは、一定期間の譲渡制限を課した現物株式を報酬として役員に付与するものである。今回の調査では、274社が特定譲渡制限付株式について言及しており、前回調査の5社から大きく増加している。その要因としては、現物株式を付与するという制度の分かりやすさや、各種法整備等も進んだことによって利用しやすい状況が整ってきたことなどが考えられる。

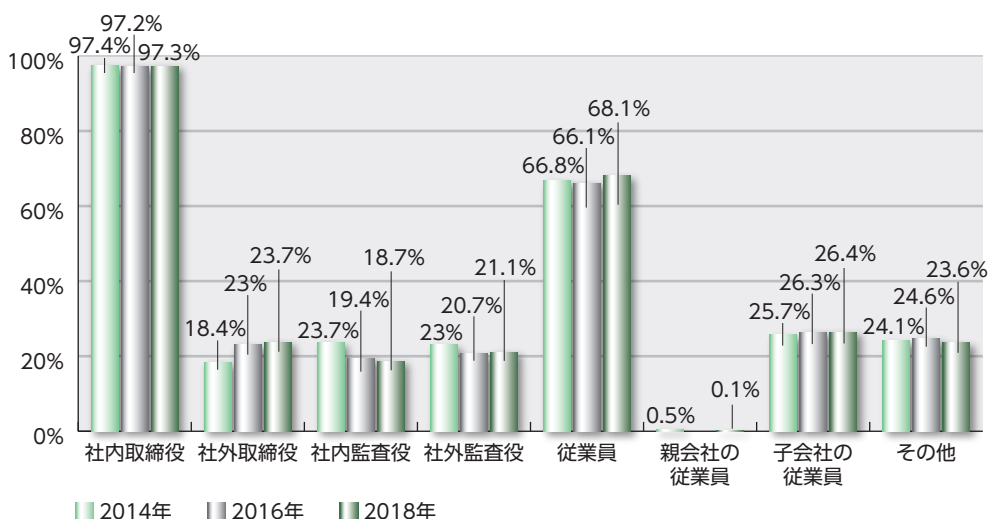
インセンティブ付与に関する補足説明では、あらかじめKPI(キー・パフォーマンス・インデックス)を設定し、その達成度の評価に応じて業績連動報酬を支給するという記載もあった。この点、具体例をみると、主なKPIとしては、売上高や営業利益等の利益指標を用いるとする記載が多いものの、ROE、ROA、ROIC(投下資本利益率)等の資本効率性に関する指標やTSR(株主総利回り)を用いるとする記載もみられた。

### (5) ストックオプションの付与対象者

CG報告書では、ストックオプションを付与している会社について、その付与対象者を「社内取締役」、「社外取締役」、「社内監査役」、「社外監査役」、「執行役」、「従業員」、「親会社役員」、「親会社従業員」、「子会社役員」、「子会社従業員」又は「その他」から選択する形式で記載することを要請している(複数選択が可能)。

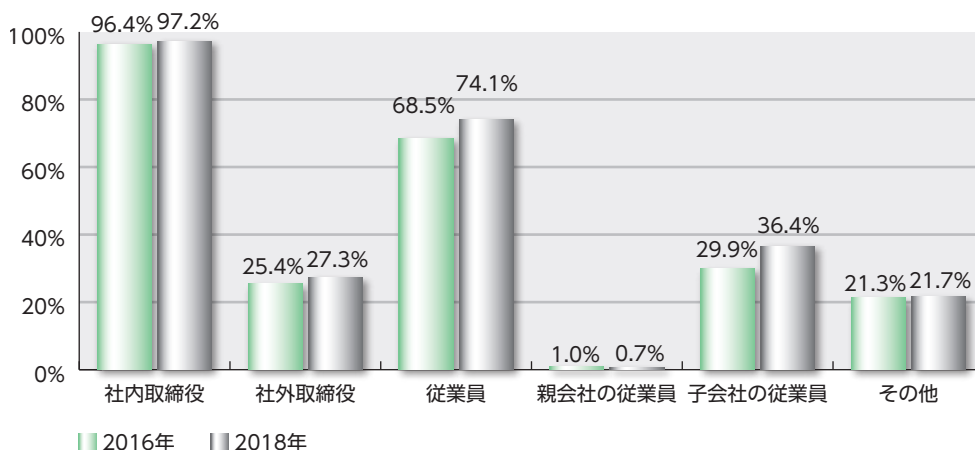
東証上場会社全社のうちストックオプション制度導入会社に限定してみると、付与対象者の比率は図表72、図表73及び図表74のとおりであり、指名委員会等設置会社を除き、社内取締役への付与が最も高く、監査役会設置会社では97.3%、監査等委員会設置会社では97.2%であった。指名委員会等設置会社では執行役への付与が最も高く100.0%であった。次に、指名委員会等設置会社を除き、従業員への付与が高く、監査役会設置会社では68.1%、監査等委員会設置会社では74.1%であった。指名委員会等設置会社では社内取締役への付与が執行役の次に高く、64.5%であった。

図表 72 ストックオプションの付与対象者(監査役会設置会社・ストックオプション導入会社)

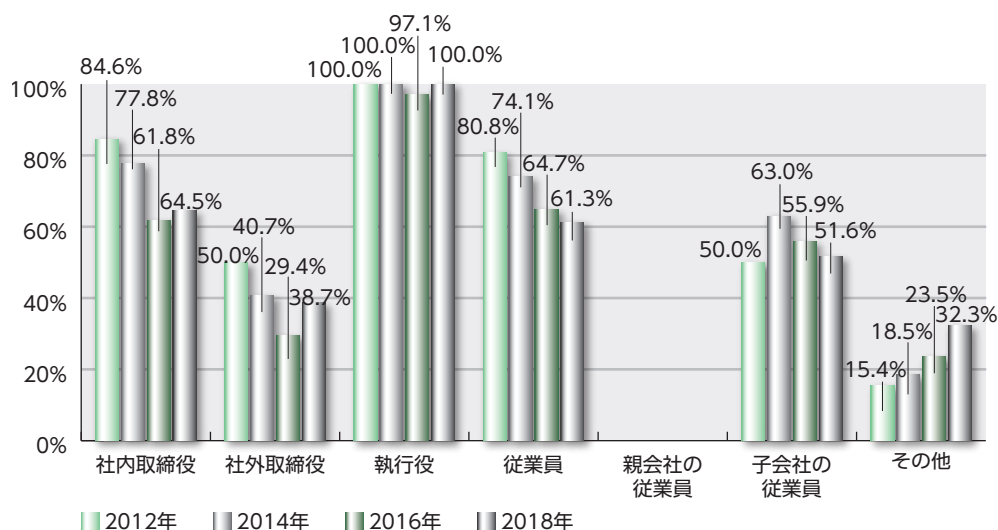


54 「攻めの経営」を促す役員報酬～新たな株式報酬(いわゆる「リストラクテッド・ストック」)の導入等の手引～

図表 73 ストックオプションの付与対象者（監査等委員会設置会社・ストックオプション導入会社）



図表 74 ストックオプションの付与対象者（指名委員会等設置会社・ストックオプション導入会社）



#### 4・6. 経営陣に対する委任の範囲（補充原則4-1①）

原則4-1においては、取締役会は、「会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行う」べきとしている。そのうえで、補充原則4-1①は、取締役会自身として何を判断・決定するのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を開示することを求めている。補充原則4-1①の実施率は99.6%（2,610社）となっている。ほとんどの会社においては、取締役会規則や決裁権限規程等の社内規則において、取締役会自身での決議事項等を定めており、同補充原則を実施しない会社はごく少数にとどまっている。

しかしながら、これまで我が国の会社の取締役会では、基本的な経営戦略や経営計画に関する事項、監督機能に関する事項を十分に議論してこなかったとの指摘もある。同補充原則においては、会社の意思決定システムにおける取締役会の役割・責務を明確化することが求



められている。多くの会社が社外取締役の複数名選任を進めており、取締役会の経営陣に対する監督機能を今まで以上に強化していく中で、取締役会が果たすべき役割を明確化し、実行していくことの重要性が増している。

同補充原則に基づく一般的な開示例としては、「当社は、取締役会規則を制定し、法令並びに定款に規定された事項のほか、業務執行上の重要な事項について、取締役会の決議により決定しています。」という旨のものが多い。実際にキーワード分析を行うと、「規則・規程等」については80.9% (2,112社)、「法令等」については66.4% (1,734社)、「定款」については51.7% (1,349社)の会社が記載している。その他にも、「職務権限」については31.9% (832社)、「決裁 (決裁権限・決裁基準)」については21.4% (558社)、「付議基準」については5.9% (153社)で記載がみられた。多くの会社が、法令や定款、各種規則、決定権限等に基づいて取締役会の役割・責務を明確化していることが伺える。

また、執行役員制度や経営会議を設置している等として、取締役会と経営陣の役割分担を明記している会社も一部でみられた。「執行役員」というキーワードを含む会社は30.4% (793社)、「会議 (経営会議・執行役員会議等)」を含む会社は25.1% (655社)であった。

コード上、取締役会において判断・決定すべき項目とされる「経営戦略」「経営計画」等をキーワードとして含めている会社数は、「戦略 (経営戦略等)」が11.4% (297社)、「計画 (経営計画・事業計画)」が18.2% (474社)であった。法令や定款、各種規則等をキーワードとして含めている会社数に比べると少なく、取締役会の具体的な決定事項まで踏み込んだ記載を行っている会社は一部であることが伺える。

個別の開示事例をみていくと、まず<事例1>は執行役員制度の導入による、監督と執行の分離について言及すると共に、取締役会が決定する事項について具体的に記載することで、取締役会の役割・責務が会社の全体的な考え方を含めて明確化されている。また、<事例2>のように、経営会議について、設置の狙いや出席者の役職等について開示を行っている会社もある。

<事例3>は具体的な社内規程を明記している事例である。取締役会の決議事項、代表取締役等への委任事項について、金額基準を含めて詳細な基準を公表している。具体的な数字基準を明らかにすることで、株主・投資家等に対して取締役会と経営陣の役割分担を明確に示しているといえる。<事例4>は取締役会において、経営戦略や長期ビジョン、あるいは経営全般に関わるテーマについて自由な意見交換を行う「戦略・ビジョン討議」を行っている旨を記載している事例である。「ビジョン」に言及している会社は17社 (0.7%)にとどまっているが、そのなかでも、同社は積極的に経営戦略や長期ビジョン等について取締役会が関与していこうとする姿勢がみえる開示である。

#### <事例1>

当社は、執行役員制度を導入して監督と執行を分離することにより、取締役会は独立した客観的な立場から、実効性の高い監督を行います。取締役会は、当社グループの持続的な成長と中長期の企業価値向上を達成するために、経営の基本方針、経営戦略、中期経営計画、年度経営計画、資本政策等の経営重要事項を決定し、経営陣に具体的な業務執行を委任します。取締役会は、法令で定める事項および重要な業務執行の決定を除き、経営会議に対し、個別の業務執行についての決定を委任します。その区分については、社内規程によって明確にします。

(水産・農林業)

#### <事例2>

当社は、経営の意思決定・監督機関として株主から付託を受けた「取締役会」、取締役会の決定に基づき業務執行の

意思決定を行なう「経営会議」、業務執行を行なう「執行役員制度」を設け、経営の意思決定・監督と業務執行の分離を行なっています。当社取締役会は、取締役会の迅速かつ機動的な意思決定と企業経営の実現、取締役会による取締役等経営陣への監督強化を目的として、法令上取締役会による専決事項とされている事項以外の業務執行の決定の一部を取締役会から経営会議に委任しています。当社経営会議は、業務執行上の機関として設置され、取締役会から委任を受けた上記事項につき、組織的かつ迅速な意思決定を行います。経営会議は、取締役社長、在京の業務執行取締役、国際事業部長、工事統括部長、企画ユニット長、管理ユニット長により構成されます。

(建設業)

#### <事例3>

(中略) 社内規程(稟議規程)においては、例えば、2億円超の建物設備の改築等、什器備品・車両の購入等、重要かつ多量の営業資産の購入・廃棄等、LPガス営業権の買収等については取締役会の決議事項、2億円以下のそれらの事項については金額に応じて代表取締役その他機関の決定事項としております。また、3000万円以上の不良債権の償却整理・債務免除、補償及び損害賠償、債務保証・担保差入等については、取締役会の決議事項、3000万円以下のそれらの事項については、金額に応じて代表取締役その他機関の決定事項としております。

(卸売業)

#### <事例4>

取締役会は、当社の中核的な意思決定機関として、当社グループの経営に係る基本方針と最重要案件の審議・決議を行っています。取締役会は定例としては年10回程度適切な間隔を置き開催し、例えば、経営計画の策定や大型投資の決定、各事業年度の予算承認、四半期決算承認について決議を行っています。また、経営戦略や長期ビジョン、あるいは経営全般に関わるテーマについて社外取締役・社外監査役を交えて自由な意見交換を行う「戦略・ビジョン討議」を行っています。また、取締役会規程にて付議基準を定め、取締役会にて決議する範囲を定めています。(中略)

(海運業)

## 4・7. 独立社外取締役の選任状況

### (1) 独立社外取締役の選任状況及び人数

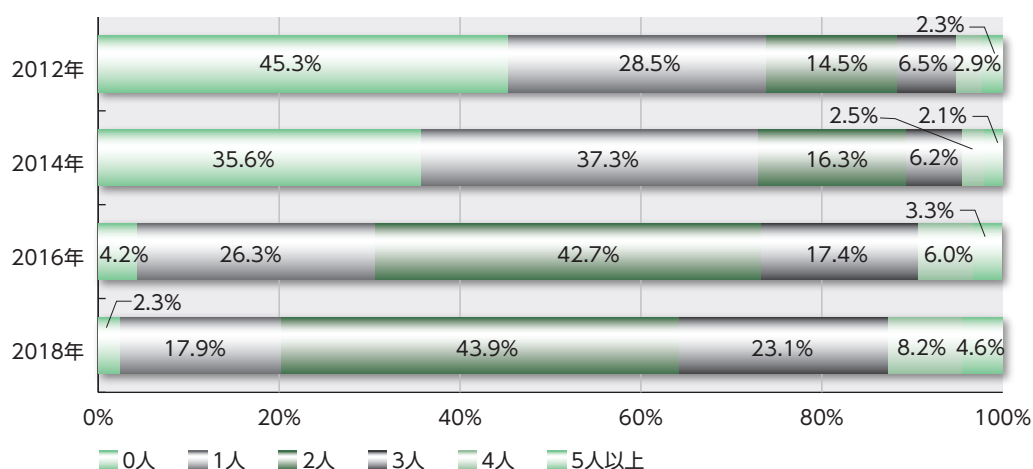
#### ① 概要

社外取締役<sup>55</sup>を選任している会社は、東証上場会社のうち97.7%で、前回調査の95.8%から更に増加した(図表 75)。独立社外取締役を選任している会社は、93.6%であり、こちらも前回調査の88.8%から増えている(図表 76)。コードの原則48で求められる2名以上の独立社外取締役を選任している会社は71.8%であり、こちらも前回調査の60.4%から増えている。また、3名以上の独立社外取締役<sup>56</sup>を選任している会社も、前回調査の26.7%から35.9%に増加している。これらの背景としては、取締役のダイバーシティを確保し取締役会における議論を充実させていくため、多様な社外取締役の選任を進める会社が増えていることや、また、近年、社外取締役比率3分の1以上を求める機関投資家の声比以前よりも増してきており、そうした声も踏まえ、独立社外取締役の増員を行った会社が増加したためと考えられる。

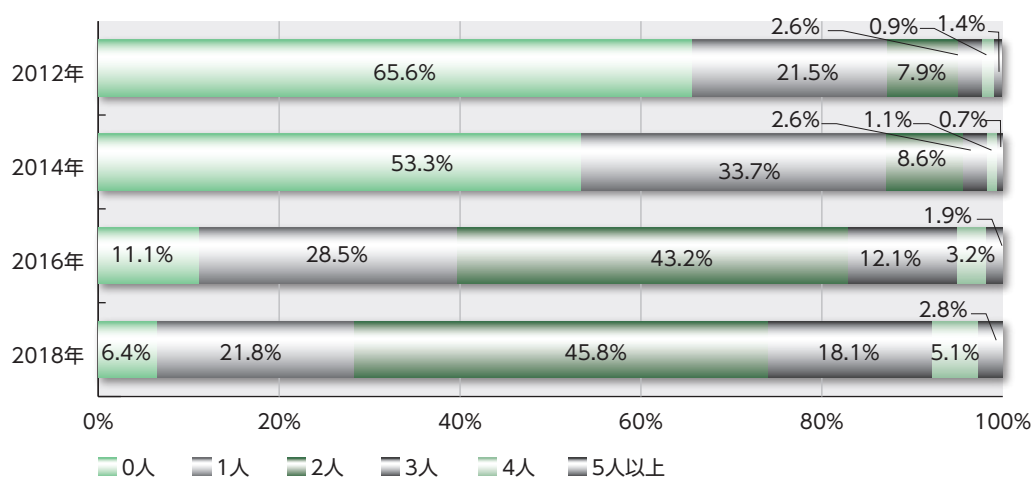
55 社外取締役の定義については、会社法第2条第15号。

56 本白書における「独立社外取締役」の定義は、「独立役員として届け出られている社外取締役」である。東証では、一般株主保護のため、独立性の高い社外取締役又は社外監査役を独立役員として届け出ることを上場会社に求めている。

図表 75 社外取締役の人数別の会社数の比率（全社）



図表 76 独立社外取締役の人数別の会社数の比率（全社）

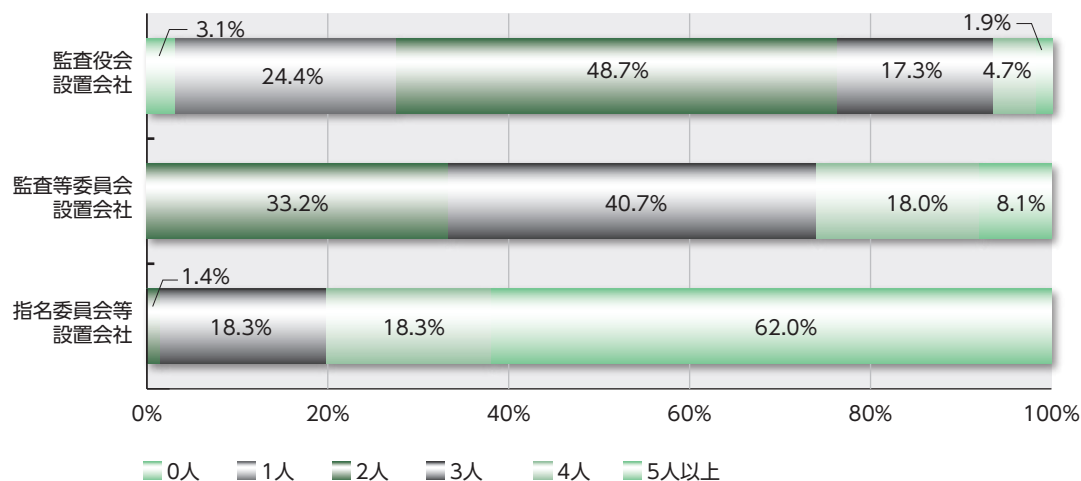


## ② 組織形態別

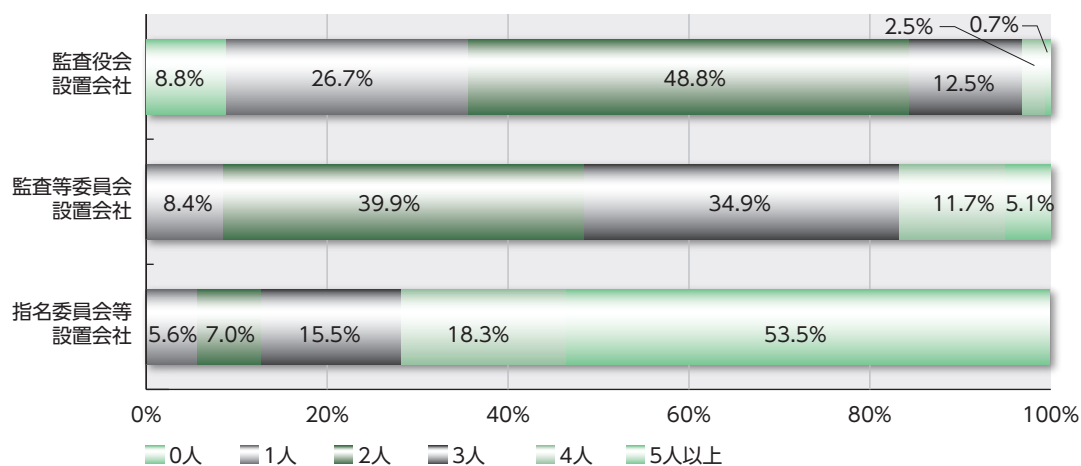
社外取締役の人数別の会社数の比率を組織形態別にみると、監査役会設置会社では社外取締役が2人となっている会社の比率が48.7%で最も高く、監査等委員会設置会社では、3人の会社の比率が40.7%で最も高く、指名委員会等設置会社では、5人以上の会社の比率が最も高く62.0%である。いわゆる「モニタリング・モデル」を志向する指名委員会等設置会社における社外取締役の人数が多いといえる（図表 77）。

独立社外取締役の人数別の会社の比率を組織形態別にみると、監査役会設置会社では独立社外取締役が2人の会社数の比率が48.8%で最も高く、監査等委員会設置会社も、2人の会社数の比率が39.9%で最も高く、指名委員会等設置会社では、5人以上の会社数の比率が最も高く53.5%である。社外取締役同様、指名委員会等設置会社における独立社外取締役の人数が多いといえる（図表 78）。

図表 77 社外取締役の人数別の会社数の比率（組織形態別）



図表 78 独立社外取締役の人数別の会社数の比率（組織形態別）



### ③ 市場区分別

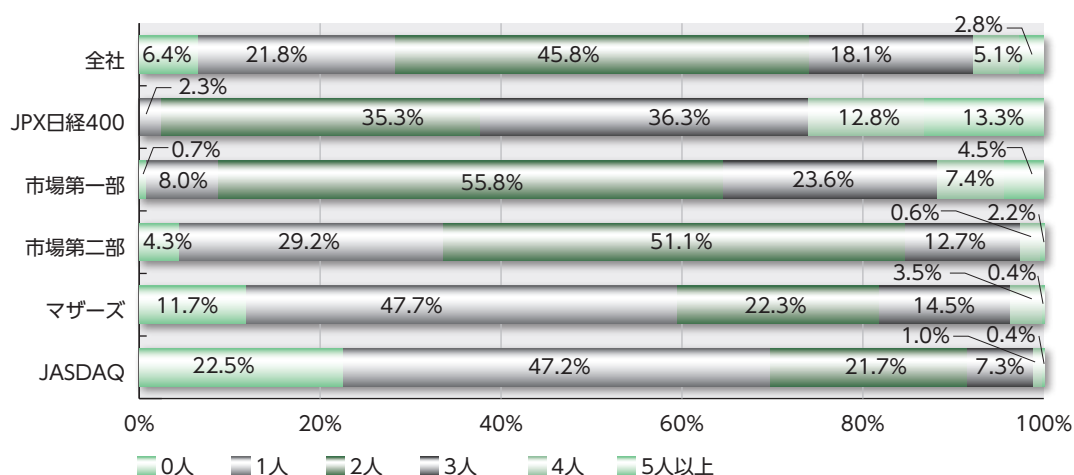
独立社外取締役を選任している会社の比率を市場区分別にみると、市場第一部では99.3%、市場第二部では95.7%、マザーズでは88.3%、JASDAQでは77.5%となっており、コードの原則4-8の適用対象となっている市場第一部及び市場第二部の比率が他市場と比べて高くなっている。また、JPX日経400構成会社における社外取締役を選任している会社の比率はこれらよりも高く100.0%に達している（図表 79）。

1社あたりの独立社外取締役の人数は平均で2.04人となっている。市場区分別にみると、市場第一部では2.46人、市場第二部では1.82人、マザーズでは1.52人、JASDAQでは1.19人となっている。JPX日経400構成会社ではこれらより多く3.11人となっている（図表 80）。

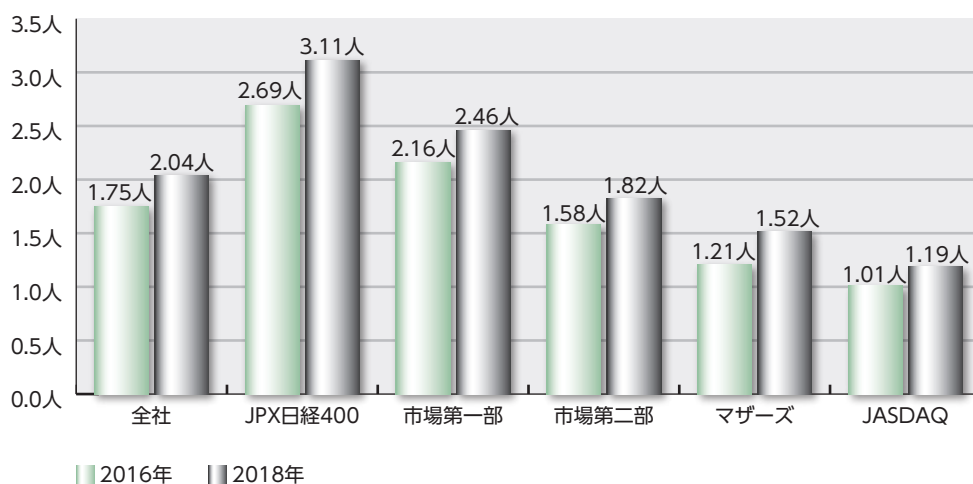
独立社外取締役の人数が取締役会において3分の1以上を占めている会社の市場区分別の比

率は、図表 81のとおりである。3分の1以上を占めている会社の比率は、各市場において大幅に上昇し、全社ベースでは、28.2%となった。JPX日経400構成会社においては、社外取締役が全体の3分の1以上を占める会社の比率は、40.6%に達しており、市場第一部の33.6%を7.0ポイント上回っている。独立社外取締役が取締役会において過半数を占める会社の比率も、各市場において上昇し、全社ベースで2.7%となった。JPX日経400構成会社においては、6.5%に達し、市場第一部の3.2%を3.3ポイント上回っている。

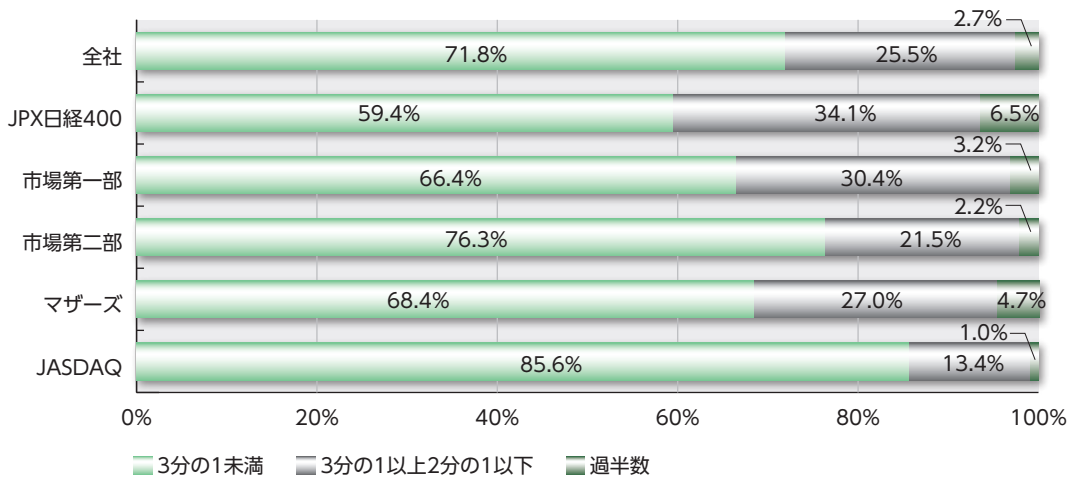
図表 79 独立社外取締役の人数別の会社数の比率 (市場区分別)



図表 80 独立社外取締役の平均人数 (市場区分別)



図表 81 独立社外取締役の取締役に占める比率（市場区分別）

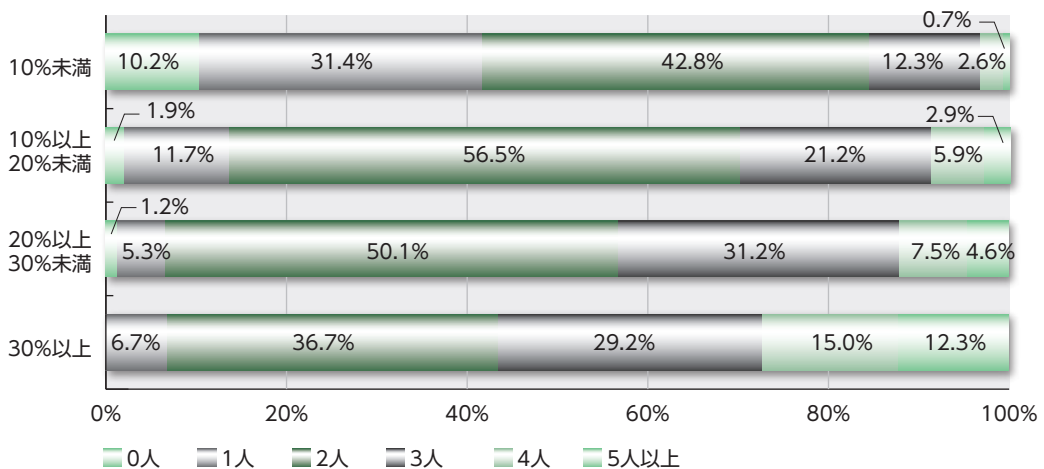


④ 外国人株式所有比率別

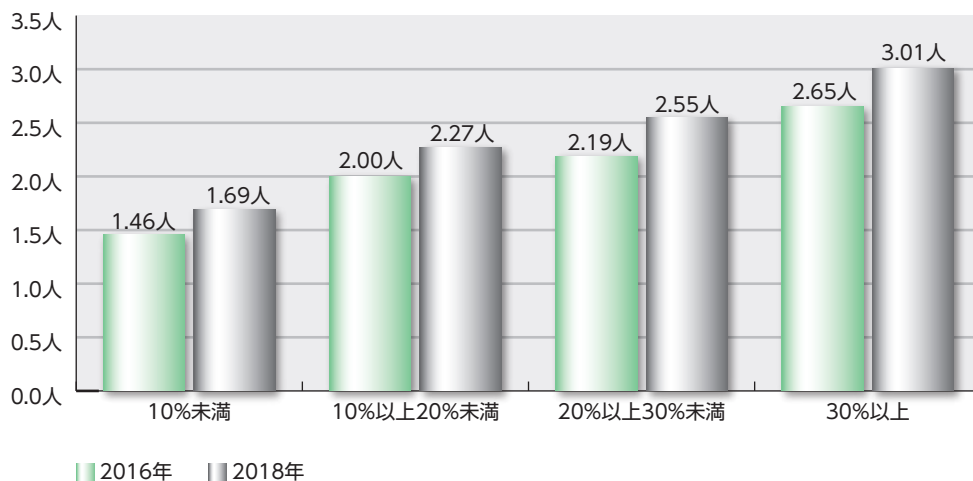
外国人株式所有比率の水準別でみると、当該比率の上昇とともに独立社外取締役を選任している会社の比率及び1社あたりの独立社外取締役の人数が増加している。具体的には、外国人株式所有比率が30%以上の会社では、すべての会社が独立社外取締役を選任しており、1社あたりの平均人数も3.01人となっており、平均人数も多い（図表 82及び図表 83）。ただし、今回の調査では外国人株式所有比率が10%未満であっても、89.8%が社外取締役を選任しており、外国人株式所有比率の高低による差は縮小傾向にある（図表 84）。

独立社外取締役の取締役に占める比率は、外国人株式所有比率の上昇とともに独立社外取締役が全体の3分の1以上、あるいは過半数を占める会社の比率が増加している（図表 85）。3分の1以上を占めている会社の比率は上昇し、外国人株式所有比率が30%以上の会社では49.1%となった。過半数を占める会社の比率も上昇し、外国人株式所有比率が30%以上の会社では7.5%となった。

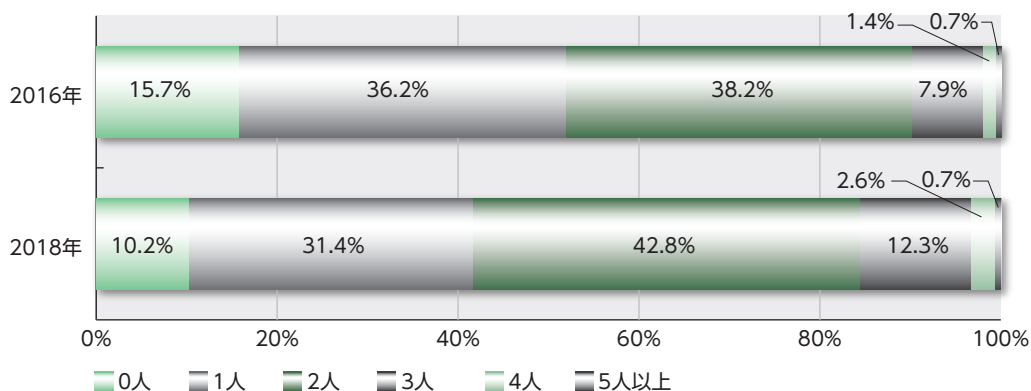
図表 82 独立社外取締役の人数別の会社数の比率（外国人株式所有比率別）



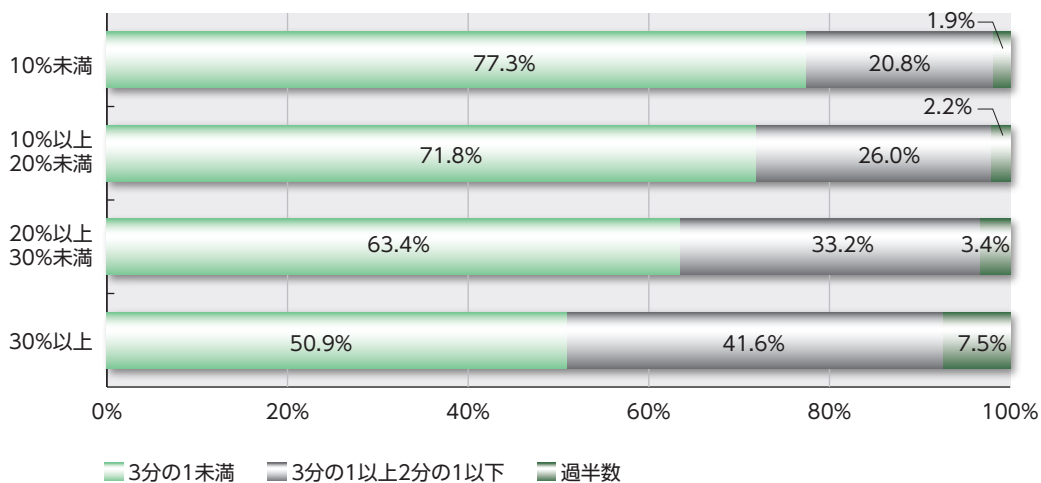
図表 83 独立社外取締役の平均人数（外国人株式所有比率別）



図表 84 外国人株式所有比率10%未満 独立社外取締役の人数別の会社数の比率



図表 85 独立社外取締役の取締役会に占める比率（外国人株式所有比率別）

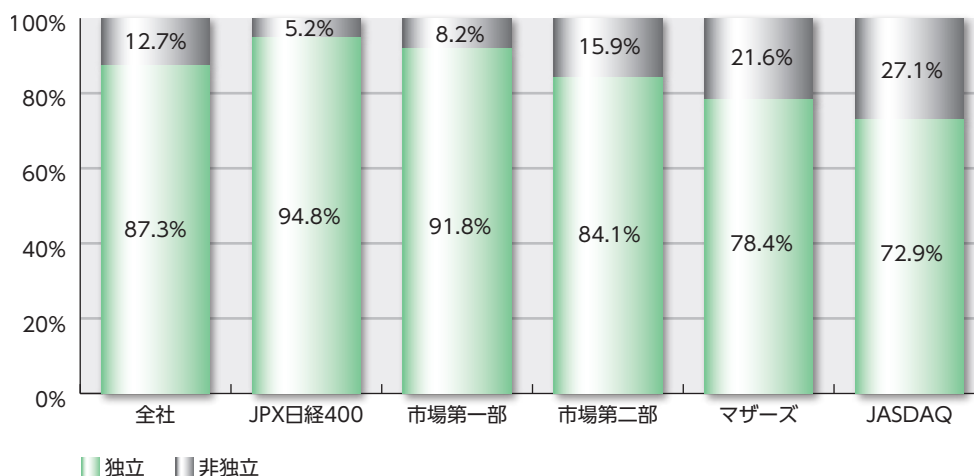


## (2) 独立社外取締役の社外取締役に占める比率

CG報告書では、社外取締役のうち独立役員に指定されている人数について記載を求めている。社外取締役のうち、独立社外取締役の占める比率を監査役会設置会社全社でみると86.8%となっている。市場区分別にみると（図表 86）、市場第一部では91.8%、市場第二部では84.1%、マザーズでは78.4%、JASDAQでは72.9%となっており、マザーズ・JASDAQにおいて「非独立」の社外取締役が多い。なお、JPX日経400構成会社では94.8%に達している。

東証上場会社3,598社において選任された社外取締役、総計8,414名のうち、独立役員として届け出られた取締役数は7,347名（87.3%）であった。

図表 86 社外取締役のうち、独立社外取締役の占める比率



## (3) 独立社外取締役の属性

CG報告書では、各独立社外取締役の属性について「他の会社の出身者<sup>57</sup>」「弁護士」「公認会計士」「税理士」「学者」「その他」より選択することとなっている。

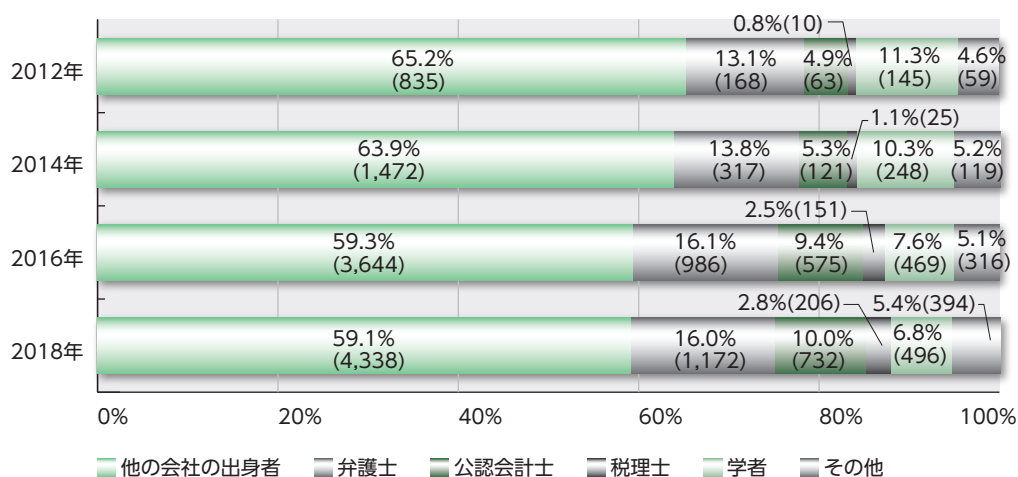
東証上場会社全社では、「他の会社の出身者」の割合が高い。その推移をみると、2012年65.2%（835人）、2014年63.9%（1,472人）、2016年59.3%（3,644人）、2018年59.1%（4,338人）と割合としては減少しているが、人数としては大幅に増加している。次に割合が高い「弁護士」においても2012年13.1%（168人）、2014年13.8%（317人）、2016年16.1%（986人）、2018年16.0%（1,172人）と割合は微増傾向ながらも、人数は増加している（図表 87）。

次に、組織形態別に独立社外取締役の属性をみると、「他の会社の出身者」の比率がどの組織形態においても高く、監査役会設置会社では64.5%、監査等委員会設置会社では48.6%、指名委員会等設置会社では58.8%となっているが、監査等委員会設置会社においては、「弁護士」又は「公認会計士」の比率が他の組織形態と比較して高くなっている（図表 88）。

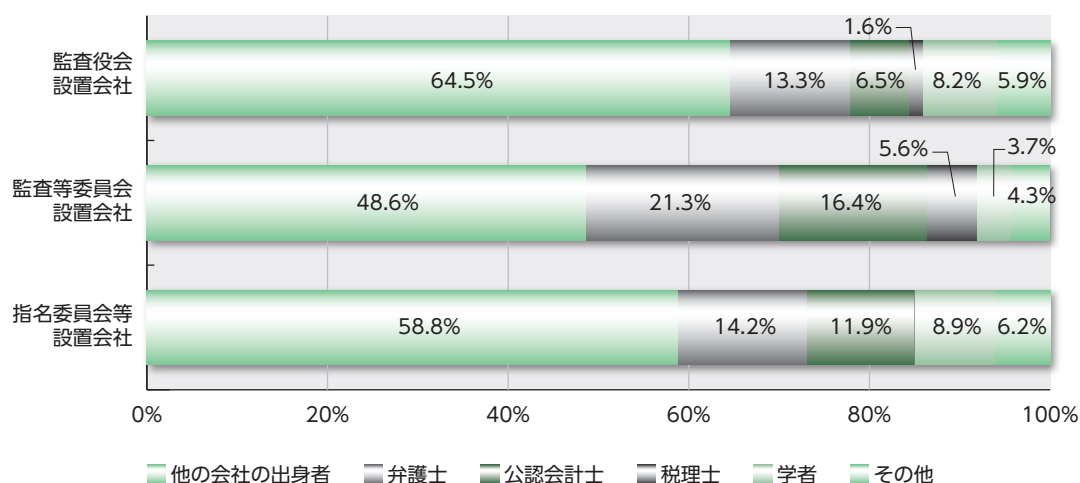
57 「他の会社の出身者」とは、現在及び過去に他の会社に一度でも勤務経験がある場合をいう（CG報告書記載要領「記載上の注意」）。



図表 87 独立社外取締役の属性（全社）



図表 88 独立社外取締役の属性（組織形態別）



#### (4) 独立社外取締役と会社との関係

CG報告書は、独立社外取締役と会社との関係について開示を要請しており、会社との関係を以下のa～kまでの11種類の項目の中から選択するようになっている。

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行者
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（該当主要株主が法人である場合には、該当法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

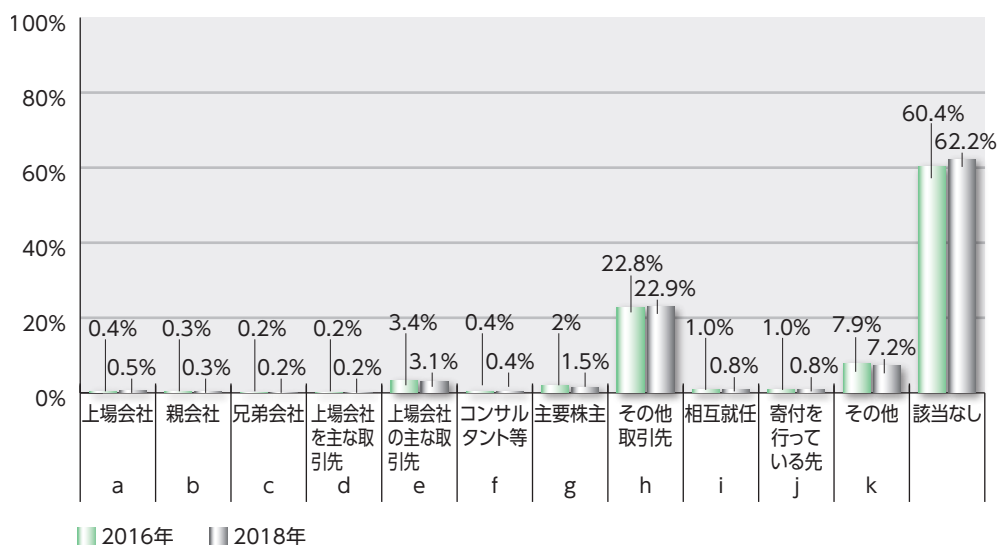
更に、各選択項目について、本人・近親者のいずれが該当しているか、「現在・最近」と「過去」どちらの時点において該当しているか、より詳細な該当状況を選択することとなっている。

東証上場会社の独立社外取締役における、各項目への該当状況は図表 89のとおりである（なお、複数選択形式のため、1名の社外取締役が複数の項目に該当する場合がある。）。

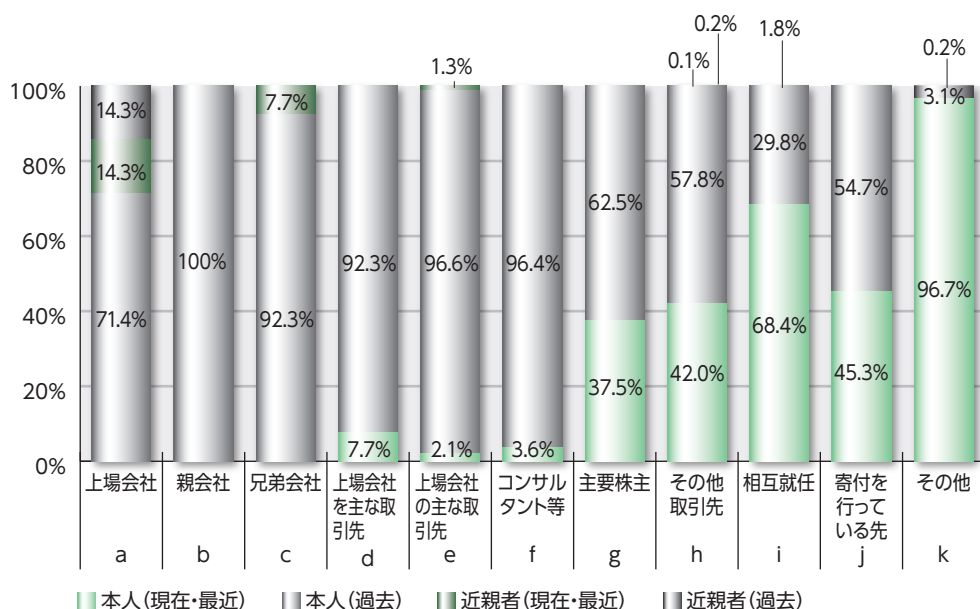
上記の選択項目の中に該当する項目はないとする割合が最も高く、62.2%を占めている。次に、hの「その他取引先」に該当する割合が22.9%と高くなっている。

次に、選択項目それぞれの本人の「現在・最近」と「過去」、近親者の「現在・最近」と「過去」における該当状況を表したのが図表 90であり、最も多い選択割合であったhの「その他取引先」は、本人「過去」が57.8%で最も高い割合となった。

図表 89 独立社外取締役と会社との関係（本人・近親者）



図表 90 独立社外取締役と会社との関係



#### 4 - 8. 社外監査役の属性

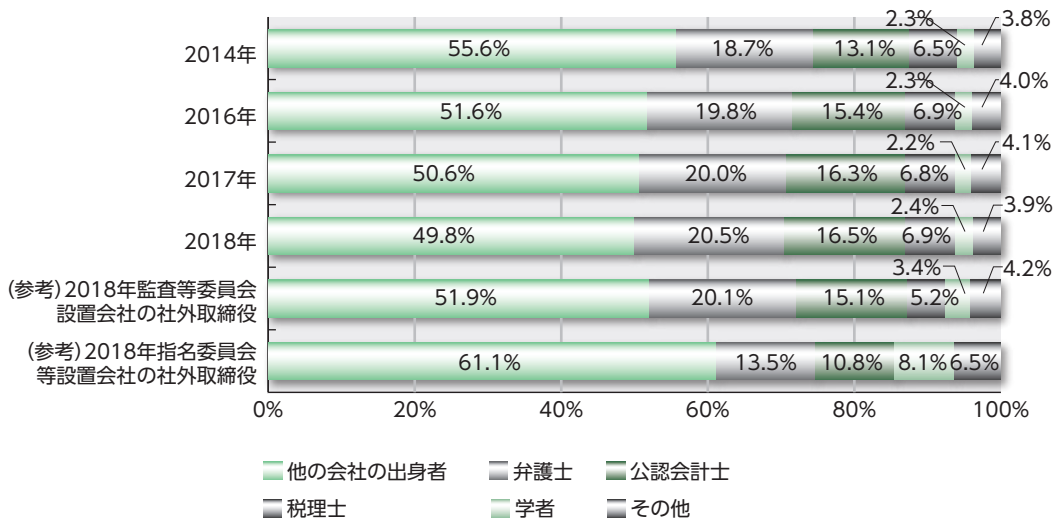
CG報告書では、社外監査役のうち独立役員に指定されている人数について記載を求めている。東証上場会社の監査役会設置会社2,635社において選任された社外監査役、総計6,418名のうち、独立役員として届け出られた監査役数は4,899名（76.3%）であった。

CG報告書では、各社外監査役の属性について、社外取締役の属性と同様に「他の会社の出身者」「弁護士」「公認会計士」「税理士」「学者」「その他」より選択することとなっている。

この点について、東証上場会社では「他の会社の出身者」が49.8%を占め、「弁護士」（20.5%）、「公認会計士」（16.5%）、「税理士」（6.9%）、「学者」（2.4%）と続く（図表 91）。

監査役会設置会社の社外監査役と、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社の社外取締役との属性を比較すると、監査等委員会設置会社の属性の数値（「他の会社の出身者」が51.9%、「弁護士」（20.1%）、「公認会計士」（15.1%）、「税理士」（5.2%）、「学者」（3.4%））が、監査役会設置会社の属性の数値と非常に近い数値となっている。これは、監査役会設置会社が監査等委員会設置会社に移行する際、社外監査役の多くが社外取締役に移行したことと関係があるとも考えられる。

図表 91 社外監査役の属性

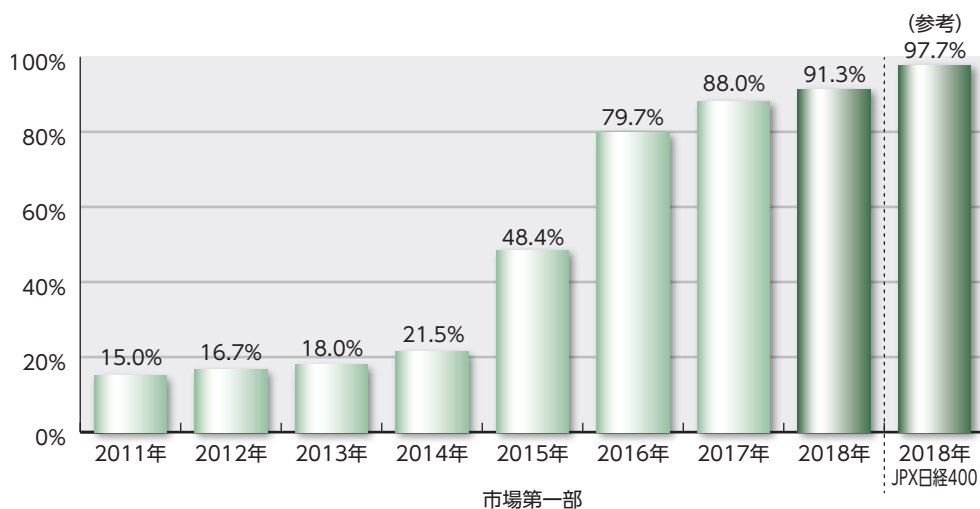


#### 4・9. 独立社外取締役の有効な活用（原則4-8）

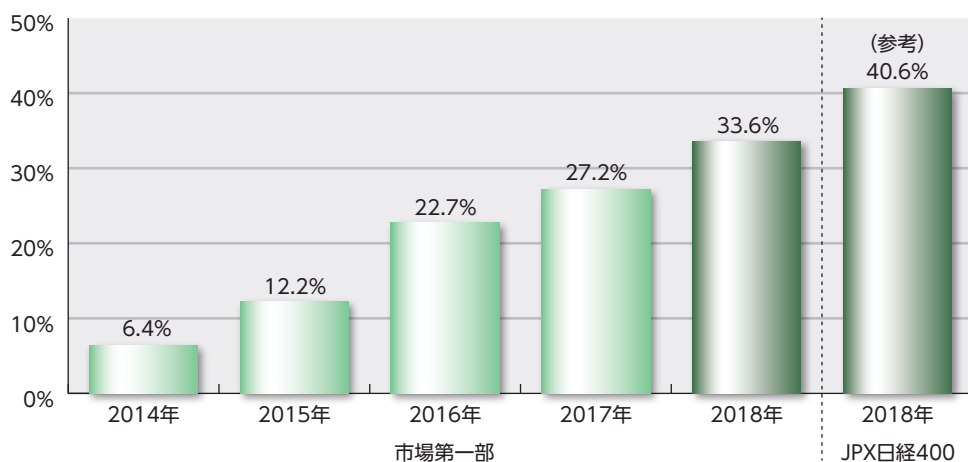
原則4-8では独立社外取締役の2名以上の選任を原則としており、取締役会の3分の1以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場会社には、十分な人数の独立社外取締役を選任することを求めている。同原則の実施率は87.2%（2,286社）と、実施率は9割未満となっている。コード策定以降、急速に独立社外取締役の選任が進んでおり、図表 92に示すように、複数名の独立社外取締役の選任を行っている会社の割合は2018年7月末時点で市場第一部上場会社の91.3%となっている。また、独立社外取締役を取締役会の3分の1以上選任している会社は市場第一部では33.6%となっている（図表 93）。コード策定以前と比較すると独立社外取締役を複数名選任する会社及び3分の1以上選任する会社の割合が大幅に増加している。特に2017年との比較では、複数名の独立社外取締役を選任している会社の割合が前年比3.3ポイント増に対し、3分の1以上選任している会社の割合は同6.4ポイント増となっており、3分の1以上選任している会社の割合が急速に拡大している旨が読み取れる。コード策定を契機に2015年以降に急拡大した複数名選任が一段落する一方で、機関投資家や議決権行使助言会社の要請<sup>58</sup>もあり、独立社外取締役を3分の1以上確保しようとする動きが市場第一部の会社を中心に広がっていると推察される。

58 カリフォルニア州職員退職年金基金（CalPERS）は議決権行使基準を2017年3月に変更し、日本の上場会社に対し独立社外取締役で3分の1以上を求めている（<https://www.calpers.ca.gov/docs/japan-stewardship-code-jp.pdf>）。また、大手議決権行使助言会社のグラスルイスは2017年以降、社外役員比率で3分の1以上、ISSは2019年以降、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社について社外取締役比率で3分の1以上を上場会社に対し各々求めている。

図表 92 2名以上の独立社外取締役を選任している会社割合の推移（市場第一部）



図表 93 独立社外取締役を3分の1以上選任している会社割合の推移（市場第一部）



#### 4・10. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質（原則4-9）

東証は、上場規則上の独立役員制度において、最低限の独立性基準を設けているが、社外取締役の独立性の有無を適切に判断するためには、この独立性基準に抵触しないということだけで足りるかという点を含め、上場会社が個々の社外取締役ごとに実質的な判断を行うことが望ましい。そこで、原則4-9は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきとしている。実質的な判断に資する独立性判断基準の内容は、まずは各上場会社の判断に委ねられるが、それが開示されることにより、上場会社と市場との対話を通じてより合理的な判断基準を見出すことが期待されているものである。

原則4-9の実施率は97.0%（2,543社）であった。記載内容としては、会社法の社外性要件や

東証等の定める独立性基準（消極要件）に加えて、独立社外取締役に求める資質（積極要件）を付記している例がみられる。具体的には、「会社法の要件及び東証が定める独立性基準に基づいて、客観的な視点から当社の経営等に対し、適切な意見を述べていただける方を選任しております」といった記載がある。原則4-9を実施している会社のうち、記載内容に「会社法」のキーワードが含まれる会社は31.9%（810社）であり、「取引所（東京証券取引所、金融商品取引所等）」のキーワードが含まれる会社は66.3%（1,686社）であった。多くの会社が、まずは会社法の社外性要件や東証等の定める独立性基準を踏まえた記載としていることが伺える。一部の会社においては、議決権行使助言会社や機関投資家等の議決権行使基準を参考として独立性基準を策定している旨を明記している例もみられた。

一方で、取引先や大株主等との関係に関して独自の定量的な独立性基準を設けている会社も一部でみられた。定量基準のキーワードである金額規模を示す「円（万円・億円）」又は比率を示す「%」を記載している会社は14.3%（363社）であった。

定量基準を記載している会社のうち「取引先」について言及している会社は88.4%（321社）であった。このうちの多くの会社（250社）は「連結売上高等の2%」を基準とし、例えば「年間の取引金額が当社グループ又は取引先（その親会社及び重要な子会社を含む）の連結売上高の2%を超える取引先」を「主要な取引先」の定義としている。また、取引関係について、自社からみた取引先への支払額の多寡の基準と、取引先から自社に対する支払額の多寡の基準の双方を考慮することとしている会社も一部でみられた。

同様に「借入先」に言及している会社も33.1%（120社）あった。借入先の数値基準の水準としては、多くの会社（87社）が「連結総資産等の2%」としている。また、銀行業の会社においては、融資取引も考慮要素に入れて、「当行が最上位の与信先であり、かつ当行の融資方針の変更が甚大な影響を与える場合」といった基準を設けている例もみられる。

また、「弁護士」や「コンサルタント」等に言及している会社は88.4%（321社）あり、その基準金額の水準としては「1,000万円」としている会社が最も多かった（196社）。報酬を受け取っている者が個人である場合は1,000万円としつつ、法人や団体等である場合にはその連結売上高の2%としている例もみられた（94社）。

上場会社からの「寄附」について言及している会社は57.9%（210社）あった。寄附金額の水準としては「1,000万円」としている会社が多かった（121社）。「大株主」について言及している会社は73.0%（265社）であり、その大部分（242社）が「10%」を基準としていた。

このほかには、独立社外取締役としての在任期間や、主幹事証券会社といった要素を独立性基準に盛り込んでいる例がみられた。また、「過去●年」や「前●年」等、一定期間より過去の場合は独立性に抵触しないクーリングオフ期間について言及している会社も96.1%（349社）みられ、定量基準に言及している会社の大部分がクーリングオフ期間にも言及している。

独立社外取締役に求める資質に関するキーワードとしては、「経験」が24.0%（611社）、「専門（専門性・専門的）」が24.5%（622社）、「率直（な意見）」が10.3%（262社）、「人格」が3.6%（92社）であった。過去の経験を重視している会社が多いことが伺える。また、期待する役割に関するキーワードとしては、「監督」を記載する会社が13.1%（333社）と多くみられた。

図表 94 独立社外取締役の独立性判断基準の主なキーワード

項目	社数	該当比率	(ご参考) 前回集計時点 (2016年7月時点)
原則4-9を実施している会社	2,543社	100.0%	-
定量基準あり	363社	14.3%	13.8%
■主要な取引先	321社	12.6%	11.9%
連結売上高の2%	250社	9.8%	8.9%
連結売上高の1%	21社	0.8%	0.6%
■主要な借入先	120社	4.7%	4.3%
連結総資産の2%	87社	3.4%	3.1%
■弁護士・コンサルタント等	321社	12.6%	11.2%
1,000万円	196社	7.7%	7.0%
1,000万円又は2%	94社	3.7%	1.6%
■寄附	210社	8.3%	7.6%
1,000万円	121社	4.8%	4.3%
1,000万円又は2%	42社	1.7%	0.7%
■大株主	265社	10.4%	9.4%
10%	242社	9.5%	8.6%
5%	17社	0.7%	0.6%

個別事例をみていくと、会社法及び東証の要件に加えて、資質に関する記載をしている事例として、〈事例1〉がある。取締役会等の会議において疑問を呈し、議論を行い、再調査や反対意見を行うことができる精神的独立性を重視するとしている。

定量的な記載を行っている事例としては、〈事例2〉がある。具体的な定量基準を設け、自社の独立社外取締役の独立性について客観的基準を株主・投資家に示している。〈事例3〉のように、一般的な水準より厳しい「議決権の5%」及び「連結売上高等の1%」を基準とするケースもみられる。〈事例4〉は、「主要な与信先」という基準を設け、その定量的・定性的な判断要素を挙げている例である。加えて、「8年」という任期基準を設けている。一部の機関投資家は、長期在任（例えば、12年）の社外役員に対し独立性が失われたと判断し、役員選任の議決権行使において反対を投じている。そうした動きがここ数年広がりつつあり、今後は「任期」を独立性基準として意識する会社が増加すると考えられる。

#### 〈事例1〉

社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、さまざまな事業への理解力と、取締役会等の会議において疑問を呈し、議論を行い、再調査や反対意見を行うことができる精神的独立性などを重視しています。また、独立取締役の選任基準は株式会社東京証券取引所の定める独立役員資格を満たした上、一般株主と利益相反の生じることのない者としています。

(輸送用機器)

#### 〈事例2〉

当社は株式会社東京証券取引所の定める独立性基準に加え、以下の要件を満たす社外役員を独立役員に指定しています。

- ・直近の3事業年度において以下に該当する者ではないこと。
- (1) 当社の定める基準を超える取引先(※1)の業務執行者
- (2) 当社の定める基準を超える借入先(※2)の業務執行者

(3) 当社から、直近の3事業年度のいずれかの年度において、役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を直接得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等の専門的サービスを提供する個人

(4) 当社の基準を超える寄付を受けた団体（※3）の業務執行者

なお、以上の（1）から（4）のいずれかの条件に該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、独立役員に指定時にその理由を説明、開示します。

※1 当社の定める基準を超える取引先とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における当社との取引額が、当該事業年度における当社の単体売上高の2%以上の取引先をいう。

※2 当社の定める基準を超える借入先とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における借入額が、当該事業年度における当社の総資産の2%以上の借入先とする。

※3 当社の定める基準を超える寄付を受けた団体とは、直近の3事業年度のいずれかの年度における当社からの寄付が年間1,000万円又は当該事業年度における当該組織の年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える団体をいう。

（情報通信業）

### <事例3>

当社は、一般株主と利益相反の生じない、当社から独立した立場で当社の経営に対する監督を行い、常に一般株主の利益を意識した観点から意見を述べられると判断した人物を独立役員として指定しております。

具体的な独立基準は次のとおりであります。

①当社の業務執行取締役、執行役員及び従業員で、過去に一度でも当社に所属していない者

②年間取引金額が当社売上高又は相手方の連結売上高の1%を超える当社の販売先又は仕入先等の業務執行者でない者

③当社の事業年度末において、議決権ベースで5%以上を保有する大株主またはその業務執行者でない者

④当社の事業年度末において、議決権ベースで5%以上を保有する出資先の業務執行者でない者

⑤当社が借入れを行っている金融機関であって、その借入金残高が当社事業年度末において、当社の総資産又は当該金融機関の連結総資産の3%を超える金融機関の業務執行者でない者

⑥当社が過去10年間に於いて1千万円を超える寄付を受けている者又はその業務執行者でない者

⑦当社から役員報酬等以外に年間1千万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家、若しくはそれらの法人並びに団体等に属している者、会計監査人又は顧問契約先でない者

（小売業）

### <事例4>

#### <独立社外取締役の独立性判断基準>

(1) 本人が、現在又は過去において、以下に掲げる者に該当しないこと

・ 当行グループ（※1）の業務執行者（※2）

(2) 本人が、現在又は過去3年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと

・ 当行の主要な与信先（※3）の業務執行者

・ 当行グループの主要な取引先（※4）の業務執行者

・ 当行の大株主（直接・間接に10%以上の議決権を有する者）又はその業務執行者及び監査役、会計参与

・ 当行グループが議決権の5%を保有する先の業務執行者及び監査役、会計参与

・ 当行グループの会計監査人又はその業務執行者

・ 当行グループより役員報酬以外に年間1,000万円を超える報酬を得ている者（会計専門家、法律専門家、コンサルタント等）

・ 当行グループより年間1,000万円を超える寄付金を得ている団体の業務執行者

(3) 本人の配偶者、二親等内の親族又は同居者が、以下に該当しないこと

・ 上記（1）、（2）に記載の事項

(4) 役員等が相互に就任している状況にないこと

(5) 社外取締役の在任期間が8年を超えないこと

(6) 上記の他、独立社外取締役としての職務を果たせないと判断される事情がないこと

(7) 上記の（2）～（5）のいずれかを充足しない者であっても、当該人物の人格、見識等に照らし、十分な独立性を有し、かつ社外取締役として適切であると当行が考える場合には、その理由を対外的に説明することで、当該人物を当行の独立社外取締役候補者とすることができる。

（※1） 当行及び当行の子会社、関連会社、関係会社

（※2） 業務執行取締役、執行役員、又は使用人

（※3） 主要な与信先に係る判断については、与信シェア、売上高・総資産等に対する与信額の割合、債務償還年数、



預金等取引とのバランス、他金融機関との取引状況等を総合的に勘案し、当該企業等が当行グループ経営陣から著しいコントロールを受け得る立場か否かを判断する。

(※4) 主要な取引先に係る判断については、当行と当該企業との取引による売上高等が当該会社の売上高等の相当部分を占めている等、親会社、関連会社と同程度の影響を受け得る立場か否かにより判断する。

(銀行業)

## 4・11. 委員会等

指名委員会等設置会社は、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の三つの委員会を置く株式会社とされており<sup>59</sup>、いずれの委員会も取締役3名以上で組織し、その構成員の過半数を社外取締役としなければならない<sup>60</sup>。また、指名委員会等設置会社では、業務執行の決定を、取締役会は自らが選任した執行役に対して大幅に委任できる仕組みとなっている<sup>61</sup>。

コードの原則4-10において、任意の仕組みの活用による統治機構の充実を定めており、更に、補充原則4-10①においては、独立社外取締役を主な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会等の設置を求めている。

そこでCG報告書では、監査役会設置会社においては、監査役関係の記載に加え、指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会を設置している場合には、その委員構成、委員長（議長）の属性を記載することを要請している。

監査等委員会設置会社においても、会社法上設置することとされている監査等委員会とはもとより、指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会を設置している場合には、その委員構成、委員長（議長）の属性を記載することを要請している。

以下に、要請されている委員会の記載事項を、「指名」、「報酬」、「監査」という機能別にその現状を分析する。なお、監査役会設置会社の監査役関係は「監査」の事項で分析する。

### (1) 指名

#### ① 指名委員会の設置状況

指名委員会等設置会社では、指名委員会の設置は必須だが、監査等委員会設置会社及び監査役会設置会社においては、設置するかどうかは会社の任意である。そこで、法定又は任意の指名委員会の設置状況について、市場区分別に示したのが図表 95である。市場第一部において、法定又は任意の指名委員会を設置している会社の比率が、他の市場に比べ高い。なお、JPX日経400構成会社をみると、法定の指名委員会を設置している会社は8.5%（34社）、任意の指名委員会を設置している会社は61.9%（247社）、設置していない会社は29.6%（118社）であり、市場第一部と比べ、更に高い水準となっている。

なお、指名・報酬等の検討において、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会の設置を求める補充原則4-10①の実施率は48.3%であった<sup>62</sup>。2017年7月時点のコード実施率が76.7%であり、今回のコード改訂により大幅に実施率が低下している。改訂前コードでは、任意の指名委員会・報酬委員会の設置は「例示」であったものの、今回のコード改訂により「例示」が消え、補充原則4-10①を実施するに際しては、任意の指名委員会・報

59 会社法第2条第12号。

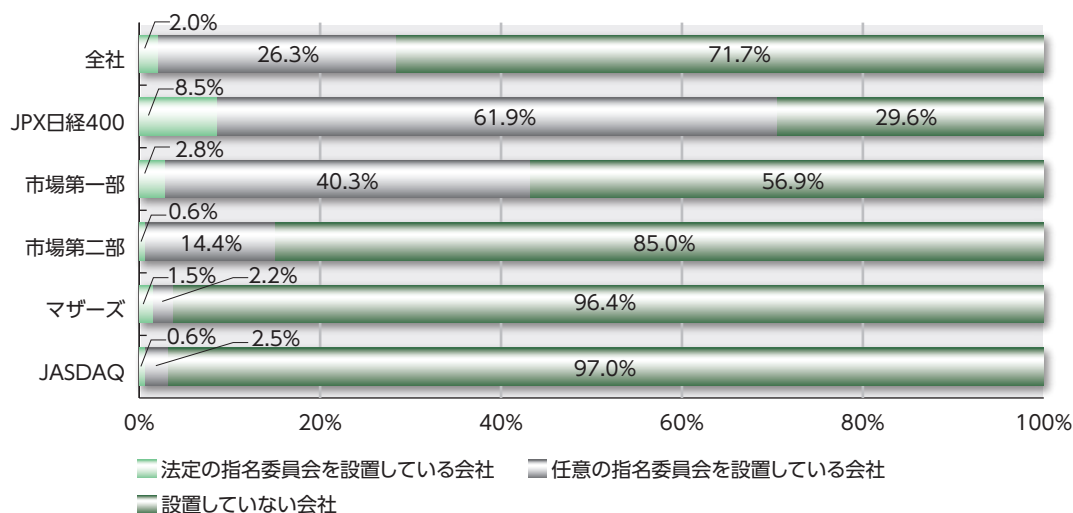
60 会社法第400条第1項、第3項。

61 会社法第416条第4項。

62 補充原則4-10①において、コード改訂により独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会の設置が求められている。

酬委員会等を設置することが必要となったことから、大幅に実施率が低下したものとみられる。しかしながら、設置を検討中としている会社も多いことから、実施率は今後上昇していくことが見込まれる。

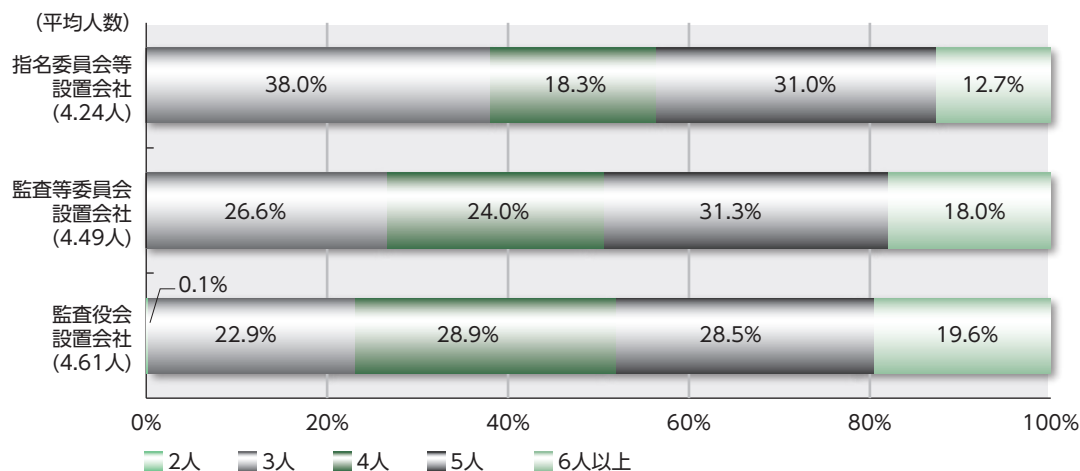
図表 95 指名委員会設置状況（市場区分別）



## ② 指名委員会の人数

指名委員会の人数を組織形態別に表したのが図表 96である。指名委員会等設置会社では、指名委員会の人数が他の組織形態に比べ少ないといえる。指名委員会等設置会社における法定の指名委員会は平均人数が4.24人で、委員会の人数が3人の会社が38.0%と最も高い割合を占めている。監査等委員会設置会社の任意の指名委員会は平均人数が4.49人で、委員会の人数が5人の会社が31.3%で最も高い割合を占めている。監査役会設置会社における任意の指名委員会は人数が平均4.61人で、委員会の人数が4人の会社が28.9%と最も高い割合を占めている。

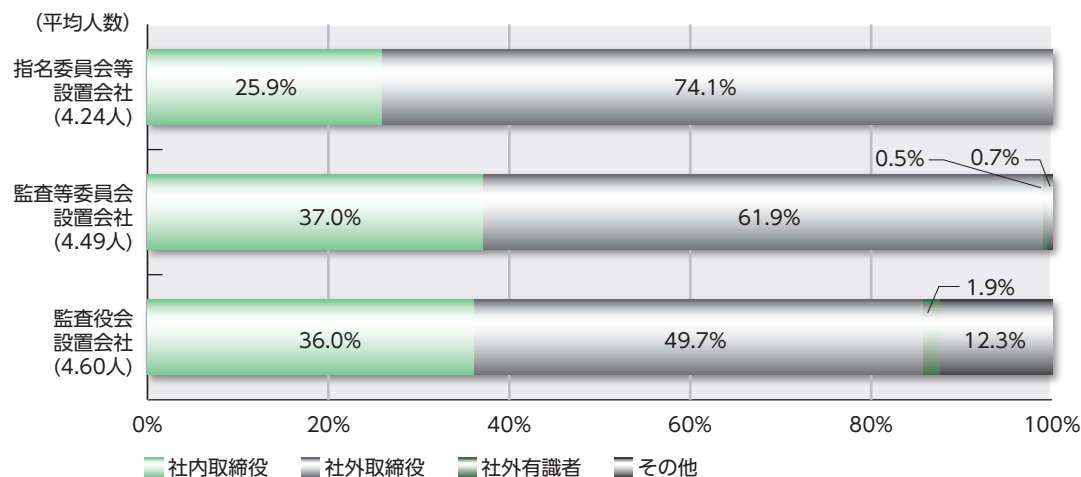
図表 96 指名委員会の人数



③ 指名委員会における社内取締役と社外取締役の比率・人数

指名委員会における社内取締役と社外取締役の比率を組織形態別に表したのが図表 97である。指名委員会等設置会社の指名委員会は、社内取締役が25.9%、社外取締役が74.1%である。監査等委員会設置会社の任意の指名委員会は、社内取締役が37.0%、社外取締役が61.9%、社外有識者が0.5%、その他が0.7%となっている。監査役会設置会社の任意の指名委員会は、社内取締役が36.0%、社外取締役が49.7%、社外有識者が1.9%、その他が12.3%となっている。この「その他」には、監査役が含まれている。

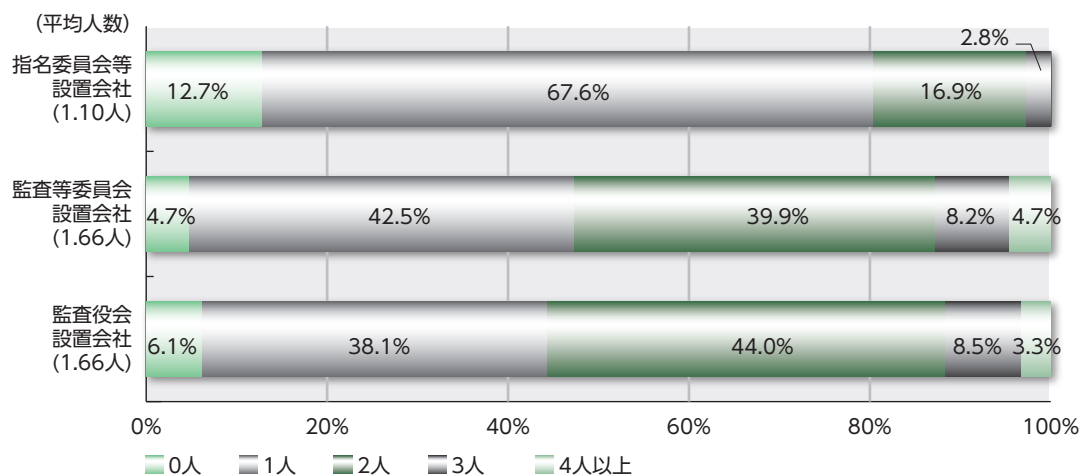
図表 97 指名委員会における社内取締役と社外取締役の比率<sup>63</sup>



63 図表 96では「人数計」を用いて集計した一方、図表 97では「社内取締役」「社外取締役」「社外有識者」「その他」の合算を集計した。

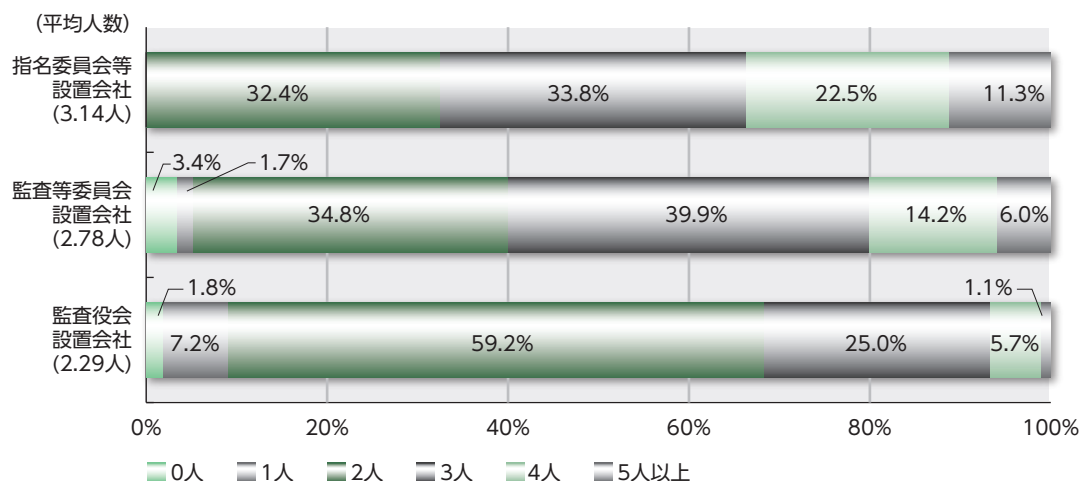
指名委員会における社内取締役の人数を示したのが図表 98である。監査役会設置会社と監査等委員会設置会社の任意の指名委員会は、指名委員会等設置会社の指名委員会に比べて、社内取締役の人数が多い。指名委員会等設置会社の指名委員会においては、社内取締役は1人のみという会社が67.6%と大半を占める一方、監査等委員会設置会社及び監査役会設置会社における任意の指名委員会では、社内取締役は2名以上という会社が過半数を占める。

図表 98 指名委員会における社内取締役の人数



指名委員会における社外取締役の人数を示したのが図表 99である。指名委員会等設置会社の指名委員会では法律上、委員会を構成する取締役の過半数は社外取締役でなければならぬため、少なくとも2人の社外取締役が委員会の構成員となっている。監査等委員会設置会社及び監査役会設置会社における任意の指名委員会においても、社外取締役は2人以上としているところが大半であるが、中には社外取締役が0人という事例もみられる。

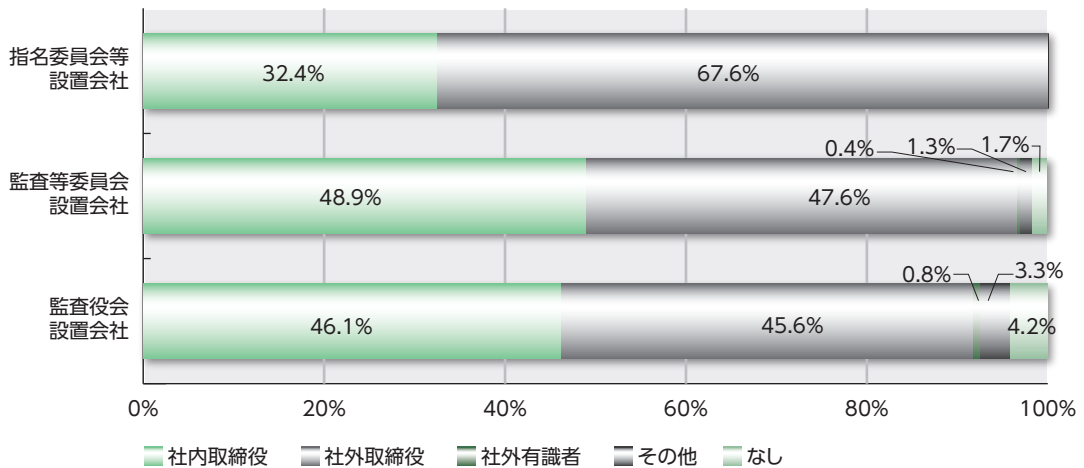
図表 99 指名委員会における社外取締役の人数



#### ④ 指名委員会の委員長の属性

指名委員会の委員長の属性について組織形態別に示したのが図表 100である。指名委員会等設置会社の指名委員会は、委員長が社外取締役である会社が67.6%で過半数を占めている。一方、監査役会設置会社及び監査等委員会設置会社の任意の指名委員会では、法定の指名委員会と比べて、委員長が社内取締役である比率が高い。監査等委員会設置会社の任意の指名委員会の委員長は、社内取締役が48.9%、監査役会設置会社では社内取締役が46.1%である。

図表 100 指名委員会の委員長の属性

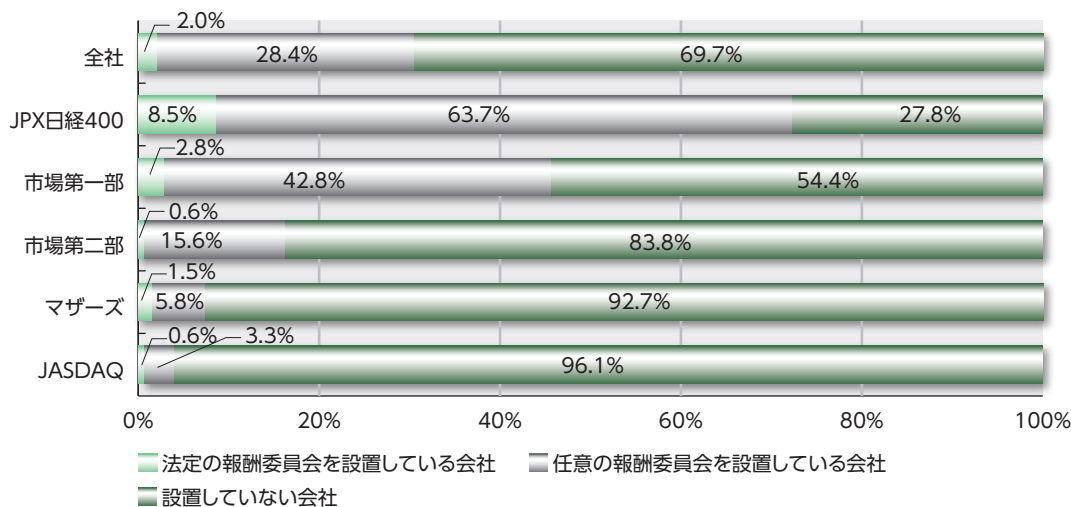


## (2) 報酬

### ① 報酬委員会の設置状況

指名委員会等設置会社では、報酬委員会の設置は必須だが、監査等委員会設置会社及び監査役会設置会社においては、その設置は会社の任意である。法定又は任意の報酬委員会の設置状況について、市場区分別に示したのが図表 101である。市場第一部での法定及び任意の報酬委員会の設置状況は他の市場に比べ高い。なお、JPX 日経400構成会社においては、法定の報酬委員会を設置している会社は8.5% (34社)、任意の報酬委員会を設置している会社は63.7% (254社)、設置していない会社は27.8% (111社) であり、市場第一部と比べても、2倍弱と高い設置比率になっている。

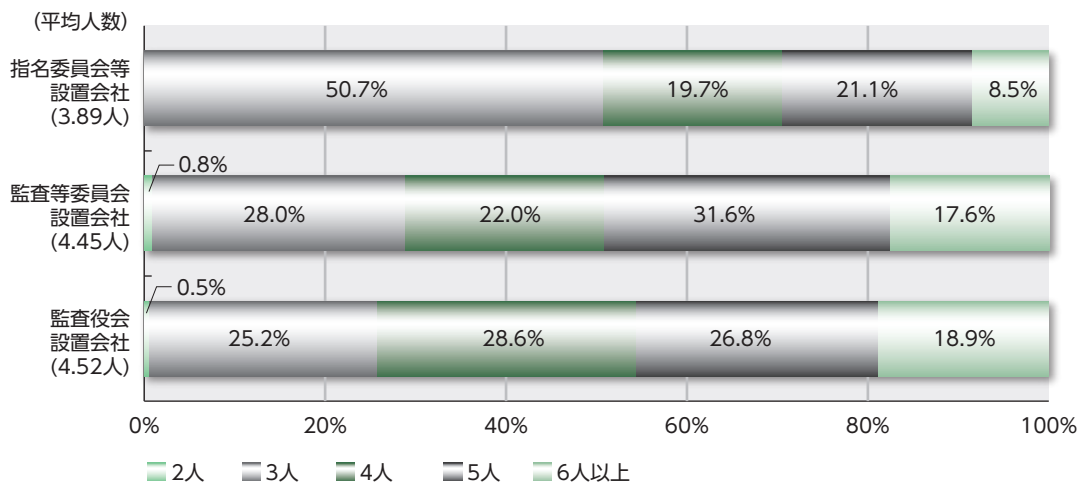
図表 101 報酬委員会設置状況 (市場区分別)



② 報酬委員会の人数

報酬委員会の人数を組織形態別に示したのが図表 102である。指名委員会等設置会社の報酬委員会の人数は、指名委員会と同様に、他の組織形態に比べ少ないといえる。指名委員会等設置会社の法定の報酬委員会は平均人数が3.89人で、委員会の人数が3人の会社が50.7%と最も高い割合を占めている。監査等委員会設置会社の任意の報酬委員会は平均人数が4.45人で、委員会の人数が5人の会社が31.6%と最も高い割合を占めている。監査役会設置会社の任意の報酬委員会は平均人数が4.52人で、委員会の人数が4人の会社が28.6%と最も高い割合を占めている。

図表 102 報酬委員会の人数

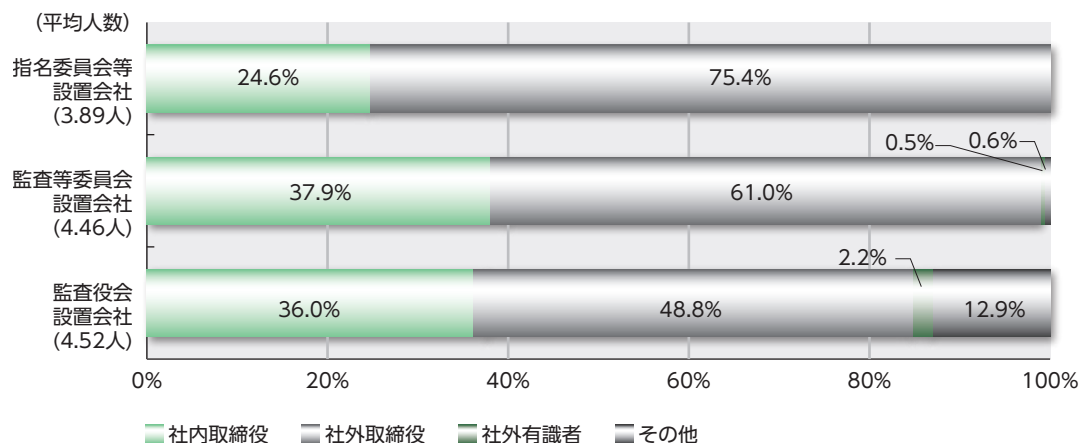


③ 報酬委員会における社内取締役と社外取締役の比率・人数

報酬委員会における社内取締役と社外取締役の比率について組織形態別に表したのが図表 103である。指名委員会等設置会社の報酬委員会は、社内取締役が24.6%、社外取締役が75.4%である。監査等委員会設置会社の任意の報酬委員会は、社内取締役が37.9%、社外取締役が

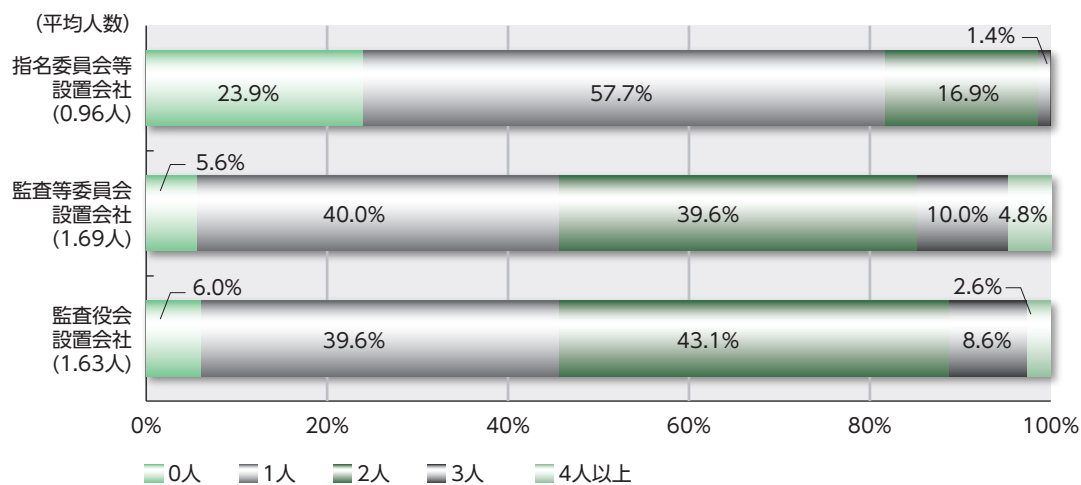
61.0%、社外有識者が0.5%、その他が0.6%となっている。監査役会設置会社の任意の報酬委員会は、社内取締役が36.0%、社外取締役が48.8%、社外有識者が2.2%、その他が12.9%となっている。

図表 103 報酬委員会における社内取締役と社外取締役の比率・人数<sup>64</sup>



報酬委員会における社内取締役の人数を示したのが図表 104である。指名委員会等設置会社の報酬委員会の社内取締役の平均人数は0.96人で、1人の会社が57.7%と最も高い割合を占めている。一方、監査等委員会設置会社及び監査役会設置会社の任意の報酬委員会においては、2人以上の社内取締役が入っている会社が過半を占める。

図表 104 報酬委員会における社内取締役の人数

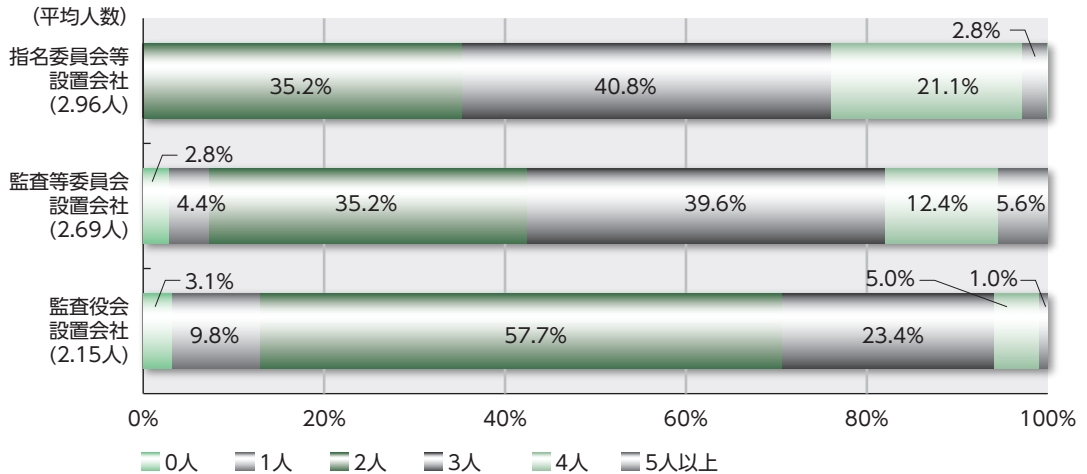


報酬委員会における社外取締役の人数を示したのが図表 105である。指名委員会と同様、指

64 図表 102では「人数計」を用いて集計した一方、図表 103では「社内取締役」「社外取締役」「社外有識者」「その他」の合算を集計した。

名委員会等設置会社においては2人又は3人の社外取締役が構成員となっているところが大半を占め、監査等委員会設置会社及び監査役会設置会社においては、社外取締役が0人又は1人という事例もみられる。

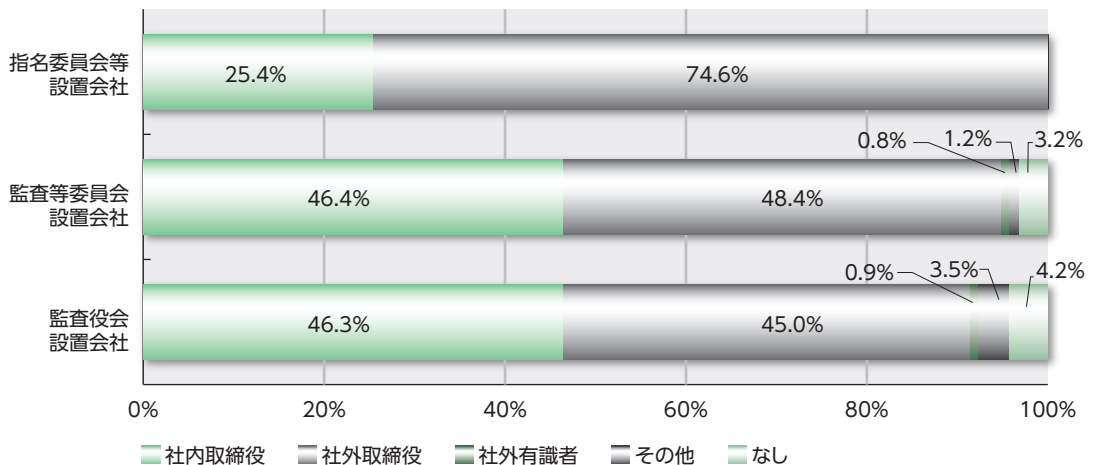
図表 105 報酬委員会における社外取締役の人数



#### ④ 報酬委員会の委員長の属性

報酬委員会の委員長の属性を組織形態別に示したのが図表 106である。指名委員会等設置会社の報酬委員会は、委員長が社外取締役である会社の比率が74.6%で過半数を占めている。監査等委員会設置会社の任意の報酬委員会は、社外取締役が48.4%と社内取締役の46.4%と比べて高い。監査役会設置会社の任意の報酬委員会は、委員長の属性は社内取締役が46.3%と社外取締役45.0%と比べて高い。

図表 106 報酬委員会の委員長の属性





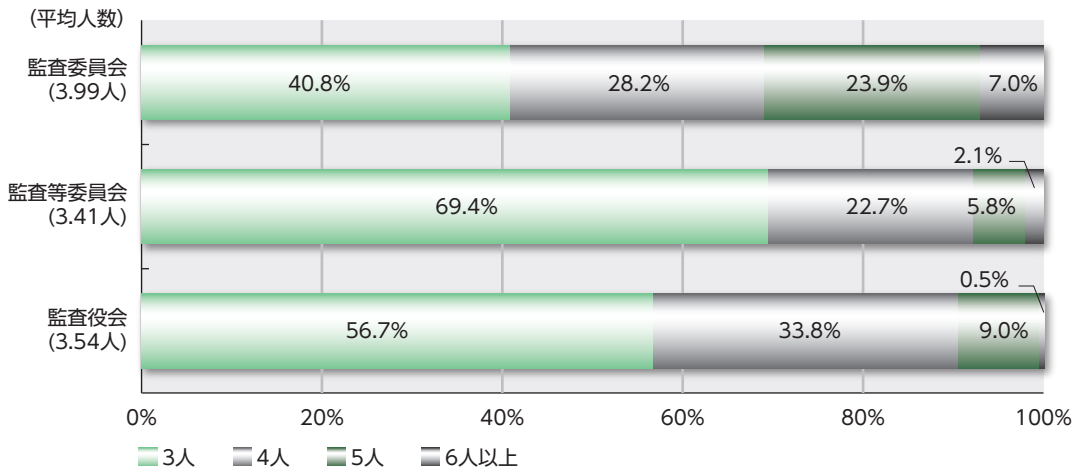
(3) 監査

① 監査委員会・監査等委員会・監査役会の人数

監査委員会・監査等委員会・監査役会の人数を示したのが図表 107である。監査委員会は平均人数が3.99人で、委員会人数が3人の会社が40.8%で最も高い割合を占めている。監査等委員会は平均人数が3.41人で、委員会人数が3人の会社が69.4%で最も高い割合を占めている。監査役会は平均人数が3.54人で、人数が3人の会社が56.7%で最も高い割合を占めている。

したがって、平均人数では指名委員会等設置会社の監査委員会が最も多い。

図表 107 監査委員会・監査等委員会・監査役会の人数



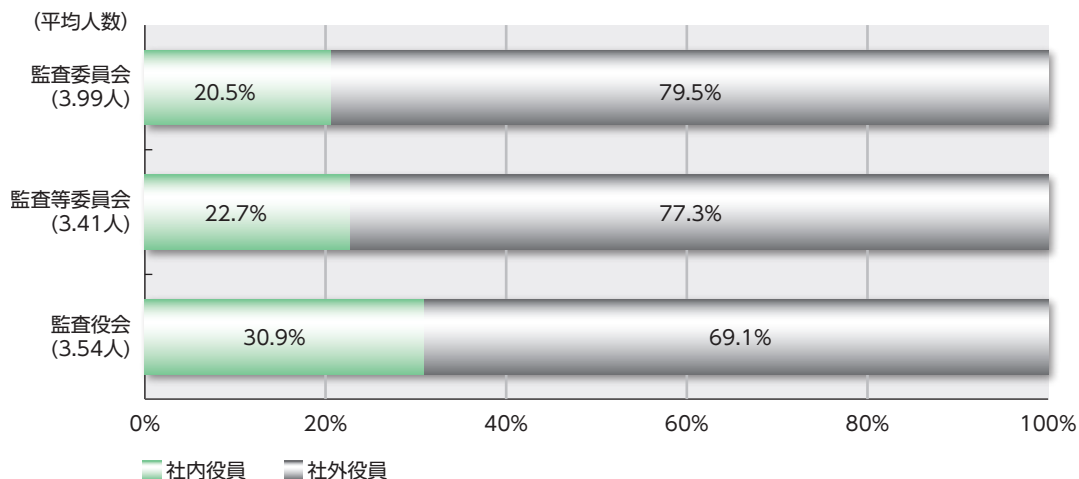
② 監査委員会・監査等委員会・監査役会における社内役員と社外役員の比率・人数

監査委員会・監査等委員会・監査役会別の社内役員と社外役員の比率を表したのが図表 108である。

なお、グラフ上で表している社内役員は、監査委員会及び監査等委員会では社内取締役、監査役会では社内監査役である。同様に社外役員は、監査委員会及び監査等委員会では社外取締役、監査役会では社外監査役である。

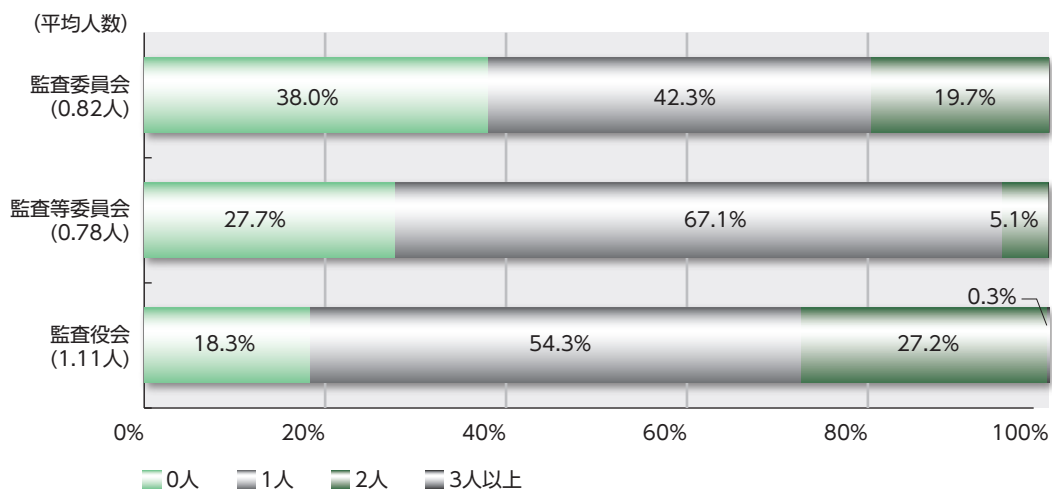
監査委員会では社内取締役が20.5%、社外取締役が79.5%、監査等委員会では社内取締役が22.7%、社外取締役が77.3%、監査役会では社内監査役が30.9%、社外監査役が69.1%である。

図表 108 監査委員会・監査等委員会・監査役会における社内役員と社外役員の比率



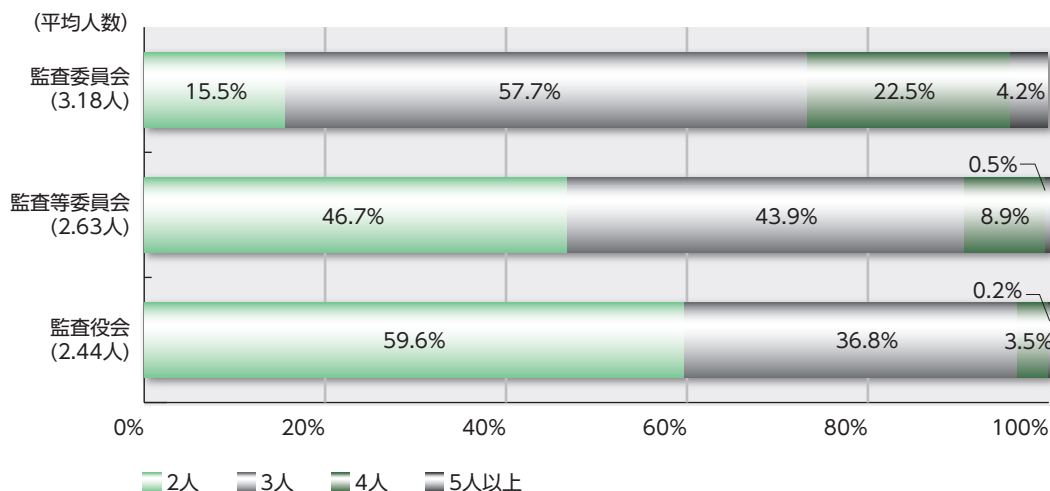
監査委員会・監査等委員会・監査役会別の社内役員（社内取締役と社内監査役）の人数を示したのが図表 109である。監査委員会においては、社内取締役が0人の会社が38.0%と高くなっている。監査等委員会では、社内取締役が1人という会社が67.2%で最も高い比率を示している。監査役会においては、社内監査役が1人以上いる会社が大半である。

図表 109 監査委員会・監査等委員会・監査役会における社内役員の人数



監査委員会・監査等委員会・監査役会別の社外役員（社外取締役と社外監査役）の人数を示したのが図表 110である。いずれの場合も2人以上の社外者が構成員となることが法定されているが、指名委員会等設置会社の監査委員会では社外取締役が3人以上である会社が大半を占めている。

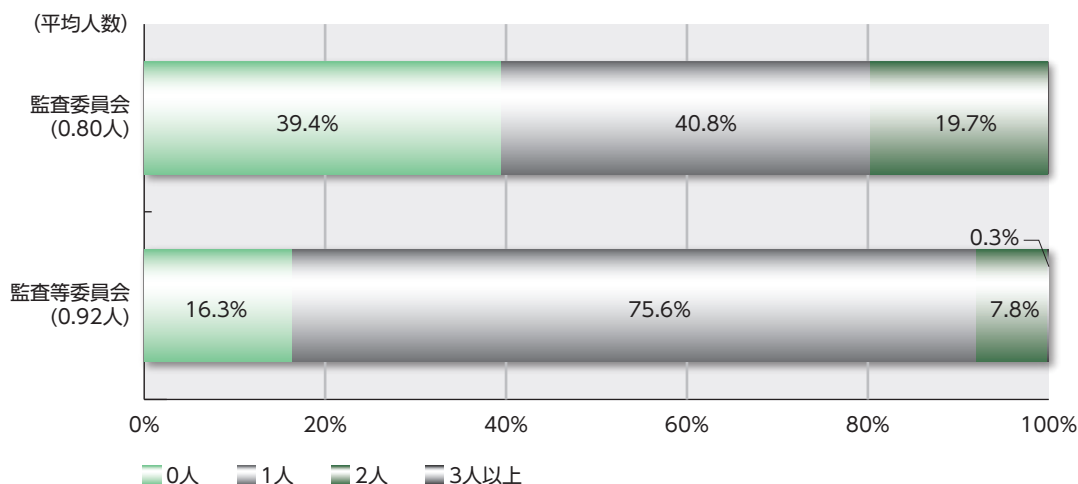
図表 110 監査委員会・監査等委員会・監査役会の社外役員の人数



③ 監査委員会・監査等委員会における常勤者の人数

監査委員会・監査等委員会における常勤者の人数を示したのが図表 111である。監査委員会の常勤者の平均人数は0.80人で、0人、1人の会社が39.4%、40.8%と最も高い割合を占めている。監査等委員会の常勤者の平均人数は0.92人で、1人の会社が75.6%で最も高い割合を占めている。なお、監査役会は、会社法上、監査役の中から常勤の監査役を選定することが求められている。

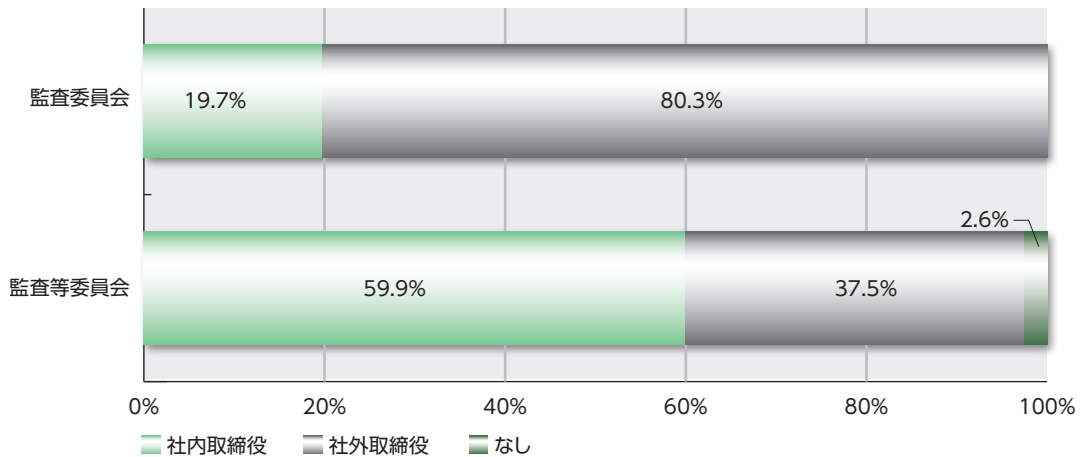
図表 111 監査委員会・監査等委員会における常勤者の人数



④ 監査委員会・監査等委員会の委員長の属性

監査委員会・監査等委員会の委員長の属性を示したのが図表 112である。監査委員会では委員長の属性は社外取締役の割合が80.3%と多い一方、監査等委員会の委員長の属性は社内取締役が59.9%を占める。また、監査等委員会では、委員長を指名していない会社が2.6%存在する。

図表 112 監査委員会・監査等委員会の委員長の属性



### 【コラム⑥】任意の指名委員会・報酬委員会の実態

図表 113のとおり、2015年のコード導入以降、上場会社において任意の指名委員会及び報酬委員会（以下「任意の指名・報酬委員会」という。）の設置が進んでいる。2018年6月のコード改訂において、補充原則4-10①が改訂され、当該補充原則を実施とするためには任意の指名・報酬委員会の設置が必要となったことから、今後も、任意の指名・報酬委員会を設置する会社の数は引き続き増加していくものと思われる。

任意の指名・報酬委員会に対する資本市場の関心も高く、例えば、一部の株主から、上場会社に対し、対話や書簡、場合によっては株主提案等を通じて、任意の指名・報酬委員会の設置を求める動きが出てきており、また、大手機関投資家の一部でも、それら任意の指名・報酬委員会の設置に関する株主提案に対し原則賛成するとの議決権行使方針を公表する会社が出てきている\*1。近年は、取締役の指名や報酬決定のプロセスに関連した企業不祥事も発生していることから、一般の投資者の間における関心も高まってきている。

一般的な任意の指名・報酬委員会の実態について整理すると、代表取締役や社外取締役、必要に応じて社外監査役等4～5名が構成員となるケースが多い。次に開催頻度であるが、経済産業省が行ったアンケートによると、年1～3回の会社が多数派である一方で、年5回以上開催する会社も一定数存在する（図表 114）。任意の指名・報酬委員会で何をどの程度まで審議するかによって開催頻度も大きく異なってくると考えられ、例えば、任意の指名委員会の開催回数が1回の場合は、株主総会に上程する取締役の選任議案について経営陣の策定した原案を確認するだけという会社も一定数あると推察される。一方で、社長・CEOの後継者計画や執行役員・主要子会社の経営陣等の指名を含めて指名委員会の審議範囲としている会社の場合は、自ずと開催頻度が多くなる傾向にある。報酬委員会についても同様で、報酬原案の確認だけでなく、他社の報酬動向等を踏まえたうえで、自社の報酬制度の見直し等を議論する場合には、年複数回の開催が必要となってくる。

コード改訂により、「形」である任意の指名・報酬委員会の設置の普及が進み、その後一段落すると、次は「中身」である具体的な活動内容に焦点があたると考えられる。開催回数が1回又は2回の会社が多いことを踏まえると、多くの上場会社で任意の指名・報酬委員会の運用実務は手探りな状況にあると推察される。2019年3月期以降の有価証券報告書においては、報

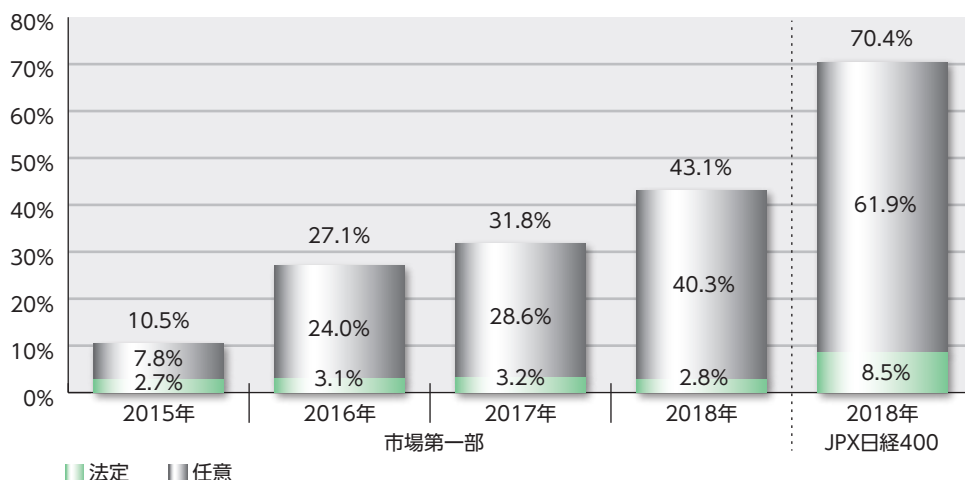
酬決定プロセスについて有価証券報告書にてより詳細な開示が求められている。また、東証においても、2018年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告書を踏まえ、CG報告書の記載要領を変更し、取締役会並びに指名委員会及び報酬委員会の活動状況（開催頻度、主な検討事項、個々の役員・委員の出席状況等）を記載することが望ましい旨を追加している。今後は、指名や報酬の考え方や決定プロセス等について、株主との対話を意識したより積極的な情報開示が求められよう。

\*1 例えば、野村アセットマネジメント株式会社

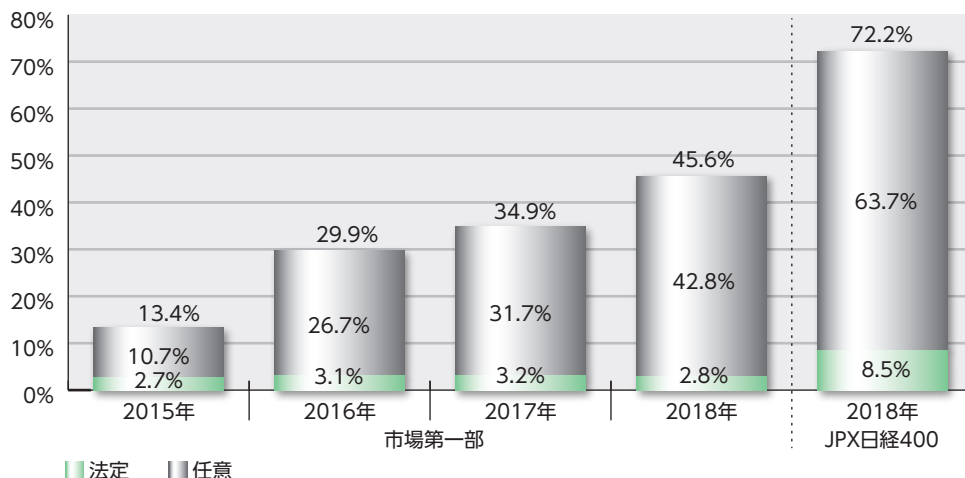
[http://www.nomura-am.co.jp/corporate/service/responsibility\\_investment/pdf/vote\\_policy20181101.pdf](http://www.nomura-am.co.jp/corporate/service/responsibility_investment/pdf/vote_policy20181101.pdf)

図表 113. 指名委員会・報酬委員会の設置会社数の推移

■指名委員会

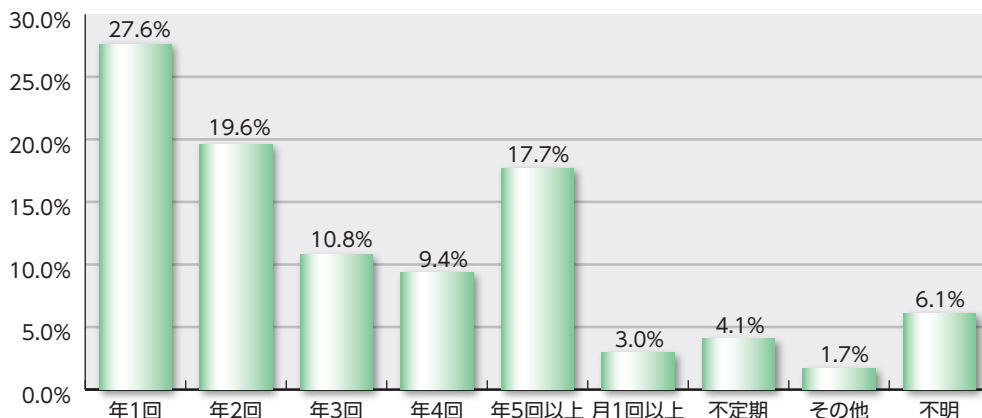


■報酬委員会

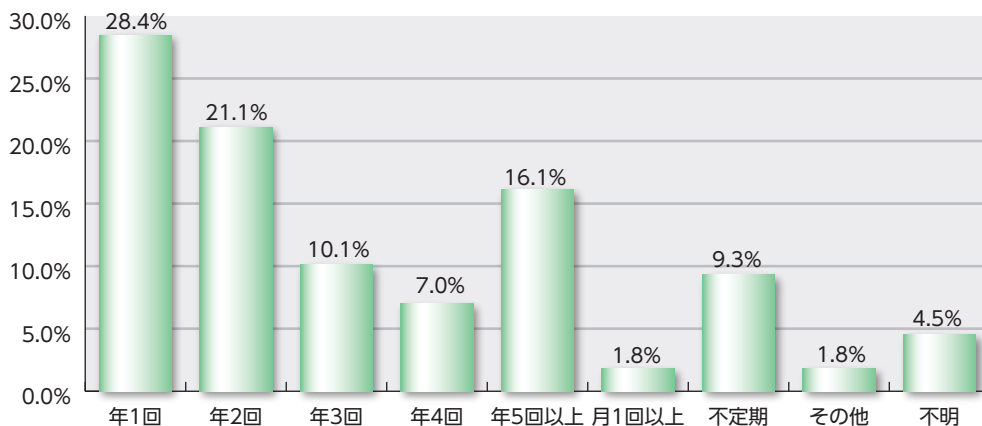


図表 114 指名委員会・報酬委員会の開催回数

■指名委員会（法定を含む）の開催回数



■報酬委員会（法定を含む）の開催回数



(注) アンケート調査による任意回答（指名委員会は362社、報酬委員会は398社）  
 (出所) 経済産業省「平成29年度 コーポレートガバナンスに関するアンケート調査」より作成

#### 4・12. 取締役会の多様性等に関する考え方（補充原則4-11①）

原則4-11では、「取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。」とされており、補充原則4-11①においては、取締役会における知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方の開示が求められている。

コード改訂において、原則4-11は、ジェンダーや国際性の要素が「多様性」という言葉に含まれることを明確にしたうえで、そうした多様性と適正規模を両立させる形で取締役会を構成することを求めるものとしている。こうした改訂を踏まえ、原則4-11の実施率は、68.9%（1,806社）と、2017年7月時点の96.5%（2,451社）から、27.6ポイント減少している。

補充原則4-11①については、取締役会の現状を述べるのが求められている原則であり、その実施率は、96.1%（2,519社）と、2017年7月時点の98.7%（2,506社）と比較して大きな変動

はない。

取締役の知識・経験・能力のバランス、多様性に関する主なキーワードとしては「専門（専門性・専門的等）」が40.4%（1,018社）の会社において記載されている。具体的な専門性として、「財務・会計」が20.2%（509社）、「経営者・会社経営・経営経験」が12.3%（311社）、「グローバル・国際・海外」が11.5%（289社）、「法律」が3.3%（82社）の会社においてみられた。また、「事業」が36.6%（921社）、「管理」が14.4%（363社）、「営業・販売」が9.5%（239社）、「生産・製造」が6.4%（162社）など、出身部門への言及もみられた。

デモグラフィック（人口統計学的属性）なダイバーシティについて、コード改訂により明確化された「ジェンダー」や「国際性」と関連するキーワードである「女性」や「外国人（国籍）」について記載している会社は、それぞれ7.8%（196社）、8.2%（207社）と前回調査の4.1%（92社）、1.0%（23社）から増加しているものの、少数にとどまっている。ただし、原則4-11を説明している市場第一部の会社の開示を分析すると、女性取締役の選任を検討中としている会社は、約半分となっており、今後、ジェンダーや国際性の面での多様性はより進んでいくものと考えられる。

取締役会の規模に関する主なキーワードとしては「員数（定款）」がある。「員数もしくは定款」のキーワードを記載している会社は実施会社の36.5%（920社）で定款上の取締役人数の上限（員数）に言及している会社が多い。また、「意思決定」が28.2%（710社）、「監督」が25.0%（629社）、「議論」が12.3%（309社）で記載がみられ、現在の取締役会の規模が「意思決定」や「監督」といった役割を果たすために適切であると述べている。

個別事例をみていくと、＜事例1＞は自社の事業内容を踏まえつつ、社内取締役、社外取締役、常勤監査役、社外監査役についてそれぞれに求める資質等を記載している。また、自社の経営課題を意識した取締役会にしている旨を明記している事例が＜事例2＞である。経営戦略とコーポレート・ガバナンスの一体化という観点で取締役会の構成を考えている事例である。

多様性に関する記載事例としては＜事例3＞、＜事例4＞及び＜事例5＞がある。＜事例3＞は既に女性取締役を選任している会社であり、自社の事業にとって女性の視点が重要と考えている旨を記載している。＜事例4＞は女性の登用について、候補者の育成についても言及し前向きに検討している事例である。＜事例5＞はグローバル展開していることを踏まえ、外国人の取締役を選任している事例である。

#### ＜事例1＞

上記●記載の指名方針に従い、以下の通り取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性を確保します。また、取締役会の規模については、適正配置した執行役員への権限委譲を前提として、事業の拡大等に対応した意思決定の迅速化を図るための取締役会の簡素化と適切な審議、執行の監督を行うために必要な多様な人財のバランスを勘案し、適切な規模とします。

社内取締役については、適切な経営戦略等の立案、審議等に必要グローバルな運営を含む、よきモノづくりに関する研究開発、マーケティング、販売及び生産等の部門の運営及びこれらの部門を支援するコーポレート機能に関する部門の運営経験並びに当社を取り巻く事業環境及びこれに対応するための当社の強み・課題に対する理解を重視して指名します。

社外取締役については、経営戦略等の審議等に当たって、社内取締役だけでは得られない多様な、例えば、グローバルな経験を含む当社と異なる分野の製品・サービスを提供する会社の経営経験者及びコンサルタントや学識経験者等が有する経験並びにこれらの経験から得られる知識及び高い見識を有していることを重視し、あわせて独立性にも配慮して指名します。また、社外取締役は、取締役会の多様性及び発言力の確保のため取締役の約半数を旨とします。常勤監査役については、社内より、会計財務等の会社管理、事業等の運営、研究開発・生産から販売までのサプライチェーン及び海外経験等の各人のこれまでの業務経験及びこれらから得た知見等のバランス及び海外業務の経験や業務執行者からの独立性を確保できる資質を重視して指名します。

社外監査役については、監査に必要とされる会計財務や法律に関する高い専門性と見識、それを生かすことができる豊富な経験、及びプロフェッショナルとしての高い倫理観を有していること、そして法令上の社外性、独立性に関する適格性を重視して指名します。また、監査役会の独立性、中立性を高めるため、監査役会の過半数を独立基準を満たす社外監査役とします。監査役についても、経営戦略等の審議等に必要な経験、資質、専門性等を有しているかを指名の際に重視します。

また、知識・経験・能力だけでなく、性別、人種、国籍等のダイバーシティから生まれる多角的な視点が事業の推進やグローバル拡大、適切な監督や監査に資するとの認識に立ち、これらの多様な人材の役員への登用を進めます。(略)(化学)

#### <事例2>

当社定款に定める取締役の員数は7名以下、監査役は4名以下としております。

現在、取締役は6名を選任しており、少人数による議論が可能な体制を維持しつつ、当社の事業に関する深い知見を備える取締役や、独立的な立場から取締役会の適切な意思決定に対する助言・経営陣に対する実効性の高い監督などコーポレートガバナンスの充実に資することのできる社外取締役を選任するなど、専門知識や経験等のバックグラウンドが異なる構成としております。

取締役はそれぞれ、当社の経営課題である「既存事業の成長」「商品力強化」「海外事業展開の加速」「新規事業領域の拡大」への対応に必要な資質と多様性を備えており、取締役会における独立社外取締役の人数比率は3分の1となっていることから、独立性と客観性をより一層確保できる体制であると考えております。

監査役は4名選任しており、うち3名が社外監査役（うち1名が女性）となっており、独立的立場から取締役の職務の執行状況を監視しております。

(食料品)

#### <事例3>

(略)

当社は、1名の海外勤務経験のある業務執行取締役を選任しています。また、1名の女性社外取締役を選任しています。当社のインテリア、住生活に関連する事業の特性から女性の視点で経営・事業をチェックできるよう、これからも内外から女性の登用をいっそう進めたいと考えています。

(卸売業)

#### <事例4>

(略)

女性取締役は現在選任されておりませんが、将来の取締役候補育成に向けた職場環境の改善、制度の構築等の働き方改革を実践し、女性が経営者を目指す環境を整え、ジェンダー面における多様性の改善を検討してまいります。

(化学)

#### <事例5>

取締役については、取締役会全体としての知識・経験・能力の多様性を確保するとともに、その機能が効果的・効率的に発揮されるよう人員の最適化を図っています。2018年度は、グローバルで展開する当社グループの安定的な事業活動の基盤をさらに強化するため、外国人取締役を1名を新たに選任し、取締役会における、国際性を含めた多様性を確保しています。監査役については、財務・会計に関する相当程度の知見を有する人材を1名以上選任し、法務に関する知識を有する人材も1名選任しています。

(電気機器)



図表 115 取締役会の多様性等に関する考え方のキーワード

項目	社数	該当比率	(参考) 前回集計時点 2016年7月
補充原則4-11①を実施している会社	2519社	100%	-
■知識・経験・能力等			
専門（専門性・専門的等）	1,018社	40.4%	(注) 25.2%
財務・会計	509社	20.2%	16.8%
経営者・企業経営等	311社	12.3%	16.0%
グローバル・国際	289社	11.5%	4.3%
法律	82社	3.3%	3.1%
■規模			
定款・員数	920社	36.5%	34.9%
意思決定	710社	28.2%	28.7%
監督	629社	25.0%	25.3%
議論	309社	12.3%	12.3%
■ダイバーシティ			
女性	196社	7.8%	4.1%
外国人	207社	8.2%	1.0%

(注) 2016年時点では「専門性・専門的」で集計していたが、2018年時点では「専門」で集計しており、専門家等のキーワードが含まれている。

#### 4・13. 取締役・監査役の兼任状況（補充原則4-11②）

補充原則4-11②は、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきであり、他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきとし、更にその兼任状況の開示を求めている。取締役・監査役の兼任状況については、従来から「重要な兼職の状況」として事業報告への記載が求められている事項であるため、同原則の実施率は99.9%（2,618社）と高い。

既に事業報告に記載されている事項であるため、CG報告書における開示においては、「役員の兼任状況につきましては、株主総会招集ご通知に記載しておりますので、ご参照ください」と、参照方式とする記載が多い。キーワード分析においても、「株主総会」というキーワードを記載している会社は71.4%（1,868社）、「招集通知（招集ご通知等を含む）」については66.5%（1,740社）であった。また、ウェブサイトのURLを明記している会社も15.7%（412社）であった。

また、兼任状況についての記載において「合理的（合理的範囲等）」に言及している会社は24.4%（640社）であった。兼任数の上限や目安について、具体的な数値を開示している会社は2.8%（73社）あり、その内訳は「3社（当該企業を含む）」とした会社が12社、「4社」が43社、「5社」が15社、「6社」が5社であった。また、兼任については、他社から役員就任の要請があった時点で取締役会に通知を行う旨や、事前にと取締役会での承認を必要とする旨を記載している会社もみられた。「出席率75%以上を確保する」ことを明示している会社もあった。

個別事例をみていくと、＜事例1＞は、取締役として、その役割・責務を適切に遂行するため時間等を確保するために具体的な兼任数の上限を設けるとした例である。＜事例2＞のように取締役会の出席率を踏まえたうえで、現状の兼任状況は合理的な範囲内であると記載している会社もみられた。一方で、＜事例3＞のように、社外役員が他社の役員を兼任することは

能力醸成の観点から有効である旨を記載している事例もあった。

#### <事例1>

当社取締役は、その役割・責務の適切な遂行に必要な時間・労力を確保するため、他の上場会社役員を兼任する場合には、その兼任数は最大4社までを目安としております。各取締役の他の会社を含む重要な兼任状況については、事業報告及び株主総会参考書類において開示しております。詳細については当社のホームページをご参照ください。  
(<http://www.●●●>)  
(建設業)

#### <事例2>

取締役および監査役の他の会社との兼任状況については、株主総会招集通知書記載の事業報告および有価証券報告書にて開示しております。上場会社との兼任については、社外監査●●●●氏の2社のみとなっております。また、他の会社を兼任している社外取締役●●●●氏の取締役会への出席率は94.1%（欠席回数は1回のみ）、社外監査●●●●●氏の取締役会ならびに監査役会への出席率はともに100%、社外監査役●●●●●の取締役会への出席率は94.1%（欠席回数は1回のみ）、監査役会への出席率は100%であります。以上のことから、当社における取締役・監査役の他の会社の役員を兼任する数は合理的な範囲内であると考えております（出席率等は平成29年度実績による）。  
(その他製品)

#### <事例3>

当社における社外役員としての責務を果たす限り、様々な視点からの監督・監査を行う上で、社外役員が他社の役員を兼任することは能力の醸成という側面からも有効であると考えます。兼任の社数について具体的な上限数は設けておりませんが、各社外役員が合理的であると判断している範囲において兼任を行っており、直近の兼任内容については、「第33期定時株主総会招集ご通知」（平成30年5月●日公表）の事業報告に記載しております。  
(卸売業)

### 【コラム⑦】社外役員の兼任数の状況

コードの補充原則4-11②は「社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。」としているが、実際の社外取締役・社外監査役の兼任状況はどうなっているのか、その現状把握を試みた。上場会社3,512社の中で、社外取締役・社外監査役の兼任状況を表すと図表 116のとおりとなる。

図表 116 社外取締役・社外監査役の兼任状況

兼任数	人数	構成比率
7社	2人	0.0%
6社	2人	0.0%
5社	20人	0.1%
4社	113人	0.9%
3社	418人	3.3%
2社	1,841人	14.3%
1社	10,453人	81.4%
合計	12,849人	100%

上場会社3,512社の社外取締役・社外監査役の総数は12,849人<sup>65</sup>である。図表 116にて明らかのように、圧倒的に1社の社外取締役又は社外監査役となっている人が多く、10,453人で総数に対し81.4%である。次に、2社兼任している人が1,841人（14.3%）、3社兼任している人が418人（3.3%）、4社兼任している人が113人（0.9%）、5社兼任している人が20人、6社兼任・7社兼任している人が各々2人と続く。

兼任数が5社以上の24人の属性を分析すると、24人中18人が他の会社の出身者、3人が公認会計士、2人が弁護士、1人が学者であった。他の会社の出身者のうち9人は上場企業の現役経営者であり、その多くがグループ会社の取締役を兼任している為、兼任数が多くなっている。なお、金融機関出身者は4名（銀行出身者3名、生命保険会社出身者1名）であった。

社外役員1人あたりの兼任数が多ければ多いほど、その役割・責務を適切に果たすための時間・労力が分散することになり、結果として取締役会への出席率の低下として表れると考えられる。一部の上場会社では、社外役員の兼任数を限定し、自社での活動に可能な限り集中してもらい、その経験や知識を経営に活かそうとしている会社もある。さらに、議決権行使助言会社の中には、上場会社の執行役員を務める役員が3社以上、又は、上場会社の執行役員を務めていない役員が6社以上の上場会社で取締役又は監査役を兼任する場合、反対投票を推奨する（ただし、自社グループ内兼任は1社としてカウント）としている例もある。

社外役員が、期待される役割を發揮するためには取締役会（もしくは監査役会）への出席のみならず、例えば任意の指名委員会・報酬委員会への出席、（業務執行を理解するための）取締役会以外の社内会議の傍聴や各種社内イベント等への参加、中長期戦略を議論するオフサイトミーティングへの出席等が求められるだろう。また近年では、投資家・株主との対話において、ガバナンス説明会等のラージミーティングやスモールミーティングの開催、場合によっては個別面談等により社外取締役が投資家と直接対話するケースも散見されている。そうしたことを踏まえると、社外取締役・社外監査役の職務を果たすために1社あたりに投下する時間は相応に必要であると考えられ、現実的に兼任できる数は限られてくるとの指摘もある。今後も社外役員に期待される役割が高まる中で、兼任数は引き続き注目されるテーマとなるのではなかろうか。

#### 4・14. 取締役会の実効性評価（補充原則4-11③）

補充原則4-11③は、取締役会全体の実効性についての分析・評価を実施し、その結果の概要を開示することを求めている。取締役会の実効性評価とは、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすために、各取締役個人の職務遂行の状況のみならず、取締役会全体が適切に機能しているかを定期的に検証するということであり、その結果を踏まえ、問題点の改善や強みの強化等の適切な措置を講じていく、という継続的なプロセスを想定しているものである。

取締役会の実効性評価は英米等の諸外国においては既に一般的であり、コードや取引所規則等で評価の実施や開示が求められている。日本の上場会社においても、コード導入以降、取締役会の実効性評価を実施する会社が増加している。市場第一部・市場第二部上場会社の78.9%（2,067社）が取締役会の実効性評価を実施しており、2015年以降、3回目の実施となる会社もあり、日本の上場会社において実務として定着しつつある取組ともいえる。

65 2019年3月時点のSPEEDAデータより。氏名及び生年月日で個人判別し集計している。

原則の記載内容としては「評価のプロセス」及び「評価結果の概要」に大別できる。評価プロセスについては補充原則4-11③を実施している会社の78.2% (1,616社) が記載しており、典型的な評価プロセスとしては、アンケート票等を取締役・監査役に配布し、その集計結果を基に取締役会で実効性評価・今後の改善策等について議論するというものがみられる。キーワード分析においても、評価プロセスに関連するキーワードとしては、「アンケート・質問票等」が最も多く、63.8% (1,319社) が記載していた。「インタビュー・ヒアリング等」と記載している会社は9.7% (201社) であった。他には意見交換等を通じて実効性を確認しているという会社もみられた。

自己評価を実施するとしている会社は38.1% (787社) あった。一方、外部評価（第三者機関、外部評価機関、弁護士等）の活用（今後の検討含む）に言及している会社は全体の13.4% (277社) であり、前回調査の5.9% (74社) から増加している。アンケート等の作成や回収・集計・分析の実施、ヒアリングの実施、会社によっては外部評価機関等が取締役会に参加し、直接、議論の様子を観察して実効性について評価しているという事例もあった。英国のコードでは、定期的に外部者による取締役会の実効性評価を実施することを検討すること、特にFTSE 350の会社については少なくとも3年ごとに外部者によって実施されるべきとされている<sup>66</sup>が、日本においては、外部評価を活用し、それを明記している会社は増加しているものの、まだ発展途上ともいえる。

また、36.5% (754社) が、評価項目にも言及していた。多くの会社でみられる評価項目としては、取締役会の構成や役割、運営状況、審議状況、取締役への支援体制（トレーニングや情報提供等）等を挙げている会社が多い。一部の会社においては、「IR・SR等の株主との対話」や「個々の役員の取締役会への参画状況」、「リスクマネジメント・コンプライアンス」、「ESG対応」を評価項目に含めている事例も多くみられた。「グループガバナンス」や「ボードカルチャー」を評価項目に挙げている会社もみられた。加えて、取締役会の実効性評価の実務が導入され3年以上が経過しており、「昨年度（前回）評価における課題対応のレビュー」を評価項目とする会社も複数みられた。

評価結果の概要に関する記載を行っている会社は80.5% (1,664社) であり、多くの会社が「実効性が確保されている」という旨を記載している。15.4% (319社) の会社は前年の評価結果に対する課題対応の状況に言及している。また、52.7% (1,090社) の会社については、取締役会の更なる実効性の確保に向けた課題や対応方針を明記して、次の取組につなげている。主な課題としては、後継者育成（サクセッション・プラン）やリスクマネジメント・コンプライアンス、中長期的な戦略の議論の深化等が指摘されており、資料の量や質については前年に引き続き継続課題としている会社が多い。

個別事例を分析していくと、評価プロセス、評価項目、結果の概要、課題・対応策の全てについて記載している事例としては〈事例1〉がある。取締役会の実効性に関して、評価プロセスや評価項目、結果の概要等が主要な論点ごとに整理されている。〈事例2〉は、「環境変化の洞察」、「優先順位の決定とゴール設定」、「情報取得とリスクマネジメント」等の視点で取

締役会の実効性評価を実施している事例である。多くの会社がコードに準拠する形で評価軸を作っているが、独自の切り口で取締役会の実効性を高めていく姿勢がみられる事例である。外部評価を活用し、その外部機関名を開示している事例としては<事例3>がある。取締役会が外部アドバイザーを活用して、自己評価質問票の作成や各取締役の自己評価の取りまとめを行っている。また、<事例4>は、外部評価者が取締役会に参加し、直接観察した結果を踏まえて、取締役会の実効性を評価している事例である。

評価結果の概要について、従前の取組み及び今後の取組方針を記載した例としては、<事例5>及び<事例6>がある。<事例5>は「報酬制度」及び「サクセッションプラン」について昨年の取組状況を説明したうえで、本年の取組みについて説明を行っている。また、<事例6>は「働き方改革」や「海外子会社に対するガバナンス強化」を今年度の取組方針で明記している。

### <事例1>

●●では、継続的にコーポレート・ガバナンスの実効性向上を図るため、毎年取締役会評価を実施することとしています。2016年度は第三者評価を行いました。2017年度は自己評価を基本として、評価のテーマを「取締役会の更なる活性化」とし、独立社外役員である●●取締役、●●監査役が中心となって、質問項目の策定、分析・評価を行いました。

概要及び評価結果は以下の通りです。

#### 【プロセス】

1. ガバナンス・指名・報酬委員会で2017年度取締役会評価のプロセス・テーマについて審議
2. 全取締役及び監査役に対しアンケート及びヒアリングを実施
3. ヒアリング結果を取り纏め、今後の方針を含めガバナンス・指名・報酬委員会で審議
4. ガバナンス・指名・報酬委員会での審議結果を踏まえ、取締役会にて分析・評価するとともに、今後の方針を共有

#### 【質問事項】

2017年度施策の評価、取締役会の構成・体制、運営、監督・監査機能、自身の関与状況、取締役会の活性化等

#### 【評価結果及び今後の取組課題】

- ・ガバナンス体制として、監査役制度を基礎とするハイブリッドモデルがよく機能しており、社外役員への情報提供、社外役員同士・執行側とのコミュニケーションも十分に行われている。
- ・取締役会の構成、運営、審議等は適切であり、取締役会では意思決定機能・監督機能を発揮する体制が十分に整備されており、適切にその機能を果たしている。また、監査役の自己評価として、取締役会における監査役の役割が果たされている。
- ・2016年度取締役会評価の結果を受けて取り組んだ2017年度の施策（事業投資先訪問等）については高く評価された。一方、戦略・重要事項に関する審議については引き続き拡充を図る必要がある。
- ・今後の取組課題としては、2017年度を通じて議論を継続してきた取締役会の活性化の観点から、全社・グループ戦略、主要事業投資先のモニタリング拡充、審議事項の見直し、議論の充実に向けたフィードバック・フォローアップの拡充、取締役会以外の場でのコミュニケーションの更なる活性化、後継者計画・選任プロセスへの社外役員の関与のあり方の検討等が挙げられた。

●●では、本評価結果にて浮かび上がった課題や、各取締役・監査役からの意見・提言に対するガバナンス・指名・報酬委員会、取締役会による分析・評価を踏まえ、更なる取締役会の実効性向上のための施策に取り組んでいきます。（卸売業）

### <事例2>

「●●株式会社 コーポレートガバナンス・ポリシー」に定める当社の取締役会の役割や責任等のあるべき姿と2016～2017年における取締役会の状況との違いを認識し、取締役会の実効性をより高めるために今後検討すべき事項を把握することを目的とし、昨年に引き続き第三者である外部アドバイザーの意見を受け、アンケートを作成・実施いたしました。アンケートの対象は、取締役、監査役全員及び一部執行役員とし、2017年8月～9月にかけて実施いたしました。

#### [アンケート大項目]

- 1) 環境変化の洞察、2) 優先順位の決定とゴール設定、3) 情報取得とリスクマネジメント 4) 取締役のスキル、5) 取締役会/取締役の役割設定、6) 企業の組織体制 7) 取締役会の議案内容と審議時間、8) 取締役が入手すべき情報、9) 取締役会のメンバーの多様性、10) 取締役会のパフォーマンス分析

実施したアンケートの分析結果をもとに2017年11月に取締役を中心とした検討会を開催し、意見交換を行いました。その結果、当社の取締役会の実効性は確保できていると評価しました。また、昨年度検討した更なる改善点は、今回のアンケートでいずれも改善が認められておりました。引き続き、毎回の取締役会で課題を明確にし、その内容のフォローアップを継続することにより、取締役会の実効性の維持、向上に努めてまいります。

(医薬品)

#### <事例3>

当社では、持続的な企業価値向上のためには、取締役会がその機能を十分発揮し、業務の適正性を確保するなどガバナンスの強化を図る

ことが重要であると認識しており、2015年度より自己評価を実施して、取締役会の実効性の向上に努めております。2017年度の評価に際しましては、2018年度から始まる新中期経営計画期間において、ビジネスモデルの変革を加速させることを踏まえ、今後の当社にふさわしいガバナンス体制を模索するという観点から、外部コンサルタント（注）の支援のもと、取締役会の実効性評価を実施しました。

（注）外部コンサルタントとして、●●株式会社（以下●●）を起用。

#### 1. 評価方法

●●が、以下の内容の質問票を取締役会メンバーである全取締役および全監査役に配布、回答内容を分析するとともに、質問票の回答内容をもとに、全取締役および全監査役に個別にインタビューを実施、報告書に取り纏めました。取締役会は、この報告書をもとに、取締役会の現状・改善点等を把握し、今後の取締役会のあり方につき審議・評価いたしました。

##### (1) 質問票

対象者：全取締役（9名）および全監査役（5名）

回答方式：無記名（全65問）

評価項目：①取締役会の役割・機能、②取締役会の規模・構成、③取締役会の運営状況、④指名・報酬委員会の構成と役割、⑤指名・報酬委員会の運営状況、⑥社外取締役に対する支援体制、⑦監査役役割・監査役に対する期待、⑧投資家・株主との関係、⑨当社のガバナンス体制・取締役会の実効性評価、⑩自己評価

##### (2) インタビュー

対象者：全取締役（9名）および全監査役（5名）

回答方式：●●による個別面談

(以下略)

(情報・通信業)

#### <事例4>

当社は、指名委員会等設置会社への移行を踏まえ、2016年に引き続き、2017年7月～9月に第三者機関による3回目の取締役会評価を実施しました。

評価項目は、取締役会の役割・責務に照らし、取締役会の構成・運営状況・審議事項・審議資料・議案説明のレベル・社外取締役への支援体制・3委員会（指名・監査・報酬）活動の実効性などの項目についてそれぞれ分析・評価を行いました。

評価手法は、第三者機関が「個別インタビュー」及び「取締役会傍聴参加による直接観察」（注）した結果を集計・分析した報告書を作成し、その報告書を基に取締役会で審議する手法で行いました。

（注）「個別インタビュー」

取締役（社内・社外とも）の全員に対して第三者機関が個別インタビューを実施し、取締役会に関する各種質問に対する考え方・問題意識などをヒアリングしました。

「取締役会傍聴参加による直接観察」

第三者機関が取締役会に陪席し、取締役会の実際の議論の様子を直接観察しました。

(以下略)

(小売業)

## <事例5>

(略)

### ■結果の概要

社外取締役の増員や次世代経営者育成プログラムのスタートなどにより、評価全体は高く、取締役会の実効性は十分確保されていると評価しております。一方、課題としては、昨年同様の役員報酬の中長期インセンティブ変動報酬割合が低いことや、中長期的に後継者候補の発掘・育成をする次世代経営者育成プログラム全体が途上段階であることの継続課題が挙がりました。

### [昨年の取り組み]

役員報酬については、中長期インセンティブの初回の業績連動期間が2018年度で終了することを見据え、取締役会で、ガバナンスの取り組みの一つである役員報酬について議論する機会を設けました。当社の変動報酬割合が国内他企業と比較しても低いことを再認識するとともに、業績連動報酬の評価指標としてESG関連などのプレ財務情報を導入する企業事例を把握し、今後の役員報酬を設計する上での検討項目を整理することができました。

後継者計画については、2017年度より次世代経営者育成プログラムをスタートさせ、経営幹部に必要な知識や心得などの習得を図りました。

また、育成プログラムを終了した1期生の2年目についても人事異動により、要求水準が高い部署や、責任範囲の広い役職への配置・登用を行い、実践を通じた継続的な成長の場を設けました。

### [今年の取り組み]

継続課題である役員報酬については、新たな中長期インセンティブの業績連動期間となる次回へ向け、世の中の動向や国内他企業の状況を把握した上で、変動報酬割合の拡大や従来の評価指標に加え、サステナブル経営へ向けたESG関連のプレ財務情報の導入など、中長期的な企業価値向上と連動した役員報酬を設計してまいります。

後継者計画については、取締役会で次世代の経営者育成プログラムの全体内容やその後の配置・登用を含めた継続的な育成体制などについて議論するとともに、取締役会にて本プログラム参加者と定期的に対話する場を設け、継続的にモニタリングできる機会、環境をつくることも検討してまいります。

今後も、コーポレートガバナンス体制のより一層の充実を図り、取締役会のさらなる実効性向上に取り組んでまいります。

(小売業)

## <事例6>

(略)

前年度の実効性分析評価にて課題として認識した事項については、順次改善を進めております。監督と執行の役割分担の明確化の観点より、各会議体の役割を継続して見直しており、今年度はリスクマネジメント委員会、コンプライアンスに関する会議体等の運営方法を更に改善しました。また、将来の企業価値向上に資する経営インフラ基盤の構築と運用についての議論の時間を増やし、新基幹システム、新人事制度を導入しました。加えて、社外役員の中立的・客観的な助言を経営に効果的に反映させるべく、社外取締役・社外監査役のみによる意見交換会を開催し、その結果を経営側にフィードバックしました。

今後も、取締役会の監督機能の一層の強化を図るため、中長期計画の策定・監督に関する取締役会の役割を再検討する必要があると考えております。また、「働き方改革」と人材育成、海外関係会社に対するガバナンス強化とグループ全体のリスク管理体制の見直しについて議論する時間を充実してまいります。

当社は、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実と強化を図るために、今回認識した課題に優先度を踏まえ対応し、継続的に取締役会の実効性向上のための施策を検討してまいります。

(建設業)

図表 117 取締役会の実効性評価のキーワード

項目	社数	該当比率	(参考) 前回集計時点 2016年7月
補充原則4-11③を実施している会社	2,067社	100%	-
■評価プロセス			
評価プロセスに言及	1,616社	78.2%	72.0%
アンケート等（質問票等）	1,319社	63.8%	41.5%
自己評価	787社	38.1%	36.3%
ヒアリング等（インタビュー、聴取等）	201社	9.7%	11.2%
意見交換	244社	11.8%	8.1%
外部評価者等（第三者機関、弁護士等）	277社	13.4%	5.9%
■評価項目			
評価項目に言及	754社	36.5%	29.7%
運営（運用）	1,210社	58.5%	26.3%
構成	995社	48.1%	22.8%
審議	819社	39.6%	15.2%
機能	911社	44.1%	14.5%
役割・責務等（責任）	169社	8.2%	11.5%
■評価結果の概要			
評価結果の概要に言及	1,664社	80.5%	72.8%
前年度の対応に言及	319社	15.4%	-
課題・対応に言及	1,090社	52.7%	39.6%

#### 4・15. トレーニングの方針（補充原則4-14②）

原則4-14は、取締役・監査役に対して「上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべき」とし、更に、上場会社が「個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべき」としており、補充原則4-14②は、取締役・監査役に対するトレーニング方針の開示を求めている。

これまで、取引所規則等において役員トレーニングに関する規定はなく、コードが適用されるまではCG報告書等において開示は求められていなかったが、多くの会社において、従前から新任役員向けのコンプライアンス等の各種研修や、社外役員向けの会社説明の機会等を提供する実務は定着していたと考えられ、補充原則4-14②の実施率は98.1%（2,570社）と高い。

典型的な記載としては「取締役及び監査役は、必要な知識の習得や適切な更新等のために外部セミナー等を活用し、研鑽に努める方針としております」といった記載が多い。研修の方法として、「外部セミナー・研修等」を明記している会社は72.7%（1,868社）であり、具体的なセミナーの主催団体を明記している例もみられた。また、書籍やeラーニング等の提供に言及する会社もみられた。加えて、会社が費用負担をすることについて記載している会社も多く、35.8%（920社）が「費用」に言及している。

また、役員の属性（社内、社外等）に応じてトレーニング内容を変えている会社もみられた。そうした会社においては、社内の新任役員に対しては、取締役として基礎的な知識の習得を狙いとし、社外の新任役員に対しては、工場見学を含む当該会社をより深く理解してもらう



機会を提供している旨を記載している。

研修の内容に関するキーワードとしては、最も多くみられたのが「財務・会計」であり、31.8%（816社）が記載していた。「会社法（法律・法令等）」については21.5%（552社）、「コーポレート・ガバナンス」は19.6%（504社）、「コンプライアンス」は13.0%（335社）であった。他のキーワードとしては、「経済」や「リーダーシップ」、「内部統制」、「リスクマネジメント」等がみられた。社外役員向けには、当該会社の「組織」や「業界動向」に関する説明や、工場や事業所の視察等も合わせて行う旨の記載もみられた。

個別事例をみていくと、〈事例1〉は、トレーニング方針を対象者別に「社内取締役」、「社内監査役」、「社外取締役・社外監査役」それぞれについて区分して記載している事例である。就任時と就任後、それぞれについて、トレーニングの方針が記載されている。〈事例2〉は、社外取締役については経営状況の概況の説明に加え、海外子会社、工場・菜園等の見学を通じて経営への理解を深める機会を提供し、また後継者育成計画と関連付けた研修を用意している旨が記載されている。〈事例3〉はトレーニングの実績にも言及している事例である。「社外役員に対する業務等に関する知識習得の機会提供」として、新任社外役員向けの業務説明会の内容や、就任後の実地調査等を通じた知識習得の機会について直近の実績を詳細に記載している。〈事例4〉は、役員就任時のトレーニングとして、外部機関での研修のほか、東証が提供しているeラーニングを活用していると言及している事例である。

#### 〈事例1〉

社内取締役については、就任時に財務・会計、コンプライアンスに関連する外部セミナーを受講し、就任後においても、対象者の知識・経験等を助長した外部セミナー・研修の受講、個別コーチングを通じた知識の習得等を継続的に実施することとしており、会社がこれらの自己研鑽に必要な支援を行います。また、役員集合研修や社外講師による講話・意見交換等を定期的に実施し、取締役に求められる役割を果たすために必要となる情報や知識を提供します。

社内監査役については、経理・財務部門未経験者が就任した際には、財務会計に関連する外部セミナーを受講し、就任後においても、監査手法・CSR・リスクマネジメント・コンプライアンス等のセミナーの中から、対象者の知識・経験等に応じた内容を受講することとしており、会社がこれらの自己研鑽に必要な支援を行います。

社外取締役及び社外監査役については、当社グループや航空業界に対する理解を深めるために、就任時に当社グループの業務内容の説明を行い、就任後においても空港・整備・運航・客室等の現場や施設の視察をする機会を設けています。また、航空業界の基本知識に係わる講習や、主要なグループ各社の事業内容の説明等を継続的に実施しています。（空運業）

#### 〈事例2〉

当社では、取締役就任時に取締役の役割と責務等について研修を受講することとしております。社外取締役の就任時において取締役会事務局から経営概況やコーポレート・ガバナンス体制についての説明を実施するとともに、就任後、海外子会社、工場・菜園等の事業所見学等を実施し、当社経営への理解を深める機会の提供しております。

また、後継者育成計画のため全役員を対象とする研修を2016年度より実施しています。研修内容は、経営者に求められる役割責任や経営知識、戦略策定・実行に資する考え方やフレームワークを中心に構成しております。

なお、取締役、執行役員に対しては、外部セミナー、外部団体への加入を推奨しており、その費用については、取締役、執行役員の請求等により社内規程に基づき、当社にて負担しています。

（食料品）

#### 〈事例3〉

当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」第●条（取締役の研修等の方針）において、取締役に對するトレーニングの方針を、次の通り定めています。

・当社は、取締役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役の職務執行を支援する。

・当社は、社外取締役が、その役割及び機能を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、

経営環境及び経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署又は担当役員等から説明を受け、十分な理解を形成できるようにする。

また、2016年2月に、「取締役等に関するトレーニング方針」を定め、これまで実施してきた研修・説明会等を体系的に明示するとともに、トレーニングの実施状況については、適宜取りまとめのうえ、取締役会に報告する運営としてしています。2017年度の実施状況は、以下の通りです。

1. 社外役員に対する業務等に関する知識習得の機会提供

- ・新任社外役員を主対象とした業務説明会の実施：毎年、新任社外役員向けに、経営管理各部及び主要事業企画部より、業務内容や課題等を説明しているもの。1コマ1～2時間程度で、22コマを8日間かけて実施。経営全般・事業全般のテーマに加え、国際金融規制、リスクアパタイト・フレームワーク、システム開発プロセス、内部格付制度と引当・償却、IR戦略、広告戦略など、社外役員の関心が高いテーマや専門的で理解しにくいテーマ等を取り上げ、業務説明会の質的向上を図った。
- ・社外役員連絡会における取締役会議案内容の事前説明の実施。
- ・期初開催される店部長会議への出席。
- ・監査委員・監査役ヒアリングとして開催された「役員ヒアリング」「部長ヒアリング」「●●の海外拠点長ヒアリング」「グループ関係会社社長ヒアリング」への出席。
- ・●●の主要店部実地調査、ホスト連動端末操作体験等の実施。

2. 社内役員を主対象とした各種研修

- ・金融関連法規制及び市場動向理解のための研修の実施：金融業界に関連する各種法令・規制のトピックスや、経営に影響を及ぼす市場等外部環境についての理解を深めることを狙いとするもの。
- ・当社グループの経営課題を捉えた経営力強化のための研修の実施：当社グループの抱える経営課題や事業戦略の方向性につき理解を深めるとともに解決に向けた提言を議論し経営力強化につなげることを狙いとするもの。
- ・コンプライアンス研修の実施：米国コンプライアンス・ハイレベル研修と役員コンプライアンス研修の実施。
- コーポレートガバナンス研修の実施：証券代行コンサルティング部が顧客向けに実施するセミナー・勉強会資料、顧客向けに配布する資料、専門誌等に投稿する論文等で、当社役員にも役立つ資料を選定して活用。
- ・人権研修の実施：SNSの適切な運用に関する研修。  
(銀行業)

<事例4>

当社は、取締役、監査役の役割、責任に関する認識を深めるため、以下の通りの知識の習得及び更新等に努めております。(1) 取締役の就任時における外部機関における研修 (2) 社外取締役の就任時における会社を理解するための導入研修 (3) 取締役、監査役就任時における東証eラーニングの受講 (4) 社内役員(取締役、社外取締役、監査役、執行役員) 対象の年1回のガバナンス・コンプライアンスに関する外部弁護士による研修 (5) 監査役においては日本監査役協会等による各種セミナー受講  
(その他製品)

図表 118 役員トレーニングのキーワード

項目	社数	該当比率	(参考) 前回集計時点 2016年7月
補充原則4-14②を実施している会社	2,570社	100%	-
費用	920社	35.8%	34.8%
セミナー・研修 (外部講師等を含む)	1,868社	72.7%	26.9%
財務・会計	816社	31.8%	31.0%
組織	585社	22.8%	22.5%
会社法・法律等	552社	21.5%	20.9%
コーポレート・ガバナンス	504社	19.6%	16.4%
コンプライアンス	335社	13.0%	12.7%

## 4 - 16. 独立役員

### (1) 独立役員を選任状況

上場会社は、一般株主保護のため、独立役員を1名以上確保することが義務付けられている。独立役員とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいう。東証では、上場規程の企業行動規範（第4章第4節）のうち実効性確保手段の対象となる「遵守すべき事項」として規定している<sup>67</sup>。今回の調査対象時点では、全3,594社において1名以上の独立役員が確保されている。

上場会社は、社外取締役又は社外監査役のうちから1名以上を独立役員として指定し、独立役員に関して記載した東証所定の「独立役員届出書」を東証に提出することが義務付けられており、CG報告書でも、独立役員の数人の記載を求めている。

独立役員の数別分布は、図表 119のとおりである。独立役員を1名だけ確保している会社は9.4%で339社にとどまり、独立役員を2名以上確保したとする会社は90.5%で3,253社となっている。届け出られた独立役員の数総数は、延べ12,171名であり、上場会社1社あたりでは、平均3.39名の独立役員が確保されている。時系列でみると、独立役員が3名以下の会社は減少し、4名以上が増加している。

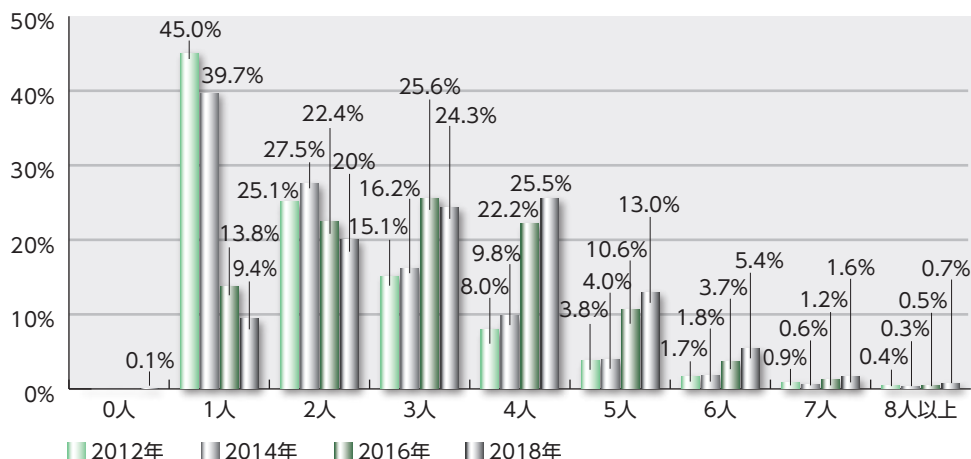
1社あたりの独立役員の数人を市場区別にみると、図表 120のとおりである。市場第一部が最も高く、平均人数3.91名である。次にマザーズの3.15名、市場第二部の2.87名、及びJASDAQの2.34名と続く。JPX日経400構成会社では、独立役員の数平均人数は4.93名であり、市場第一部の3.91名を約1名上回った。

更に、外国人株式所有比率でみると、30%以上の区分で461名と最も高く、その比率の低下とともに平均人数が減少している（図表 121）。

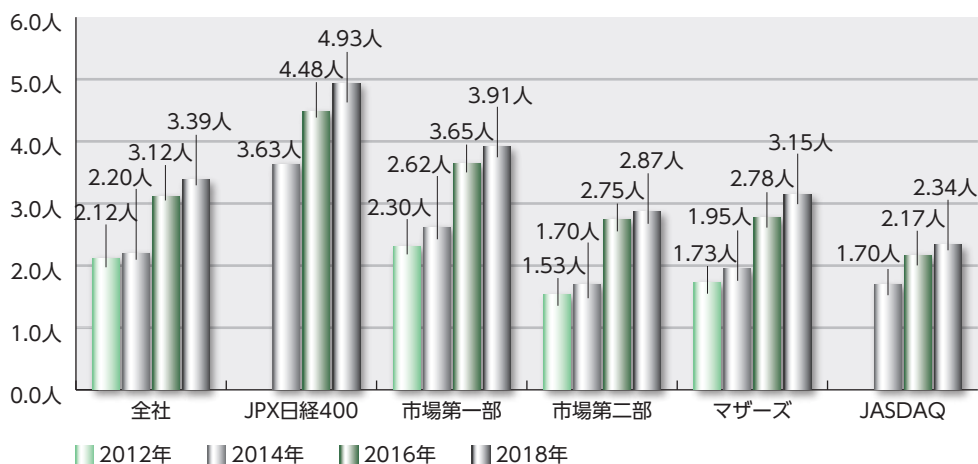
独立役員のうち社外取締役は7,338名（独立役員数総数に対して60.3%）、社外監査役は4,833名（同39.7%）である（図表 122）。前回調査では、社外取締役は6,141名（独立役員数総数に対して56.1%）、社外監査役は、4,808名（同43.9%）であり、独立役員のうち社外取締役の比率が増加している状況が伺える。

67 有価証券上場規程第436条の2。

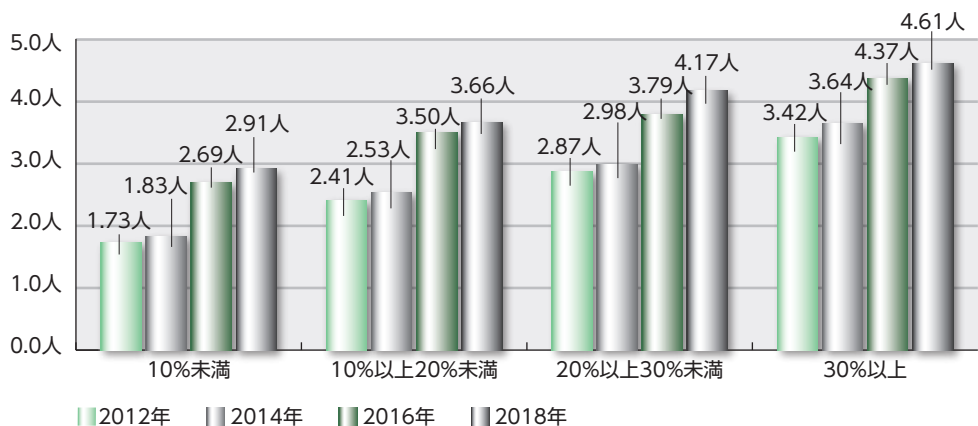
図表 119 独立役員の人数



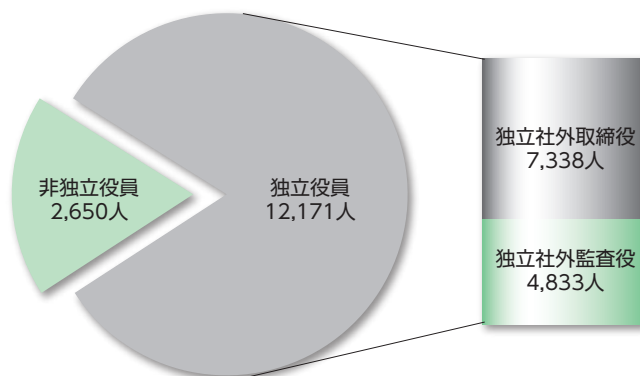
図表 120 独立役員のアverage人数 (市場区分別)



図表 121 独立役員のアverage人数 (外国人株式所有比率別)



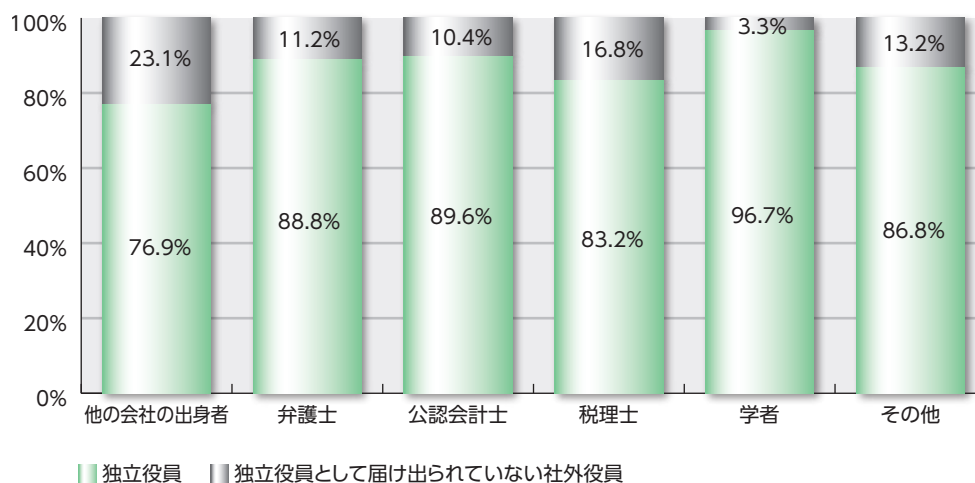
図表 122 独立役員の内訳



### (2) 独立役員の属性

図表 123は、全社外役員<sup>68</sup>の属性別に、その属性に該当している社外役員のうち独立役員の割合を示したものである。他の会社の出身者において独立役員の比率が76.9%と最も低く、税理士83.2%がこれに続く結果となった。これは、社外役員のうち、主要な取引先の業務執行者や、上場会社から役員報酬以外に多額の金銭等を得ている会計専門家など、独立性の基準に抵触している（又はそのおそれがある）者が存在することが影響していると考えられる。

図表 123 全社外役員に占める独立役員の比率（属性別）



### (3) 独立役員と会社との関係

東証では、「上場管理等に関するガイドライン」において、東証が一般株主と利益相反の生じるおそれがあると判断する場合の判断要素（独立性基準）を規定している。CG報告書では、

68 社外取締役及び社外監査役をいう。

それらを含む会社との関係について開示を求めている。図表 124は、それを示したものであり、「l 非業務執行取締役」、「m 親会社の監査役」の二つは社外監査役独自の項目である。

更に、本人又はその近親者がその項目に「現在・最近」において該当しているか、あるいは「過去」に該当しているかを選択することとなっている。

**図表 124 独立性判断基準**

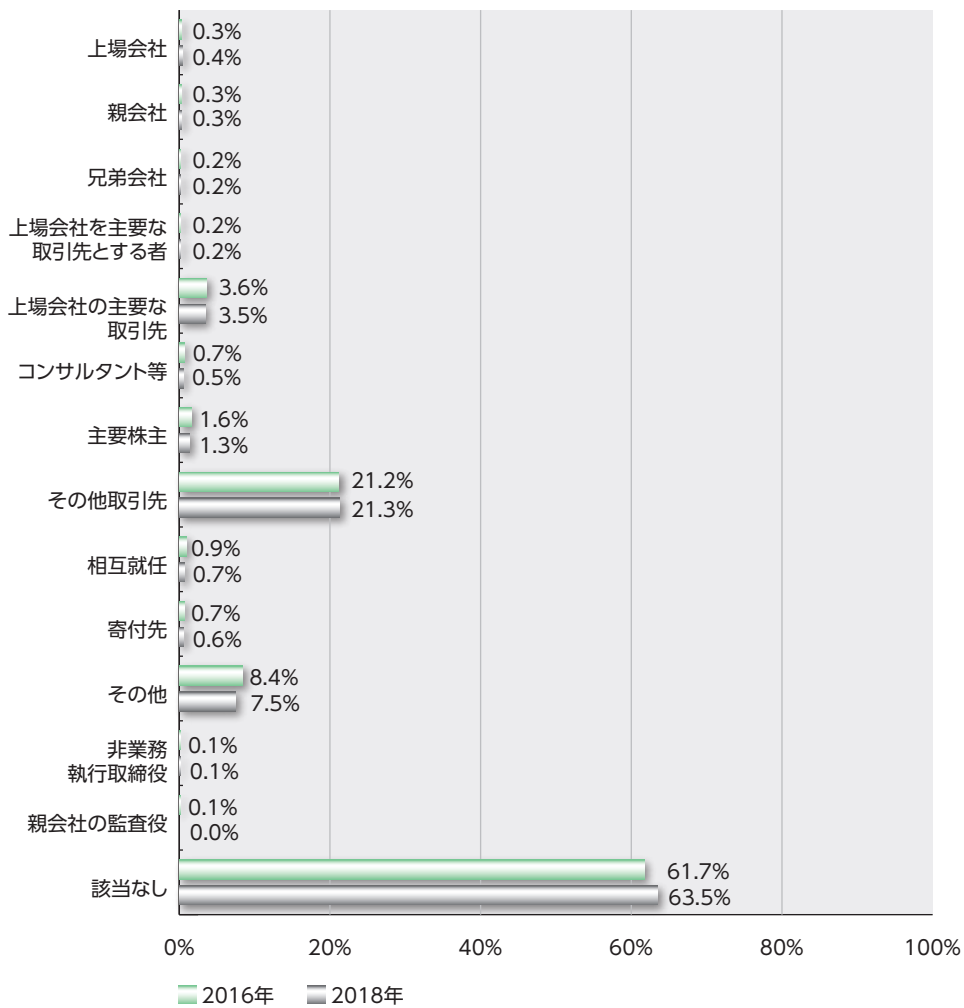
	グラフの項目	項目の説明
a	上場会社	上場会社又はその子会社の業務執行者
b	親会社	上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c	兄弟会社	上場会社の兄弟会社の業務執行者
d	上場会社を主要な取引先	上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e	上場会社の主要な取引先	上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f	コンサルタント等	上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g	主要株主	上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h	その他取引先	上場会社の取引先（d,e,fのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i	相互就任	社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j	寄付を行っている先	上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k	その他	
l	非業務執行取締役 (社外監査役独自の項目)	上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
m	親会社の監査役 (社外監査役独自の項目)	上場会社の親会社の監査役

独立役員と会社との関係について表したのが図表 125である。いずれの項目にも該当しない「該当なし」が最も多く、前回調査の61.7%から63.5%と比率も増加している。独立役員と会社との関係のうち、最も多いのが「その他取引先」であり、選択している割合は21.3%と突出して高くなっている。「その他取引先」の他に選択している割合が高い項目は、「その他」7.5%、「上場会社の主要な取引先」3.5%であるが、「その他取引先」と比べ割合は低い。

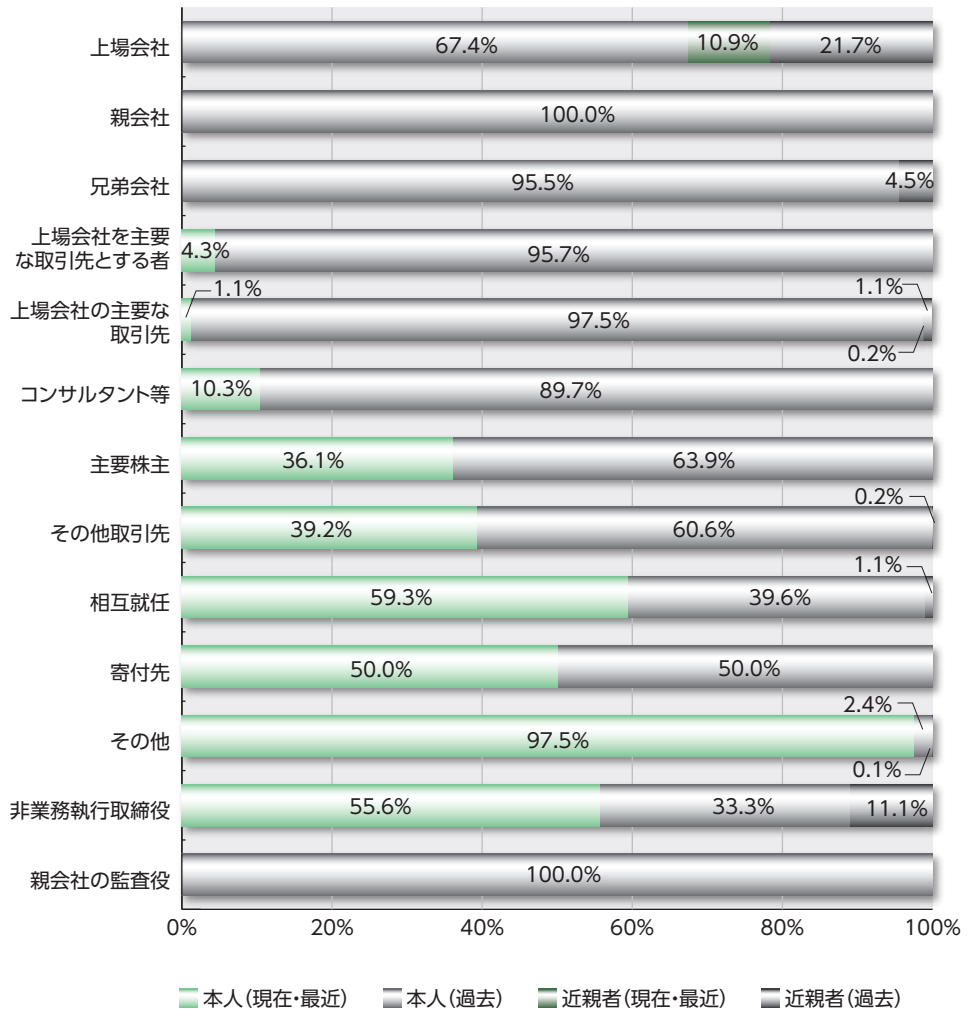
更に、選択した会社との関係が、本人（現在・最近）、本人（過去）、近親者（現在・最近）、近親者（過去）のいずれかに該当しているかを示したのが図表 126である。

選択している割合が突出していた「その他取引先」をみると、本人（過去）が60.6%で過半数の割合である。なお、会社との関係の項目に対し、本人（現在・最近）が一番高い割合を示す項目は、「その他」であり97.5%となっている。一方、本人（過去）が高い割合を示す項目は、本人（現在・最近）が、会社法上の社外要件や、独立性基準に抵触する項目となっている。

図表 125 独立役員と会社との関係



図表 126 独立役員と会社との関係（本人・近親者）





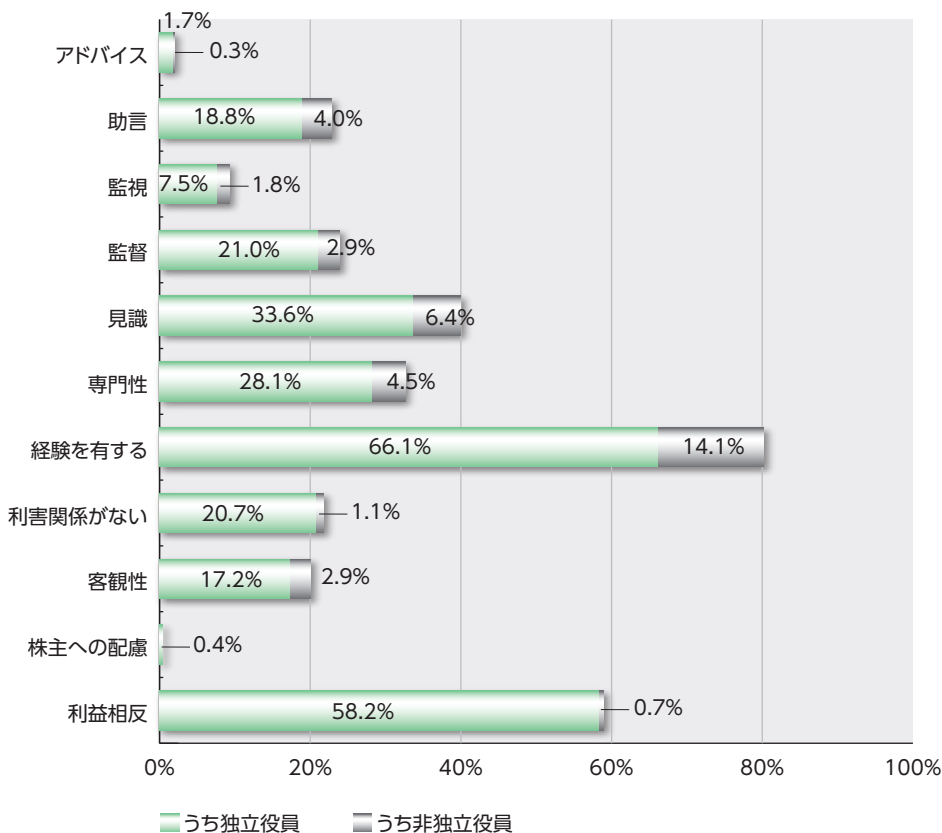
#### (4) 独立役員に指定した理由の記載

CG報告書では、各社外取締役又は社外監査役を選任している理由の記載を求めているが、更に当該社外取締役又は社外監査役を独立役員として指定している場合には、その理由についての記載を求めている。まず、全社外役員における記述面からは、頻繁に登場するキーワードとして、経験を有する（80.2%）、見識（40.0%）、専門性（32.5%）、といった本人の能力・資質や経験に触れる説明が多く、更に利益相反の回避（59.0%）、利害関係がないこと（21.8%）、客観性（20.2%）といった中立性の確保に向けた説明も多かった（図表 127）。

一方、社外役員に期待する機能に関するキーワードとしては、モニタリングとしての機能を示す監督（23.9%）や監視（9.3%）、アドバイザーとしての機能を示す助言（22.8%）といった記述もみられた（図表 127）。

更に、独立役員か否かで分けて、キーワード分析を行うと、利益相反の回避（独立役員58.2%、非独立役員0.7%）、利害関係がない（独立役員20.7%、非独立役員1.1%）、客観性（独立役員17.2%、非独立役員2.9%）等、中立性に関する理由について、独立役員と非独立役員で乖離がみられる。独立役員に指定した理由として、中立性の確保を狙ったことが伺える。

図表 127 社外役員を選任した理由及び独立役員に指名した理由の分析



## 4 - 17. 社外取締役・社外監査役のサポート体制

### (1) 全般

CG報告書では、社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや担当者がある場合はその旨（専従スタッフである場合はその旨）及び担当内容の記載及び社外取締役や社外監査役に対する情報伝達体制の概要についての記載を要請している。

記載内容をみると、社外取締役のサポートは取締役会事務局、社外監査役のサポートは監査役会事務局が担当し、取締役会に際して事前に議案に関する資料を送付し、必要に応じて事務局より補足説明を実施している等の内容記載が多かった。

社外取締役に関しては、事業所や工場等の訪問や現場幹部との接触等によって実態把握に努める機会を提供しているといった内容や、弁護士・公認会計士・コンサルタント等の外部の専門家の助言を得ることが有益となり得る場合には、会社の費用において助言を得ることができる体制となっているとの記載もみられた。また、社外監査役を営業の状況等が検討される会議等に参加させたり、社内事情に精通した常勤監査役とのミーティングを通じ、情報の提供を行っている等の取締役会以外の会議や常勤監査役とのミーティングのセッティングの内容の記載もあった。

また、社外役員に対する取締役会議案の事前説明、情報提供、情報交換を図る場として「社外役員連絡会」を設置している等の専門の連絡会を設置している内容記載もあった。

更に、社外取締役に外国人が含まれていることから、取締役会資料については英文版も作成し、事前に当該社外取締役に配布し、取締役会や株主総会等、当該社外取締役が出席する会議の際には、必ず同時通訳を行う等の外国人社外取締役に対する対応の内容記載もあった。

また、サポート内容としては、「情報の伝達・連絡・連携」を説明した会社の比率が60.2%であり、なお、サポート内容としては、「資料等の事前配布・説明がある」と説明した会社の比率は60.7%であった<sup>69</sup>。

### (2) 監査のサポート体制等

#### ① 監査委員会・監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

CG報告書では、監査委員会／監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の概要について記載することとしている。

指名委員会等設置会社の記載内容をみると、監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するために専属の使用人を配置している記載が大半であった。当該使用人に関して、その採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会の同意を得たうえで行うといった記載が多い。また、監査委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、監査委員会の職務を補助する組織を設置し専任する職員を設置するという記載もみられた。

監査等委員会設置会社の記載内容をみると、指名委員会等設置会社の監査委員会と同様、監査等委員会の職務を補助する組織として監査等委員会事務局を設置するとともに、監査等委員

69 「情報の伝達・連絡・連携」については、「情報」及び「伝達」・「連絡」・「連携」の各キーワードのいずれかが、また、「資料等の事前配布・説明」については、「事前」・「配布」・「説明」の各キーワードのいずれかが記載されている会社を対象としている。

会の職務を補助するために専属の使用人を配置している記載が大半であった。当該使用人に関しても、その採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査等委員会の同意を得たうえで行うといった記載が多い。また、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、業務執行ラインの指揮命令を受けないものとする記載もあった。監査等委員会の職務を補助すべき専属の使用人はいないが、必要に応じて内部監査室が監査等委員会の職務の補助を担当し、監査等委員会に係る業務を優先して従事するという記載もみられた。

## ② 監査役の機能強化に関する取組状況

CG報告書では「現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要」において、監査役の機能強化に向けた取組状況として、監査役監査を支える人材・体制の確保状況、独立性の高い社外監査役の選任状況や、財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況について記載を要請している<sup>70</sup>。

監査役監査を支える人材・体制の確保状況としては、「監査役室」、「監査役会事務局」を設置しているとの記載が監査役会設置会社2,635社中、304社（11.5%）でみられた。更に、監査役室の役職員に対する指揮命令権は監査役のみが有し、役職員は取締役からの独立性が保障され、人事異動、人事評価等に関しては、常勤監査役の事前同意を要することとしている等の記載があった。

その他には、独立性の高い社外監査役の選任、取締役会、会計監査人、内部監査部門との連携強化等の記載があった。更に、監査役監査の内容については適法性監査のみならず、妥当性監査まで踏み込むことを説明する記載もみられた。

## ③ 監査委員会・監査等委員会・監査役会と会計監査人・内部監査部門の連携状況

CG報告書では、監査委員会・監査等委員会・監査役会と、会計監査人・内部監査部門の連携状況についての記載を求めている。「監査計画」<sup>71</sup>、「連携・会議」<sup>72</sup>、「報告」<sup>73</sup>に関するキーワードを記載した会社の比率は図表 128のとおりである。「監査計画」に言及する比率が、監査役会・監査等委員会と比べて、監査委員会において高い。

記載内容をみると、定期的な会合を設定し、意見及び情報の交換を行っているという内容の記載が大半を占めた。具体的には、会計監査人の往査及び監査講評への立会、監査計画、監査における重要な項目、監査実施状況、内部統制システム、リスク管理等についての報告を受けることなどについて記載されている。また、会計監査人との意見交換会の回数を記載している例もある。

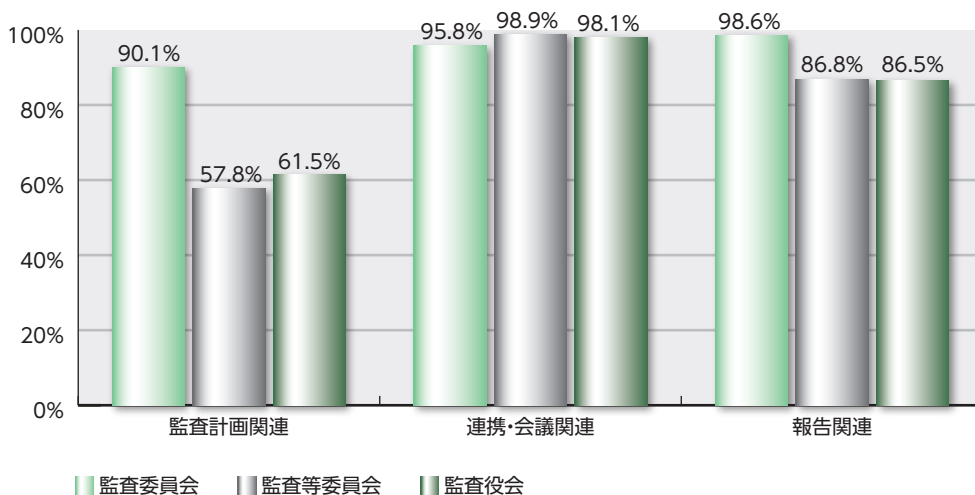
70 ただし、これらの内容について他の記載欄（「社外取締役・社外監査役のサポート体制」、「社外監査役の選任理由」の欄など）において説明を行っている場合は、それらの記載で代用することができることとしている。

71 「監査計画」は、「計画」・「方針」・「規程」のいずれかのキーワードが記載されている会社を対象としている。

72 「連携」には、「連携」・「会合」・「定期」・「交換」・「協議」・「ミーティング」・「会議」のいずれかのキーワードが記載されている会社を対象としている。

73 「報告」には、「報告」・「結果」・「説明」・「検証」・「統制」のいずれかのキーワードが記載されている会社を対象としている。

図表 128 監査役等と会計監査人・内部監査部門との連携状況

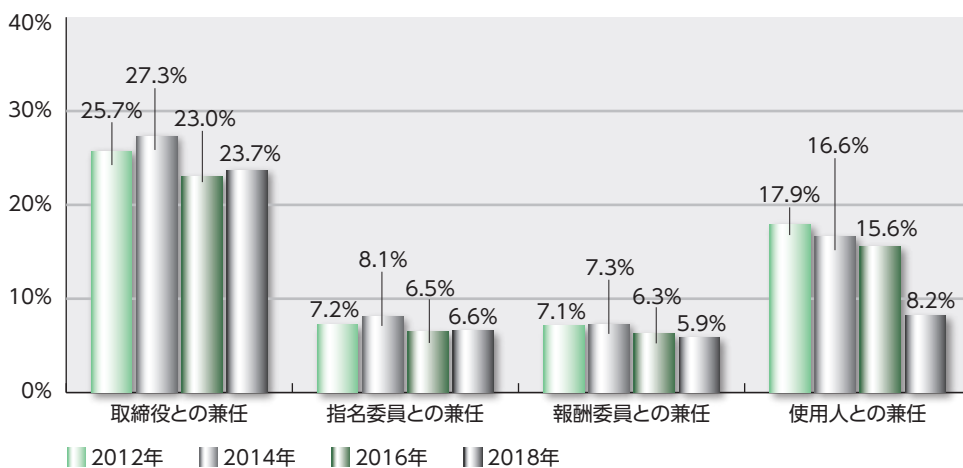


#### 4 - 18. 執行役関係

東証上場の指名委員会等設置会社において、1社あたり執行役の平均人数は11.79名であった。執行役のうち代表権を有する者は、1社あたり平均1.99名であり、全執行役の16.8%を占めた。執行役は取締役を兼ねることができるが<sup>74</sup>、23.7%の執行役が取締役を兼任している。更に、執行役の6.6%が取締役として指名委員を兼任し、5.9%が取締役として報酬委員を兼任している状況にある。なお、監査委員については、執行役との兼任が禁止されている<sup>75</sup>。

執行役と使用人との兼任状況については、執行役のうち8.2%が使用人と兼任している（図表 129）。

図表 129 執行役の兼任状況



74 会社法第402条第6項。

75 会社法第400条第4項。

#### 4 - 19. 代表取締役社長等を退任した者の状況

2018年1月以後に提出するCG報告書から、「代表取締役社長等を退任した者の状況」の記載欄が新設されている。これは、日本の上場会社において退任した社長等が相談役や顧問に就任している慣行があることを踏まえ、ガバナンスの透明性向上を図る観点から設けられた開示制度である。具体的には、代表取締役等を退任した者が、引き続き相談役や顧問などに就任している場合などに、その氏名、役職・地位、業務内容等を記載することとなっている。

今回の分析では、2018年7月13日現在のCG報告書データを対象としており、以下の記載では、同日時点までにガバナンス報告書を更新した、全3,175社を対象として記載をしている。

市場区分別にみると、相談役・顧問等に関する開示を行った上場会社の比率は、市場第一部は46.6%、市場第二部は27.2%、マザーズ2.5%、JASDAQ 16.3%となっており、このうち、相談役・顧問等が存在する上場会社の比率は、市場第一部は55.5%、市場第二部は45.2%、マザーズ40.0%、JASDAQ 50.5%となっている（図表 130）。

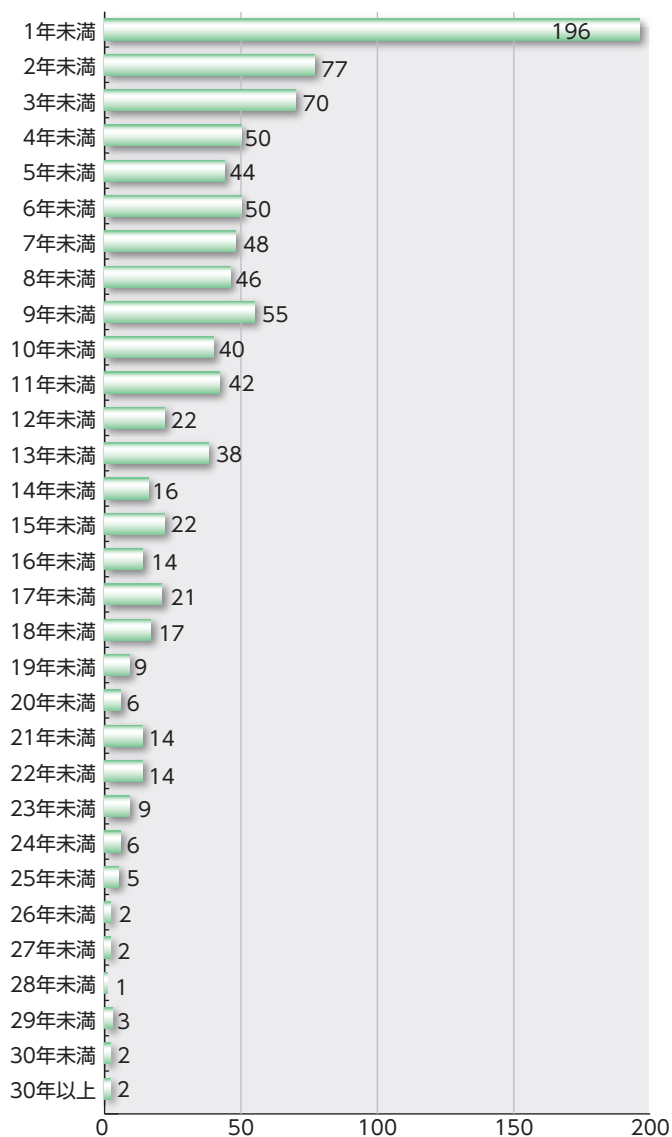
図表 130 相談役・顧問等の市場区分等別の開示状況

集計対象	会社数	相談役・顧問等の開示あり		1名以上存在	
		会社数	比率	会社数	比率
市場第一部	1,904	887	46.6%	492	55.5%
市場第二部	463	126	27.2%	57	45.2%
マザーズ	200	5	2.5%	2	40.0%
JASDAQ	608	99	16.3%	50	50.5%
全上場会社	3,175	1,117	35.2%	601	53.8%
JPX日経400	379	264	69.7%	175	66.3%

相談役・顧問等が1名以上存在する601社について、相談役・顧問等は全体で947人となっている。社長等の退任後からの経過年数をみると下表（図表 131）のとおりとなっており、1年未満が最も多く（196人）、次いで2年未満（77人）、3年未満（70人）となっている。一部には社長等を退任した後、20年以上、さらに30年以上経過している者もいる。任期は、一般的には1年であるが、2年ごと・上限年数・定年等を定める場合や、任期なしとする会社も見受けられる。任期を「終身」とする者は42人、「任期なし」「任期の定めなし」「期間の定めなし」とする者は20人存在する。

また、常勤・非常勤、報酬の有・無の状況をみてみたところ、常勤が198人、非常勤が713人、報酬ありが715人、報酬なしが205人であった。それぞれの関係性をみると、非常勤で報酬あり（520人）が最も多く、常勤で報酬あり（188人）、非常勤で報酬なし（182人）、常勤で報酬なし（2人）と続いている（図表 132）。

図表131 社長等退任日からの年数別人数分布



図表 132 相談役・顧問等の勤務・報酬の状況

区分	報酬あり	報酬なし	無記載（報酬）	総計
常勤	188	2	8	198
非常勤	520	182	11	713
勤務無	2	21	-	23
無記載（勤務）	5		8	13
計	715	205	27	947

また、相談役・顧問等の業務内容については、記載がある935人のうち、多くが助言等（409人）を行っている。その他、社外の活動と関連すると考えられる内容としては、業界団体（124人）、財界（112人）、社会貢献（147人）、対外活動（64人）、取引先との関係維持（38人）、活動維持（21人）等が挙げられる。併せて、経営非関与（187人）を明記する記載も見受けられた。

## 〔コラム⑧〕事例から見る相談役・顧問等の呼称・選任・報酬

### 〔呼称〕

呼称については、全947人のうち、顧問が468人・相談役が376人と多数派となっている。顧問には名誉顧問（145人）・特別顧問（142人）・最高顧問等が含まれ、相談役には、名誉相談役（14人）、特別相談役、最高相談役等が含まれている。次いで、会長が68人（名誉会長49人含む）の順になっている。その他、少数派の呼称として、シニアアドバイザー、シニアチェアマン、シニアフェロー、ファウンダー、社友、理事、参与、技監、社賓等があった。

### 〔選任等の決定プロセス〕

開示企業のうち、対象者の有無以外に何らかの考え方・方針を記載している企業は812社あった。その中で、相談役・顧問等の役割を明確に示すものとして、「当社の経営上の判断に影響を及ぼすような権限は一切付していない」「助言を求めるものであり、経営上への判断・関与はない」「経営上の意志決定に関与しない」「経営会議等の会議等に出席することはない」等、経営に関与するものではない旨を記載する事例が多く見受けられた。

これに関連して、決定プロセスを一定程度具体的に明記する企業が約300社あった。主に選任・委嘱の決定に係るプロセスが開示されており、その決定の大半が取締役会の決議によるものであるが、指名委員会（任意・法定含む）・ガバナンス委員会や社外取締役を含む会議体における審議・答申等を経ることで透明性・客観性をより確保する企業も多数見受けられる。また、任期・定年・再任上限・報酬・処遇等について定めた内規・規程に基づき運用している企業も見受けられたが、定年・任期等の具体的な基準を開示する事例は少数であった。

### 〔報酬等の決定プロセス〕

一方で、報酬の決定プロセスについては、前述の選任等のそれと比較すると開示はかなり少なくなる。その中で報酬の決定プロセスは、取締役会決議によるもの、報酬委員会等における審議・答申を経るもの、社長が決定するものや内規等に基づき決定されている旨を開示する事例等があった。具体的な報酬額を開示する事例は20社程度にとどまる。金額は年額で数百万円～数千万円の範囲となっており、役割によっても金額が大きく異なることが伺える。報酬総額で示す企業と役割別の上限額・固定報酬額を示す企業が見受けられた。

### 〔制度廃止に係る開示〕

「廃止」をキーワードとして抽出したところ、約50社の開示企業があり、「相談役・顧問制度」「相談役制度」「顧問制度」を廃止する又は既に廃止している旨の記載がみられた。廃止に際しては、制度廃止前に就任した者は任期満了まで職務を継続する事例や、役割・定義を改めて見直した新制度（相談役・顧問）を導入する事例等も見受けられた。また、親会社は廃止したが子会社には制度が存在する旨を開示する事例や、相談役・顧問ではない新たな呼称の制度を定義し、導入・運用している事例等がみられた。

#### 4・20. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法上の大会社<sup>76</sup>、監査等委員会設置会社<sup>77</sup>又は指名委員会等設置会社<sup>78</sup>においては、会社及び企業集団の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備を決定することが義務付けられており、CG報告書でも記載を要請している。経営者の経営戦略や事業目的等を組織としてどのように機能させ達成していくかについて、職務の執行が法令及び定款に適合することをはじめ、業務の適正を確保する観点から上場会社の考え方（基本方針）を記載するよう要請している<sup>79</sup>。

CG報告書に記載される全社の傾向としては、内部統制システムの基本的な考え方及びその整備状況について、会社法及び会社法施行規則<sup>80</sup>に規定される項目に従って記載している会社が多数みられる状況となっている。

記載内容についてキーワード分析を行うと、「会社法」という用語に言及した会社が、全社中34.9%あった<sup>81</sup>。また、「リスク管理」について言及している会社は83.7%であり、「法令遵守」<sup>82</sup>については96.2%と高い数値を示している。市場区分別の傾向については図表 133を参照されたい。

「取締役／執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」<sup>83</sup>については、文書管理規定に従い、適切に保存及び管理を行うというように記載した会社が多い。

「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」<sup>84</sup>については、リスク管理等に関する規程を定めたとするものが多い。例としては、具体的なリスクに応じて個別に規程を設けるものや、リスクマネジメント委員会の設置など、リスク情報とその対応を統括する組織に関する記載が見受けられた。

「取締役／執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」<sup>85</sup>については記載内容は様々であり、おおむねコーポレート・ガバナンスを念頭に置いた経営のシステム面及びマネジメント・サイクルを意識した経営のプロセス面に焦点を当てて説明する内容となっている。

「使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」<sup>86</sup>については、最も多く記載されている内容は、企業行動規範や、コンプライアンス規程などのマニュアル整備に関するものであるが、これらに加えて、その有効性を高めるための委員会の設置、研修等を実施するという報告もあったほか、従業員の相談窓口や、内部通報制度などについて触れているものもあった。更に、その体制が実際に機能しているかを判断するために、内部

76 会社法第362条第4項第6号、同条第5項。

77 会社法第399条の13第1項第1号ハ、同条第2項。

78 会社法第416条第1項第1号ホ、同条第2項。

79 このほかにも、整備状況として、コンプライアンス体制、リスク管理体制や情報管理体制等についての記載を求めている。

80 会社法施行規則第100条、第110条の4、第112条。

81 「会社法」自体に言及はしていないものの、会社法の規定に従って基本方針を記載している会社が大多数であった。

82 「法令遵守」は、「法令遵守」・「法令順守」・「コンプライアンス」のいずれかのキーワードが記載されている会社を対象としている。

83 会社法施行規則第100条第1項第1号、第110条の4第2項第1号、第112条第2項第1号。

84 会社法施行規則第100条第1項第2号、第110条の4第2項第2号、第112条第2項第2号。

85 会社法施行規則第100条第1項第3号、第110条の4第2項第1号第3号、第112条第2項第3号。

86 会社法施行規則第100条第1項第4号、第110条の4第2項第1号第4号、第112条第2項第4号。



監査室等が内部監査を実施し、その確認を行うとともに、経営等にフィードバックしている旨を記載し、その関係で、監査役や社外取締役の役割、更には社外の弁護士等による定款・法令遵守状況のチェック等について触れるものもみられた。

「当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」<sup>87</sup>については、記載内容は、本社に関するものと基本的に同じ記述であるが、関係会社管理規程や、関連会社を統括するコンプライアンス部署などの設置、あるいは子会社等海外の事業も含めた体制や、グループの監査役による連絡会を設けるといった記載がみられた。子会社に対する統制については考え方が分かれており、子会社に対する統制の強化の必要性を説明するとともに、親会社として社外取締役や社外監査役を派遣すると記載している例もみられる一方、親会社と子会社との間の独立性を強調する説明もみられた。

「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項」<sup>88</sup>及び「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」<sup>89</sup>については、おおむね会社法の趣旨に沿った内容で記載されており、任命・解任、評価、人事異動等の面から独立性に配慮したものが多い。なお、監査等委員会設置会社の監査等委員及び指名委員会等設置会社の監査委員に関して<sup>90</sup>も、同様の説明がみられた。

「取締役及び使用人が監査役／監査等委員／監査委員会に報告をするための体制」<sup>91</sup>及び「その他監査役／監査等委員／監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」<sup>92</sup>については、監査役等による一定の重要な会議への出席権や、重要書類の閲覧権などを定めたもののほか、使用人等から監査役等に直接報告できるとしている例が見受けられた。

図表 133 内部統制システムの基本的な考え方及びその整備状況

	会社法	リスク管理	法令遵守	情報管理	倫理	意思決定	
	該当比率	該当比率	該当比率	該当比率	該当比率	該当比率	
全データ	34.9%	83.7%	96.2%	20.1%	55.0%	68.8%	
組織形態	監査役会設置会社	35.2%	84.1%	96.4%	20.1%	55.6%	70.1%
	監査等委員会設置会社	32.9%	82.5%	96.2%	19.8%	53.7%	66.9%
	指名委員会等設置会社	47.9%	83.1%	90.1%	21.1%	46.5%	46.5%
市場区分	JPX日経400	41.1%	83.0%	96.7%	28.3%	63.7%	67.9%
	市場第一部	37.0%	84.3%	96.9%	22.5%	57.6%	70.2%
	市場第二部	31.9%	82.4%	96.3%	16.4%	53.0%	66.7%
	マザーズ	29.3%	85.5%	94.5%	16.4%	46.1%	70.3%
	JASDAQ	32.9%	82.2%	94.8%	16.7%	52.0%	65.8%

87 会社法施行規則第100条第1項第5号、第110条の4第2項第1号第5号、第112条第2項第5号。

88 会社法施行規則第100条第3項第1号、第110条の4第2項第1号第7号、第112条第1項第7号。

89 会社法施行規則第100条第3項第2号。

90 会社法施行規則第110条の4第2項第1号第1号、第2号、第112条第1項第1号、第2号。

91 会社法施行規則第100条第3項第4号、第110条の4第2項第1号第4号、第112条第1項第4号。

92 会社法施行規則第100条第3項第7号、第110条の4第2項第1号第7号、第112条第1項第7号。

#### 4 - 21. 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する事項

CG報告書では、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するための考え方や、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、組織全体で対応することを目的とした倫理規定、行動規範、社内規則等の整備状況及び社内体制の整備状況についての記載を求めている。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方の主な記述は、総会屋や暴力団といった反社会的勢力と関係を持たず、毅然とした態度で対応するという内容であり、その体制として、警察との連携を記述する会社が2,400社に達している<sup>93</sup>。また、特殊暴力対策組織との情報連携や顧問弁護士との協議などにも触れた記述も多かった。その他、基本方針やマニュアルの策定、社内研修の実施、責任者の指名等についての記述がみられた。

---

93 数値は本項において記載している会社のデータを集計したものであり、一部の会社ではコンプライアンスや法令遵守などに関する考え方とあわせて、当該内容に該当するコメントを「I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」などの項目で記載している例もみられる。

## 5. 株主との対話

コード第5章では、以下のように示し、株主と上場会社との間の建設的な対話の実現を求めている。

### 【基本原則5】

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

これに関してCG報告書では、従前から、ディスクロージャーポリシーの作成・公表、投資家向けの定期的な説明会の開催、IR資料のホームページ掲載やIRに関する部署（担当者）の設置といったIRに関する活動状況について記載を求めている。

本白書では、こうした記載の状況に加え、コードの原則5-1で開示が求められている株主との建設的な対話に関する方針の開示内容の分析を行う。

### 5・1. 株主との建設的な対話に関する方針（原則5-1）

原則5-1は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針の開示を求めている。また、補充原則5-1②では、この方針に、「(i)建設的な対話を実現するよう目配りを行う経営陣・取締役の指定」、「(ii)社内の関係部署の有機的な連携のための方策」、「(iii)個別面談以外の対話の手段の充実」、「(iv)株主の意見・懸念の取締役会等へのフィードバックの方策」、「(v)インサイダー情報の管理の方策」を記載すべきとしている。これらは、多くの会社において従来からIR・SRの体制整備として行われてきた取組であり、同原則の実施率は99.1%（2,597社）とほとんどの会社が実施している。

各項目の記載内容をみていくと、「(i)建設的な対話を実現するよう目配りを行う経営陣・取締役の指定」については、IR担当の役員等を指定している旨の記載が目立つ。「IR担当取締役・IR担当役員」のキーワードは実施会社の18.8%（489社）で記載されていた。また、キーワードとして「責任者」を記載している会社も382社（14.7%）でみられた。一部の会社においては、IR担当やIRに関する責任者として管理本部長・CFO等の具体的な役職を明記している事例もみられた。また、社長が統括するとする記載もみられた。「(ii)社内の関係部署の有機的な連携のための方策」については、IR担当部署を中心とし、社内関連部署と情報共有している旨等の記載を行っている会社が目立った。「(情報等の)共有」のキーワードを記載しているのは26.3%（684社）であった。「(iii)個別面談以外の対話の手段の充実」については、多くの会社が「(決算等の)説明会」や「株主総会」に言及していた。「説明会」については59.7%（1,550社）、「株主総会」については19.5%（506社）が記載していた。「(iv)株主の意見・懸念の取締役会等へのフィードバックの方策」については、多くの会社が、フィードバックのための機会を定期的に設定するというよりは、必要に応じて行っていることが伺える。「必要に応じ」との記

載は24.6% (640社) の一方で、「定期的」を記載している会社は15.9% (413社) であった。「(v) インサイダー情報の管理の方策」については社内規程等の整備・運用している旨を記載する会社が多い。「規程等 (規定・規則)」のキーワードを記載している会社は39.7% (1,030社) であった。「サイレント・沈黙」について記載し、サイレント期間 (沈黙期間) に言及している会社は11.9% (310社) であった。

〈事例1〉は対話に関する基本的な考えを述べたうえで、補充原則5-1②で求められる5つの視点を明記している事例である。基本的な方針及び個別の施策が分かりやすく記載されている。〈事例2〉は対話の基本方針の中に、補充原則5-1③の「株主構造の把握に努める」旨も含めて記載している事例である。〈事例3〉では、役員に対して決算説明会等のフィードバックが行われている旨や、対話において沈黙期間を設けていることを明示している。

### 〈事例1〉

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値向上のためには、株主や投資家との対話が重要であると考えております。対話を通じて当社の経営方針、経営計画や事業戦略に対する理解を深めていただき、また当該議論をすることで、経営の透明性を高め、活性化を促進するとともに、財務状況を、適時性、公平性、正確性及び継続性に配慮して分かり易く提供することで、情報ギャップを可能な限り解消し、信頼と適切な評価を得てまいります。

・株主との建設的な対話を促進するための方針

- (1) 統括する経営陣の指定  
財務担当役員をIR統括責任者に指定する
- (2) 有機的な連携の為の方策  
財務担当役員及びIR担当者は、建設的な対話の実現のため、社内部門と協力して対応する
- (3) 個別面談以外の対話の手段  
決算説明会を中間・期末の年2回開催するほか、定期的に代表取締役社長CEOや財務担当役員出席のスマールミーティングを実施し、理解醸成に努める
- (4) 株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に対する適切かつ効果的なフィードバックのためのの方策  
財務担当役員及びIR担当者は、対話を通じて得た株主の意見を、必要に応じて経営陣幹部及び取締役会へフィードバックを行い、課題認識を共有することに努める
- (5) 対話に際してのインサイダー情報の管理に関するの方策  
財務担当役員及びIR担当者は、インサイダー情報が外部へ漏洩することを防止するため、情報管理責任者と連携を図り情報管理を徹底する  
(サービス業)

### 〈事例2〉

(略)

(6) そのほかの取組み当社は、株主名簿上の株主だけでなく、実質株主判明調査等により実質的に投資判断や議決権行使を行う株主の把握に努めており、これら実質株主との対話も重視しております。

(電気機器)

### 〈事例3〉

当社では、IR担当部門を社長室及び総務部広報グループとし、経営戦略企画室、財務部、総務部法務グループと連携を図りながら株主を始めとするステークホルダーとの対話を進めています。

株主や投資家に対し、計算書類、有価証券報告書等、証券取引所開示書類及び重要事実などを適時、適切に開示することはもとより、当社グループにおける経営方針、事業活動、コンプライアンス活動や社会貢献活動について、ホームページにおいて各種情報を公表するなどIR活動を推進し、企業活動の透明性を確保することで経営の健全性を高めています。

またアナリスト・機関投資家向けに、代表取締役社長及び財務担当役員による決算説明会を年2回実施すると共に、説明会資料を当社ホームページに開示しています。その他、アナリスト、機関投資家及び個人投資家への個別説明会や取材対応を適宜実施しています。

これら決算説明会、個別説明会の結果については、経営会議 (独立社外取締役も構成員) で報告され、取締役や監査役との情報共有を図っています。

株主との対話に際しては、ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページに開示しています。

インサイダー情報の管理については、「インサイダー取引規制に関する規程」を制定し、全役職員に対する教育を行い、情報管理の徹底を図っています。また、決算発表までの数週間を沈黙期間とし、株主や投資家等との対話を制限しています。

(建設業)

図表 134 株主との建設的な対話に関する方針の補充原則5-1②の視点によるキーワード

項目	社数	該当比率	(ご参考) 前回集計 2016年7月
原則5-1を実施している会社	2,597社	100%	-
■建設的な対話を総括する経営陣・取締役の指定			
IR担当取締役・役員	489社	18.8%	-
責任者	382社	14.7%	-
■社内の関係部署の有機的な連携のための方策			
(情報等の) 共有	684社	26.3%	14.5%
■個別面談以外の対話の手段			
説明会 (決算説明会等)	1,550社	59.7%	55.2%
株主総会	506社	19.5%	16.3%
■株主の意見・懸念の取締役会等へのフィードバックの方策			
必要に応じ	640社	24.6%	16.6%
定期的	413社	15.9%	5.9%
■インサイダー情報の管理に関する方策			
規程等 (規定・規則)	1,030社	39.7%	37.6%
サイレント・沈黙	310社	11.9%	12.0%

## 5・2. ディスクロージャーポリシーの作成・公表

IRに関する活動状況のうち、ディスクロージャーポリシーは1,344社 (全社の37.4%) が作成・公表している。

市場区別にみると、マザーズが63.3%で最も作成・公表している比率が高く、市場第一部が44.2%、市場第二部が20.7%、JASDAQが20.4%と続く。なお、JPX日経400構成会社は60.9%で、市場第一部と比較すると16.7ポイント高い (図表 135)。外国人株式所有比率との関係では、外国人株式所有比率が高くなるに従って、作成・公表している会社の比率が高くなる (図表 136)。

記載内容をみると、株主及び投資家との積極的な対話、適時・適切・公平な情報開示、双方向のコミュニケーション等の考え方の内容記載や、会社法、金融商品取引法、各種法令及び東証の規則を遵守し情報を迅速に開示すること等を織り込んだ規程を策定し、各社のウェブサイトに掲載している等の記載が多かった。株価に影響を与える情報の漏洩を防止するため、決算発表日に「沈黙期間」を設けて、決算に関するコメントや問い合わせへの回答を控えるという記載もみられた。

また、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に伴い、ディスクロージャーポリシーの改定等を行ったとの記載のほか、非公開の重要情報の優先的開示を禁止することや、関係法令や適時開示規則に該当しない情報についても、有効と判断する情報については開示に努

めるといったフェア・ディスクロージャーを意識した記載もみられた。

**図表 135 IRに関する活動状況（市場区分別）**

	ディスクロージャー ポリシーの 作成・公表	個人投資家 向けに開催	アナリスト・ 機関投資家 向けに開催	海外投資家 向けに開催	ホームページ 掲載	IR担当部署の 設置
全社	37.4%	36.0%	73.6%	17.4%	98.2%	91.2%
JPX日経400	60.9%	53.6%	99.5%	62.2%	99.2%	99.0%
市場第一部	44.2%	40.8%	85.3%	23.3%	99.2%	94.8%
市場第二部	20.7%	17.8%	36.6%	4.1%	95.5%	79.8%
マザーズ	63.3%	71.9%	96.9%	34.4%	99.2%	96.9%
JASDAQ	20.4%	22.4%	57.9%	3.7%	96.8%	86.7%

**図表 136 IRに関する活動状況（外国人株式所有比率別）**

	ディスクロージャー ポリシーの 作成・公表	個人投資家 向けに開催	アナリスト・ 機関投資家 向けに開催	海外投資家 向けに開催	ホームページ 掲載	IR担当部署の 設置
10%未満	31.1%	32.0%	62.1%	8.0%	97.7%	87.8%
10%以上 20%未満	37.1%	38.1%	84.6%	16.9%	98.6%	95.4%
20%以上 30%未満	50.6%	41.4%	92.7%	33.4%	99.0%	95.6%
30%以上	58.4%	48.5%	94.6%	52.5%	99.2%	96.5%
全社	37.4%	36.0%	73.6%	17.4%	98.2%	91.2%

### 5・3. 定期的説明会の開催

説明会の開催は、上場会社と投資家の直接的な接点として重要なものといえる。東証では、マザーズの上場会社に対しては年2回以上、投資に関する説明会を開催することを求めており<sup>94</sup>、説明会の開催による投資家とのコミュニケーションの充実に資するよう努めてきたところである。

#### (1) 個人投資家向け

個人投資家向けに定期的に説明会<sup>95</sup>を開催している会社は、東証上場会社全社中36.0%である。また、そのうち、代表者自身による説明があるとした会社は11.7%であった。

市場区分別では、マザーズの71.9%が最も高く、次に市場第一部の40.8%、JASDAQの22.4%、市場第二部の17.8%と続く。なお、JPX日経400構成会社は53.6%で、市場第一部と比較すると12.8ポイント高い（図表 135）。

補足説明は、1,293社が行っており、定期的に開催しているという記載内容が多い。開催の日時、開催回数、開催場所等を記載している会社もあった。また、金融商品取引所・日本証券アナリスト協会主催の個人投資家向け説明会等へ参加している等の記載もあった。情報の

94 有価証券上場規程第421条の2。

95 「定期的説明会」とは、年間を通じて一定の頻度（年1回以上を目安）で説明会を開催している場合をいう。

公正性から説明会の資料をホームページに掲載し、説明会に参加していない個人投資家への情報開示を行っているとの記載もあった。更に、説明会では代表取締役社長自らがスライドを用いて説明し、質問に際しても代表取締役社長自らが回答しているとの記載もあった。

## (2) アナリスト・機関投資家向け

アナリスト・機関投資家向けに定期説明会を開催している会社は、東証上場会社全社中73.6%であったが、そのうちの18.7%が代表者自身による説明があるとしている。

市場区分別にみると、アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催する会社はマザーズ(96.9%)と、市場第一部(85.3%)で8割を超え、JASDAQ(57.9%)、市場第二部(36.6%)と比べて高い傾向にある。JPX日経400構成会社の場合は、99.5%と、ほとんどの会社を実施しているとしている(図表135)。

補足説明は2,644社が行っている。決算発表後及び第2四半期決算発表後に説明会を開催し、説明会資料等をホームページに掲載しているという記載は90社あった。説明会の開催日時、場所、参加人数も記載している例もあった。現場・工場見学会や、スモールミーティング、テレフォンカンファレンスを実施するという会社もみられた。

## (3) 海外投資家向け

海外投資家向けに定期的説明会を開催する会社は、東証上場会社全社中17.4%であり、そのうちの12.3%が代表者自身による説明があるとしている。

市場区分別にみると、マザーズが34.4%と最も高く、続いて市場第一部の23.3%、市場第二部の4.1%、JASDAQの3.7%と続く。JPX日経400構成会社の場合は62.2%が海外投資家向けの説明会を実施しており、市場第一部を38.9ポイント上回っている(図表135)。外国人株式所有比率をみると、所有比率が高くなるに従って、説明会を開催する会社の比率が高くなっている。外国人株式所有比率が30%以上の会社では52.5%となっている(図表136)。

なお、補足説明は624社が行っている。役員が海外で、説明会や個別ミーティングを開催するという記載が多い。訪問先は、米国及び欧州が多いが、香港やシンガポールなどアジアでも開催したとする記載もある。説明会や投資家との面談の回数を記載している例、証券会社が主催している海外の機関投資家向けカンファレンスに参加しているという例、ホームページ上で英語の翻訳を付けて配信しているという例、海外工場の見学を行っているという例もみられた。海外投資家向け説明会を開催していない会社においては、今後検討すべき課題と認識しているといった記載があった。

## 5・4. ホームページ掲載

ホームページによるIR資料<sup>96</sup>の開示は、株主・投資家などへの情報提供の手段として、既に一般的になっている。CG報告書では、IR資料を自社のホームページに掲載しているか否か、掲載している場合には補足説明において掲載先のURLや掲載している情報についての記載を求めている。

IRに関する情報をホームページに掲載しているとした東証上場会社は98.2%と高い水準に達

96 「IR資料」とは、会社が作成する書類又は電磁的ファイルであって、投資家等(投資家、証券アナリスト、取引先又は株主)による適切な当該会社の現状の理解、評価に資するために作成されたものをいう。

しており、既に一般的な手段となっているといえる（図表 135）。

ホームページに掲載される IR 資料の内容については、決算情報、その他適時開示資料等という記載が大半である。決算関係のキーワードを記載した会社の比率が高く、「決算短信」が 56.2%、「有価証券報告書」が 49.1%、「招集通知」が 18.4% である。このほかに、コーポレート・ガバナンス情報、統合報告書、CSR 報告書、環境報告書、知的財産報告書、ファクトブック、サステナビリティ・レポートなどを掲載しているといった記載がある。動画配信をしているという会社も 177 社あった。

## 5・5. IRに関する部署（担当者）

IRに関する部署又は担当者を設置しているとする会社の比率は、東証上場会社全社中、91.2% である。市場区分別にみると、マザーズにおいては 96.9% と、市場第一部の 94.8%、市場第二部の 79.8% 及び JASDAQ の 86.7% のその他の市場を上回っている。JPX 日経 400 構成会社も 99.0% と高い水準を示している（図表 135）。

IRを専門に担当する部署を設置しているとの記載が大半を占める一方で、（経営）企画、広報、財務経理部に IR の機能・業務を有しているという記載もみられた。

### 【コラム⑨】資本コストを巡る動向

コード改訂の主要なポイントのひとつは、「資本コスト」を意識した経営であることから、上場会社において資本コストに対する関心が高まっているものと思われる。コードの改訂においては、2つの原則で資本コストの考え方を追加している。具体的には、原則 5-2 において、収益力や資本効率等に関する目標の設定等に際して、自社の資本コストを的確に把握することを求めている。また、原則 1-4 において、政策保有株式の保有の適否の検証において、資本コストを踏まえた検証が求められている。

今回のコード改訂に向けたフォローアップ会議の提言では、多くの企業において経営環境の変化に応じた経営判断が行われていないとの指摘がなされており、例えば、日本企業においては、事業ポートフォリオの見直しが必ずしも十分に行われていないとの指摘がなされているが、その背景には、経営陣の資本コストに対する意識が未だ不十分であるという問題意識があると思われる。

更に、政策保有株式については、長期で保有することを前提としている場合が多いと考えられるが、株主や債権者から預かっている資本を固定化している側面があり、資本コストの観点からみたときに、政策保有株式という形で固定化された資本がそのコストを上回る価値を生んでいない場合、資本管理上非効率であるという指摘がある。

資本コストは、一般的には、自社の事業リスクなどを適切に反映した資金調達に伴うコストであり、資金の提供者が期待する収益率と考えられる。資本コストと一言で表現されるが、大きくは「加重平均資本コスト（WACC：Weighted Average Cost of Capital）」及び「株主資本コスト」に区分され、適用の場面に応じてそれぞれが用いられている。加重平均資本コストは調達資金のコストの加重平均であり、当該会社の負債コストと株主資本コストをそれぞれ有利子負債額と時価総額で加重平均することで算定される。負債コストは会計上の費用であり、また具体的にキャッシュアウトするため、認識しやすいが、株主資本コストは、株主が会社に期待するリターンという概念的なコストであり、推計する必要がある。個々の上場会社の状況に応じて推計する必要があり、また推計方法やパラメーターは各機関投資家、投



資銀行や会計事務所等においても様々であり、一義的に数値が出てこない点も、株主資本コストに対する経営者の理解を妨げている要因と思われる。

株主資本コストの推計手法は実務的に大きく2つに大別される。一つはCAPM（Capital Asset Pricing Model：資本資産価格モデル）を使う方法。もう一つは株価と1株利益から逆算する方法である。CAPMを使う方法はM&A等の際に株式評価等で割引率を計算する際に使われる方法であり、多くの投資銀行や会計事務所等が実務的に使っている。CAPMでは「株主資本コスト＝ $\beta$ ×マーケットリスクプレミアム＋リスクフリーレート」の計算式であり、個々のパラメーター（ $\beta$ 値（市場平均に対する当該上場会社の株価感応度）、マーケットリスクプレミアム（市場平均の期待リターン）、リスクフリーレート）の水準をどうするかによって株主資本コストが決定される。

もう一つが1株利益を株価で除した株式益利回りから株主資本コストを推計する方法である。例えば、1株利益が100円で株価が2000円の場合は、PERが20倍であり、その逆数である株式利回りは5%である。仮にリスクフリーレートが0.1%の場合は、株主資本コストは4.9%となる。機関投資家等の目線の考え方であり、一部の機関投資家は自社のエンゲージメント結果の効果として、投資先会社の株主資本コストが低下した数値をこうしたアプローチにより推計している。上記の2つのアプローチ以外にも、直接、株主にアンケート等により推計する方法もあるが、実務的なコストの問題から一般的ではない。

こうした手法を組み合わせる方法もある。例えば、個別会社の株主資本コストの算定において、CAPMを使うが、その前提の1つであるマーケットリスクプレミアムをTOPIXの株式益利回りから算定する方法を活用している事例もある。一義的に数値が決まる性質のものではないため、会社によっては、様々な推計手法等を踏まえたうえで、自社としての考え方（例えば、中計期間中は株主資本コストは6%と仮定等）を定義している事例も見受けられる。

このように推計された株主資本コストについて、実際に経営に活用していくことが重要となる。具体的な事例としては、例えば、新たな事業投資（設備投資）や事業ポートフォリオの見直しの際のハードルレートを設定する際に、資本コストを考慮することが考えられる。一部の上場会社は自社の株主資本コスト等を中期経営計画等で公表し、株主との対話に活用している事例もあるが、そうした事例はごく少数に限られている。生命保険協会の調査（平成29年度調査）<sup>97</sup>では、機関投資家の32.8%が経営目標として重視する指標として資本コストを挙げる一方で、上場会社が資本コストを中期経営計画等で公表している事例は0.5%に過ぎない。また、CG報告書では、原則5-2に関する自らの取組を説明するものとして、実際の資本コストを示している事例が、数は少ないものの存在する。例えば、「当社の2018年3月期の資本コストは、加重平均資本コスト（WACC）で算出すると●.●%であります。中長期目標の指標であるROEは、●.●%となりました。今後も、利益の向上に努め資本コストを上回る高い付加価値を生み出し、企業価値の向上をめざします。」とする事例がある。

今回のコード改訂を契機に、上場会社においても資本コストを意識した経営が本格的に広がるのが期待され、株主との対話の在り方も変わってくると考えられる。

97 平成29年度 生命保険協会調査「株式価値向上に向けた取り組みについて」より

## ▶ 今後の展望—むすびにかえて

2015年にコーポレートガバナンス・コードが適用されてから、二度目のコーポレート・ガバナンス白書の発刊となった。本白書では、上場会社のコードへの対応状況について、開示内容の変化など、前回調査からの進展状況についても極力分析するよう努めた。さらに、2018年6月には、コードの改訂を行っており、同年12月31日時点における、改訂・新設した原則への上場会社の対応状況も含めた内容とした。

コードの改訂は、コーポレート・ガバナンス改革の取組を「形式」から「実質」へと深化させる狙いで行われたものである。形式面の取組については、本白書で紹介したような集計によって明らかにすることができ、実際に、日本企業のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた取組は着実に進んでいるといえよう。一方で、それを上場会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるよう「実質」が伴ったものとするには、上場会社が自主的にガバナンス強化に取り組み、投資者との対話を通じてガバナンスの改善が図られていくことが必要不可欠である。

本白書では、統計データに加えて、実際の開示事例や、開示事項のキーワード分析を示しているが、これらの情報が、上場会社と投資者との対話のきっかけや材料として、また、上場会社が自社の取組を検討する際の参考として利用されることを期待している。

東証としては、今後も、上場会社の中長期的な企業価値の向上や日本市場の投資魅力の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの実効性向上に向けた取組や、上場会社と投資家との建設的な対話が円滑に行われるための環境整備などに継続的に取り組んでまいり所存である。上場会社と、投資者をはじめとするそのステークホルダーにとって、本白書がコーポレート・ガバナンス充実の一助となり、我が国のコーポレート・ガバナンスの発展に多少なりとも寄与することができれば、望外の喜びである。



**添 付 資 料**

# 項目別集計表：コード全78原則の実施状況（2018年12月時点 市場第一部・第二部）

	総数	コードへの対応を 開示した会社数	基本原則1			原則1-1		
			実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
市場第一部・第二部の合計	2,621	2,621	2,619	2	99.92%	2,621	0	100.00%
組織形態	2,621	2,621						
監査役会設置会社	1,880	1,880	1,878	2	99.89%	1,880	0	100.00%
監査等委員会設置会社	678	678	678	0	100.00%	678	0	100.00%
指名委員会等設置会社	63	63	63	0	100.00%	63	0	100.00%
社外取締役を	2,621	2,621						
選任している	2,612	2,612	2,610	2	99.92%	2,612	0	100.00%
選任していない	9	9	9	0	100.00%	9	0	100.00%
外国人株式所有比率	2,621	2,621						
10%未満	1,203	1,203	1,201	2	99.83%	1,203	0	100.00%
10%以上20%未満	679	679	679	0	100.00%	679	0	100.00%
20%以上30%未満	405	405	405	0	100.00%	405	0	100.00%
30%以上	334	334	334	0	100.00%	334	0	100.00%
大株主の状況	2,621	2,621						
筆頭株主の所有比率が0%以上5%未満	150	150	150	0	100.00%	150	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が5%以上10%未満	765	765	764	1	99.87%	765	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が10%以上20%未満	723	723	723	0	100.00%	723	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が20%以上33.33%未満	462	462	461	1	99.78%	462	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が33.33%以上50%未満	315	315	315	0	100.00%	315	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が50%以上	206	206	206	0	100.00%	206	0	100.00%
市場区分	2,621	2,621						
市場第一部	2,128	2,128	2,127	1	99.95%	2,128	0	100.00%
市場第二部	493	493	492	1	99.80%	493	0	100.00%
JPX日経400（市場第一部・第二部のみ）	396	396	396	0	100.00%	396	0	100.00%
（連結）従業員数	2,621	2,621						
100人未満	106	106	106	0	100.00%	106	0	100.00%
100人以上500人未満	565	565	564	1	99.82%	565	0	100.00%
500人以上1000人未満	504	504	504	0	100.00%	504	0	100.00%
1000人以上	1,446	1,446	1,445	1	99.93%	1,446	0	100.00%
（連結）売上高	2,621	2,621						
100億円未満	332	332	331	1	99.70%	332	0	100.00%
100億円以上1000億円未満	1,362	1,362	1,361	1	99.93%	1,362	0	100.00%
1000億円以上1兆円未満	771	771	771	0	100.00%	771	0	100.00%
1兆円以上	156	156	156	0	100.00%	156	0	100.00%
支配株主・親会社	2,621	2,621						
親会社あり	248	248	248	0	100.00%	248	0	100.00%
親会社あり（上場）	217	217	217	0	100.00%	217	0	100.00%
親会社あり（非上場）	31	31	31	0	100.00%	31	0	100.00%
支配株主（非親会社）あり	110	110	110	0	100.00%	110	0	100.00%
支配株主なし	2,263	2,263	2,261	2	99.91%	2,263	0	100.00%
連結子会社数	2,621	2,621						
10社未満	1,424	1,424	1,423	1	99.93%	1,424	0	100.00%
10社以上50社未満	909	909	908	1	99.89%	909	0	100.00%
50社以上100社未満	163	163	163	0	100.00%	163	0	100.00%
100社以上300社未満	94	94	94	0	100.00%	94	0	100.00%
300社以上	31	31	31	0	100.00%	31	0	100.00%
決算期	2,621	2,621						
1月	32	32	32	0	100.00%	32	0	100.00%
2月	142	142	142	0	100.00%	142	0	100.00%
3月	1,835	1,835	1,833	2	99.89%	1,835	0	100.00%
4月	22	22	22	0	100.00%	22	0	100.00%
5月	48	48	48	0	100.00%	48	0	100.00%
6月	64	64	64	0	100.00%	64	0	100.00%
7月	20	20	20	0	100.00%	20	0	100.00%
8月	37	37	37	0	100.00%	37	0	100.00%
9月	82	82	82	0	100.00%	82	0	100.00%
10月	27	27	27	0	100.00%	27	0	100.00%
11月	34	34	34	0	100.00%	34	0	100.00%
12月	278	278	278	0	100.00%	278	0	100.00%
業種	2,621	2,621						
水産・農林業	7	7	7	0	100.00%	7	0	100.00%
鉱業	6	6	6	0	100.00%	6	0	100.00%
建設業	121	121	121	0	100.00%	121	0	100.00%
食料品	104	104	103	1	99.04%	104	0	100.00%
繊維製品	52	52	52	0	100.00%	52	0	100.00%
パルプ・紙	17	17	17	0	100.00%	17	0	100.00%
化学	180	180	180	0	100.00%	180	0	100.00%
医薬品	41	41	41	0	100.00%	41	0	100.00%
石油・石炭製品	12	12	12	0	100.00%	12	0	100.00%
ゴム製品	17	17	17	0	100.00%	17	0	100.00%
ガラス・土石製品	45	45	45	0	100.00%	45	0	100.00%
鉄鋼	39	39	39	0	100.00%	39	0	100.00%
非鉄金属	33	33	33	0	100.00%	33	0	100.00%
金属製品	64	64	64	0	100.00%	64	0	100.00%
機械	183	183	183	0	100.00%	183	0	100.00%
電気機器	198	198	198	0	100.00%	198	0	100.00%
輸送用機器	79	79	79	0	100.00%	79	0	100.00%
精密機器	36	36	36	0	100.00%	36	0	100.00%
その他製品	73	73	72	1	98.63%	73	0	100.00%
電気・ガス業	24	24	24	0	100.00%	24	0	100.00%
陸運業	52	52	52	0	100.00%	52	0	100.00%
海運業	12	12	12	0	100.00%	12	0	100.00%
空運業	5	5	5	0	100.00%	5	0	100.00%
倉庫・運輸関連業	35	35	35	0	100.00%	35	0	100.00%
情報・通信業	233	233	233	0	100.00%	233	0	100.00%
卸売業	225	225	225	0	100.00%	225	0	100.00%
小売業	240	240	240	0	100.00%	240	0	100.00%
銀行業	83	83	83	0	100.00%	83	0	100.00%
証券・商品先物取引業	25	25	25	0	100.00%	25	0	100.00%
保険業	9	9	9	0	100.00%	9	0	100.00%
その他金融業	30	30	30	0	100.00%	30	0	100.00%
不動産業	87	87	87	0	100.00%	87	0	100.00%
サービス業	254	254	254	0	100.00%	254	0	100.00%
買収防衛策	2,621	2,621						
あり	347	347	346	1	99.71%	347	0	100.00%
なし	2,274	2,274	2,273	1	99.96%	2,274	0	100.00%
独立役員	2,621	2,621						
取締役のみに指定	875	875	875	0	100.00%	875	0	100.00%
監査役のみに指定	30	30	29	1	96.67%	30	0	100.00%
取締役および監査役に指定	1,716	1,716	1,715	1	99.94%	1,716	0	100.00%
取締役の任期	2,621	2,621						
1年	1,972	1,972	1,971	1	99.95%	1,972	0	100.00%
2年	649	649	648	1	99.85%	649	0	100.00%

補充原則1-1①			補充原則1-1②			補充原則1-1③			原則1-2			補充原則1-2①		
実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
2,604	17	99.35%	2,619	2	99.92%	2,621	0	100.00%	2,613	8	99.69%	2,617	4	99.85%
1,869	11	99.41%	1,878	2	99.89%	1,880	0	100.00%	1,875	5	99.73%	1,877	3	99.84%
672	6	99.12%	678	0	100.00%	678	0	100.00%	675	3	99.56%	677	1	99.85%
63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%
2,595	17	99.35%	2,610	2	99.92%	2,612	0	100.00%	2,604	8	99.69%	2,608	4	99.85%
9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
1,196	7	99.42%	1,203	0	100.00%	1,203	0	100.00%	1,199	4	99.67%	1,200	3	99.75%
674	5	99.26%	677	2	99.71%	679	0	100.00%	675	4	99.41%	678	1	99.85%
401	4	99.01%	405	0	100.00%	405	0	100.00%	405	0	100.00%	405	0	100.00%
333	1	99.70%	334	0	100.00%	334	0	100.00%	334	0	100.00%	334	0	100.00%
150	0	100.00%	150	0	100.00%	150	0	100.00%	150	0	100.00%	150	0	100.00%
759	6	99.22%	765	0	100.00%	765	0	100.00%	762	3	99.61%	763	2	99.74%
718	5	99.31%	723	0	100.00%	723	0	100.00%	721	2	99.72%	723	0	100.00%
459	3	99.35%	461	1	99.78%	462	0	100.00%	461	1	99.78%	461	1	99.78%
312	3	99.05%	315	0	100.00%	315	0	100.00%	313	2	99.37%	314	1	99.68%
206	0	100.00%	205	1	99.51%	206	0	100.00%	206	0	100.00%	206	0	100.00%
2,114	14	99.34%	2,126	2	99.91%	2,128	0	100.00%	2,122	6	99.72%	2,125	3	99.86%
490	3	99.39%	493	0	100.00%	493	0	100.00%	491	2	99.59%	492	1	99.80%
393	3	99.24%	396	0	100.00%	396	0	100.00%	396	0	100.00%	396	0	100.00%
104	2	98.11%	106	0	100.00%	106	0	100.00%	105	1	99.06%	105	1	99.06%
559	6	98.94%	564	1	99.82%	565	0	100.00%	564	1	99.82%	564	1	99.82%
502	2	99.60%	504	0	100.00%	504	0	100.00%	502	2	99.60%	503	1	99.80%
1,439	7	99.52%	1,445	1	99.93%	1,446	0	100.00%	1,442	4	99.72%	1,445	1	99.93%
326	6	98.19%	332	0	100.00%	332	0	100.00%	331	1	99.70%	330	2	99.40%
1,356	6	99.56%	1,361	1	99.93%	1,362	0	100.00%	1,357	5	99.63%	1,360	2	99.85%
768	3	99.61%	770	1	99.87%	771	0	100.00%	769	2	99.74%	771	0	100.00%
154	2	98.72%	156	0	100.00%	156	0	100.00%	156	0	100.00%	156	0	100.00%
248	0	100.00%	247	1	99.60%	248	0	100.00%	248	0	100.00%	248	0	100.00%
217	0	100.00%	216	1	99.54%	217	0	100.00%	217	0	100.00%	217	0	100.00%
31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
108	2	98.18%	110	0	100.00%	110	0	100.00%	109	1	99.09%	110	0	100.00%
2,248	15	99.34%	2,262	1	99.96%	2,263	0	100.00%	2,256	7	99.69%	2,259	4	99.82%
1,415	9	99.37%	1,422	2	99.86%	1,424	0	100.00%	1,418	6	99.58%	1,420	4	99.72%
903	6	99.34%	909	0	100.00%	909	0	100.00%	907	2	99.78%	909	0	100.00%
161	2	98.77%	163	0	100.00%	163	0	100.00%	163	0	100.00%	163	0	100.00%
94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%
31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
32	0	100.00%	32	0	100.00%	32	0	100.00%	32	0	100.00%	32	0	100.00%
139	3	97.89%	142	0	100.00%	142	0	100.00%	142	0	100.00%	142	0	100.00%
1,823	12	99.35%	1,834	1	99.95%	1,835	0	100.00%	1,828	7	99.62%	1,833	2	99.89%
22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%
48	0	100.00%	48	0	100.00%	48	0	100.00%	48	0	100.00%	48	0	100.00%
64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	63	1	98.44%
20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%
37	0	100.00%	37	0	100.00%	37	0	100.00%	37	0	100.00%	37	0	100.00%
81	1	98.78%	82	0	100.00%	82	0	100.00%	82	0	100.00%	82	0	100.00%
27	0	100.00%	27	0	100.00%	27	0	100.00%	27	0	100.00%	27	0	100.00%
33	1	97.06%	34	0	100.00%	34	0	100.00%	34	0	100.00%	34	0	100.00%
278	0	100.00%	277	1	99.64%	278	0	100.00%	277	1	99.64%	277	1	99.64%
7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%
6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%
120	1	99.17%	120	1	99.17%	121	0	100.00%	120	1	99.17%	121	0	100.00%
103	1	99.04%	104	0	100.00%	104	0	100.00%	103	1	99.04%	104	0	100.00%
52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
180	0	100.00%	180	0	100.00%	180	0	100.00%	179	1	99.44%	180	0	100.00%
41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%
12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
45	0	100.00%	45	0	100.00%	45	0	100.00%	45	0	100.00%	45	0	100.00%
39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%
32	1	96.97%	33	0	100.00%	33	0	100.00%	33	0	100.00%	33	0	100.00%
63	1	98.44%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%
182	1	99.45%	183	0	100.00%	183	0	100.00%	182	1	99.45%	182	1	99.45%
197	1	99.49%	198	0	100.00%	198	0	100.00%	197	1	99.49%	197	1	99.49%
79	0	100.00%	79	0	100.00%	79	0	100.00%	79	0	100.00%	79	0	100.00%
36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%
73	0	100.00%	73	0	100.00%	73	0	100.00%	73	0	100.00%	73	0	100.00%
23	1	95.83%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%
52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%
35	0	100.00%	35	0	100.00%	35	0	100.00%	35	0	100.00%	35	0	100.00%
232	1	99.57%	233	0	100.00%	233	0	100.00%	233	0	100.00%	232	1	99.57%
222	3	98.67%	225	0	100.00%	225	0	100.00%	224	1	99.56%	225	0	100.00%
238	2	99.17%	239	1	99.58%	240	0	100.00%	239	1	99.58%	239	1	99.58%
83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%
25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%
9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
29	1	96.67%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	29	1	96.67%	30	0	100.00%
87	0	100.00%	87	0	100.00%	87	0	100.00%	87	0	100.00%	87	0	100.00%
251	3	98.82%	254	0	100.00%	254	0	100.00%	254	0	100.00%	254	0	100.00%
345	2	99.42%	347	0	100.00%	347	0	100.00%	346	1	99.71%	347	0	100.00%
2,259	15	99.34%	2,272	2	99.91%	2,274	0	100.00%	2,267	7	99.69%	2,270	4	99.82%
868	7	99.20%	875	0	100.00%	875	0	100.00%	872	3	99.66%	874	1	99.89%
30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%
1,706	10	99.42%	1,714	2	99.88%	1,716	0	100.00%	1,711	5	99.71%	1,713	3	99.83%
1,958	14	99.29%	1,970	2	99.90%	1,972	0	100.00%	1,966	6	99.70%	1,968	4	99.80%
646	3	99.54%	649	0	100.00%	649	0	100.00%	647	2	99.69%	649	0	100.00%

	補充原則1-2②			補充原則1-2③			補充原則1-2④		
	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
市場第一部・第二部の合計	2,535	86	96.72%	2,586	35	98.66%	1,186	1,435	45.25%
組織形態									
監査役会設置会社	1,821	59	96.86%	1,857	23	98.78%	872	1,008	46.38%
監査等委員会設置会社	651	27	96.02%	666	12	98.23%	258	420	38.05%
指名委員会等設置会社	63	0	100.00%	63	0	100.00%	56	7	88.89%
社外取締役を									
選任している	2,528	84	96.78%	2,578	34	98.70%	1,186	1,426	45.41%
選任していない	7	2	77.78%	8	1	88.89%	0	9	0.00%
外国人株式所有比率									
10%未満	1,145	58	95.18%	1,179	24	98.00%	247	956	20.53%
10%以上20%未満	660	19	97.20%	673	6	99.12%	354	325	52.14%
20%以上30%未満	398	7	98.27%	402	3	99.26%	299	106	73.83%
30%以上	332	2	99.40%	332	2	99.40%	286	48	85.63%
大株主の状況									
筆頭株主の所有比率が0%以上5%未満	147	3	98.00%	149	1	99.33%	82	68	54.67%
筆頭株主の所有比率が5%以上10%未満	743	22	97.12%	754	11	98.56%	446	319	58.30%
筆頭株主の所有比率が10%以上20%未満	704	19	97.37%	714	9	98.76%	316	407	43.71%
筆頭株主の所有比率が20%以上33.33%未満	444	18	96.10%	458	4	99.13%	162	300	35.06%
筆頭株主の所有比率が33.33%以上50%未満	296	19	93.97%	307	8	97.46%	96	219	30.48%
筆頭株主の所有比率が50%以上	201	5	97.57%	204	2	99.03%	84	122	40.78%
市場区分									
市場第一部	2,084	44	97.93%	2,108	20	99.06%	1,122	1,006	52.73%
市場第二部	451	42	91.48%	478	15	96.96%	64	429	12.98%
JPX日経400（市場第一部・第二部のみ）	394	2	99.49%	394	2	99.49%	363	33	91.67%
（連結）従業員数									
100人未満	100	6	94.34%	102	4	96.23%	17	89	16.04%
100人以上500人未満	530	35	93.81%	553	12	97.88%	103	462	18.23%
500人以上1000人未満	485	19	96.23%	500	4	99.21%	145	359	28.77%
1000人以上	1,420	26	98.20%	1,431	15	98.96%	921	525	63.69%
（連結）売上高									
100億円未満	309	23	93.07%	321	11	96.69%	42	290	12.65%
100億円以上1000億円未満	1,307	55	95.96%	1,344	18	98.68%	433	929	31.79%
1000億円以上1兆円未満	763	8	98.96%	766	5	99.35%	557	214	72.24%
1兆円以上	156	0	100.00%	155	1	99.36%	154	2	98.72%
支配株主・親会社									
親会社あり	239	9	96.37%	246	2	99.19%	99	149	39.92%
親会社あり（上場）	210	7	96.77%	216	1	99.54%	90	127	41.47%
親会社あり（非上場）	29	2	93.55%	30	1	96.77%	9	22	29.03%
支配株主（非親会社）あり	104	6	94.55%	107	3	97.27%	25	85	22.73%
支配株主なし	2,192	71	96.86%	2,233	30	98.67%	1,062	1,201	46.93%
連結子会社数									
10社未満	1,365	59	95.86%	1,402	22	98.46%	388	1,036	27.25%
10社以上50社未満	883	26	97.14%	899	10	98.90%	525	384	57.76%
50社以上100社未満	162	1	99.39%	161	2	98.77%	150	13	92.02%
100社以上300社未満	94	0	100.00%	93	1	98.94%	92	2	97.87%
300社以上	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
決算期									
1月	30	2	93.75%	32	0	100.00%	11	21	34.38%
2月	137	5	96.48%	142	0	100.00%	42	100	29.58%
3月	1,791	44	97.60%	1,801	34	98.15%	929	906	50.63%
4月	22	0	100.00%	22	0	100.00%	4	18	18.18%
5月	45	3	93.75%	48	0	100.00%	13	35	27.08%
6月	60	4	93.75%	64	0	100.00%	17	47	26.56%
7月	18	2	90.00%	20	0	100.00%	4	16	20.00%
8月	35	2	94.59%	37	0	100.00%	3	31	16.22%
9月	79	3	96.34%	82	0	100.00%	24	58	29.27%
10月	23	4	85.19%	27	0	100.00%	5	22	18.52%
11月	31	3	91.18%	34	0	100.00%	6	28	17.65%
12月	264	14	94.96%	277	1	99.64%	125	153	44.96%
業種									
水産・農林業	6	1	85.71%	7	0	100.00%	3	4	42.86%
鉱業	6	0	100.00%	6	0	100.00%	4	2	66.67%
建設業	116	5	95.87%	119	2	98.35%	54	67	44.63%
食料品	99	5	95.19%	102	2	98.08%	48	56	46.15%
繊維製品	51	1	98.08%	52	0	100.00%	21	31	40.38%
パルプ・紙	17	0	100.00%	17	0	100.00%	7	10	41.18%
化学	178	2	98.89%	178	2	98.89%	89	91	49.44%
医薬品	41	0	100.00%	41	0	100.00%	25	16	60.98%
石油・石炭製品	12	0	100.00%	12	0	100.00%	7	5	58.33%
ゴム製品	15	2	88.24%	16	1	94.12%	7	10	41.18%
ガラス・土石製品	43	2	95.56%	45	0	100.00%	21	24	46.67%
鉄鋼	36	3	92.31%	39	0	100.00%	16	23	41.03%
非鉄金属	30	3	90.91%	33	0	100.00%	18	15	54.55%
金属製品	58	6	90.63%	64	0	100.00%	18	46	28.13%
機械	179	4	97.81%	178	5	97.27%	76	107	41.53%
電気機器	194	4	97.98%	195	3	98.48%	105	93	53.03%
輸送用機器	79	0	100.00%	78	1	98.73%	46	33	58.23%
精密機器	35	1	97.22%	36	0	100.00%	17	19	47.22%
その他製品	70	3	95.89%	71	2	97.26%	32	41	43.84%
電気・ガス業	24	0	100.00%	24	0	100.00%	19	5	79.17%
陸運業	51	1	98.08%	51	1	98.08%	33	19	63.46%
海運業	12	0	100.00%	12	0	100.00%	7	5	58.33%
空運業	5	0	100.00%	5	0	100.00%	3	2	60.00%
倉庫・運輸関連業	35	0	100.00%	35	0	100.00%	14	21	40.00%
情報・通信業	227	6	97.42%	231	2	99.14%	94	139	40.34%
卸売業	222	3	98.67%	224	1	99.56%	82	143	36.44%
小売業	224	16	93.33%	235	5	97.92%	74	166	30.83%
銀行業	83	0	100.00%	83	0	100.00%	78	5	93.98%
証券・商品先物取引業	25	0	100.00%	25	0	100.00%	19	6	76.00%
保険業	9	0	100.00%	9	0	100.00%	8	1	88.89%
その他金融業	29	1	96.67%	28	2	93.33%	22	8	73.33%
不動産業	83	4	95.40%	85	2	97.70%	32	55	36.78%
サービス業	241	13	94.88%	250	4	98.43%	87	167	34.25%
買収防衛策									
あり	336	11	96.83%	341	6	98.27%	190	157	54.76%
なし	2,199	75	96.70%	2,245	29	98.72%	996	1,278	43.80%
独立役員									
取締役のみに指定	842	33	96.23%	861	14	98.40%	355	520	40.57%
監査役のみに指定	26	4	86.67%	29	1	96.67%	3	27	10.00%
取締役および監査役に指定	1,667	49	97.14%	1,696	20	98.83%	828	888	48.25%
取締役の任期									
1年	1,919	53	97.31%	1,946	26	98.68%	954	1,018	48.38%
2年	616	33	94.92%	640	9	98.61%	232	417	35.75%

補充原則1-2⑤			原則1-3			原則1-4			補充原則1-4①			補充原則1-4②		
実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
2,466	155	94.09%	2,563	58	97.79%	2,249	372	85.81%	2,608	13	99.50%	2,613	8	99.69%
1,786	94	95.00%	1,833	47	97.50%	1,613	267	85.80%	1,870	10	99.47%	1,873	7	99.63%
618	60	91.15%	667	11	98.38%	580	98	85.55%	675	3	99.56%	677	1	99.85%
62	1	98.41%	63	0	100.00%	56	7	88.89%	63	0	100.00%	63	0	100.00%
2,459	153	94.14%	2,556	56	97.86%	2,242	370	85.83%	2,599	13	99.50%	2,604	8	99.69%
7	2	77.78%	7	2	77.78%	7	2	77.78%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
1,092	111	90.77%	1,164	39	96.76%	1,022	181	84.95%	1,197	6	99.50%	1,201	2	99.83%
650	29	95.73%	666	13	98.09%	584	95	86.01%	675	4	99.41%	676	3	99.56%
394	11	97.28%	401	4	99.01%	350	55	86.42%	402	3	99.26%	404	1	99.75%
330	4	98.80%	332	2	99.40%	293	41	87.72%	334	0	100.00%	332	2	99.40%
141	9	94.00%	148	2	98.67%	125	25	83.33%	149	1	99.33%	150	0	100.00%
733	32	95.82%	756	9	98.82%	636	129	83.14%	761	4	99.48%	764	1	99.87%
681	42	94.19%	699	24	96.68%	614	109	84.92%	718	5	99.31%	721	2	99.72%
429	33	92.86%	449	13	97.19%	408	54	88.31%	459	3	99.35%	458	4	99.13%
291	24	92.38%	308	7	97.78%	280	35	88.89%	315	0	100.00%	314	1	99.68%
191	15	92.72%	203	3	98.54%	186	20	90.29%	206	0	100.00%	206	0	100.00%
2,038	90	95.77%	2,090	38	98.21%	1,841	287	86.51%	2,116	12	99.44%	2,122	6	99.72%
428	65	86.82%	473	20	95.94%	408	85	82.76%	492	1	99.80%	491	2	99.59%
392	4	98.99%	396	0	100.00%	353	43	89.14%	395	1	99.75%	395	1	99.75%
91	15	85.85%	101	5	95.28%	96	10	90.57%	106	0	100.00%	106	0	100.00%
502	63	88.85%	539	26	95.40%	492	73	87.08%	561	4	99.29%	564	1	99.82%
469	35	93.06%	497	7	98.61%	426	78	84.52%	501	3	99.40%	501	3	99.40%
1,404	42	97.10%	1,426	20	98.62%	1,235	211	85.41%	1,440	6	99.59%	1,442	4	99.72%
281	51	84.64%	309	23	93.07%	299	33	90.06%	332	0	100.00%	331	1	99.70%
1,279	83	93.91%	1,338	24	98.24%	1,153	209	84.65%	1,353	9	99.34%	1,358	4	99.71%
751	20	97.41%	761	10	98.70%	654	117	84.82%	767	4	99.48%	769	2	99.74%
155	1	99.36%	155	1	99.36%	143	13	91.67%	156	0	100.00%	155	1	99.36%
233	15	93.95%	245	3	98.79%	219	29	88.31%	248	0	100.00%	247	1	99.60%
206	11	94.93%	215	2	99.08%	192	25	88.48%	217	0	100.00%	217	0	100.00%
27	4	87.10%	30	1	96.77%	27	4	87.10%	31	0	100.00%	30	1	96.77%
98	12	89.09%	104	6	94.55%	96	14	87.27%	110	0	100.00%	110	0	100.00%
2,135	128	94.34%	2,214	49	97.83%	1,934	329	85.46%	2,250	13	99.43%	2,256	7	99.69%
1,308	116	91.85%	1,384	40	97.19%	1,228	196	86.24%	1,418	6	99.58%	1,419	5	99.65%
871	38	95.82%	891	18	98.02%	764	145	84.05%	902	7	99.23%	907	2	99.78%
162	1	99.39%	163	0	100.00%	140	23	85.89%	163	0	100.00%	163	0	100.00%
94	0	100.00%	94	0	100.00%	87	7	92.55%	94	0	100.00%	93	1	98.94%
31	0	100.00%	31	0	100.00%	30	1	96.77%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
25	7	78.13%	32	0	100.00%	26	6	81.25%	31	1	96.88%	32	0	100.00%
131	11	92.25%	135	7	95.07%	118	24	83.10%	142	0	100.00%	142	0	100.00%
1,744	91	95.04%	1,804	31	98.31%	1,570	265	85.56%	1,826	9	99.51%	1,828	7	99.62%
20	2	90.91%	21	1	95.45%	22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%
44	4	91.67%	46	2	95.83%	39	9	81.25%	48	0	100.00%	48	0	100.00%
59	5	92.19%	62	2	96.88%	57	7	89.06%	64	0	100.00%	64	0	100.00%
18	2	90.00%	19	1	95.00%	19	1	95.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%
33	4	89.19%	36	1	97.30%	35	2	94.59%	37	0	100.00%	37	0	100.00%
76	6	92.68%	78	4	95.12%	74	8	90.24%	82	0	100.00%	82	0	100.00%
27	0	100.00%	27	0	100.00%	24	3	88.89%	26	1	96.30%	27	0	100.00%
29	5	85.29%	34	0	100.00%	29	5	85.29%	34	0	100.00%	34	0	100.00%
260	18	93.53%	269	9	96.76%	236	42	84.89%	276	2	99.28%	277	1	99.64%
6	1	85.71%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%
6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%
115	6	95.04%	119	2	98.35%	105	16	86.78%	121	0	100.00%	121	0	100.00%
97	7	93.27%	102	2	98.08%	87	17	83.65%	102	2	98.08%	104	0	100.00%
48	4	92.31%	48	4	92.31%	40	12	76.92%	51	1	98.08%	52	0	100.00%
17	0	100.00%	17	0	100.00%	14	3	82.35%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
169	11	93.89%	179	1	99.44%	144	36	80.00%	180	0	100.00%	180	0	100.00%
40	1	97.56%	41	0	100.00%	35	6	85.37%	41	0	100.00%	41	0	100.00%
12	0	100.00%	12	0	100.00%	11	1	91.67%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
16	1	94.12%	16	1	94.12%	13	4	76.47%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
45	0	100.00%	43	2	95.56%	39	6	86.67%	45	0	100.00%	45	0	100.00%
39	0	100.00%	38	1	97.44%	34	5	87.18%	39	0	100.00%	39	0	100.00%
32	1	96.97%	31	2	93.94%	25	8	75.76%	33	0	100.00%	33	0	100.00%
60	4	93.75%	62	2	96.88%	48	16	75.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%
170	13	92.90%	181	2	98.91%	146	37	79.78%	183	0	100.00%	182	1	99.45%
189	9	95.45%	190	8	95.96%	175	23	88.38%	196	2	98.99%	197	1	99.49%
75	4	94.94%	79	0	100.00%	68	11	86.08%	79	0	100.00%	77	2	97.47%
36	0	100.00%	36	0	100.00%	30	6	83.33%	36	0	100.00%	36	0	100.00%
70	3	95.89%	69	4	94.52%	64	9	87.67%	72	1	98.63%	72	1	98.63%
24	0	100.00%	24	0	100.00%	22	2	91.67%	24	0	100.00%	24	0	100.00%
51	1	98.08%	51	1	98.08%	44	8	84.62%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
11	1	91.67%	12	0	100.00%	9	3	75.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
5	0	100.00%	5	0	100.00%	4	1	80.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%
30	5	85.71%	35	0	100.00%	31	4	88.57%	35	0	100.00%	35	0	100.00%
218	15	93.56%	231	2	99.14%	213	20	91.42%	232	1	99.57%	232	1	99.57%
210	15	93.33%	221	4	98.22%	186	39	82.67%	223	2	99.11%	224	1	99.56%
217	23	90.42%	230	10	95.83%	214	26	89.17%	239	1	99.58%	239	1	99.58%
82	1	98.80%	83	0	100.00%	72	11	86.75%	83	0	100.00%	83	0	100.00%
25	0	100.00%	24	1	96.00%	23	2	92.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%
9	0	100.00%	9	0	100.00%	7	2	77.78%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
28	2	93.33%	30	0	100.00%	27	3	90.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%
81	6	93.10%	85	2	97.70%	72	15	82.76%	84	3	96.55%	87	0	100.00%
233	21	91.73%	247	7	97.24%	234	20	92.13%	254	0	100.00%	254	0	100.00%
331	16	95.39%	345	2	99.42%	287	60	82.71%	341	6	98.27%	346	1	99.71%
2,135	139	93.89%	2,218	56	97.54%	1,962	312	86.28%	2,267	7	99.69%	2,267	7	99.69%
807	68	92.23%	862	13	98.51%	749	126	85.60%	871	4	99.54%	874	1	99.89%
25	5	83.33%	27	3	90.00%	28	2	93.33%	30	0	100.00%	30	0	100.00%
1,634	82	95.22%	1,674	42	97.55%	1,472	244	85.78%	1,707	9	99.48%	1,709	7	99.59%
1,862	110	94.42%	1,936	36	98.17%	1,695	277	85.95%	1,962	10	99.49%	1,965	7	99.65%
604	45	93.07%	627	22	96.61%	554	95	85.36%	646	3	99.54%	648	1	99.85%

添付資料

	原則1-5			補充原則1-5①			原則1-6		
	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
市場第一部・第二部の合計	2,605	16	99.39%	2,619	2	99.92%	2,621	0	100.00%
組織形態									
監査役会設置会社	1,869	11	99.41%	1,878	2	99.89%	1,880	0	100.00%
監査等委員会設置会社	673	5	99.26%	678	0	100.00%	678	0	100.00%
指名委員会等設置会社	63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%
社外取締役を									
選任している	2,596	16	99.39%	2,610	2	99.92%	2,612	0	100.00%
選任していない	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
外国人株式所有比率									
10%未満	1,192	11	99.09%	1,201	2	99.83%	1,203	0	100.00%
10%以上20%未満	676	3	99.56%	679	0	100.00%	679	0	100.00%
20%以上30%未満	405	0	100.00%	405	0	100.00%	405	0	100.00%
30%以上	332	2	99.40%	334	0	100.00%	334	0	100.00%
大株主の状況									
筆頭株主の所有比率が0%以上5%未満	148	2	98.67%	150	0	100.00%	150	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が5%以上10%未満	763	2	99.74%	765	0	100.00%	765	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が10%以上20%未満	720	3	99.59%	723	0	100.00%	723	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が20%以上33.33%未満	457	5	98.92%	461	1	99.78%	462	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が33.33%以上50%未満	312	3	99.05%	314	1	99.68%	315	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が50%以上	205	1	99.51%	206	0	100.00%	206	0	100.00%
市場区分									
市場第一部	2,123	5	99.77%	2,127	1	99.95%	2,128	0	100.00%
市場第二部	482	11	97.77%	492	1	99.80%	493	0	100.00%
JPX日経400（市場第一部・第二部のみ）	396	0	100.00%	396	0	100.00%	396	0	100.00%
（連結）従業員数									
100人未満	101	5	95.28%	105	1	99.06%	106	0	100.00%
100人以上500人未満	561	4	99.29%	565	0	100.00%	565	0	100.00%
500人以上1000人未満	502	2	99.60%	504	0	100.00%	504	0	100.00%
1000人以上	1,441	5	99.65%	1,445	1	99.93%	1,446	0	100.00%
（連結）売上高									
100億円未満	325	7	97.89%	331	1	99.70%	332	0	100.00%
100億円以上1000億円未満	1,354	8	99.41%	1,361	1	99.93%	1,362	0	100.00%
1000億円以上1兆円未満	770	1	99.87%	771	0	100.00%	771	0	100.00%
1兆円以上	156	0	100.00%	156	0	100.00%	156	0	100.00%
支配株主・親会社									
親会社あり	247	1	99.60%	248	0	100.00%	248	0	100.00%
親会社あり（上場）	217	0	100.00%	217	0	100.00%	217	0	100.00%
親会社あり（非上場）	30	1	96.77%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
支配株主（非親会社）あり	108	2	98.18%	110	0	100.00%	110	0	100.00%
支配株主なし	2,250	13	99.43%	2,261	2	99.91%	2,263	0	100.00%
連結子会社数									
10社未満	1,413	11	99.23%	1,423	1	99.93%	1,424	0	100.00%
10社以上50社未満	904	5	99.45%	908	1	99.89%	909	0	100.00%
50社以上100社未満	163	0	100.00%	163	0	100.00%	163	0	100.00%
100社以上300社未満	94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%
300社以上	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
決算期									
1月	32	0	100.00%	32	0	100.00%	32	0	100.00%
2月	141	1	99.30%	141	1	99.30%	142	0	100.00%
3月	1,826	9	99.51%	1,834	1	99.95%	1,835	0	100.00%
4月	22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%
5月	47	1	97.92%	48	0	100.00%	48	0	100.00%
6月	63	1	98.44%	64	0	100.00%	64	0	100.00%
7月	20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%
8月	36	1	97.30%	37	0	100.00%	37	0	100.00%
9月	82	0	100.00%	82	0	100.00%	82	0	100.00%
10月	26	1	96.30%	27	0	100.00%	27	0	100.00%
11月	34	0	100.00%	34	0	100.00%	34	0	100.00%
12月	276	2	99.28%	278	0	100.00%	278	0	100.00%
業種									
水産・農林業	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%
鉱業	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%
建設業	120	1	99.17%	121	0	100.00%	121	0	100.00%
食料品	104	0	100.00%	104	0	100.00%	104	0	100.00%
繊維製品	51	1	98.08%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
パルプ・紙	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
化学	180	0	100.00%	180	0	100.00%	180	0	100.00%
医薬品	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%
石油・石炭製品	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
ゴム製品	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
ガラス・土石製品	45	0	100.00%	45	0	100.00%	45	0	100.00%
鉄鋼	39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%
非鉄金属	33	0	100.00%	33	0	100.00%	33	0	100.00%
金属製品	63	1	98.44%	64	0	100.00%	64	0	100.00%
機械	181	2	98.91%	183	0	100.00%	183	0	100.00%
電気機器	198	0	100.00%	198	0	100.00%	198	0	100.00%
輸送用機器	79	0	100.00%	79	0	100.00%	79	0	100.00%
精密機器	36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%
その他製品	73	0	100.00%	73	0	100.00%	73	0	100.00%
電気・ガス業	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%
陸運業	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
海運業	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
空運業	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%
倉庫・運輸関連業	34	1	97.14%	35	0	100.00%	35	0	100.00%
情報・通信業	232	1	99.57%	232	1	99.57%	233	0	100.00%
卸売業	224	1	99.56%	225	0	100.00%	225	0	100.00%
小売業	237	3	98.75%	239	1	99.58%	240	0	100.00%
銀行業	83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%
証券・商品先物取引業	25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%
保険業	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
その他金融業	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%
不動産業	85	2	97.70%	87	0	100.00%	87	0	100.00%
サービス業	251	3	98.82%	254	0	100.00%	254	0	100.00%
買収防衛策									
あり	347	0	100.00%	347	0	100.00%	347	0	100.00%
なし	2,258	16	99.30%	2,272	2	99.91%	2,274	0	100.00%
独立役員									
取締役のみに指定	868	7	99.20%	874	1	99.89%	875	0	100.00%
監査役のみに指定	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%
取締役および監査役に指定	1,707	9	99.48%	1,715	1	99.94%	1,716	0	100.00%
取締役の任期									
1年	1,963	9	99.54%	1,972	0	100.00%	1,972	0	100.00%
2年	642	7	98.92%	647	2	99.69%	649	0	100.00%



原則1-7			基本原則2			原則2-1			原則2-2			補充原則2-2①		
実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
2,617	4	99.85%	2,620	1	99.96%	2,620	1	99.96%	2,619	2	99.92%	2,603	18	99.31%
1,877	3	99.84%	1,879	1	99.95%	1,879	1	99.95%	1,879	1	99.95%	1,866	14	99.26%
677	1	99.85%	678	0	100.00%	678	0	100.00%	677	1	99.85%	674	4	99.41%
63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%
2,608	4	99.85%	2,611	1	99.96%	2,611	1	99.96%	2,610	2	99.92%	2,594	18	99.31%
9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
1,201	2	99.83%	1,202	1	99.92%	1,203	0	100.00%	1,202	1	99.92%	1,191	12	99.00%
678	1	99.85%	679	0	100.00%	678	1	99.85%	678	1	99.85%	677	2	99.71%
405	0	100.00%	405	0	100.00%	405	0	100.00%	405	0	100.00%	401	4	99.01%
333	1	99.70%	334	0	100.00%	334	0	100.00%	334	0	100.00%	334	0	100.00%
150	0	100.00%	150	0	100.00%	150	0	100.00%	150	0	100.00%	150	0	100.00%
765	0	100.00%	765	0	100.00%	765	0	100.00%	765	0	100.00%	763	2	99.74%
721	2	99.72%	722	1	99.86%	723	0	100.00%	722	1	99.86%	715	8	98.89%
462	0	100.00%	462	0	100.00%	461	1	99.78%	461	1	99.78%	457	5	98.92%
314	1	99.68%	315	0	100.00%	315	0	100.00%	315	0	100.00%	312	3	99.05%
205	1	99.51%	206	0	100.00%	206	0	100.00%	206	0	100.00%	206	0	100.00%
2,126	2	99.91%	2,127	1	99.95%	2,127	1	99.95%	2,126	2	99.91%	2,115	13	99.39%
491	1	99.59%	493	0	100.00%	493	0	100.00%	493	0	100.00%	488	5	98.99%
395	1	99.75%	396	0	100.00%	396	0	100.00%	396	0	100.00%	395	1	99.75%
105	1	99.06%	106	0	100.00%	106	0	100.00%	106	0	100.00%	105	1	99.06%
564	1	99.82%	564	1	99.82%	565	0	100.00%	565	0	100.00%	556	9	98.41%
503	1	99.80%	504	0	100.00%	504	0	100.00%	503	1	99.80%	500	4	99.21%
1,445	1	99.93%	1,446	0	100.00%	1,445	1	99.93%	1,445	1	99.93%	1,442	4	99.72%
330	2	99.40%	332	0	100.00%	332	0	100.00%	332	0	100.00%	327	5	98.49%
1,361	1	99.93%	1,361	1	99.93%	1,362	0	100.00%	1,361	1	99.93%	1,351	11	99.19%
771	0	100.00%	771	0	100.00%	770	1	99.87%	770	1	99.87%	770	1	99.87%
155	1	99.36%	156	0	100.00%	156	0	100.00%	156	0	100.00%	155	1	99.36%
247	1	99.60%	248	0	100.00%	248	0	100.00%	248	0	100.00%	248	0	100.00%
216	1	99.54%	217	0	100.00%	217	0	100.00%	217	0	100.00%	217	0	100.00%
31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
110	0	100.00%	110	0	100.00%	110	0	100.00%	110	0	100.00%	110	0	100.00%
2,260	3	99.87%	2,262	1	99.96%	2,262	1	99.96%	2,261	2	99.91%	2,245	18	99.20%
1,421	3	99.79%	1,423	1	99.93%	1,423	1	99.93%	1,422	2	99.86%	1,410	14	99.02%
909	0	100.00%	909	0	100.00%	909	0	100.00%	909	0	100.00%	905	4	99.56%
163	0	100.00%	163	0	100.00%	163	0	100.00%	163	0	100.00%	163	0	100.00%
93	1	98.94%	94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%
31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
32	0	100.00%	32	0	100.00%	32	0	100.00%	32	0	100.00%	30	2	93.75%
142	0	100.00%	142	0	100.00%	142	0	100.00%	142	0	100.00%	138	4	97.18%
1,831	4	99.78%	1,835	0	100.00%	1,834	1	99.95%	1,833	2	99.89%	1,828	7	99.62%
22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%	21	1	95.45%
48	0	100.00%	47	1	97.92%	48	0	100.00%	48	0	100.00%	48	0	100.00%
64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	63	1	98.44%
20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%
37	0	100.00%	37	0	100.00%	37	0	100.00%	37	0	100.00%	37	0	100.00%
82	0	100.00%	82	0	100.00%	82	0	100.00%	82	0	100.00%	82	0	100.00%
27	0	100.00%	27	0	100.00%	27	0	100.00%	27	0	100.00%	27	0	100.00%
34	0	100.00%	34	0	100.00%	34	0	100.00%	34	0	100.00%	34	0	100.00%
278	0	100.00%	278	0	100.00%	278	0	100.00%	278	0	100.00%	275	3	98.92%
7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%
6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%
121	0	100.00%	120	1	99.17%	121	0	100.00%	121	0	100.00%	121	0	100.00%
104	0	100.00%	104	0	100.00%	104	0	100.00%	104	0	100.00%	102	2	98.08%
51	1	98.08%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
180	0	100.00%	180	0	100.00%	180	0	100.00%	180	0	100.00%	179	1	99.44%
41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%
12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
44	1	97.78%	45	0	100.00%	45	0	100.00%	45	0	100.00%	44	1	97.78%
39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%
33	0	100.00%	33	0	100.00%	33	0	100.00%	33	0	100.00%	32	1	96.97%
64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	63	1	98.44%
183	0	100.00%	183	0	100.00%	183	0	100.00%	183	0	100.00%	182	1	99.45%
198	0	100.00%	198	0	100.00%	198	0	100.00%	198	0	100.00%	195	3	98.48%
78	1	98.73%	79	0	100.00%	79	0	100.00%	79	0	100.00%	79	0	100.00%
36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%
72	1	98.63%	73	0	100.00%	73	0	100.00%	73	0	100.00%	73	0	100.00%
24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%
52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%
35	0	100.00%	35	0	100.00%	35	0	100.00%	35	0	100.00%	35	0	100.00%
233	0	100.00%	233	0	100.00%	233	0	100.00%	233	0	100.00%	231	2	99.14%
225	0	100.00%	225	0	100.00%	225	0	100.00%	225	0	100.00%	224	1	99.56%
240	0	100.00%	240	0	100.00%	239	1	99.58%	239	1	99.58%	237	3	98.75%
83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%
25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%
9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%
87	0	100.00%	87	0	100.00%	87	0	100.00%	86	1	98.85%	86	1	98.85%
254	0	100.00%	254	0	100.00%	254	0	100.00%	254	0	100.00%	253	1	99.61%
347	0	100.00%	347	0	100.00%	347	0	100.00%	347	0	100.00%	345	2	99.42%
2,270	4	99.82%	2,273	1	99.96%	2,273	1	99.96%	2,272	2	99.91%	2,258	16	99.30%
874	1	99.89%	875	0	100.00%	875	0	100.00%	874	1	99.89%	869	6	99.31%
30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%
1,713	3	99.83%	1,715	1	99.94%	1,715	1	99.94%	1,715	1	99.94%	1,704	12	99.30%
1,970	2	99.90%	1,971	1	99.95%	1,971	1	99.95%	1,970	2	99.90%	1,961	11	99.44%
647	2	99.69%	649	0	100.00%	649	0	100.00%	649	0	100.00%	642	7	98.92%

添付資料

	原則2-3			補充原則2-3①			原則2-4		
	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
市場第一部・第二部の合計	2,614	7	99.73%	2,615	6	99.77%	2,610	11	99.58%
組織形態									
監査役会設置会社	1,876	4	99.79%	1,877	3	99.84%	1,870	10	99.47%
監査等委員会設置会社	676	2	99.71%	676	2	99.71%	677	1	99.85%
指名委員会等設置会社	62	1	98.41%	62	1	98.41%	63	0	100.00%
社外取締役を									
選任している	2,605	7	99.73%	2,606	6	99.77%	2,601	11	99.58%
選任していない	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
外国人株式所有比率									
10%未満	1,200	3	99.75%	1,202	1	99.92%	1,196	7	99.42%
10%以上20%未満	676	3	99.56%	676	3	99.56%	675	4	99.41%
20%以上30%未満	404	1	99.75%	404	1	99.75%	405	0	100.00%
30%以上	334	0	100.00%	333	1	99.70%	334	0	100.00%
大株主の状況									
筆頭株主の所有比率が0%以上5%未満	150	0	100.00%	150	0	100.00%	150	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が5%以上10%未満	762	3	99.61%	763	2	99.74%	765	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が10%以上20%未満	722	1	99.86%	723	0	100.00%	716	7	99.03%
筆頭株主の所有比率が20%以上33.33%未満	461	1	99.78%	462	0	100.00%	459	3	99.35%
筆頭株主の所有比率が33.33%以上50%未満	313	2	99.37%	312	3	99.05%	314	1	99.68%
筆頭株主の所有比率が50%以上	206	0	100.00%	205	1	99.51%	206	0	100.00%
市場区分									
市場第一部	2,121	7	99.67%	2,122	6	99.72%	2,120	8	99.62%
市場第二部	493	0	100.00%	493	0	100.00%	490	3	99.39%
JPX日経400（市場第一部・第二部のみ）	395	1	99.75%	395	1	99.75%	396	0	100.00%
（連結）従業員数									
100人未満	106	0	100.00%	105	1	99.06%	105	1	99.06%
100人以上500人未満	561	4	99.29%	563	2	99.65%	559	6	98.94%
500人以上1000人未満	503	1	99.80%	503	1	99.80%	503	1	99.80%
1000人以上	1,444	2	99.86%	1,444	2	99.86%	1,443	3	99.79%
（連結）売上高									
100億円未満	329	3	99.10%	330	2	99.40%	327	5	98.49%
100億円以上1000億円未満	1,360	2	99.85%	1,360	2	99.85%	1,358	4	99.71%
1000億円以上1兆円未満	769	2	99.74%	769	2	99.74%	769	2	99.74%
1兆円以上	156	0	100.00%	156	0	100.00%	156	0	100.00%
支配株主・親会社									
親会社あり	248	0	100.00%	247	1	99.60%	248	0	100.00%
親会社あり（上場）	217	0	100.00%	216	1	99.54%	217	0	100.00%
親会社あり（非上場）	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
支配株主（非親会社）あり	110	0	100.00%	110	0	100.00%	110	0	100.00%
支配株主なし	2,256	7	99.69%	2,258	5	99.78%	2,252	11	99.51%
連結子会社数									
10社未満	1,418	6	99.58%	1,420	4	99.72%	1,414	10	99.30%
10社以上50社未満	908	1	99.89%	907	2	99.78%	908	1	99.89%
50社以上100社未満	163	0	100.00%	163	0	100.00%	163	0	100.00%
100社以上300社未満	94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%
300社以上	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
決算期									
1月	31	1	96.88%	31	1	96.88%	32	0	100.00%
2月	140	2	98.59%	140	2	98.59%	142	0	100.00%
3月	1,831	4	99.78%	1,832	3	99.84%	1,829	6	99.67%
4月	22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%
5月	48	0	100.00%	48	0	100.00%	48	0	100.00%
6月	64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%
7月	20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%
8月	37	0	100.00%	37	0	100.00%	37	0	100.00%
9月	82	0	100.00%	82	0	100.00%	79	3	96.34%
10月	27	0	100.00%	27	0	100.00%	27	0	100.00%
11月	34	0	100.00%	34	0	100.00%	34	0	100.00%
12月	278	0	100.00%	278	0	100.00%	276	2	99.28%
業種									
水産・農林業	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%
鉱業	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%
建設業	121	0	100.00%	120	1	99.17%	121	0	100.00%
食料品	104	0	100.00%	104	0	100.00%	104	0	100.00%
繊維製品	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
パルプ・紙	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
化学	180	0	100.00%	180	0	100.00%	180	0	100.00%
医薬品	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%
石油・石炭製品	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
ゴム製品	17	0	100.00%	17	0	100.00%	16	1	94.12%
ガラス・土石製品	45	0	100.00%	45	0	100.00%	44	1	97.78%
鉄鋼	39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%
非鉄金属	33	0	100.00%	33	0	100.00%	33	0	100.00%
金属製品	64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%
機械	183	0	100.00%	183	0	100.00%	182	1	99.45%
電気機器	198	0	100.00%	197	1	99.49%	198	0	100.00%
輸送用機器	79	0	100.00%	79	0	100.00%	79	0	100.00%
精密機器	36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%
その他製品	73	0	100.00%	73	0	100.00%	72	1	98.63%
電気・ガス業	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%
陸運業	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
海運業	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
空運業	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%
倉庫・運輸関連業	34	1	97.14%	34	1	97.14%	35	0	100.00%
情報・通信業	232	1	99.57%	233	0	100.00%	231	2	99.14%
卸売業	223	2	99.11%	224	1	99.56%	224	1	99.56%
小売業	238	2	99.17%	239	1	99.58%	239	1	99.58%
銀行業	83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%
証券・商品先物取引業	25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%
保険業	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
その他金融業	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%
不動産業	87	0	100.00%	87	0	100.00%	85	2	97.70%
サービス業	253	1	99.61%	253	1	99.61%	253	1	99.61%
買収防衛策									
あり	347	0	100.00%	347	0	100.00%	346	1	99.71%
なし	2,267	7	99.69%	2,268	6	99.74%	2,264	10	99.56%
独立役員									
取締役のみに指定	872	3	99.66%	872	3	99.66%	873	2	99.77%
監査役のみに指定	30	0	100.00%	30	0	100.00%	29	1	96.67%
取締役および監査役に指定	1,712	4	99.77%	1,713	3	99.83%	1,708	8	99.53%
取締役の任期									
1年	1,967	5	99.75%	1,967	5	99.75%	1,966	6	99.70%
2年	647	2	99.69%	648	1	99.85%	644	5	99.23%

原則2-5			補充原則2-5①			原則2-6			基本原則3			原則3-1		
実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
2,617	4	99.85%	2,547	74	97.18%	2,493	128	95.12%	2,617	4	99.85%	2,397	224	91.45%
1,876	4	99.79%	1,828	52	97.23%	1,787	93	95.05%	1,876	4	99.79%	1,714	166	91.17%
678	0	100.00%	658	20	97.05%	646	32	95.28%	678	0	100.00%	620	58	91.45%
63	0	100.00%	61	2	96.83%	60	3	95.24%	63	0	100.00%	63	0	100.00%
2,608	4	99.85%	2,540	72	97.24%	2,484	128	95.10%	2,608	4	99.85%	2,389	223	91.46%
9	0	100.00%	7	2	77.78%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	8	1	88.89%
1,202	1	99.92%	1,164	39	96.76%	1,126	77	93.60%	1,200	3	99.75%	1,058	145	87.95%
678	1	99.85%	660	19	97.20%	653	26	96.17%	678	1	99.85%	636	43	93.67%
404	1	99.75%	397	8	98.02%	389	16	96.05%	405	0	100.00%	388	17	95.80%
333	1	99.70%	326	8	97.60%	325	9	97.31%	334	0	100.00%	315	19	94.31%
150	0	100.00%	145	5	96.67%	142	8	94.67%	150	0	100.00%	142	8	94.67%
763	2	99.74%	746	19	97.52%	736	29	96.21%	762	3	99.61%	708	57	92.55%
723	0	100.00%	703	20	97.23%	667	56	92.25%	723	0	100.00%	659	64	91.15%
460	2	99.57%	447	15	96.75%	441	21	95.45%	462	0	100.00%	414	48	89.61%
315	0	100.00%	308	7	97.78%	306	9	97.14%	314	1	99.68%	283	32	89.84%
206	0	100.00%	198	8	96.12%	201	5	97.57%	206	0	100.00%	191	15	92.72%
2,125	3	99.86%	2,079	49	97.70%	2,032	96	95.49%	2,126	2	99.91%	1,973	155	92.72%
492	1	99.80%	468	25	94.93%	461	32	93.51%	491	2	99.59%	424	69	86.00%
395	1	99.75%	389	7	98.23%	392	4	98.99%	396	0	100.00%	382	14	96.46%
106	0	100.00%	102	4	96.23%	104	2	98.11%	105	1	99.06%	89	17	83.96%
564	1	99.82%	544	21	96.28%	537	28	95.04%	564	1	99.82%	485	80	85.84%
504	0	100.00%	489	15	97.02%	457	47	90.67%	504	0	100.00%	458	46	90.87%
1,443	3	99.79%	1,412	34	97.65%	1,395	51	96.47%	1,444	2	99.86%	1,365	81	94.40%
331	1	99.70%	318	14	95.78%	321	11	96.69%	330	2	99.40%	274	58	82.53%
1,362	0	100.00%	1,321	41	96.99%	1,276	86	93.69%	1,360	2	99.85%	1,236	126	90.75%
768	3	99.61%	752	19	97.54%	740	31	95.98%	771	0	100.00%	733	38	95.07%
156	0	100.00%	156	0	100.00%	156	0	100.00%	156	0	100.00%	154	2	98.72%
248	0	100.00%	239	9	96.37%	241	7	97.18%	248	0	100.00%	231	17	93.15%
217	0	100.00%	212	5	97.70%	211	6	97.24%	217	0	100.00%	205	12	94.47%
31	0	100.00%	27	4	87.10%	30	1	96.77%	31	0	100.00%	26	5	83.87%
109	1	99.09%	106	4	96.36%	107	3	97.27%	110	0	100.00%	93	17	84.55%
2,260	3	99.87%	2,202	61	97.30%	2,145	118	94.79%	2,259	4	99.82%	2,073	190	91.60%
1,421	3	99.79%	1,377	47	96.70%	1,341	83	94.17%	1,421	3	99.79%	1,277	147	89.68%
909	0	100.00%	889	20	97.80%	868	41	95.49%	908	1	99.89%	841	68	92.52%
163	0	100.00%	157	6	96.32%	159	4	97.55%	163	0	100.00%	158	5	96.93%
93	1	98.94%	93	1	98.94%	94	0	100.00%	94	0	100.00%	91	3	96.81%
31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	30	1	96.77%
32	0	100.00%	31	1	96.88%	29	3	90.63%	32	0	100.00%	30	2	93.75%
142	0	100.00%	131	11	92.25%	139	3	97.89%	142	0	100.00%	127	15	89.44%
1,831	4	99.78%	1,790	45	97.55%	1,740	95	94.82%	1,832	3	99.84%	1,701	134	92.70%
22	0	100.00%	22	0	100.00%	21	1	95.45%	22	0	100.00%	19	3	86.36%
48	0	100.00%	47	1	97.92%	45	3	93.75%	48	0	100.00%	43	5	89.58%
64	0	100.00%	62	2	96.88%	63	1	98.44%	64	0	100.00%	57	7	89.06%
20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%	17	3	85.00%
37	0	100.00%	34	3	91.89%	36	1	97.30%	37	0	100.00%	32	5	86.49%
82	0	100.00%	79	3	96.34%	80	2	97.56%	82	0	100.00%	74	8	90.24%
27	0	100.00%	27	0	100.00%	24	3	88.89%	26	1	96.30%	23	4	85.19%
34	0	100.00%	33	1	97.06%	32	2	94.12%	34	0	100.00%	31	3	91.18%
278	0	100.00%	271	7	97.48%	264	14	94.96%	278	0	100.00%	243	35	87.41%
7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	6	1	85.71%
6	0	100.00%	5	1	83.33%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%
121	0	100.00%	119	2	98.35%	118	3	97.52%	121	0	100.00%	112	9	92.56%
104	0	100.00%	101	3	97.12%	98	6	94.23%	104	0	100.00%	96	8	92.31%
52	0	100.00%	50	2	96.15%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	47	5	90.38%
17	0	100.00%	16	1	94.12%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	16	1	94.12%
179	1	99.44%	175	5	97.22%	167	13	92.78%	180	0	100.00%	170	10	94.44%
41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%	40	1	97.56%
12	0	100.00%	11	1	91.67%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	10	2	83.33%
17	0	100.00%	17	0	100.00%	16	1	94.12%	17	0	100.00%	16	1	94.12%
44	1	97.78%	43	2	95.56%	43	2	95.56%	45	0	100.00%	41	4	91.11%
39	0	100.00%	38	1	97.44%	35	4	89.74%	38	1	97.44%	34	5	87.18%
33	0	100.00%	31	2	93.94%	31	2	93.94%	33	0	100.00%	29	4	87.88%
64	0	100.00%	64	0	100.00%	60	4	93.75%	64	0	100.00%	59	5	92.19%
183	0	100.00%	176	7	96.17%	164	19	89.62%	182	1	99.45%	164	19	89.62%
198	0	100.00%	189	9	95.45%	189	9	95.45%	198	0	100.00%	178	20	89.90%
79	0	100.00%	79	0	100.00%	74	5	93.67%	79	0	100.00%	71	8	89.87%
36	0	100.00%	34	2	94.44%	35	1	97.22%	36	0	100.00%	34	2	94.44%
73	0	100.00%	71	2	97.26%	68	5	93.15%	72	1	98.63%	68	5	93.15%
24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	23	1	95.83%
52	0	100.00%	51	1	98.08%	51	1	98.08%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
12	0	100.00%	12	0	100.00%	10	2	83.33%	12	0	100.00%	11	1	91.67%
5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%
35	0	100.00%	33	2	94.29%	34	1	97.14%	35	0	100.00%	30	5	85.71%
233	0	100.00%	231	2	99.14%	222	11	95.28%	233	0	100.00%	209	24	89.70%
225	0	100.00%	222	3	98.67%	207	18	92.00%	225	0	100.00%	204	21	90.67%
239	1	99.58%	228	12	95.00%	232	8	96.67%	240	0	100.00%	217	23	90.42%
82	1	98.80%	83	0	100.00%	80	3	96.39%	83	0	100.00%	82	1	98.80%
25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%	21	4	84.00%
9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
30	0	100.00%	29	1	96.67%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	29	1	96.67%
87	0	100.00%	87	0	100.00%	83	4	95.40%	87	0	100.00%	75	12	86.21%
254	0	100.00%	241	13	94.88%	248	6	97.64%	253	1	99.61%	233	21	91.73%
346	1	99.71%	335	12	96.54%	325	22	93.66%	346	1	99.71%	320	27	92.22%
2,271	3	99.87%	2,212	62	97.27%	2,168	106	95.34%	2,271	3	99.87%	2,077	197	91.34%
875	0	100.00%	846	29	96.69%	830	45	94.86%	875	0	100.00%	803	72	91.77%
30	0	100.00%	28	2	93.33%	29	1	96.67%	30	0	100.00%	27	3	90.00%
1,712	4	99.77%	1,673	43	97.49%	1,634	82	95.22%	1,712	4	99.77%	1,567	149	91.32%
1,969	3	99.85%	1,925	47	97.62%	1,878	94	95.23%	1,970	2	99.90%	1,821	151	92.34%
648	1	99.85%	622	27	95.84%	615	34	94.76%	647	2	99.69%	576	73	88.75%

	補充原則3-1①			補充原則3-1②			原則3-2		
	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
市場第一部・第二部の合計	2,609	12	99.54%	1,849	772	70.55%	2,621	0	100.00%
組織形態									
監査役会設置会社	1,870	10	99.47%	1,348	532	71.70%	1,880	0	100.00%
監査等委員会設置会社	676	2	99.71%	442	236	65.19%	678	0	100.00%
指名委員会等設置会社	63	0	100.00%	59	4	93.65%	63	0	100.00%
社外取締役を									
選任している	2,600	12	99.54%	1,845	767	70.64%	2,612	0	100.00%
選任していない	9	0	100.00%	4	5	44.44%	9	0	100.00%
外国人株式所有比率									
10%未満	1,193	10	99.17%	587	616	48.79%	1,203	0	100.00%
10%以上20%未満	678	1	99.85%	563	116	82.92%	679	0	100.00%
20%以上30%未満	405	0	100.00%	381	24	94.07%	405	0	100.00%
30%以上	333	1	99.70%	318	16	95.21%	334	0	100.00%
大株主の状況									
筆頭株主の所有比率が0%以上5%未満	149	1	99.33%	120	30	80.00%	150	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が5%以上10%未満	765	0	100.00%	607	158	79.35%	765	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が10%以上20%未満	718	5	99.31%	493	230	68.19%	723	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が20%以上33.33%未満	459	3	99.35%	297	165	64.29%	462	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が33.33%以上50%未満	312	3	99.05%	195	120	61.90%	315	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が50%以上	206	0	100.00%	137	69	66.50%	206	0	100.00%
市場区分									
市場第一部	2,119	9	99.58%	1,680	448	78.95%	2,128	0	100.00%
市場第二部	490	3	99.39%	169	324	34.28%	493	0	100.00%
JPX日経400（市場第一部・第二部のみ）	395	1	99.75%	390	6	98.48%	396	0	100.00%
（連結）従業員数									
100人未満	106	0	100.00%	41	65	38.68%	106	0	100.00%
100人以上500人未満	558	7	98.76%	262	303	46.37%	565	0	100.00%
500人以上1000人未満	501	3	99.40%	312	192	61.90%	504	0	100.00%
1000人以上	1,444	2	99.86%	1,234	212	85.34%	1,446	0	100.00%
（連結）売上高									
100億円未満	327	5	98.49%	120	212	36.14%	332	0	100.00%
100億円以上1000億円未満	1,356	6	99.56%	869	493	63.80%	1,362	0	100.00%
1000億円以上1兆円未満	770	1	99.87%	705	66	91.44%	771	0	100.00%
1兆円以上	156	0	100.00%	155	1	99.36%	156	0	100.00%
支配株主・親会社									
親会社あり	246	2	99.19%	167	81	67.34%	248	0	100.00%
親会社あり（上場）	216	1	99.54%	151	66	69.59%	217	0	100.00%
親会社あり（非上場）	30	1	96.77%	16	15	51.61%	31	0	100.00%
支配株主（非親会社）あり	110	0	100.00%	61	49	55.45%	110	0	100.00%
支配株主なし	2,253	10	99.56%	1,621	642	71.63%	2,263	0	100.00%
連結子会社数									
10社未満	1,414	10	99.30%	792	632	55.62%	1,424	0	100.00%
10社以上50社未満	908	1	99.89%	772	137	84.93%	909	0	100.00%
50社以上100社未満	162	1	99.39%	160	3	98.16%	163	0	100.00%
100社以上300社未満	94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%
300社以上	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
決算期									
1月	32	0	100.00%	16	16	50.00%	32	0	100.00%
2月	140	2	98.59%	79	63	55.63%	142	0	100.00%
3月	1,828	7	99.62%	1,368	467	74.55%	1,835	0	100.00%
4月	22	0	100.00%	13	9	59.09%	22	0	100.00%
5月	48	0	100.00%	27	21	56.25%	48	0	100.00%
6月	64	0	100.00%	38	26	59.38%	64	0	100.00%
7月	20	0	100.00%	8	12	40.00%	20	0	100.00%
8月	37	0	100.00%	18	19	48.65%	37	0	100.00%
9月	81	1	98.78%	49	33	59.76%	82	0	100.00%
10月	27	0	100.00%	15	12	55.56%	27	0	100.00%
11月	34	0	100.00%	19	15	55.88%	34	0	100.00%
12月	276	2	99.28%	199	79	71.58%	278	0	100.00%
業種									
水産・農林業	7	0	100.00%	5	2	71.43%	7	0	100.00%
鉱業	6	0	100.00%	4	2	66.67%	6	0	100.00%
建設業	121	0	100.00%	84	37	69.42%	121	0	100.00%
食料品	103	1	99.04%	68	36	65.38%	104	0	100.00%
繊維製品	52	0	100.00%	33	19	63.46%	52	0	100.00%
パルプ・紙	17	0	100.00%	11	6	64.71%	17	0	100.00%
化学	179	1	99.44%	137	43	76.11%	180	0	100.00%
医薬品	41	0	100.00%	34	7	82.93%	41	0	100.00%
石油・石炭製品	12	0	100.00%	10	2	83.33%	12	0	100.00%
ゴム製品	17	0	100.00%	10	7	58.82%	17	0	100.00%
ガラス・土石製品	45	0	100.00%	36	9	80.00%	45	0	100.00%
鉄鋼	39	0	100.00%	29	10	74.36%	39	0	100.00%
非鉄金属	33	0	100.00%	25	8	75.76%	33	0	100.00%
金属製品	63	1	98.44%	29	35	45.31%	64	0	100.00%
機械	180	3	98.36%	135	48	75.77%	183	0	100.00%
電気機器	198	0	100.00%	164	34	82.83%	198	0	100.00%
輸送用機器	79	0	100.00%	69	10	87.34%	79	0	100.00%
精密機器	35	1	97.22%	26	10	72.22%	36	0	100.00%
その他製品	73	0	100.00%	40	33	54.79%	73	0	100.00%
電気・ガス業	24	0	100.00%	22	2	91.67%	24	0	100.00%
陸運業	52	0	100.00%	36	16	69.23%	52	0	100.00%
海運業	12	0	100.00%	9	3	75.00%	12	0	100.00%
空運業	5	0	100.00%	3	2	60.00%	5	0	100.00%
倉庫・運輸関連業	35	0	100.00%	22	13	62.86%	35	0	100.00%
情報・通信業	231	2	99.14%	169	64	72.53%	233	0	100.00%
卸売業	225	0	100.00%	157	68	69.78%	225	0	100.00%
小売業	238	2	99.17%	135	105	56.25%	240	0	100.00%
銀行業	83	0	100.00%	82	1	98.80%	83	0	100.00%
証券・商品先物取引業	25	0	100.00%	21	4	84.00%	25	0	100.00%
保険業	9	0	100.00%	8	1	88.89%	9	0	100.00%
その他金融業	30	0	100.00%	24	6	80.00%	30	0	100.00%
不動産業	86	1	98.85%	55	32	63.22%	87	0	100.00%
サービス業	254	0	100.00%	157	97	61.81%	254	0	100.00%
買収防衛策									
あり	344	3	99.14%	282	65	81.27%	347	0	100.00%
なし	2,265	9	99.60%	1,567	707	68.91%	2,274	0	100.00%
独立役員									
取締役のみに指定	873	2	99.77%	588	287	67.20%	875	0	100.00%
監査役のみに指定	29	1	96.67%	14	16	46.67%	30	0	100.00%
取締役および監査役に指定	1,707	9	99.48%	1,247	469	72.67%	1,716	0	100.00%
取締役の任期									
1年	1,966	6	99.70%	1,432	540	72.62%	1,972	0	100.00%
2年	643	6	99.08%	417	232	64.25%	649	0	100.00%

補充原則3-2①			補充原則3-2②			基本原則4			原則4-1			補充原則4-1①		
実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
2,558	63	97.60%	2,612	9	99.66%	2,618	3	99.89%	2,597	24	99.08%	2,610	11	99.58%
1,846	34	98.19%	1,872	8	99.57%	1,878	2	99.89%	1,864	16	99.15%	1,873	7	99.63%
651	27	96.02%	677	1	99.85%	677	4	99.85%	670	8	98.82%	674	4	99.41%
61	2	96.83%	63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%
2,551	61	97.66%	2,603	9	99.66%	2,609	3	99.89%	2,588	24	99.08%	2,601	11	99.58%
7	2	77.78%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
1,164	39	96.76%	1,200	3	99.75%	1,202	1	99.92%	1,187	16	98.67%	1,195	8	99.33%
670	9	98.67%	674	5	99.26%	678	1	99.85%	677	2	99.71%	678	1	99.85%
397	8	98.02%	405	0	100.00%	405	0	100.00%	399	6	98.52%	403	2	99.51%
327	7	97.90%	333	1	99.70%	333	1	99.70%	334	0	100.00%	334	0	100.00%
148	2	98.67%	150	0	100.00%	150	0	100.00%	146	4	97.33%	150	0	100.00%
756	9	98.82%	762	3	99.61%	764	1	99.87%	763	2	99.74%	760	5	99.35%
705	18	97.51%	722	1	99.86%	723	0	100.00%	721	2	99.72%	719	4	99.45%
442	20	95.67%	461	1	99.78%	460	2	99.57%	452	10	97.84%	460	2	99.57%
304	11	96.51%	313	2	99.37%	315	0	100.00%	309	6	98.10%	315	0	100.00%
203	3	98.54%	204	2	99.03%	206	0	100.00%	206	0	100.00%	206	0	100.00%
2,091	37	98.26%	2,121	7	99.67%	2,125	3	99.86%	2,112	16	99.25%	2,120	8	99.62%
467	26	94.73%	491	2	99.59%	493	0	100.00%	485	8	98.38%	490	3	99.39%
394	2	99.49%	395	1	99.75%	395	1	99.75%	394	2	99.49%	396	0	100.00%
100	6	94.34%	104	2	98.11%	106	0	100.00%	104	2	98.11%	106	0	100.00%
540	25	95.58%	564	1	99.82%	564	1	99.82%	558	7	98.76%	563	2	99.65%
490	14	97.22%	504	0	100.00%	504	0	100.00%	501	3	99.40%	501	3	99.40%
1,428	18	98.76%	1,440	6	99.59%	1,444	2	99.86%	1,434	12	99.17%	1,440	6	99.59%
311	21	93.67%	329	3	99.10%	332	0	100.00%	329	3	99.10%	330	2	99.40%
1,324	38	97.21%	1,359	3	99.78%	1,361	1	99.93%	1,345	17	98.75%	1,357	5	99.63%
768	3	99.61%	769	2	99.74%	770	1	99.87%	767	4	99.48%	767	4	99.48%
155	1	99.36%	155	1	99.36%	155	1	99.36%	156	0	100.00%	156	0	100.00%
244	4	98.39%	246	2	99.19%	248	0	100.00%	246	2	99.19%	248	0	100.00%
216	1	99.54%	215	2	99.08%	217	0	100.00%	215	2	99.08%	217	0	100.00%
28	3	90.32%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
101	9	91.82%	109	1	99.09%	109	1	99.09%	108	2	98.18%	110	0	100.00%
2,213	50	97.79%	2,257	6	99.73%	2,261	2	99.91%	2,243	20	99.12%	2,252	11	99.51%
1,378	46	96.77%	1,418	6	99.58%	1,422	2	99.86%	1,413	11	99.23%	1,417	7	99.51%
893	16	98.24%	907	2	99.78%	909	0	100.00%	897	12	98.68%	905	4	99.56%
162	1	99.39%	162	1	99.39%	162	1	99.39%	162	1	99.39%	163	0	100.00%
94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%
31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
30	2	93.75%	32	0	100.00%	32	0	100.00%	31	1	96.88%	32	0	100.00%
139	3	97.89%	142	0	100.00%	142	0	100.00%	141	1	99.30%	141	1	99.30%
1,797	38	97.93%	1,829	6	99.67%	1,833	2	99.89%	1,823	12	99.35%	1,826	9	99.51%
20	2	90.91%	22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%
47	1	97.92%	48	0	100.00%	48	0	100.00%	48	0	100.00%	48	0	100.00%
62	2	96.88%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	63	1	98.44%	64	0	100.00%
18	2	90.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%	19	1	95.00%	20	0	100.00%
36	1	97.30%	37	0	100.00%	37	0	100.00%	36	1	97.30%	37	0	100.00%
80	2	97.56%	80	2	97.56%	81	1	98.78%	80	2	97.56%	81	1	98.78%
25	2	92.59%	27	0	100.00%	27	0	100.00%	26	1	96.30%	27	0	100.00%
34	0	100.00%	34	0	100.00%	34	0	100.00%	34	0	100.00%	34	0	100.00%
270	8	97.12%	277	1	99.64%	278	0	100.00%	274	4	98.56%	278	0	100.00%
7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%
6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%
116	5	95.87%	121	0	100.00%	121	0	100.00%	121	0	100.00%	121	0	100.00%
102	2	98.08%	104	0	100.00%	104	0	100.00%	104	0	100.00%	104	0	100.00%
48	4	92.31%	51	1	98.08%	52	0	100.00%	51	1	98.08%	52	0	100.00%
17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
178	2	98.89%	179	1	99.44%	180	0	100.00%	180	0	100.00%	180	0	100.00%
41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%
12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
15	2	88.24%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	16	1	94.12%	17	0	100.00%
43	2	95.56%	45	0	100.00%	45	0	100.00%	44	1	97.78%	45	0	100.00%
39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%	38	1	97.44%	39	0	100.00%
32	1	96.97%	33	0	100.00%	33	0	100.00%	33	0	100.00%	33	0	100.00%
61	3	95.31%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	63	1	98.44%	63	1	98.44%
182	1	99.45%	182	1	99.45%	183	0	100.00%	180	3	98.36%	183	0	100.00%
196	2	98.99%	197	1	99.49%	198	0	100.00%	195	3	98.48%	198	0	100.00%
79	0	100.00%	79	0	100.00%	78	1	98.73%	78	1	98.73%	79	0	100.00%
36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%
72	1	98.63%	73	0	100.00%	72	1	98.63%	72	1	98.63%	71	2	97.26%
24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%
52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%
34	1	97.14%	35	0	100.00%	35	0	100.00%	35	0	100.00%	34	1	97.14%
229	4	98.28%	232	1	99.57%	233	0	100.00%	230	3	98.71%	232	1	99.57%
217	8	96.44%	225	0	100.00%	225	0	100.00%	223	2	99.11%	224	1	99.56%
233	7	97.08%	238	2	99.17%	239	1	99.58%	237	3	98.75%	237	3	98.75%
83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%
25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%
9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
29	1	96.67%	29	1	96.67%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%
81	6	93.10%	87	0	100.00%	87	0	100.00%	86	1	98.85%	86	1	98.85%
243	11	95.67%	253	1	99.61%	254	0	100.00%	252	2	99.21%	253	1	99.61%
343	4	98.85%	345	2	99.42%	347	0	100.00%	346	1	99.71%	346	1	99.71%
2,215	59	97.41%	2,267	7	99.69%	2,271	3	99.87%	2,251	23	98.99%	2,264	10	99.56%
842	33	96.23%	874	1	99.89%	874	1	99.89%	867	8	99.09%	871	4	99.54%
28	2	93.33%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%
1,688	28	98.37%	1,708	8	99.53%	1,714	2	99.88%	1,700	16	99.07%	1,709	7	99.59%
1,929	43	97.82%	1,968	4	99.80%	1,970	2	99.90%	1,954	18	99.09%	1,963	9	99.54%
629	20	96.92%	644	5	99.23%	648	1	99.85%	643	6	99.08%	647	2	99.69%

	補充原則4-1②			補充原則4-1③			原則4-2		
	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
市場第一部・第二部の合計	2,258	363	86.15%	1,798	823	68.60%	2,356	265	89.89%
組織形態									
監査役会設置会社	1,644	236	87.45%	1,293	587	68.78%	1,701	179	90.48%
監査等委員会設置会社	554	124	81.71%	445	233	65.63%	592	86	87.32%
指名委員会等設置会社	60	3	95.24%	60	3	95.24%	63	0	100.00%
社外取締役を									
選任している	2,253	359	86.26%	1,792	820	68.61%	2,349	263	89.93%
選任していない	5	4	55.56%	6	3	66.67%	7	2	77.78%
外国人株式所有比率									
10%未満	954	249	79.30%	732	471	60.85%	1,024	179	85.12%
10%以上20%未満	616	63	90.72%	482	197	70.99%	636	43	93.67%
20%以上30%未満	374	31	92.35%	316	89	78.02%	381	24	94.07%
30%以上	314	20	94.01%	268	66	80.24%	315	19	94.31%
大株主の状況									
筆頭株主の所有比率が0%以上5%未満	129	21	86.00%	105	45	70.00%	136	14	90.67%
筆頭株主の所有比率が5%以上10%未満	709	56	92.68%	557	208	72.81%	701	64	91.63%
筆頭株主の所有比率が10%以上20%未満	628	95	86.86%	501	222	69.29%	651	72	90.43%
筆頭株主の所有比率が20%以上33.33%未満	379	83	82.03%	298	164	64.50%	398	64	86.15%
筆頭株主の所有比率が33.33%以上50%未満	243	72	77.14%	194	121	61.59%	280	35	88.89%
筆頭株主の所有比率が50%以上	170	36	82.52%	143	63	69.42%	190	16	92.23%
市場区分									
市場第一部	1,889	239	88.77%	1,499	629	70.44%	1,949	179	91.59%
市場第二部	369	124	74.85%	299	194	60.65%	407	86	82.56%
JPIX日経400（市場第一部・第二部のみ）	375	21	94.70%	336	60	84.85%	379	17	95.71%
（連結）従業員数									
100人未満	73	33	68.87%	63	43	59.43%	88	18	83.02%
100人以上500人未満	411	154	72.74%	333	232	58.94%	477	88	84.42%
500人以上1000人未満	434	70	86.11%	326	178	64.68%	448	56	88.89%
1000人以上	1,340	106	92.67%	1,076	370	74.41%	1,343	103	92.88%
（連結）売上高									
100億円未満	225	107	67.77%	192	140	57.83%	277	55	83.43%
100億円以上1000億円未満	1,148	214	84.29%	881	481	64.68%	1,207	155	88.62%
1000億円以上1兆円未満	734	37	95.20%	582	189	75.49%	718	53	93.13%
1兆円以上	151	5	96.79%	143	13	91.67%	154	2	98.72%
支配株主・親会社									
親会社あり	212	36	85.48%	173	75	69.76%	233	15	93.95%
親会社あり（上場）	189	28	87.10%	156	61	71.89%	207	10	95.39%
親会社あり（非上場）	23	8	74.19%	17	14	54.84%	26	5	83.87%
支配株主（非親会社）あり	79	31	71.82%	56	54	50.91%	91	19	82.73%
支配株主なし	1,967	296	86.92%	1,569	694	69.33%	2,032	231	89.79%
連結子会社数									
10社未満	1,158	266	81.32%	904	520	63.48%	1,245	179	87.43%
10社以上50社未満	820	89	90.21%	643	266	70.74%	832	77	91.53%
50社以上100社未満	160	3	98.16%	136	27	83.44%	155	8	95.09%
100社以上300社未満	91	3	96.81%	84	10	89.36%	93	1	98.94%
300社以上	29	2	93.55%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
決算期									
1月	26	6	81.25%	19	13	59.38%	24	8	75.00%
2月	112	30	78.87%	83	59	58.45%	123	19	86.62%
3月	1,629	206	88.77%	1,319	516	71.88%	1,660	175	90.46%
4月	18	4	81.82%	15	7	68.18%	20	2	90.91%
5月	38	10	79.17%	28	20	58.33%	43	5	89.58%
6月	53	11	82.81%	45	19	70.31%	61	3	95.31%
7月	16	4	80.00%	10	10	50.00%	16	4	80.00%
8月	28	9	75.68%	25	12	67.57%	33	4	89.19%
9月	60	22	73.17%	44	38	53.66%	72	10	87.80%
10月	20	7	74.07%	18	9	66.67%	25	2	92.59%
11月	28	6	82.35%	17	17	50.00%	30	4	88.24%
12月	230	48	82.73%	175	103	62.95%	249	29	89.57%
業種									
水産・農林業	6	1	85.71%	5	2	71.43%	5	2	71.43%
鉱業	5	1	83.33%	5	1	83.33%	4	2	66.67%
建設業	110	11	90.91%	99	22	81.82%	113	8	93.39%
食料品	90	14	86.54%	68	36	65.38%	90	14	86.54%
繊維製品	46	6	88.46%	33	19	63.46%	44	8	84.62%
パルプ・紙	17	0	100.00%	11	6	64.71%	15	2	88.24%
化学	166	14	92.22%	118	62	65.56%	162	18	90.00%
医薬品	41	0	100.00%	33	8	80.49%	39	2	95.12%
石油・石炭製品	11	1	91.67%	8	4	66.67%	11	1	91.67%
ゴム製品	14	3	82.35%	12	5	70.59%	13	4	76.47%
ガラス・土石製品	40	5	88.89%	35	10	77.78%	42	3	93.33%
鉄鋼	33	6	84.62%	28	11	71.79%	33	6	84.62%
非鉄金属	28	5	84.85%	23	10	69.70%	30	3	90.91%
金属製品	53	11	82.81%	40	24	62.50%	54	10	84.38%
機械	159	24	86.89%	119	64	65.03%	159	24	86.89%
電気機器	176	22	88.89%	140	58	70.71%	180	18	90.91%
輸送用機器	75	4	94.94%	62	17	78.48%	74	5	93.67%
精密機器	34	2	94.44%	24	12	66.67%	34	2	94.44%
その他製品	61	12	83.56%	53	20	72.60%	67	6	91.78%
電気・ガス業	23	1	95.83%	22	2	91.67%	22	2	91.67%
陸運業	50	2	96.15%	40	12	76.92%	49	3	94.23%
海運業	9	3	75.00%	9	3	75.00%	9	3	75.00%
空運業	5	0	100.00%	4	1	80.00%	5	0	100.00%
倉庫・運輸関連業	31	4	88.57%	26	9	74.29%	30	5	85.71%
情報・通信業	177	56	75.97%	155	78	66.52%	216	17	92.70%
卸売業	195	30	86.67%	137	88	60.89%	194	31	86.22%
小売業	197	43	82.08%	149	91	62.08%	212	28	88.33%
銀行業	82	1	98.80%	66	17	79.52%	82	1	98.80%
証券・商品先物取引業	23	2	92.00%	20	5	80.00%	23	2	92.00%
保険業	8	1	88.89%	6	3	66.67%	9	0	100.00%
その他金融業	26	4	86.67%	22	8	73.33%	30	0	100.00%
不動産業	71	16	81.61%	60	27	68.97%	77	10	88.51%
サービス業	196	58	77.17%	166	88	65.35%	229	25	90.16%
買収防衛策									
あり	323	24	93.08%	253	94	72.91%	317	30	91.35%
なし	1,935	339	85.09%	1,545	729	67.94%	2,039	235	89.67%
独立役員									
取締役のみに指定	727	148	83.09%	586	289	66.97%	781	94	89.26%
監査役のみに指定	24	6	80.00%	20	10	66.67%	25	5	83.33%
取締役および監査役に指定	1,507	209	87.82%	1,192	524	69.46%	1,550	166	90.33%
取締役の任期									
1年	1,722	250	87.32%	1,376	596	69.78%	1,795	177	91.02%
2年	536	113	82.59%	422	227	65.02%	561	88	86.44%

補充原則4-2①			原則4-3			補充原則4-3①			補充原則4-3②			補充原則4-3③		
実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
1,729	892	65.97%	2,608	13	99.50%	2,564	57	97.83%	2,180	441	83.17%	2,250	371	85.85%
1,244	636	66.17%	1,873	7	99.63%	1,842	38	97.98%	1,556	324	82.77%	1,618	262	86.06%
425	253	62.68%	672	6	99.12%	659	19	97.20%	561	117	82.74%	570	108	84.07%
60	3	95.24%	63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%	62	1	98.41%
1,725	887	66.04%	2,599	13	99.50%	2,555	57	97.82%	2,174	438	83.23%	2,243	369	85.87%
4	5	44.44%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	6	3	66.67%	7	2	77.78%
659	544	54.78%	1,193	10	99.17%	1,167	36	97.01%	949	254	78.89%	994	209	82.63%
486	193	71.58%	679	0	100.00%	671	8	98.82%	572	107	84.24%	594	85	87.48%
317	88	78.27%	404	1	99.75%	399	6	98.52%	365	40	90.12%	365	40	90.12%
267	67	79.94%	332	2	99.40%	327	7	97.90%	294	40	88.02%	297	37	88.92%
104	46	69.33%	150	0	100.00%	149	1	99.33%	127	23	84.67%	136	14	90.67%
561	204	73.33%	763	2	99.74%	748	17	97.78%	649	116	84.84%	662	103	86.54%
474	249	65.56%	716	7	99.03%	706	17	97.65%	607	116	83.96%	624	99	86.31%
272	190	58.87%	461	1	99.78%	451	11	97.62%	374	88	80.95%	389	73	84.20%
180	135	57.14%	312	3	99.05%	308	7	97.78%	248	67	78.73%	261	54	82.86%
138	68	66.99%	206	0	100.00%	202	4	98.06%	175	31	84.95%	178	28	86.41%
1,488	640	69.92%	2,118	10	99.53%	2,086	42	98.03%	1,792	336	84.21%	1,838	290	86.37%
241	252	48.88%	490	3	99.39%	478	15	96.96%	388	105	78.70%	412	81	83.57%
335	61	84.60%	394	2	99.49%	391	5	98.74%	363	33	91.67%	363	33	91.67%
57	49	53.77%	106	0	100.00%	103	3	97.17%	91	15	85.85%	87	19	82.08%
290	275	51.33%	559	6	98.94%	541	20	95.75%	440	125	77.88%	460	105	81.42%
302	202	59.92%	500	4	99.21%	491	13	97.42%	391	113	77.58%	413	91	81.94%
1,080	366	74.69%	1,443	3	99.79%	1,429	17	98.82%	1,258	188	87.00%	1,290	156	89.21%
159	173	47.89%	328	4	98.80%	315	17	94.88%	258	74	77.71%	272	60	81.93%
840	522	61.67%	1,356	6	99.56%	1,332	30	97.80%	1,098	264	80.62%	1,145	217	84.07%
584	187	75.75%	769	2	99.74%	761	10	98.70%	673	98	87.29%	686	85	88.98%
146	10	93.59%	155	1	99.36%	156	0	100.00%	151	5	96.79%	147	9	94.23%
165	83	66.53%	248	0	100.00%	245	3	98.79%	207	41	83.47%	210	38	84.68%
149	68	68.66%	217	0	100.00%	215	2	99.08%	185	32	85.25%	188	29	86.64%
16	15	51.61%	31	0	100.00%	30	1	96.77%	22	9	70.97%	22	9	70.97%
54	56	49.09%	110	0	100.00%	106	4	96.36%	89	21	80.91%	94	16	85.45%
1,510	753	66.73%	2,250	13	99.43%	2,213	50	97.79%	1,884	379	83.25%	1,946	317	85.99%
835	589	58.64%	1,413	11	99.23%	1,386	38	97.33%	1,154	270	81.04%	1,189	235	83.50%
640	269	70.41%	908	1	99.89%	893	16	98.24%	759	150	83.50%	790	119	86.91%
135	28	82.82%	162	1	99.39%	161	2	98.77%	146	17	89.57%	152	11	93.25%
88	6	93.62%	94	0	100.00%	93	1	98.94%	90	4	95.74%	88	6	93.62%
31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
14	18	43.75%	32	0	100.00%	32	0	100.00%	25	7	78.13%	21	11	65.63%
82	60	57.75%	141	1	99.30%	141	1	99.30%	111	31	78.17%	110	32	77.46%
1,260	575	68.66%	1,830	5	99.73%	1,797	38	97.93%	1,554	281	84.69%	1,605	230	87.47%
12	10	54.55%	22	0	100.00%	22	0	100.00%	20	2	90.91%	20	2	90.91%
28	20	58.33%	48	0	100.00%	47	1	97.92%	39	9	81.25%	42	6	87.50%
45	19	70.31%	62	2	96.88%	61	3	95.31%	56	8	87.50%	56	8	87.50%
9	11	45.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%	15	5	75.00%	18	2	90.00%
23	14	62.16%	36	1	97.30%	36	0	100.00%	30	7	81.08%	30	7	81.08%
55	27	67.07%	82	0	100.00%	82	0	100.00%	68	14	82.93%	69	13	84.15%
13	14	48.15%	27	0	100.00%	26	1	96.30%	22	5	81.48%	23	4	85.19%
19	15	55.88%	34	0	100.00%	33	1	97.06%	24	10	70.59%	27	7	79.41%
169	109	60.79%	274	4	98.56%	267	11	96.04%	216	62	77.70%	229	49	82.37%
4	3	57.14%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	6	1	85.71%	6	1	85.71%
4	2	66.67%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	5	1	83.33%
84	37	69.42%	121	0	100.00%	119	2	98.35%	106	15	87.60%	110	11	90.91%
63	41	60.58%	103	1	99.04%	97	7	93.27%	86	18	82.69%	81	23	77.88%
33	19	63.46%	52	0	100.00%	51	1	98.08%	44	8	84.62%	46	6	88.46%
13	4	76.47%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	13	4	76.47%	15	2	88.24%
123	57	68.33%	178	2	98.89%	178	2	98.89%	150	30	83.33%	152	28	84.44%
32	9	78.05%	41	0	100.00%	41	0	100.00%	34	7	82.93%	37	4	90.24%
7	5	58.33%	12	0	100.00%	11	1	91.67%	8	4	66.67%	10	2	83.33%
9	8	52.94%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	16	1	94.12%
34	11	75.56%	45	0	100.00%	44	1	97.78%	40	5	88.89%	41	4	91.11%
29	10	74.36%	39	0	100.00%	39	0	100.00%	34	5	87.18%	32	7	82.05%
20	13	60.61%	33	0	100.00%	32	1	96.97%	28	5	84.85%	28	5	84.85%
36	28	56.25%	64	0	100.00%	63	1	98.44%	47	17	73.44%	54	10	84.38%
115	68	62.84%	183	0	100.00%	179	4	97.81%	141	42	77.05%	151	32	82.51%
140	58	70.71%	194	4	97.98%	190	8	95.96%	168	30	84.85%	170	28	85.86%
57	22	72.15%	78	1	98.73%	78	1	98.73%	70	9	88.61%	73	6	92.41%
29	7	80.56%	36	0	100.00%	33	3	91.67%	30	6	83.33%	32	4	88.89%
47	26	64.38%	73	0	100.00%	72	1	98.63%	63	10	86.30%	62	11	84.93%
17	7	70.83%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	23	1	95.83%	23	1	95.83%
42	10	80.77%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	45	7	86.54%	45	7	86.54%
6	6	50.00%	12	0	100.00%	11	1	91.67%	11	1	91.67%	12	0	100.00%
5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	4	1	80.00%	5	0	100.00%
22	13	62.86%	35	0	100.00%	34	1	97.14%	30	5	85.71%	30	5	85.71%
155	78	66.52%	233	0	100.00%	230	3	98.71%	199	34	85.41%	201	32	86.27%
129	96	57.33%	225	0	100.00%	223	2	99.11%	169	56	75.11%	182	43	80.89%
143	97	59.58%	239	1	99.58%	237	3	98.75%	194	46	80.83%	197	43	82.08%
78	5	93.98%	83	0	100.00%	82	1	98.80%	77	6	92.77%	82	1	98.80%
19	6	76.00%	25	0	100.00%	24	1	96.00%	21	4	84.00%	21	4	84.00%
8	1	88.89%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	8	1	88.89%
22	8	73.33%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	26	4	86.67%	27	3	90.00%
58	29	66.67%	85	2	97.70%	83	4	95.40%	74	13	85.06%	74	13	85.06%
146	108	57.48%	252	2	99.21%	246	8	96.85%	207	47	81.50%	222	32	87.40%
235	112	67.72%	345	2	99.42%	337	10	97.12%	297	50	85.59%	305	42	87.90%
1,494	780	65.70%	2,263	11	99.52%	2,227	47	97.93%	1,883	391	82.81%	1,945	329	85.53%
566	309	64.69%	869	6	99.31%	852	23	97.37%	732	143	83.66%	741	134	84.69%
21	9	70.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	24	6	80.00%	26	4	86.67%
1,142	574	66.55%	1,709	7	99.59%	1,682	34	98.02%	1,424	292	82.98%	1,483	233	86.42%
1,353	619	68.61%	1,963	9	99.54%	1,932	40	97.97%	1,657	315	84.03%	1,699	273	86.16%
376	273	57.94%	645	4	99.38%	632	17	97.38%	523	126	80.59%	551	98	84.90%

	補充原則4-3④			原則4-4			補充原則4-4①		
	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
市場第一部・第二部の合計	2,620	1	99.96%	2,618	3	99.89%	2,609	12	99.54%
組織形態									
監査役会設置会社	1,880	0	100.00%	1,877	3	99.84%	1,868	12	99.36%
監査等委員会設置会社	677	1	99.85%	678	0	100.00%	678	0	100.00%
指名委員会等設置会社	63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%
社外取締役を									
選任している	2,611	1	99.96%	2,609	3	99.89%	2,601	11	99.58%
選任していない	9	0	100.00%	9	0	100.00%	8	1	88.89%
外国人株式所有比率									
10%未満	1,202	1	99.92%	1,202	1	99.92%	1,196	7	99.42%
10%以上20%未満	679	0	100.00%	677	2	99.71%	675	4	99.41%
20%以上30%未満	405	0	100.00%	405	0	100.00%	405	0	100.00%
30%以上	334	0	100.00%	334	0	100.00%	333	1	99.70%
大株主の状況									
筆頭株主の所有比率が0%以上5%未満	150	0	100.00%	150	0	100.00%	150	0	100.00%
筆頭株主の所有比率が5%以上10%未満	765	0	100.00%	764	1	99.87%	761	4	99.48%
筆頭株主の所有比率が10%以上20%未満	722	1	99.86%	722	1	99.86%	719	4	99.45%
筆頭株主の所有比率が20%以上33.33%未満	462	0	100.00%	461	1	99.78%	460	2	99.57%
筆頭株主の所有比率が33.33%以上50%未満	315	0	100.00%	315	0	100.00%	313	2	99.73%
筆頭株主の所有比率が50%以上	206	0	100.00%	206	0	100.00%	206	0	100.00%
市場区分									
市場第一部	2,127	1	99.95%	2,125	3	99.86%	2,118	10	99.53%
市場第二部	493	0	100.00%	493	0	100.00%	491	2	99.59%
JPX日経400（市場第一部・第二部のみ）	396	0	100.00%	396	0	100.00%	394	2	99.49%
(連結)従業員数									
100人未満	106	0	100.00%	106	0	100.00%	106	0	100.00%
100人以上500人未満	564	1	99.82%	565	0	100.00%	564	1	99.82%
500人以上1000人未満	504	0	100.00%	503	1	99.80%	500	4	99.21%
1000人以上	1,446	0	100.00%	1,444	2	99.86%	1,439	7	99.52%
(連結)売上高									
100億円未満	332	0	100.00%	332	0	100.00%	329	3	99.10%
100億円以上1000億円未満	1,361	1	99.93%	1,360	2	99.85%	1,356	6	99.56%
1000億円以上1兆円未満	771	0	100.00%	770	1	99.87%	768	3	99.61%
1兆円以上	156	0	100.00%	156	0	100.00%	156	0	100.00%
支配株主・親会社									
親会社あり	248	0	100.00%	248	0	100.00%	246	2	99.19%
親会社あり（上場）	217	0	100.00%	217	0	100.00%	216	1	99.54%
親会社あり（非上場）	31	0	100.00%	31	0	100.00%	30	1	96.77%
支配株主（非親会社）あり	110	0	100.00%	110	0	100.00%	110	0	100.00%
支配株主なし	2,262	1	99.96%	2,260	3	99.87%	2,253	10	99.56%
連結子会社数									
10社未満	1,423	1	99.93%	1,421	3	99.79%	1,420	4	99.72%
10社以上50社未満	909	0	100.00%	909	0	100.00%	902	7	99.23%
50社以上100社未満	163	0	100.00%	163	0	100.00%	162	1	99.39%
100社以上300社未満	94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%
300社以上	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
決算期									
1月	32	0	100.00%	32	0	100.00%	32	0	100.00%
2月	142	0	100.00%	142	0	100.00%	140	2	98.59%
3月	1,834	1	99.95%	1,833	2	99.89%	1,826	9	99.51%
4月	22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%
5月	48	0	100.00%	48	0	100.00%	48	0	100.00%
6月	64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%
7月	20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%
8月	37	0	100.00%	37	0	100.00%	37	0	100.00%
9月	82	0	100.00%	82	0	100.00%	82	0	100.00%
10月	27	0	100.00%	26	1	96.30%	27	0	100.00%
11月	34	0	100.00%	34	0	100.00%	34	0	100.00%
12月	278	0	100.00%	278	0	100.00%	277	1	99.64%
業種									
水産・農林業	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%
鉱業	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%
建設業	121	0	100.00%	120	1	99.17%	121	0	100.00%
食料品	104	0	100.00%	104	0	100.00%	103	1	99.04%
繊維製品	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
パルプ・紙	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
化学	180	0	100.00%	180	0	100.00%	179	1	99.44%
医薬品	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%
石油・石炭製品	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
ゴム製品	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
ガラス・土石製品	45	0	100.00%	45	0	100.00%	45	0	100.00%
鉄鋼	39	0	100.00%	39	0	100.00%	38	1	97.44%
非鉄金属	33	0	100.00%	33	0	100.00%	33	0	100.00%
金属製品	64	0	100.00%	63	1	98.44%	63	1	98.44%
機械	183	0	100.00%	183	0	100.00%	182	1	99.45%
電気機器	198	0	100.00%	198	0	100.00%	198	0	100.00%
輸送用機器	79	0	100.00%	79	0	100.00%	79	0	100.00%
精密機器	36	0	100.00%	36	0	100.00%	35	1	97.22%
その他製品	73	0	100.00%	73	0	100.00%	73	0	100.00%
電気・ガス業	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%
陸運業	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
海運業	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
空運業	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%
倉庫・運輸関連業	35	0	100.00%	35	0	100.00%	35	0	100.00%
情報・通信業	233	0	100.00%	233	0	100.00%	230	3	98.71%
卸売業	225	0	100.00%	225	0	100.00%	225	0	100.00%
小売業	240	0	100.00%	239	1	99.58%	239	1	99.58%
銀行業	83	0	100.00%	83	0	100.00%	82	1	98.80%
証券・商品先物取引業	25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%
保険業	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
その他金融業	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%
不動産業	86	1	98.85%	87	0	100.00%	87	0	100.00%
サービス業	254	0	100.00%	254	0	100.00%	253	1	99.61%
買収防衛策									
あり	346	1	99.71%	346	1	99.71%	341	6	98.27%
なし	2,274	0	100.00%	2,272	2	99.91%	2,268	6	99.74%
独立役員									
取締役のみに指定	874	1	99.89%	875	0	100.00%	875	0	100.00%
監査役のみに指定	30	0	100.00%	30	0	100.00%	29	1	96.67%
取締役および監査役に指定	1,716	0	100.00%	1,713	3	99.83%	1,705	11	99.36%
取締役の任期									
1年	1,971	1	99.95%	1,969	3	99.85%	1,965	7	99.65%
2年	649	0	100.00%	649	0	100.00%	644	5	99.23%



原則4-5			原則4-6			原則4-7			原則4-8			補充原則4-8(1)		
実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
2,620	1	99.96%	2,605	16	99.39%	2,599	22	99.16%	2,286	335	87.22%	2,392	229	91.26%
1,879	1	99.95%	1,865	15	99.20%	1,860	20	98.94%	1,577	303	83.88%	1,694	186	90.11%
678	0	100.00%	677	1	99.85%	676	2	99.71%	647	31	95.43%	635	43	93.66%
63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%	62	1	98.41%	63	0	100.00%
2,611	1	99.96%	2,600	12	99.54%	2,597	15	99.43%	2,285	327	87.48%	2,389	223	91.46%
9	0	100.00%	5	4	55.56%	2	7	22.22%	1	8	11.11%	3	6	33.33%
1,203	0	100.00%	1,192	11	99.09%	1,187	16	98.67%	959	244	79.72%	1,046	157	86.95%
678	1	99.85%	677	2	99.71%	675	4	99.41%	622	57	91.61%	637	42	93.81%
405	0	100.00%	404	1	99.75%	404	1	99.75%	385	20	95.06%	387	18	95.56%
334	0	100.00%	332	2	99.40%	333	1	99.70%	320	14	95.81%	322	12	96.41%
150	0	100.00%	150	0	100.00%	150	0	100.00%	131	19	87.33%	144	6	96.00%
765	0	100.00%	761	4	99.48%	761	4	99.48%	706	59	92.29%	721	44	94.25%
723	0	100.00%	716	7	99.03%	714	9	98.76%	650	73	89.90%	662	61	91.56%
461	1	99.78%	461	1	99.78%	456	6	98.70%	364	98	78.79%	398	64	86.15%
315	0	100.00%	312	3	99.05%	313	2	99.37%	253	62	80.32%	272	43	86.35%
206	0	100.00%	205	1	99.51%	205	1	99.51%	182	24	88.35%	195	11	94.66%
2,127	1	99.95%	2,118	10	99.53%	2,117	11	99.48%	1,944	184	91.35%	1,991	137	93.56%
493	0	100.00%	487	6	98.78%	482	11	97.77%	342	151	69.37%	401	92	81.34%
396	0	100.00%	393	3	99.24%	395	1	99.75%	383	13	96.72%	378	18	95.45%
106	0	100.00%	106	0	100.00%	103	3	97.17%	78	28	73.58%	88	18	83.02%
565	0	100.00%	554	11	98.05%	553	12	97.88%	418	147	73.98%	477	88	84.42%
504	0	100.00%	502	2	99.60%	502	2	99.60%	444	60	88.10%	460	44	91.27%
1,445	1	99.93%	1,443	3	99.79%	1,441	5	99.65%	1,346	100	93.08%	1,367	79	94.54%
332	0	100.00%	324	8	97.59%	321	11	96.69%	239	93	71.99%	277	55	83.43%
1,362	0	100.00%	1,357	5	99.63%	1,354	8	99.41%	1,166	196	85.61%	1,228	134	90.16%
770	1	99.87%	771	0	100.00%	769	2	99.74%	726	45	94.16%	734	37	95.20%
156	0	100.00%	153	3	98.08%	155	1	99.36%	155	1	99.36%	153	3	98.08%
248	0	100.00%	247	1	99.60%	247	1	99.60%	209	39	84.27%	230	18	92.74%
217	0	100.00%	216	1	99.54%	216	1	99.54%	188	29	86.64%	204	13	94.01%
31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	21	10	67.74%	26	5	83.87%
110	0	100.00%	109	1	99.09%	108	2	98.18%	94	16	85.45%	101	9	91.82%
2,262	1	99.96%	2,249	14	99.38%	2,244	19	99.16%	1,983	280	87.63%	2,061	202	91.07%
1,423	1	99.93%	1,411	13	99.09%	1,407	17	98.81%	1,166	258	81.88%	1,253	171	87.99%
909	0	100.00%	909	0	100.00%	905	4	99.56%	836	73	91.97%	856	53	94.17%
163	0	100.00%	161	2	98.77%	162	1	99.39%	162	1	99.39%	158	5	96.93%
94	0	100.00%	93	1	98.94%	94	0	100.00%	91	3	96.81%	94	0	100.00%
31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
32	0	100.00%	32	0	100.00%	32	0	100.00%	30	2	93.75%	29	3	90.63%
142	0	100.00%	141	1	99.30%	140	2	98.59%	122	20	85.92%	126	16	88.73%
1,834	1	99.95%	1,824	11	99.40%	1,822	13	99.29%	1,605	230	87.47%	1,674	161	91.23%
22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%	17	5	77.27%	19	3	86.36%
48	0	100.00%	48	0	100.00%	48	0	100.00%	42	6	87.50%	44	4	91.67%
64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	54	10	84.38%	62	2	96.88%
20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%	17	3	85.00%	18	2	92.00%
37	0	100.00%	37	0	100.00%	37	0	100.00%	33	4	89.19%	37	0	100.00%
82	0	100.00%	80	2	97.56%	80	2	97.56%	68	14	82.93%	73	9	89.02%
27	0	100.00%	27	0	100.00%	26	1	96.30%	24	3	88.89%	23	4	85.19%
34	0	100.00%	34	0	100.00%	33	1	97.06%	26	8	76.47%	28	6	82.35%
278	0	100.00%	276	2	99.28%	275	3	98.92%	248	30	89.21%	259	19	93.17%
7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%
6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%
121	0	100.00%	120	1	99.17%	121	0	100.00%	110	11	90.91%	115	6	95.04%
104	0	100.00%	102	2	98.08%	103	1	99.04%	89	15	85.58%	85	19	81.73%
52	0	100.00%	52	0	100.00%	51	1	98.08%	43	9	82.69%	50	2	96.15%
17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	15	2	88.24%	16	1	94.12%
180	0	100.00%	180	0	100.00%	179	1	99.44%	161	19	89.44%	165	15	91.67%
41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%	37	4	90.24%
12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	9	3	75.00%	11	1	91.67%
17	0	100.00%	17	0	100.00%	16	1	94.12%	13	4	76.47%	15	2	88.24%
45	0	100.00%	45	0	100.00%	44	1	97.78%	37	8	82.22%	45	0	100.00%
39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%	31	8	79.49%	35	4	89.74%
33	0	100.00%	32	1	96.97%	32	1	96.97%	31	2	93.55%	31	2	93.55%
64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	51	13	79.69%	53	11	82.81%
183	0	100.00%	183	0	100.00%	181	2	98.91%	159	24	86.89%	170	13	92.90%
198	0	100.00%	196	2	98.99%	197	1	99.49%	181	17	91.41%	188	10	94.95%
79	0	100.00%	78	1	98.73%	78	1	98.73%	68	11	86.08%	74	5	93.67%
36	0	100.00%	35	1	97.22%	35	1	97.22%	30	6	83.33%	33	3	91.67%
73	0	100.00%	72	1	98.63%	72	1	98.63%	61	12	83.56%	66	7	90.41%
24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%
52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	50	2	96.15%	49	3	94.23%
12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	8	4	66.67%	9	3	75.00%
5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%
35	0	100.00%	35	0	100.00%	35	0	100.00%	32	3	91.43%	32	3	91.43%
233	0	100.00%	232	1	99.57%	232	1	99.57%	204	29	87.55%	213	20	91.42%
225	0	100.00%	224	1	99.56%	224	1	99.56%	191	34	84.89%	200	25	88.99%
239	1	99.58%	239	1	99.58%	238	2	99.17%	200	40	83.33%	207	33	86.25%
83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%	80	3	96.39%	81	2	97.59%
25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%	22	3	88.00%	24	1	96.00%
9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	8	1	88.89%
30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	26	4	86.67%	28	2	93.33%
87	0	100.00%	86	1	98.85%	85	2	97.70%	71	16	81.61%	82	5	94.25%
254	0	100.00%	251	3	98.82%	250	4	98.43%	221	33	87.01%	228	26	89.76%
347	0	100.00%	345	2	99.42%	346	1	99.71%	322	25	92.80%	322	25	92.80%
2,273	1	99.96%	2,260	14	99.38%	2,253	21	99.08%	1,964	310	86.37%	2,070	204	91.03%
875	0	100.00%	874	1	99.89%	873	2	99.77%	814	61	93.03%	816	59	93.26%
30	0	100.00%	25	5	83.33%	14	16	46.67%	7	23	23.33%	12	18	40.00%
1,715	1	99.94%	1,706	10	99.42%	1,712	4	99.77%	1,465	251	85.37%	1,564	152	91.14%
1,971	1	99.95%	1,962	10	99.49%	1,960	12	99.39%	1,786	186	90.57%	1,815	157	92.04%
649	0	100.00%	643	6	99.08%	639	10	98.46%	500	149	77.04%	577	72	88.91%

添付資料

	補充原則4-8②			原則4-9			原則4-10		
	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
市場第一部・第二部の合計	2,339	282	89.24%	2,543	78	97.02%	2,415	206	92.14%
組織形態									
監査役会設置会社	1,656	224	88.09%	1,824	56	97.02%	1,728	152	91.91%
監査等委員会設置会社	621	57	91.59%	656	22	96.76%	625	53	92.18%
指名委員会等設置会社	62	1	98.41%	63	0	100.00%	62	1	98.41%
社外取締役を									
選任している	2,336	276	89.43%	2,538	74	97.17%	2,409	203	92.23%
選任していない	3	6	33.33%	5	4	55.56%	6	3	66.67%
外国人株式所有比率									
10%未満	1,019	184	84.70%	1,153	50	95.84%	1,083	120	90.02%
10%以上20%未満	618	61	91.02%	658	21	96.91%	636	43	93.67%
20%以上30%未満	383	22	94.57%	400	5	98.77%	389	16	96.05%
30%以上	319	15	95.51%	332	2	99.40%	307	27	91.92%
大株主の状況									
筆頭株主の所有比率が0%以上5%未満	138	12	92.00%	149	1	99.33%	140	10	93.33%
筆頭株主の所有比率が5%以上10%未満	706	59	92.29%	748	17	97.78%	718	47	93.86%
筆頭株主の所有比率が10%以上20%未満	640	83	88.52%	698	25	96.54%	663	60	91.70%
筆頭株主の所有比率が20%以上33.33%未満	396	66	85.71%	443	19	95.89%	407	55	88.10%
筆頭株主の所有比率が33.33%以上50%未満	268	47	85.08%	302	13	95.87%	291	24	92.38%
筆頭株主の所有比率が50%以上	191	15	92.72%	203	3	98.54%	196	10	95.15%
市場区分									
市場第一部	1,954	174	91.82%	2,085	43	97.98%	1,977	151	92.90%
市場第二部	385	108	78.09%	458	35	92.90%	438	55	88.84%
JPX日経400（市場第一部・第二部のみ）	376	20	94.95%	392	4	98.99%	381	15	96.21%
（連結）従業員数									
100人未満	83	23	78.30%	98	8	92.45%	93	13	87.74%
100人以上500人未満	460	105	81.42%	532	33	94.16%	508	57	89.91%
500人以上1000人未満	455	49	90.28%	490	14	97.22%	464	40	92.06%
1000人以上	1,341	105	92.74%	1,423	23	98.41%	1,350	96	93.36%
（連結）売上高									
100億円未満	261	71	78.61%	302	30	90.96%	294	38	88.55%
100億円以上1000億円未満	1,201	161	88.18%	1,324	38	97.21%	1,238	124	90.90%
1000億円以上1兆円未満	724	47	93.90%	761	10	98.70%	729	42	94.55%
1兆円以上	153	3	98.08%	156	0	100.00%	154	2	98.72%
支配株主・親会社									
親会社あり	230	18	92.74%	245	3	98.79%	236	12	95.16%
親会社あり（上場）	203	14	93.55%	215	2	99.08%	209	8	96.31%
親会社あり（非上場）	27	4	87.10%	30	1	96.77%	27	4	87.10%
支配株主（非親会社）あり	97	13	88.18%	100	10	90.91%	94	16	85.45%
支配株主なし	2,012	251	88.91%	2,198	65	97.13%	2,085	178	92.13%
連結子会社数									
10社未満	1,223	201	85.88%	1,360	64	95.51%	1,294	130	90.87%
10社以上50社未満	835	74	91.86%	897	12	98.68%	843	66	92.74%
50社以上100社未満	157	6	96.32%	162	1	99.39%	155	8	95.09%
100社以上300社未満	93	1	98.94%	93	1	98.94%	92	2	97.87%
300社以上	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
決算期									
1月	28	4	87.50%	31	1	96.88%	28	4	87.50%
2月	123	19	86.62%	137	5	96.48%	129	13	90.85%
3月	1,639	196	89.32%	1,785	50	97.28%	1,703	132	92.81%
4月	18	4	81.82%	21	1	95.45%	21	1	95.45%
5月	40	8	83.33%	46	2	95.83%	44	4	91.67%
6月	59	5	92.19%	62	2	96.88%	58	6	90.63%
7月	17	3	85.00%	18	2	90.00%	16	4	80.00%
8月	37	0	100.00%	36	1	97.30%	35	2	94.59%
9月	73	9	89.02%	78	4	95.12%	75	7	91.46%
10月	22	5	81.48%	24	3	88.89%	23	4	85.19%
11月	30	4	88.24%	33	1	97.06%	29	5	85.29%
12月	253	25	91.01%	272	6	97.84%	254	24	91.37%
業種									
水産・農林業	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%
鉱業	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%
建設業	116	5	95.87%	117	4	96.69%	110	11	90.91%
食料品	81	23	77.88%	100	4	96.15%	94	10	90.38%
繊維製品	45	7	86.54%	52	0	100.00%	49	3	94.23%
パルプ・紙	14	3	82.35%	16	1	94.12%	17	0	100.00%
化学	168	12	93.33%	177	3	98.33%	167	13	92.78%
医薬品	37	4	90.24%	41	0	100.00%	41	0	100.00%
石油・石炭製品	11	1	91.67%	12	0	100.00%	11	1	91.67%
ゴム製品	14	3	82.35%	16	1	94.12%	14	3	82.35%
ガラス・土石製品	44	1	97.78%	42	3	93.33%	40	5	88.89%
鉄鋼	33	6	84.62%	39	0	100.00%	38	1	97.44%
非鉄金属	28	5	84.85%	31	2	93.94%	30	3	90.91%
金属製品	54	10	84.38%	60	4	93.75%	58	6	90.63%
機械	160	23	87.43%	175	8	95.63%	164	19	89.62%
電気機器	183	15	92.42%	191	7	96.46%	180	18	90.91%
輸送用機器	72	7	91.14%	79	0	100.00%	72	7	91.14%
精密機器	32	4	88.89%	36	0	100.00%	34	2	94.44%
その他製品	64	9	87.67%	71	2	97.26%	67	6	91.78%
電気・ガス業	24	0	100.00%	24	0	100.00%	23	1	95.83%
陸運業	49	3	94.23%	52	0	100.00%	48	4	92.31%
海運業	9	3	75.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
空運業	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%
倉庫・運輸関連業	29	6	82.86%	34	1	97.14%	33	2	94.29%
情報・通信業	213	20	91.42%	225	8	96.57%	221	12	94.85%
卸売業	198	27	88.00%	219	6	97.33%	206	19	91.56%
小売業	204	36	85.00%	227	13	94.58%	215	25	89.58%
銀行業	82	1	98.80%	83	0	100.00%	83	0	100.00%
証券・商品先物取引業	24	1	96.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%
保険業	8	1	88.89%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
その他金融業	27	3	90.00%	30	0	100.00%	27	3	90.00%
不動産業	72	15	82.76%	83	4	95.40%	77	10	88.51%
サービス業	226	28	88.98%	247	7	97.24%	232	22	91.34%
買収防衛策									
あり	314	33	90.49%	341	6	98.27%	322	25	92.80%
なし	2,025	249	89.05%	2,201	72	96.83%	2,093	181	92.04%
独立役員									
取締役のみに指定	799	76	91.31%	849	26	97.03%	811	64	92.69%
監査役のみに指定	16	14	53.33%	19	11	63.33%	23	7	76.67%
取締役および監査役に指定	1,524	192	88.81%	1,675	41	97.61%	1,581	135	92.13%
取締役の任期									
1年	1,784	188	90.47%	1,916	56	97.16%	1,829	143	92.75%
2年	555	94	85.52%	627	22	96.61%	586	63	90.29%

補充原則4-10①			原則4-11			補充原則4-11①			補充原則4-11②			補充原則4-11③		
実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
1,265	1,356	48.26%	1,806	815	68.90%	2,519	102	96.11%	2,618	3	99.89%	2,067	554	78.86%
904	976	48.09%	1,284	596	68.30%	1,805	75	96.01%	1,877	3	99.84%	1,490	390	79.26%
298	380	43.95%	461	217	67.99%	651	27	96.02%	678	0	100.00%	517	161	76.25%
63	0	100.00%	61	2	96.83%	63	0	100.00%	63	0	100.00%	60	3	95.24%
1,265	1,347	48.43%	1,800	812	68.91%	2,510	102	96.09%	2,609	3	99.89%	2,063	549	78.98%
0	9	0.00%	6	3	66.67%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	4	5	44.44%
454	749	37.74%	795	408	66.08%	1,153	50	95.84%	1,202	1	99.92%	845	358	70.24%
337	342	49.63%	476	203	70.10%	657	22	96.76%	678	1	99.85%	560	119	82.47%
255	150	62.96%	289	116	71.36%	383	22	94.57%	405	0	100.00%	367	38	90.62%
219	115	65.57%	246	88	73.65%	326	8	97.60%	333	1	99.70%	295	39	88.32%
81	69	54.00%	100	50	66.67%	144	6	96.00%	150	0	100.00%	128	22	85.33%
436	329	56.99%	539	226	70.46%	742	23	96.99%	765	0	100.00%	647	118	84.58%
340	383	47.03%	466	257	64.45%	692	31	95.71%	722	1	99.86%	571	152	78.98%
190	272	41.13%	319	143	69.05%	439	23	95.02%	460	2	99.57%	337	125	72.94%
119	196	37.78%	233	82	73.97%	305	10	96.83%	315	0	100.00%	219	96	69.52%
99	107	48.06%	149	57	72.33%	197	9	95.63%	206	0	100.00%	165	41	80.10%
1,108	1,020	52.07%	1,488	640	69.92%	2,044	84	96.05%	2,126	2	99.91%	1,755	373	82.47%
157	336	31.85%	318	175	64.50%	475	18	96.35%	492	1	99.80%	312	181	63.29%
287	109	72.47%	314	82	79.29%	389	7	98.23%	396	0	100.00%	373	23	94.19%
42	64	39.62%	76	30	71.70%	100	6	94.34%	106	0	100.00%	53	53	50.00%
204	361	36.11%	384	181	67.96%	536	29	94.87%	564	1	99.82%	367	198	64.96%
176	328	34.92%	338	166	67.06%	484	20	96.03%	504	0	100.00%	376	128	74.60%
843	603	58.30%	1,008	438	69.71%	1,399	47	97.95%	1,444	2	99.86%	1,271	175	87.90%
117	215	35.24%	238	94	71.69%	316	16	95.18%	331	1	99.70%	183	149	55.12%
554	808	40.68%	900	462	66.08%	1,301	61	95.52%	1,362	0	100.00%	1,034	328	75.92%
461	310	59.79%	533	238	69.13%	749	22	97.15%	769	2	99.74%	698	73	90.53%
133	23	85.26%	135	21	86.54%	153	3	98.08%	156	0	100.00%	152	4	97.44%
111	137	44.76%	174	74	70.16%	237	11	95.56%	248	0	100.00%	204	44	82.26%
104	113	47.93%	151	66	69.59%	210	7	96.77%	217	0	100.00%	185	32	85.25%
7	24	22.58%	23	8	74.19%	27	4	87.10%	31	0	100.00%	19	12	61.29%
36	74	32.73%	84	26	76.36%	104	6	94.55%	110	0	100.00%	63	47	57.27%
1,118	1,145	49.40%	1,548	715	68.40%	2,178	85	96.24%	2,260	3	99.87%	1,800	463	79.54%
566	858	39.75%	962	462	67.56%	1,359	65	95.44%	1,422	2	99.86%	1,023	401	71.84%
474	435	52.15%	617	292	67.88%	878	31	96.59%	909	0	100.00%	764	145	84.05%
119	44	73.01%	122	41	74.85%	161	2	98.77%	162	1	99.39%	157	6	96.32%
80	14	85.11%	78	16	82.98%	91	3	96.81%	94	0	100.00%	92	2	97.87%
26	5	83.87%	27	4	87.10%	30	1	97.77%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
12	20	37.50%	20	12	62.50%	31	1	96.88%	32	0	100.00%	22	10	68.75%
55	87	38.73%	108	34	76.06%	136	6	95.77%	142	0	100.00%	97	45	68.31%
931	904	50.74%	1,254	581	68.34%	1,773	62	96.62%	1,833	2	99.89%	1,520	315	82.83%
8	14	36.36%	16	6	72.73%	20	2	90.91%	22	0	100.00%	10	12	45.45%
22	26	45.83%	36	12	75.00%	46	2	95.83%	47	1	97.92%	36	12	75.00%
25	39	39.06%	47	17	73.44%	61	3	95.31%	64	0	100.00%	42	22	65.63%
8	12	40.00%	17	3	85.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%	14	6	70.00%
17	20	45.95%	29	8	78.38%	35	2	94.59%	37	0	100.00%	27	10	72.97%
40	42	48.78%	62	20	75.61%	81	1	98.78%	82	0	100.00%	53	29	64.63%
7	20	25.93%	17	10	62.96%	27	0	100.00%	27	0	100.00%	14	13	51.85%
10	24	29.41%	13	21	38.24%	28	6	82.35%	34	0	100.00%	24	10	70.59%
130	148	46.76%	187	91	67.27%	261	17	93.88%	278	0	100.00%	208	70	74.82%
3	4	42.86%	6	1	85.71%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	5	2	71.43%
3	3	50.00%	4	2	66.67%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	5	1	83.33%
64	57	52.89%	84	37	69.42%	116	5	95.87%	121	0	100.00%	99	22	81.82%
44	60	42.31%	72	32	69.23%	96	8	92.31%	104	0	100.00%	82	22	78.85%
23	29	44.23%	29	23	55.77%	50	2	96.15%	52	0	100.00%	41	11	78.85%
9	8	52.94%	14	3	82.35%	15	2	88.24%	17	0	100.00%	15	2	88.24%
92	88	51.11%	119	61	66.11%	175	5	97.22%	180	0	100.00%	156	24	86.67%
25	16	60.98%	32	9	78.05%	40	1	97.56%	41	0	100.00%	39	2	95.12%
5	7	41.67%	10	2	83.33%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	9	3	75.00%
8	9	47.06%	11	6	64.71%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	15	2	88.24%
20	25	44.44%	29	16	64.44%	44	1	97.78%	45	0	100.00%	29	16	64.44%
15	24	38.46%	25	14	64.10%	36	3	92.31%	39	0	100.00%	35	4	89.74%
17	16	51.52%	20	13	60.61%	32	1	96.97%	33	0	100.00%	26	7	78.79%
28	36	43.75%	34	30	53.13%	61	3	95.31%	64	0	100.00%	48	16	75.00%
86	97	46.99%	105	78	57.38%	179	4	97.81%	182	1	99.45%	151	32	82.51%
104	94	52.53%	127	71	64.14%	190	8	95.96%	198	0	100.00%	170	28	85.86%
41	38	51.90%	52	27	65.82%	74	5	93.67%	79	0	100.00%	72	7	91.14%
19	17	52.78%	26	10	72.22%	35	1	97.22%	36	0	100.00%	28	8	77.78%
38	35	52.05%	50	23	68.49%	70	3	95.89%	73	0	100.00%	45	28	61.64%
18	6	75.00%	20	4	83.33%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%
25	27	48.08%	40	12	76.92%	51	1	98.08%	52	0	100.00%	48	4	92.31%
6	6	50.00%	7	5	58.33%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	9	3	75.00%
3	2	60.00%	4	1	80.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%
16	19	45.71%	20	15	57.14%	33	2	94.29%	35	0	100.00%	26	9	74.29%
105	128	45.06%	165	68	70.82%	221	12	94.85%	233	0	100.00%	163	70	69.96%
91	134	40.44%	153	72	68.00%	217	8	96.44%	225	0	100.00%	181	44	80.44%
101	139	42.08%	181	59	75.42%	228	12	95.00%	239	1	99.58%	167	73	69.58%
67	16	80.72%	72	11	86.75%	81	2	97.59%	83	0	100.00%	79	4	95.18%
19	6	76.00%	18	7	72.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%	20	5	80.00%
8	1	88.89%	8	1	88.89%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	8	1	88.89%
16	14	53.33%	21	9	70.00%	29	1	96.67%	30	0	100.00%	22	8	73.33%
40	47	45.98%	64	23	73.56%	83	4	95.40%	87	0	100.00%	61	26	70.11%
106	148	41.73%	184	70	72.44%	246	8	96.85%	253	1	99.61%	184	70	72.44%
174	173	50.14%	226	121	65.13%	335	12	96.54%	347	0	100.00%	310	37	89.34%
1,091	1,183	47.98%	1,580	694	69.48%	2,184	90	96.04%	2,271	3	99.87%	1,757	517	77.26%
403	472	46.06%	610	265	69.71%	841	34	96.11%	875	0	100.00%	674	201	77.03%
9	21	30.00%	21	9	70.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	14	16	46.67%
853	863	49.71%	1,175	541	68.47%	1,648	68	96.04%	1,713	3	99.83%	1,379	337	80.36%
1,005	967	50.96%	1,375	597	69.73%	1,899	73	96.30%	1,970	2	99.90%	1,593	379	80.78%
260	389	40.06%	431	218	66.41%	620	29	95.53%	648	1	99.85%	474	175	73.04%

	原則4-12			補充原則4-12①			原則4-13		
	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
市場第一部・第二部の合計	2,617	4	99.85%	2,598	23	99.12%	2,606	15	99.43%
組織形態									
監査役会設置会社	1,877	3	99.84%	1,862	18	99.04%	1,868	12	99.36%
監査等委員会設置会社	677	1	99.85%	673	5	99.26%	675	3	99.56%
指名委員会等設置会社	63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%
社外取締役を									
選任している	2,608	4	99.85%	2,589	23	99.12%	2,597	15	99.43%
選任していない	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
外国人株式所有比率									
10%未満	1,199	4	99.67%	1,191	12	99.00%	1,193	10	99.17%
10%以上20%未満	679	0	100.00%	673	6	99.12%	679	0	100.00%
20%以上30%未満	405	0	100.00%	401	4	99.01%	403	2	99.51%
30%以上	334	0	100.00%	333	1	99.70%	331	3	99.10%
大株主の状況									
筆頭株主の所有比率が0%以上5%未満	150	0	100.00%	149	1	99.33%	149	1	99.33%
筆頭株主の所有比率が5%以上10%未満	765	0	100.00%	757	8	98.95%	759	6	99.22%
筆頭株主の所有比率が10%以上20%未満	722	1	99.86%	717	6	99.17%	720	3	99.59%
筆頭株主の所有比率が20%以上33.33%未満	461	1	99.78%	457	5	98.92%	461	1	99.78%
筆頭株主の所有比率が33.33%以上50%未満	314	1	99.68%	313	2	99.37%	312	3	99.05%
筆頭株主の所有比率が50%以上	205	1	99.51%	205	1	99.51%	205	1	99.51%
市場区分									
市場第一部	2,124	4	99.81%	2,113	15	99.30%	2,116	12	99.44%
市場第二部	493	0	100.00%	485	8	98.38%	490	3	99.39%
JPX日経400（市場第一部・第二部のみ）	396	0	100.00%	394	2	99.49%	394	2	99.49%
（連結）従業員数									
100人未満	105	1	99.06%	102	4	96.23%	105	1	99.06%
100人以上500人未満	564	1	99.82%	558	7	98.76%	561	4	99.29%
500人以上1000人未満	503	1	99.80%	503	1	99.80%	503	1	99.80%
1000人以上	1,445	1	99.93%	1,435	11	99.24%	1,437	9	99.38%
（連結）売上高									
100億円未満	330	2	99.40%	324	8	97.59%	328	4	98.80%
100億円以上1000億円未満	1,361	1	99.93%	1,354	8	99.41%	1,357	5	99.63%
1000億円以上1兆円未満	771	0	100.00%	764	7	99.09%	766	5	99.35%
1兆円以上	155	1	99.36%	156	0	100.00%	155	1	99.36%
支配株主・親会社									
親会社あり	247	1	99.60%	248	0	100.00%	246	2	99.19%
親会社あり（上場）	216	1	99.54%	217	0	100.00%	215	2	99.08%
親会社あり（非上場）	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
支配株主（非親会社）あり	110	0	100.00%	108	2	98.18%	110	0	100.00%
支配株主なし	2,260	3	99.87%	2,242	21	99.07%	2,250	13	99.43%
連結子会社数									
10社未満	1,421	3	99.79%	1,411	13	99.09%	1,417	7	99.51%
10社以上50社未満	908	1	99.89%	901	8	99.12%	903	6	99.34%
50社以上100社未満	163	0	100.00%	161	2	98.77%	161	2	98.77%
100社以上300社未満	94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%
300社以上	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
決算期									
1月	32	0	100.00%	32	0	100.00%	32	0	100.00%
2月	142	0	100.00%	139	3	97.89%	142	0	100.00%
3月	1,833	2	99.89%	1,820	15	99.18%	1,824	11	99.40%
4月	22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%
5月	48	0	100.00%	48	0	100.00%	48	0	100.00%
6月	64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%
7月	20	0	100.00%	19	1	95.00%	20	0	100.00%
8月	37	0	100.00%	37	0	100.00%	37	0	100.00%
9月	82	0	100.00%	81	1	98.78%	81	1	98.78%
10月	27	0	100.00%	26	1	96.30%	27	0	100.00%
11月	34	0	100.00%	33	1	97.06%	33	1	97.06%
12月	276	2	99.28%	277	1	99.64%	276	2	99.28%
業種									
水産・農林業	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%
鉱業	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%
建設業	121	0	100.00%	121	0	100.00%	120	1	99.17%
食料品	104	0	100.00%	101	3	97.12%	104	0	100.00%
繊維製品	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
パルプ・紙	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
化学	180	0	100.00%	179	1	99.44%	180	0	100.00%
医薬品	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%
石油・石炭製品	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
ゴム製品	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
ガラス・土石製品	45	0	100.00%	44	1	97.78%	43	2	95.56%
鉄鋼	39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%
非鉄金属	33	0	100.00%	33	0	100.00%	33	0	100.00%
金属製品	64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%
機械	183	0	100.00%	181	2	98.91%	183	0	100.00%
電気機器	198	0	100.00%	196	2	98.99%	197	1	99.49%
輸送用機器	79	0	100.00%	79	0	100.00%	78	1	98.73%
精密機器	36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%
その他製品	73	0	100.00%	72	1	98.63%	73	0	100.00%
電気・ガス業	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%
陸運業	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
海運業	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
空運業	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%
倉庫・運輸関連業	35	0	100.00%	35	0	100.00%	35	0	100.00%
情報・通信業	229	4	98.28%	227	6	97.42%	229	4	98.28%
卸売業	225	0	100.00%	224	1	99.56%	223	2	99.11%
小売業	240	0	100.00%	239	1	99.58%	238	2	99.17%
銀行業	83	0	100.00%	82	1	98.80%	82	1	98.80%
証券・商品先物取引業	25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%
保険業	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
その他金融業	30	0	100.00%	30	0	100.00%	29	1	96.67%
不動産業	87	0	100.00%	86	1	98.85%	87	0	100.00%
サービス業	254	0	100.00%	251	3	98.82%	254	0	100.00%
買収防衛策									
あり	347	0	100.00%	342	5	98.56%	344	3	99.14%
なし	2,270	4	99.82%	2,256	18	99.21%	2,262	12	99.47%
独立役員									
取締役のみに指定	873	2	99.77%	866	9	98.97%	871	4	99.54%
監査役のみに指定	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%
取締役および監査役に指定	1,714	2	99.88%	1,702	14	99.18%	1,705	11	99.36%
取締役の任期									
1年	1,968	4	99.80%	1,959	13	99.34%	1,960	12	99.39%
2年	649	0	100.00%	639	10	98.46%	646	3	99.54%

補充原則4-13①			補充原則4-13②			補充原則4-13③			原則4-14			補充原則4-14①		
実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
2,621	0	100.00%	2,621	0	100.00%	2,620	1	99.96%	2,601	20	99.24%	2,610	11	99.58%
1,880	0	100.00%	1,880	0	100.00%	1,879	1	99.95%	1,865	15	99.20%	1,874	6	99.68%
678	0	100.00%	678	0	100.00%	678	0	100.00%	673	5	99.26%	673	5	99.26%
63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%
2,612	0	100.00%	2,612	0	100.00%	2,612	0	100.00%	2,592	20	99.23%	2,601	11	99.58%
9	0	100.00%	9	0	100.00%	8	1	88.89%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
1,203	0	100.00%	1,203	0	100.00%	1,202	1	99.92%	1,193	10	99.17%	1,197	6	99.50%
679	0	100.00%	679	0	100.00%	679	0	100.00%	677	2	99.71%	677	2	99.71%
405	0	100.00%	405	0	100.00%	405	0	100.00%	403	2	99.51%	404	1	99.75%
334	0	100.00%	334	0	100.00%	334	0	100.00%	328	6	98.20%	332	2	99.40%
150	0	100.00%	150	0	100.00%	150	0	100.00%	149	1	99.33%	150	0	100.00%
765	0	100.00%	765	0	100.00%	765	0	100.00%	761	4	99.48%	762	3	99.61%
723	0	100.00%	723	0	100.00%	722	1	99.86%	719	4	99.45%	721	2	99.72%
462	0	100.00%	462	0	100.00%	462	0	100.00%	455	7	98.48%	461	1	99.78%
315	0	100.00%	315	0	100.00%	315	0	100.00%	312	3	99.05%	312	3	99.05%
206	0	100.00%	206	0	100.00%	206	0	100.00%	205	1	99.51%	204	2	99.03%
2,128	0	100.00%	2,128	0	100.00%	2,128	0	100.00%	2,115	13	99.39%	2,120	8	99.62%
493	0	100.00%	493	0	100.00%	492	1	99.80%	486	7	98.58%	490	3	99.39%
396	0	100.00%	396	0	100.00%	396	0	100.00%	393	3	99.24%	393	3	99.24%
106	0	100.00%	106	0	100.00%	106	0	100.00%	104	2	98.11%	105	1	99.06%
565	0	100.00%	565	0	100.00%	564	1	99.82%	563	2	99.65%	564	1	99.82%
504	0	100.00%	504	0	100.00%	504	0	100.00%	498	6	98.81%	501	3	99.40%
1,446	0	100.00%	1,446	0	100.00%	1,446	0	100.00%	1,436	10	99.31%	1,440	6	99.59%
332	0	100.00%	332	0	100.00%	331	1	99.70%	329	3	99.10%	330	2	99.40%
1,362	0	100.00%	1,362	0	100.00%	1,362	0	100.00%	1,350	12	99.12%	1,355	7	99.49%
771	0	100.00%	771	0	100.00%	771	0	100.00%	766	5	99.35%	769	2	99.74%
156	0	100.00%	156	0	100.00%	156	0	100.00%	156	0	100.00%	156	0	100.00%
248	0	100.00%	248	0	100.00%	248	0	100.00%	246	2	99.19%	246	2	99.19%
217	0	100.00%	217	0	100.00%	217	0	100.00%	217	0	100.00%	217	0	100.00%
31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	29	2	93.55%	29	2	93.55%
110	0	100.00%	110	0	100.00%	110	0	100.00%	110	0	100.00%	109	1	99.09%
2,263	0	100.00%	2,263	0	100.00%	2,262	1	99.96%	2,245	18	99.20%	2,255	8	99.65%
1,424	0	100.00%	1,424	0	100.00%	1,423	1	99.93%	1,410	14	99.02%	1,419	5	99.65%
909	0	100.00%	909	0	100.00%	909	0	100.00%	903	6	99.34%	903	6	99.34%
163	0	100.00%	163	0	100.00%	163	0	100.00%	163	0	100.00%	163	0	100.00%
94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%
31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
32	0	100.00%	32	0	100.00%	32	0	100.00%	32	0	100.00%	32	0	100.00%
142	0	100.00%	142	0	100.00%	142	0	100.00%	137	5	96.48%	140	2	98.59%
1,835	0	100.00%	1,835	0	100.00%	1,835	0	100.00%	1,825	10	99.46%	1,829	6	99.67%
22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%	22	0	100.00%
48	0	100.00%	48	0	100.00%	48	0	100.00%	47	1	97.92%	47	1	97.92%
64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%
20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%
37	0	100.00%	37	0	100.00%	37	0	100.00%	36	1	97.30%	37	0	100.00%
82	0	100.00%	82	0	100.00%	81	1	98.78%	82	0	100.00%	81	1	98.78%
27	0	100.00%	27	0	100.00%	27	0	100.00%	27	0	100.00%	27	0	100.00%
34	0	100.00%	34	0	100.00%	34	0	100.00%	34	0	100.00%	34	0	100.00%
278	0	100.00%	278	0	100.00%	278	0	100.00%	275	3	98.92%	277	1	99.64%
7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%
6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%
121	0	100.00%	121	0	100.00%	121	0	100.00%	120	1	99.17%	121	0	100.00%
104	0	100.00%	104	0	100.00%	104	0	100.00%	102	2	98.08%	104	0	100.00%
52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	51	1	98.08%	52	0	100.00%
17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
180	0	100.00%	180	0	100.00%	180	0	100.00%	180	0	100.00%	180	0	100.00%
41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%
12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
45	0	100.00%	45	0	100.00%	45	0	100.00%	45	0	100.00%	45	0	100.00%
39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%
33	0	100.00%	33	0	100.00%	33	0	100.00%	33	0	100.00%	33	0	100.00%
64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%	64	0	100.00%
183	0	100.00%	183	0	100.00%	183	0	100.00%	183	0	100.00%	183	0	100.00%
198	0	100.00%	198	0	100.00%	197	1	99.49%	195	3	98.48%	195	3	98.48%
79	0	100.00%	79	0	100.00%	79	0	100.00%	79	0	100.00%	79	0	100.00%
36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%
73	0	100.00%	73	0	100.00%	73	0	100.00%	73	0	100.00%	72	1	98.63%
24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%
52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%
12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%
35	0	100.00%	35	0	100.00%	35	0	100.00%	33	2	94.29%	35	0	100.00%
233	0	100.00%	233	0	100.00%	233	0	100.00%	232	1	99.57%	232	1	99.57%
225	0	100.00%	225	0	100.00%	225	0	100.00%	224	1	99.56%	225	0	100.00%
240	0	100.00%	240	0	100.00%	240	0	100.00%	233	7	97.08%	236	4	98.33%
83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%	82	1	98.80%	83	0	100.00%
25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%
9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	29	1	96.67%
87	0	100.00%	87	0	100.00%	87	0	100.00%	86	1	98.85%	86	1	98.85%
254	0	100.00%	254	0	100.00%	254	0	100.00%	254	0	100.00%	254	0	100.00%
347	0	100.00%	347	0	100.00%	347	0	100.00%	347	0	100.00%	346	1	99.71%
2,274	0	100.00%	2,274	0	100.00%	2,273	1	99.96%	2,254	20	99.12%	2,264	10	99.56%
875	0	100.00%	875	0	100.00%	875	0	100.00%	869	6	99.31%	870	5	99.43%
30	0	100.00%	30	0	100.00%	29	1	96.67%	29	1	96.67%	30	0	100.00%
1,716	0	100.00%	1,716	0	100.00%	1,716	0	100.00%	1,703	13	99.24%	1,710	6	99.65%
1,972	0	100.00%	1,972	0	100.00%	1,971	1	99.95%	1,958	14	99.29%	1,964	8	99.59%
649	0	100.00%	649	0	100.00%	649	0	100.00%	643	6	99.08%	646	3	99.54%

	補充原則4-14②			基本原則5			原則5-1		
	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
市場第一部・第二部の合計	2,570	51	98.05%	2,618	3	99.89%	2,597	24	99.08%
組織形態									
監査役会設置会社	1,844	36	98.09%	1,878	2	99.89%	1,865	15	99.20%
監査等委員会設置会社	665	13	98.08%	677	1	99.85%	669	9	98.67%
指名委員会等設置会社	61	2	96.83%	63	0	100.00%	63	0	100.00%
社外取締役を									
選任している	2,563	49	98.12%	2,609	3	99.89%	2,589	23	99.12%
選任していない	7	2	77.78%	9	0	100.00%	8	1	88.89%
外国人株式所有比率									
10%未満	1,170	33	97.26%	1,201	2	99.83%	1,185	18	98.50%
10%以上20%未満	673	6	99.12%	678	1	99.85%	675	4	99.41%
20%以上30%未満	402	3	99.26%	405	0	100.00%	405	0	100.00%
30%以上	325	9	97.31%	334	0	100.00%	332	2	99.40%
大株主の状況									
筆頭株主の所有比率が0%以上5%未満	148	2	98.67%	150	0	100.00%	149	1	99.33%
筆頭株主の所有比率が5%以上10%未満	762	3	99.61%	764	1	99.87%	760	5	99.35%
筆頭株主の所有比率が10%以上20%未満	705	18	97.51%	722	1	99.86%	713	10	98.62%
筆頭株主の所有比率が20%以上33.33%未満	452	10	97.84%	461	1	99.78%	456	6	98.70%
筆頭株主の所有比率が33.33%以上50%未満	301	14	95.56%	315	0	100.00%	313	2	99.37%
筆頭株主の所有比率が50%以上	202	4	98.06%	206	0	100.00%	206	0	100.00%
市場区分									
市場第一部	2,098	30	98.59%	2,126	2	99.91%	2,115	13	99.39%
市場第二部	472	21	95.74%	492	1	99.80%	482	11	97.77%
JPX日経400（市場第一部・第二部のみ）	392	4	98.99%	396	0	100.00%	396	0	100.00%
(連結)従業員数									
100人未満	98	8	92.45%	106	0	100.00%	104	2	98.11%
100人以上500人未満	547	18	96.81%	564	1	99.82%	555	10	98.23%
500人以上1000人未満	495	9	98.21%	504	0	100.00%	499	5	99.01%
1000人以上	1,430	16	98.89%	1,444	2	99.86%	1,439	7	99.52%
(連結)売上高									
100億円未満	312	20	93.98%	331	1	99.70%	323	9	97.29%
100億円以上1000億円未満	1,340	22	98.38%	1,361	1	99.93%	1,350	12	99.12%
1000億円以上1兆円未満	762	9	98.83%	770	1	99.87%	768	3	99.61%
1兆円以上	156	0	100.00%	156	0	100.00%	156	0	100.00%
支配株主・親会社									
親会社あり	243	5	97.98%	248	0	100.00%	248	0	100.00%
親会社あり（上場）	214	3	98.62%	217	0	100.00%	217	0	100.00%
親会社あり（非上場）	29	2	93.55%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
支配株主（非親会社）あり	105	5	95.45%	110	0	100.00%	108	2	98.18%
支配株主なし	2,222	41	98.19%	2,260	3	99.87%	2,241	22	99.03%
連結子会社数									
10社未満	1,389	35	97.54%	1,422	2	99.86%	1,405	19	98.67%
10社以上50社未満	893	16	98.24%	908	1	99.89%	904	5	99.45%
50社以上100社未満	163	0	100.00%	163	0	100.00%	163	0	100.00%
100社以上300社未満	94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%
300社以上	31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%
決算期									
1月	32	0	100.00%	32	0	100.00%	31	1	96.88%
2月	137	5	96.48%	142	0	100.00%	141	1	99.30%
3月	1,818	17	99.07%	1,832	3	99.84%	1,820	15	99.18%
4月	20	2	90.91%	22	0	100.00%	22	0	100.00%
5月	47	1	97.92%	48	0	100.00%	47	1	97.92%
6月	63	1	98.44%	64	0	100.00%	63	1	98.44%
7月	19	1	95.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%
8月	36	1	97.30%	37	0	100.00%	37	0	100.00%
9月	74	8	90.24%	82	0	100.00%	82	0	100.00%
10月	27	0	100.00%	27	0	100.00%	27	0	100.00%
11月	33	1	97.06%	34	0	100.00%	32	2	94.12%
12月	264	14	94.96%	278	0	100.00%	275	3	98.92%
業種									
水産・農林業	7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%
鉱業	6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%
建設業	117	4	96.69%	121	0	100.00%	120	1	99.17%
食料品	99	5	95.19%	103	1	99.04%	103	1	99.04%
繊維製品	52	0	100.00%	52	0	100.00%	51	1	98.08%
パルプ・紙	17	0	100.00%	17	0	100.00%	16	1	94.12%
化学	179	1	99.44%	180	0	100.00%	179	1	99.44%
医薬品	41	0	100.00%	41	0	100.00%	41	0	100.00%
石油・石炭製品	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
ゴム製品	17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%
ガラス・土石製品	43	2	95.56%	45	0	100.00%	43	2	95.56%
鉄鋼	39	0	100.00%	39	0	100.00%	39	0	100.00%
非鉄金属	32	1	96.97%	33	0	100.00%	33	0	100.00%
金属製品	64	0	100.00%	63	1	98.44%	63	1	98.44%
機械	179	4	97.81%	183	0	100.00%	178	5	97.27%
電気機器	193	5	97.47%	198	0	100.00%	197	1	99.49%
輸送用機器	79	0	100.00%	79	0	100.00%	79	0	100.00%
精密機器	36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%
その他製品	70	3	95.89%	73	0	100.00%	71	2	97.26%
電気・ガス業	24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%
陸運業	52	0	100.00%	52	0	100.00%	51	1	98.08%
海運業	12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%
空運業	5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%
倉庫・運輸関連業	34	1	97.14%	35	0	100.00%	34	1	97.14%
情報・通信業	227	6	97.42%	233	0	100.00%	233	0	100.00%
卸売業	222	3	98.67%	225	0	100.00%	224	1	99.56%
小売業	233	7	97.08%	239	1	99.58%	236	4	98.33%
銀行業	83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%
証券・商品先物取引業	25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%
保険業	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
その他金融業	30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%
不動産業	82	5	94.25%	87	0	100.00%	87	0	100.00%
サービス業	250	4	98.43%	254	0	100.00%	253	1	99.61%
買収防衛策									
あり	347	0	100.00%	346	1	99.71%	344	3	99.14%
なし	2,223	51	97.76%	2,272	2	99.91%	2,253	21	99.08%
独立役員									
取締役のみに指定	858	17	98.06%	874	1	99.89%	865	10	98.86%
監査役のみに指定	28	2	93.33%	30	0	100.00%	28	2	93.33%
取締役および監査役に指定	1,684	32	98.14%	1,714	2	99.88%	1,704	12	99.30%
取締役の任期									
1年	1,937	35	98.23%	1,969	3	99.85%	1,956	16	99.19%
2年	633	16	97.53%	649	0	100.00%	641	8	98.77%

補充原則5-1①			補充原則5-1②			補充原則5-1③			原則5-2		
実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率	実施 会社数	不実施 会社数	実施率
2,618	3	99.89%	2,591	30	98.86%	2,612	9	99.66%	2,091	530	79.78%
1,878	2	99.89%	1,856	24	98.72%	1,874	6	99.68%	1,514	366	80.53%
677	1	99.85%	672	6	99.12%	675	3	99.56%	515	163	75.96%
63	0	100.00%	63	0	100.00%	63	0	100.00%	62	1	98.41%
2,609	3	99.89%	2,583	29	98.89%	2,603	9	99.66%	2,085	527	79.82%
9	0	100.00%	8	1	88.89%	9	0	100.00%	6	3	66.67%
1,202	1	99.92%	1,179	24	98.00%	1,199	4	99.67%	864	339	71.82%
677	2	99.71%	674	5	99.26%	675	4	99.41%	573	106	84.39%
405	0	100.00%	405	0	100.00%	404	1	99.75%	356	49	87.90%
334	0	100.00%	333	1	99.70%	334	0	100.00%	298	36	89.22%
150	0	100.00%	149	1	99.33%	149	1	99.33%	123	27	82.00%
764	1	99.87%	758	7	99.08%	763	2	99.74%	632	133	82.61%
722	1	99.86%	712	11	98.48%	719	4	99.45%	562	161	77.73%
461	1	99.78%	457	5	98.92%	460	2	99.57%	366	96	79.22%
315	0	100.00%	311	4	98.73%	315	0	100.00%	233	82	73.97%
206	0	100.00%	204	2	99.03%	206	0	100.00%	175	31	84.95%
2,126	2	99.91%	2,115	13	99.39%	2,122	6	99.72%	1,760	368	82.71%
492	1	99.80%	476	17	96.55%	490	3	99.39%	331	162	67.14%
396	0	100.00%	396	0	100.00%	396	0	100.00%	365	31	92.17%
106	0	100.00%	105	1	99.06%	106	0	100.00%	76	30	71.70%
564	1	99.82%	554	11	98.05%	561	4	99.29%	384	181	67.96%
504	0	100.00%	494	10	98.02%	504	0	100.00%	378	126	75.00%
1,444	2	99.86%	1,438	8	99.45%	1,441	5	99.65%	1,253	193	86.65%
331	1	99.70%	327	5	98.49%	329	3	99.10%	213	119	64.16%
1,362	0	100.00%	1,340	22	98.38%	1,358	4	99.71%	1,045	317	76.73%
769	2	99.74%	768	3	99.61%	769	2	99.74%	684	87	88.72%
156	0	100.00%	156	0	100.00%	156	0	100.00%	149	7	95.51%
248	0	100.00%	245	3	98.79%	248	0	100.00%	205	43	82.66%
217	0	100.00%	215	2	99.08%	217	0	100.00%	187	30	86.18%
31	0	100.00%	30	1	96.77%	31	0	100.00%	18	13	58.06%
110	0	100.00%	108	2	98.18%	110	0	100.00%	73	37	66.36%
2,260	3	99.87%	2,238	25	98.90%	2,254	9	99.60%	1,813	450	80.11%
1,422	2	99.86%	1,403	21	98.53%	1,417	7	99.51%	1,055	369	74.09%
908	1	99.89%	900	9	99.01%	907	2	99.78%	764	145	84.05%
163	0	100.00%	163	0	100.00%	163	0	100.00%	153	10	93.87%
94	0	100.00%	94	0	100.00%	94	0	100.00%	89	5	94.68%
31	0	100.00%	31	0	100.00%	31	0	100.00%	30	1	96.77%
32	0	100.00%	30	2	93.75%	32	0	100.00%	26	6	81.25%
142	0	100.00%	139	3	97.89%	141	1	99.30%	112	30	78.87%
1,832	3	99.84%	1,815	20	98.91%	1,828	7	99.62%	1,492	343	81.31%
22	0	100.00%	21	1	95.45%	22	0	100.00%	18	4	81.82%
48	0	100.00%	47	1	97.92%	48	0	100.00%	34	14	70.83%
64	0	100.00%	64	0	100.00%	63	1	98.44%	48	16	75.00%
20	0	100.00%	20	0	100.00%	20	0	100.00%	13	7	65.00%
37	0	100.00%	37	0	100.00%	37	0	100.00%	29	8	78.38%
82	0	100.00%	82	0	100.00%	82	0	100.00%	61	21	74.39%
27	0	100.00%	27	0	100.00%	27	0	100.00%	20	7	74.07%
34	0	100.00%	33	1	97.06%	34	0	100.00%	24	10	70.59%
278	0	100.00%	276	2	99.28%	278	0	100.00%	214	64	76.98%
7	0	100.00%	7	0	100.00%	7	0	100.00%	4	3	57.14%
6	0	100.00%	6	0	100.00%	6	0	100.00%	5	1	83.33%
121	0	100.00%	120	1	99.17%	121	0	100.00%	109	12	90.08%
104	0	100.00%	103	1	99.04%	103	1	99.04%	82	22	78.85%
52	0	100.00%	52	0	100.00%	52	0	100.00%	41	11	78.85%
17	0	100.00%	16	1	94.12%	17	0	100.00%	16	1	94.12%
180	0	100.00%	178	2	98.89%	179	1	99.44%	143	37	79.44%
41	0	100.00%	41	0	100.00%	40	1	97.56%	37	4	90.24%
12	0	100.00%	12	0	100.00%	12	0	100.00%	9	3	75.00%
17	0	100.00%	17	0	100.00%	17	0	100.00%	11	6	64.71%
45	0	100.00%	45	0	100.00%	45	0	100.00%	39	6	86.67%
39	0	100.00%	38	1	97.44%	39	0	100.00%	30	9	76.92%
33	0	100.00%	33	0	100.00%	33	0	100.00%	28	5	84.85%
64	0	100.00%	63	1	98.44%	64	0	100.00%	48	16	75.00%
183	0	100.00%	179	4	97.81%	183	0	100.00%	140	43	76.50%
198	0	100.00%	195	3	98.48%	198	0	100.00%	161	37	81.31%
79	0	100.00%	79	0	100.00%	79	0	100.00%	73	6	92.41%
36	0	100.00%	36	0	100.00%	36	0	100.00%	28	8	77.78%
73	0	100.00%	71	2	97.26%	72	1	98.63%	58	15	79.45%
24	0	100.00%	24	0	100.00%	24	0	100.00%	20	4	83.33%
52	0	100.00%	51	1	98.08%	52	0	100.00%	48	4	92.31%
12	0	100.00%	11	1	91.67%	12	0	100.00%	9	3	75.00%
5	0	100.00%	5	0	100.00%	5	0	100.00%	4	1	80.00%
35	0	100.00%	32	3	91.43%	35	0	100.00%	28	7	80.00%
232	1	99.57%	232	1	99.57%	231	2	99.14%	167	66	71.67%
224	1	99.56%	222	3	98.67%	224	1	99.56%	175	50	77.78%
239	1	99.58%	235	5	97.92%	239	1	99.58%	187	53	77.92%
83	0	100.00%	83	0	100.00%	83	0	100.00%	75	8	90.36%
25	0	100.00%	25	0	100.00%	25	0	100.00%	22	3	88.00%
9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%	9	0	100.00%
30	0	100.00%	30	0	100.00%	30	0	100.00%	24	6	80.00%
87	0	100.00%	87	0	100.00%	87	0	100.00%	67	20	77.01%
254	0	100.00%	254	0	100.00%	253	1	99.61%	194	60	76.38%
345	2	99.42%	342	5	98.56%	346	1	99.71%	288	59	83.00%
2,273	1	99.96%	2,249	25	98.90%	2,266	8	99.65%	1,803	471	79.29%
874	1	99.89%	867	8	99.09%	872	3	99.66%	683	192	78.06%
30	0	100.00%	29	1	96.67%	30	0	100.00%	25	5	83.33%
1,714	2	99.88%	1,695	21	98.78%	1,710	6	99.65%	1,383	333	80.59%
1,970	2	99.90%	1,952	20	98.99%	1,966	6	99.70%	1,596	376	80.93%
648	1	99.85%	639	10	98.46%	646	3	99.54%	495	154	76.27%

**東証上場会社**  
**コーポレート・ガバナンス白書 2019**

発行日 2019年5月

発行 (株)東京証券取引所上場部  
東京都中央区日本橋兜町2番1号  
電話 (03) 3666-0141 (代表)  
URL : <https://www.jpx.co.jp/>

印刷 勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山1丁目13番7号  
電話 (03) 3812-5203 (代表)

定価 本体価格1,000円+税

※無断転載を禁じます。





お問い合わせ先

株式会社 **東京証券取引所** 上場部

〒103-8220 東京都中央区日本橋兜町2-1

Tel. 03-3666-0141 (代表)

<https://www.jpx.co.jp/>